

R8 大洗研 廃棄物管理施設
管理機械棟機械室耐震改修工事

工 事 仕 様 書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

目 次

I. 共通事項.....	1
1. 工事概要.....	1
2. 一般事項.....	2
3. 品質保証計画.....	7
4. 工事関係図書.....	7
5. 工事現場管理.....	8
6. 材料.....	14
7. 施工.....	16
8. 運転要領説明.....	16
9. 検収.....	17
10. 週休2日促進工事.....	17
11. 契約不適合責任.....	18
12. 工事関係図書等一覧.....	18
13. 事業所規則に基づく共通事項.....	20
II. 特記事項.....	23
i. 建築	
1. 仮設工事.....	23
2. 土工事.....	24
3. 地業工事.....	25
4. 鉄筋コンクリート工事.....	26
5. 鉄骨工事.....	28
6. 防水工事.....	32
7. 金属工事.....	32
8. 左官工事.....	32
9. 塗装工事.....	33
10. 内装工事.....	33
11. 外壁復旧及びその他工事.....	33
12. 撤去工事.....	33
13. 舗装工事.....	34
14. 発生材処分.....	34
15. その他.....	34

ii. 電気設備	
1. 工事概要.....	35
2. 電灯設備.....	35
3. 動力・幹線設備.....	35
4. 弱電設備.....	35
5. 火災報知設備.....	35
6. 耐震支持.....	35
7. 検査・試験.....	35
8. その他.....	36
iii. 機械設備	
1. 工事概要.....	38
2. 空調設備.....	38
3. 換気設備.....	38
4. 給排水設備.....	38
5. 消火設備.....	38
6. ガス設備.....	38
7. 配管支持材.....	38
8. 検査・試験.....	39
9. その他.....	40
iv. メーカーリスト.....	41
v. 工事区分表.....	42

I. 共通事項

1. 工事概要

(1) 工事件名

R8 大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事

(2) 工事場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

大洗原子力工学研究所構内

(3) 工期

自 契約締結日

至 令和 9 年 3 月 16 日

(4) 工事概要

1) 工事目的

管理機械棟は「常陽」運転に伴い発生する放射性廃棄物の受入・管理を行う大洗原子力工学研究所廃棄物管理施設のうち、監視・分析設備等を内包する施設である。新規制基準に基づき耐震評価を実施した結果、構造体において耐力が不足することが確認されたため、管理機械棟の耐震補強工事を行う。また建家の健全性を保つ必要があるため、修繕工事も併せて行う。

本件は施設整備費補助事業「大洗廃棄物管理施設の新規制基準対応」における工事である。

2) 主要工事

① 管理機械棟（既設増設部）

階数・構造	地上 2 階 鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
延べ面積	470.8 m ²
主要用途	廃棄物管理施設
耐震クラス	C クラス
基礎	独立基礎
工事内容	鉄骨補強ブレース補強

② 管理機械棟（居室増設部）

階数・構造	地上 2 階 鉄筋コンクリート造
延べ面積	333.9 m ²
主要用途	廃棄物管理施設
耐震クラス	C クラス
基礎	布基礎
工事内容	屋上防水改修による荷重軽減補強

③ 管理機械棟（機械室 ※本工事対象部）

階数・構造	地上 1 階 鉄骨造
延べ面積	302.4 m ²
主要用途	廃棄物管理施設

耐震クラス	Cクラス
基礎	独立基礎
工事内容	鉄骨補強ブレース補強

(5) 工事範囲及び放射線管理区域

工事範囲：本仕様書及び工事内訳書、図面に依る。

工事区域：管理区域・**非管理区域**・（工事範囲外に管理区域あり）

(6) 原子力規制委員会の設計及び工事の計画の認可について

対象工事 ・ 対象外工事

(7) 使用前事業者検査について

対象工事 ・ 対象外工事

使用前事業者検査対象の工種については、本仕様書に定める検査の他、発注者検査、使用前事業者検査に対応すること。対象工事の工種は原子力機構より別途指示する。

なお、検査がスムーズに進められるよう、検査に使用する計測機器類、治具等を事前に準備しておくこと。また、検査前に自主検査記録を原子力機構に提出すること。

(8) 原子力機構が規定する秘密性を要する情報の取扱いについて

対象工事 ・ 対象外工事

(9) 別契約の関連工事

あり ・ なし（管理機械棟排気モニタ等移設作業）

(10) 支給・貸与品

工事用電力：無償

工事用水：構内指定場所より無償支給する。但し、場合によっては使用量の制限がある。

工事用土地：無償

2. 一般事項

本工事は居ながら工事のため、騒音、塵埃対策及び居室人との事故防止を図り行うこと。

工事着手に先立ち、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また工事進捗中、定期的に進捗確認を行い、必要に応じて遅延対策を図ること。作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。

また、原子力機構の業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、原子力機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について原子力機構と綿密に協議すること。

管理機械棟は管理区域を有する施設であるため、工事範囲外の区域にむやみに立ち入らないこと。

2.1. 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、原子力機構が発注する「R8 大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事」に適用する。

2.2. 適用法令及び規格等

本仕様書及び設計図書に特記なき限り、以下に示す法令及び規格、基準等の最新版について適用する。

(1) 適用法令

- ・ 建築基準法、耐震改修促進法、建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・ 労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法
- ・ 原子炉等規制法、試験研究の用に供する原子炉等に係る関連法令、並びにこれらに関連した原子力規制委員会規則、内規等
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害対策防止法、騒音規制法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)、エネルギーの使用合理化に関する法律(省エネ法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、茨城県条例、大洗町条例
- ・ その他、関係法令、条例等

(2) 適用規格、基準

- ・ JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針
- ・ JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程
- ・ JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事監理指針」
- ・ 建築工事標準仕様書・同解説(JASS)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」
- ・ 建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説令和3年版」
- ・ 日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」
- ・ 日本産業規格(JIS)及び関係規格
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ 日本電気工業会規格(JEM)
- ・ 内線規程(JEAC8001-2022)
- ・ 日本原子力研究開発機構 電気工作物保安規程・規則
- ・ その他基準類

2.3. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 原子力機構の文書による指示、回答
- (2) 設計内訳書
- (3) 工事仕様書
- (4) 図面
- (5) 標準仕様書（2.2. 適用法令及び規格等）に示す基準類

2.4. 官公署その他への届出手続等

- (1) 当該工事請負契約の請負業者又は契約書の規定により定められた請負業者（以下、請負業者という。）は、工事の着手、施工及び完成にあたり、請負業者の行うべき関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な申請、届出、手続等について、請負業者の負担と責任において遅滞なく行うこと。
- (2) (1)の申請、届出、手続等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に原子力機構に報告すること。
- (3) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力すること。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受検する官公庁等の諸検査について協力、助勢を行うこと。

2.5. 建設業退職金共済制度（建退共）

- (1) 建設業退職金共済制度に加入し、適切に運用すること。また、掛金収納書（契約者が発注者へ）及び共済証紙購入額計算表（共済証紙購入の考え方）を原子力機構に提出すること。また、契約の増額変更等により追加購入した場合は、都度提出すること。
- (2) 契約締結当初は建退共制度の対象労働者を雇用しない等、収納書等の提出が困難な場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面にて原子力機構に申し出ること。
- (3) 収納書等の提出ができない等又は共済証紙を追加購入しなかった場合は、その理由を書面にて原子力機構に申し出ること。

2.6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守して行うこと。

2.7. 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

- (1) 本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、あらかじめ原子力機構の確認を受けること。
- (2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、原子力機構に提出すること。

2.8. 中小受託事業者の届出等について

- (1) あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。

- (2) 請負業者は、事前に素材のメーカ、製作、据付、検査・試験等に使用する主要な下請業者のリストを機構に提出し、原子力機構の確認を受けること。
- (3) 請負業者は、下請業者の選定にあたって、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定すること。
- (4) JIS 規格品については、国または登録認証機関による「JIS マーク表示制度」に基づく、「指定商品」、「指定加工技術」の認証工場において製作したものをを用いること。
- (5) 請負業者は、原子力機構の認めた下請業者を変更する場合には、原子力機構の確認を得ること。
- (6) 請負業者は、全ての下請業者に契約要求事項等を十分周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者が生じさせる可能性のある不適合事案を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、24 項(3)及び(4)に従うものとする。

2.9. 施工体制台帳等の提出

施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督員に提出する。

なお、当該工事に関する工事現場の施工体制を情報通信技術の利用により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じている場合は提出を要しないものとする。

2.10. 設計図書等の取扱い及び情報管理

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 発注図書を含む契約書を除き、原子力機構より貸与された埋設図、配置図、建家等図面及び工事写真並びにその関係資料及びデータ類については機微情報扱いとし、工事終了後速やかに原子力機構へ返却する。
- (4) 原子力機構より提出又は貸与された全ての文書及びデータ並びに請負業者が取扱う全ての文書及び電子データは、請負業者の責任において第三者に流出することを防止すると共に、情報管理を徹底する。
- (5) 機微情報を扱うコンピュータ類については、ファイル交換ソフトのインストールを禁止する。

2.11. 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、速やかに原子力機構に報告し協議する。

協議した結果について、記録し、相互に確認する。また、確定した事項は、提出図書に反映すること。

2.12. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置または取付け工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、原子力機構と協議を行うこと。

2.13. 工事中設備

- (1) 本工事に必要な仮設建物、電気、通信設備、水等の工事中設備の設置については、あらかじめ原子力機構と打合せするものとする。施工方法及び使用方法については、原子力機構の承認を受け、工事完了後は速やかに撤去し現状復旧すること。ただし、作業員宿舎等を構内に設けることはできない。
- (2) 工事中電力について、屋内で電源を使用する場合は仮設盤等からケーブルドラムを準備することを基本とし、小容量については建屋内コンセントも利用可とする。ただし、動力用電源（3相200V）が必要な場合は、建家内分電盤より100Aまでは供給可能だが、それを超える場合は請負業者が発電機を用意すること。工事中に使用できるコンセント位置は作業着手までに原子力機構と協議し確認する。
- (3) 上水（飲料用）及び工業用水（施工用）は、原子力機構が指定する支給点より取り出すこと。支給点位置は作業着手までに原子力機構と協議し確認する。

2.14. 工事中一時中止に係る事項

次の①から⑤までのいずれかに該当し、工事中一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

- ① 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- ② 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- ③ 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- ④ 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- ⑤ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事中目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

2.15. 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。

2.16. 特許権等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ原子力機構と協議すること。

2.17. 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工にあたり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を原子力機構に報告すること。その後の措置については、原子力機構の指示に従うこと。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属す

る。

3. 品質保証計画書

請負業者の品質保証について以下の内容等を明確にした品質保証計画書を速やかに提出すること。

- 1) 文書管理：受注業務にて作成した文書の管理手順
- 2) 記録の管理：受注業務にて作成した記録の管理手順
- 3) 責任及び権限：受注業務に係る組織構造及び各職制の責任及び権限
- 4) 人的資源：受注業務の要員に対し、職種に応じ必要とされる力量
- 5) インフラストラクチャー：受注業務で必要とされる施設、設備、ユーティリティ及びそれらの管理方法
- 6) 作業環境：受注業務における作業環境の整備及び維持方法
- 7) 要求事項の明確化：製品に関連する要求事項
- 8) 顧客とのコミュニケーション：機構と必要に応じた打合せ等の実施
- 9) 設計・開発の計画：設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度、各段階のレビュー、検証及び妥当性確認方法並びに管理体制、責任者及びその権限、内部資源及び要員の責任及び権限
- 10) 設計・開発へのインプット：製品の機能や性能、適用される法令・規制要求事項及びその他の要求事項を示した記録の維持方法
- 11) 設計・開発へのアウトプット：製品の具体的な仕様をインプットと対比して検証を行うための方法
- 12) 設計・開発の変更管理：変更を実施する前にレビュー、検証および妥当性確認を適切に行うこと、その記録の維持方法
- 13) 調達製品の検証：受注業務での調達品が調達要求事項を満たしていることの確認方法
- 14) 顧客の所有物：機構の所有物を使用する場合、その使用や取り扱い方法
- 15) 監視機器及び測定機器の管理：受注業務にて必要となる監視機器、測定機器及びその管理方法
- 16) 検査及び試験：検査・試験の方法
- 17) 不適合管理：不適合事象発生時の管理方法
- 18) 品質保証監査への協力：原子力機構が請負業者の品質保証の確認のため実施する監査への協力

4. 工事関係図書

4.1. 施工計画書

- (1) 当該工事の着手に先立ち、工事安全、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書、試験計画書、検査要領書、その他工事に必要な計画書等（以下、施工計画書等という。）を作成し、原子力機構の承諾を受けること。なお、軽微な作業等の施工計画書等については、記載項目について原子力機構と協議することができるものとする。
- (2) 施工計画書等の作成にあたっては、作業員の技量・必要資格を確認し、当該作業に適合していることを確認すること。
- (3) 施工計画書等の内容を変更する必要があるが生じた場合（品質計画以外の軽微なものを除く。）

は、原子力機構に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力機構の承諾を受けること。

- (4) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び原子力機構の指示の内容を周知徹底する。また、作業着手前までに、施工計画書等に記載する諸般及び遵守事項を末端の作業員まで周知徹底し、内容を理解させる。

4.2. リスクアセスメント

当該工事の着手に先立ち、リスクアセスメントを実施し、その結果（作業シート）を、原子力機構に提出する。

なお、リスクアセスメント要領及び様式等は別途原子力機構より提示する。

4.3. 施工図等

- (1) 施工図、製作図等は工事の施工又は製作に先立ち作成し、原子力機構の承諾を受けること。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図、製作図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工図、製作図等の内容を変更する必要がある場合は、原子力機構に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力機構の承諾を受ける。

4.4. 工事の記録

- (1) 工事の全般的な経過及び実績を記載した書面を作成する。また、原子力機構の指示により、工程実績表、出来高調書、その他必要となる図書等を作成する。
- (2) 工事の施工にあたり、試験、検査を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を漏れなく整備する。
 - ① 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - ② 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - ③ 一工程の施工を完了した場合
 - ④ 適切な施工であることの証明を原子力機構から指示された場合
 - ⑤ 施工計画書等の品質計画において計画した事項
 - ⑥ 改修工事等における既設建家等の現況記録（現況写真等）
- (4) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、営繕工事写真撮影要領（国営建技第13号）を基本とし、必要に応じ原子力機構と協議する。
- (5) 工事の記録について請求されたときは、速やかに原子力機構へ提示又は提出する。

5. 工事現場管理

5.1. 安全文化の醸成

- (1) 原子力機構が実施する「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動」に協力すること。活動施策を以下に示す。
 - 1) 安全確保を最優先とする。
 - 2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。

- 3) 現場を重視し、リスクの低減を目指した保安活動に努める。
- (2) 原子力機構が実施する「建設部安全3原則」に協力すること。活動施策を以下に示す。
 - 1) 重大事故防止及び既設設備保護のため、現場と記録の確認を徹底し、事前準備を怠らない。
 - 2) 作業手順、ルールを確実に守り、新たなリスクが発生した場合は一度立ち止まる。
 - 3) パトロールを重視し、現場リスクの見える化を図り、基本動作の遵守及び作業環境の改善を繰り返す。

5.2. 周辺公衆への影響について

原子力機構の業務は特殊性に富んでいるため事故、火災等を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものとなることを認識し、安全衛生管理には特に注意を払うこと。また、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等についても、通常において見られないものであれば外部に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法、対策等について原子力機構と綿密に協議する。

工事に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、請負業者の負担と責任により遅滞なく実施する。

5.3. キックオフ会議

工事着手に先立ってキックオフ会議を実施する。キックオフ会議の日時、場所については原子力機構と協議し決定する。

5.4. 作業責任者等認定制度

- (1) 請負業者は、本工事を実施するにあたり、大洗原子力工学研究所で実施する以下の保安教育を受講し、受講記録を提出すること。

①機構で発生した事故事例教育

②大洗原子力工学研究所で作成した安全ハンドブックの周知教育

- (2) 現場代理人、現場責任者、分任現場責任者のいずれかに当てはまる者については、大洗原子力工学研究所で実施する現場責任者認定教育を受講し認定を受けること。受講時間は新規の場合で3時間程度とする。

なお、現場責任者、現場分任責任者の位置にあるものについては、原則として作業員を兼務してはならない。

- (3) 現場責任者は、作業現場の安全管理、作業管理に責任を持ち、規律の維持、労働災害防止に当たる。
- (4) 現場分任責任者は、作業現場に常駐し、現場責任者の指揮・監督の下に、安全管理、施工管理を分任し、規律の維持及び労働災害防止に当たる。

5.5. 計画外作業の禁止

原子力機構が施工計画書等にて承諾していない作業及び承諾されているが必要な手続きが実施されていない作業又は作業当日に予定されていない作業（以下、計画外作業という。）については禁止とする。

ただし、段取り替え等により、施工計画書等の承諾及び必要な手続きは済んでいるが当日に予定されていない作業が必要となった場合のみ、該当する関係作業を一時中断し、原子力

機構と協議のうえ承諾を得ることにより作業を実施できる。作業の再開にあたっては、再度KY及びTBMを行い、当該作業員に作業内容、手順、注意点等を作業員に復唱させ作業開始とする。

5.6. 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は、特記による。
 - ① 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - ② 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者は、原子力機構の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。
- (3) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、原子力機構の承諾を受ける。

5.7. 工事用電力設備の保安責任者

- (1) 工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、原子力機構に報告する。
- (2) 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

5.8. 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。
 - ① 休日及び夜間の作業は、原則行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。また、休日の現場事務所内作業についても同様とする。なお、休日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び創立記念日を指す。
 - ② 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ原子力機構の承諾を受ける。
 - ③ 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ原子力機構の承諾を受ける。
- (2) (1)以外の施工条件は、特記による。

5.9. 施工中の安全確保

- (1) 自然災害気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。また、熱中症対策等として、作業時間等、機構監督員と協議を行うことができるものとする。
- (2) 高年齢労働者においては、体力及び体調バランスの低下が著しく、特に夏期の屋外作業においては熱中症発症のリスクが高いため、施工計画書等に高年齢労働者の特性を考慮した現場作業の安全・注意事項、体調管理及び熱中症予防対策などを計画すること。

5.10. 防火対策

工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、適切な消火設備、スパッターシート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。使用する機器は事前に点検を実施し、異常の無いことを確認するとともに、使用中も必要に応じ適宜点検を実施すること。火気作業時は火元監視員を配置すること。溶接等の火気を取り扱う作業を行う際は、作業

終了後に1時間以上の残火確認時間を確保すること。昼休憩時にも火元監視員を配置し、時間をずらして休憩時間を確保すること。高所での溶接作業等で監視員が複数人必要な場合は十分な人数を配置すること。

火災により生じた損害は、すべて請負業者の責任とする。

火気使用作業を実施する前に原子力機構の定める手続きを行い承認を得ること。

5.11. 既存設備等の損傷防止

工事の施工にあたり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物及び躯体埋設配管、地中埋設配管等に対して、支障をきたさないよう別途原子力機構が提示する既設設備又は埋設物等の損傷防止のための原子力機構の基準、要領等に基づき探査方法、施工方法等を検討、原子力機構と協議し、原子力機構の実施する技術審議会にて承諾を受けること。また、その内容については、該当する施工計画書等に反映すること。

施工に際しては、既存設備、既存埋設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずる。万一毀損した場合は、原子力機構の指示に従って、請負業者の負担と責任において同一材料にて速やかに復旧する。

5.12. 交通安全管理

- (1) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。また、届出、申請等の対応については、請負業者の負担と責任において遅滞なく行う。
- (2) 路面の損傷、汚損防止に配慮するとともに、現場周辺の交通に配慮し第三者へ損害を与えないよう注意する。
- (3) 紛争、事故等が生じた場合は、請負業者の負担と責任において解決する。また、速やかに事故等の発生日時、場所、原因、被害者情報、対応状況等を原子力機構に報告する。
- (4) 請負業者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。

5.13. 災害等発生時の安全確保及び通報連絡

災害及び事故又は異常が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに原子力機構が別途提示する通報連絡基準により、あらゆる手段で原子力機構に通報連絡する。

5.14. 工事安全に関する留意事項等について

(1) 新規入場者教育

新規入場者教育は、業種、規模を問わず必ず実施する。また、作業に必要な法定の安全衛生教育、特別教育等などについて確認する。

(2) 危険予知活動等

毎日の作業に先立ち必ずKY及びTBMを現場で実施するとともに、現場代理人等はその内容を確認し掲示を行う。

なお、都合により遅れて参加できなかった作業員等に関しても、漏れなくKY及びTBM

を実施する。

(3) 施工前の打合せ

作業内容、安全対策及び作業に対する原子力機構の指示事項の相互認識を確実にするため、原子力機構より指示があった場合は、当日の作業予定等について打合せ協議（施工前打合せ）を作業着手前までに実施すること。記録様式、実施時期、その他詳細については、別途原子力機構より指示する。

(4) 工事区画の実施

工事区画による立入規制や安全確保のために必要な施策、周知を適切に行い、災害の発生防止に努める。

(5) 玉掛け作業

玉掛け作業は「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」（基発第 96 号）を遵守して行う。

(6) 枠組み足場

枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（基発 1226 第 2 号）による設置を原則とする。

(7) 仮設足場設置時の注意事項

仮設足場を設置する場合、作業中に資材等を落下させ物品等を破壊しないよう、必要な安全ネットの設置を行うか物品等に養生を行う等、損傷防止のための事前の対策を実施すること。

(8) 単発的な作業について

リース業者による軽微な資材の搬出入等においても、必ず KY 及び TBM を実施する。また、事故、既存設備等の損傷防止のため適時安全確認を実施する。

(9) 電気工事における注意事項

1) 高圧での活線作業は禁止とし、活線部近接作業についても原則として行わない。低圧での活線作業についても原則として禁止とするが、やむを得ず活線作業及び活線部近接作業が必要なときは、以下の事項を遵守すること。また、電気災害防止のための原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。

- ① 活線作業及び活線部近接作業要領書を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
- ② 作業区域にある充電部は絶縁用防具で確実に防護するとともに標示を行い、安全な作業空間を確保すること。
- ③ 作業員には絶縁用保護具を使用すること。
- ④ 絶縁用保護具、絶縁用防具は使用前点検及び定期的な検査に合格したものをを使用すること。
- ⑤ 作業員は作業前に検電を実施し、充電範囲を把握すること。
- ⑥ 作業指揮者を選任し、作業手順の徹底、作業監視等を実施すること。
- ⑦ 電圧測定作業は作業指揮者を定めて 2 名以上で行うこと。
- ⑧ 電圧測定に使用するテスターは“強電用安全テスター”に相当するものを使用し、テストピンの金属部分に絶縁養生を施すこと。

2) 停電操作においては、停電操作者と機構監督員が立合い、対象遮断器の相互確認を行ってから停電操作を実施する。また、第三者による遮断器の誤投入を防止するために、盤を施錠、及びトラロープ等で囲み、停復電作業、機構監督員の連絡先を提示してから、作業を開始すること。

(10) 漏電遮断器付属電源プラグを使用するときの注意事項

工事用電源をコンセントから取るために漏電遮断器付電源プラグを使用する時、不用意にコンセントに電源プラグを差し込むと、電源プラグに付随しているアース線が差し込み刃に接触し地絡警報が吹鳴するので、必ず絶縁テープ等で養生すること。

(11) 発電機使用時の注意

現場事務所電源、工事用電源として発電機を持ち込んで使用する時は、取扱い説明書に準拠し、必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。なお、使用開始前の点検は、以下の項目を実施すること。

- 1) マフラーに面する床に引火物となるカーボンや枯れ葉等がないこと。
- 2) ドレンホースがラジエターに確実に接続され、また、ドレンホースがマフラーから離れていること。
- 3) 定期的にマフラー内のカーボンの蓄積状況の点検を行うこと。特に、北越工業株式会社製の発電機（45kVA オイルフェンス付（型式：SDG45S-7A8））については、発火発煙が生じた事例があることから、確実に使用開始前の点検を行うこと。

(12) 安全掲示板について

安全掲示板等を見やすい場所に設置し、安全目標や作業規制、通報連絡系統、その他必要な周知事項について掲示し、作業員全員へ周知を行う。

(13) 安全パトロール

工事期間中は、工事現場内及び周辺の安全パトロールを定期的実施する。
なお、原子力機構が実施する安全パトロールは、安全活動等を確認するものであり、請負業者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。原子力機構の指摘、指導があった場合は、速やかに対応する。

5. 15. 工事現場に掲げる標識

- (1) 建設業法、同施行規則に基づき、「建設業の許可票」を公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則に基づき、「労災保険関係成立票」を事業場の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、「施工体系図」を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 建設業法施行規則に基づき、「下請負人に対する通知」を工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 建退共制度改善方策について（平成 11 年 3 月 18 日労働省、建設省、建退共本部）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）に基づき、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- (6) 原子力機構が別途提示する通報連絡基準に基づき提示する「原子力機構の緊急時通報連絡体系図」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。また、土木工事安全施工技術指針及び労働安全衛生規則に基づく「緊急時連絡表」を事務所、詰所等の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 労働安全衛生法、同施行令及び規則に基づき、「作業主任者の氏名及び職務」を作業場の見やすい場所に掲示すること。
- (8) 建築基準法、同施行規則に基づき、「建築基準法による確認図表示板」を工事現場の見やすい場所に掲示すること。

(9) その他、関係法令規則等に則り必要に応じて、工事現場の見やすい場所に掲示すること。

5.16. 施工中の環境保全等

- (1) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。
- (2) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努めること。
- (3) 既設のアスベスト含有部材の撤去等を行う場合、周囲や作業員へ危害の無いよう集塵機能付き機器を使用する等のアスベスト対策を徹底すること。なお、対象のアスベスト含有建材は図面による。

5.17. 発生材の処理等

- (1) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省経建発第3号、平成14年改正）を遵守して行うこと。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うこと。原子力機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産業廃棄物処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（E票）を提出すること。
- (3) 土・砂利は場内の所定の場所まで運搬し、仮置きとする。
- (4) 本工事で発生したアスベスト含有材（石綿板張り、太平板等）は、法令に基づき適切に処分すること。

5.18. 工事目的物等の管理

請負業者は竣工検査に合格し、原子力機構への引渡し完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に別途工事、作業を行うときは、協力すること。

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行うこと。

6. 材料

6.1. 環境への配慮

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努めること。
- (2) 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

6.2. 材料の品質等

- (1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。
なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造

者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。

- (2) 主要な材料又は設計図書で指定する材料（以下、主要な材料等という。）については、調達前に設計図書で定める品質及び性能を有することを証明する資料を添付した資材の承諾願いを提出し、原子力機構の承諾を受ける。ただし、設計図書に定める JIS 又は JAS の材料で、JIS 又は JAS のマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、原子力機構に報告する。
- (4) 調査を要する材料は、調査表等を原子力機構に提出する。
- (5) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、原子力機構の承諾を受ける。
- (6) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、原子力機構と協議する。

6.3. 材料の検査等

- (1) 施工計画書等又は原子力機構の指示に基づき、工事現場に搬入した主要な材料等は検査の申請書を原子力機構へ提出し、種別ごとに原子力機構検査員立会いの試験検査を受ける。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原子力機構と協議により抽出検査又は請負業者の自主検査とすることができる。ただし、原子力機構の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 検査の結果、不合格となった材料は、混同を防止する適切な措置を施し、直ちに工事現場外に搬出する。
- (4) 設計図書に定める JIS 若しくは JIS のマーク表示のある材料又は規格、基準等の格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (5) 原則として、主要部材の材料は工場内での材料保管から加工・製作までのトレーサビリティを証明すること。

6.4. 材料の検査に伴う試験

- (1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、原子力機構の承諾を受けた試験方法による。
- (2) 原子力機構の指示により、試験の実施にあたり施工計画書等を作成し、原子力機構の承諾を受ける。
- (3) 試験は、原子力機構検査員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 原子力機構検査員立会いの試験検査の結果は、報告書を原子力機構に提出する。
- (5) 原則として、主要部材の材料は加工前に材料検査を実施すること。必要に応じて原子力機構による立会いを行うこと。

6.5. 材料の保管

現場内に資材、材料等を保管する場合は、原子力機構が指示する位置に整理区分し、不良品又は異物の混入を防止するとともに、表示や荷崩れ、飛散防止対策を行うなど、請負業者の責任において適切に管理を行う。また、搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

なお、搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと原子力機構の指示を受けたものは、適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。

7. 施工

7.1. 施工

- (1) 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書等、施工図等に基づくこと。
- (2) 施工上密接に関連する工事の設備等がコンクリート打込み等で隠ぺいとなる場合は、関連する工事の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 別契約の施工上密接に関連する工事の場合においても(2)による。

7.2. 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において原子力機構の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、原子力機構に報告する。

なお、確認及び報告は、原子力機構の承諾を受けた者が行う。

7.3. 施工の検査等

- (1) 設計図書又は施工計画書等に定められた項目については、検査の申請書を原子力機構へ提出し、原子力機構検査員立会いの試験検査を受ける。また、7.2により報告した場合は、原子力機構の指示により原子力機構検査員立会いの試験検査を受ける。
- (2) 原子力機構検査員立会いの試験検査の結果は、報告書を原子力機構に提出する。
- (3) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原子力機構と協議により抽出検査又は請負業者の自主検査とすることができる。ただし、原子力機構の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、原子力機構の承諾を受ける。
- (5) 使用前事業者検査対象となる試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、必要に応じて、定められた期間ごとまたはその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し原子力機構の承諾を得たものを使用すること。なお、国家または国際標準までトレーサビリティを証明すること。
- (6) 使用前事業者検査対象の工種については、本仕様書に定める試験の他、発注者検査、使用前事業者検査に対応すること。対象の工種は原子力機構より別途指示する。

8. 運転要領説明

工事に含まれる施設、設備又は機器における運転方法及び取扱い方法について、原子力機構に適切な情報を与えるとともに、説明教育を行う。

9. 検収

原子力機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁等の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

10. 週休2日促進工事

10.1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。

10.2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

①対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

10.3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。ま

た、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

10.4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

10.5. 10.2. (1) ①を前提に補正係数 1.02 による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価）、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費分の補正及び補正係数 1.01 による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、10 (1) ①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、10.2. (1) ①及び10.2.

(2) ①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が10.2. (1) ①の取組を希望しない場合（10.2. (1) ①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

11. 契約不適合責任

検収後に製作・据付上の不適合が発見された場合は、請負業者は直ちに手直しまたは修理を無償で行うものとする。また、原子力機構は請負業者に対して是正後の保証期間の延長を求められるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

12. 工事関係図書等一覧

工事関係図書等一覧の部数には返却分を含めていない。

竣工図書の電子データは、電子記録媒体（CD又はDVDなど）で納品とし、竣工図書にディスク収納ポケットを張付けて収納すること。

工事写真及び竣工写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合には、画像の加工編集は認めない。また、解像度は100万画素以上とする。ただし、原子力機構の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正は認める。

※：原子力機構の指示による。（部数には返却分を含めていない。）

図書名	部数	提出先	期限	備考
(契約時)				
工事請負契約書	※	契約担当課	契約後14日以内	
その他	※	※	※	契約部署の指示による
(契約直後)				
工事着工届	1	工事担当課	契約後14日以内	原子力機構による確認を受けたのちに提出
再生資源利用（促進）計画書	※	〃	〃	
現場代理人届（経歴書共）	1	〃	〃	原子力機構による確認を受けたのちに提出 変更となる場合は、（変更）版を提出

主任(監理)技術者届(経歴書共)	1	〃	〃	〃
約定工程表	1	〃	〃	原子力機構による確認を受けたのちに提出 工期変更を伴う場合は、(変更)版を提出
建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	〃	その都度	原子力機構による確認を受けたのちに提出
火災保険等加入状況報告書	1	〃	〃	〃
品質保証計画書	1	〃	契約後速やかに	
業務従事者等の経歴等資料	1	〃	その都度	
マスター工程表	1	〃	着工14日前	
設計図集	※	※	※	簡易製本
その他	※	※	※	契約部署の指示による
(工事中)				
緊急連絡体制	1	工事担当課	着工14日前	原子力機構の緊急時通報連絡体系図等は、原子力機構より別途提示する。
施工体制台帳	1	〃	その都度	写しを提出
施工体系図	1	〃	〃	〃
月間工程表	1	〃	毎月	現場閉所日を記載
週間工程表	1	〃	毎週	現場閉所日を記載
中小受託事業者の届出について	1	〃	その都度	
主要(指定)資材承諾願	1	〃	〃	
工事安全計画書	1	〃	着工14日前	
施工計画書	1	〃	施工7日前	各工種の工事量が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成可
施工図	1	〃	施工7日前	必要に応じて
機器承諾図	1	〃	〃	〃
試験・検査申請書及び報告書	1	〃	※	原子力機構の立会試験・検査の請求及び結果の報告を遅滞なく提出
建設副産物処理計画書	1	〃	その都度	発生材(建設発生土及び鋼材等有価物を含む)の処分計画(運搬及び処分の委託契約書を含む)
打合せ議事録	1	〃	〃	受注者、国、自治体等の外部機関と性能・機能に関する取決めを行った場合、設定の考え方を記載し、相互の確認を得ること。
施工前打合せ表	1	〃	〃	

原子力機構各拠点規則による工事図書	※	※	※	原子力機構各拠点の規則に基づき、原子力機構の指示による
その他	※	※	※	〃
(完成時)				
支払内容通知書 兼 竣工届・請求書	1	工事担当課	竣工日	
予備品明細書、取扱説明書	※	〃	竣工検査日	
建設副産物処理報告書	1	〃	作業終了後	発生材（建設発生土を含む）の処分報告
保証書	※	〃	竣工検査日	屋根防水材
竣工図書	※	〃	〃	竣工検査時に原図等を確認し、製本版（A4 黒表紙金文字）は竣工後 14 日以内に提出
工事写真	※	〃	〃	竣工写真を含む
電子データ(竣工図, 施工図, 写真)	※	〃	〃	DVD-R 等、電磁的記録媒体を竣工図書に添付
その他	※	〃	〃	原子力機構の指示による

13. 事業所規則に基づく共通事項

- (1) 原子力機構内で作業するときは、その構内における諸規則を遵守すること。
- (2) 原子力機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、連絡を密に取り、工事全体の円滑な推進に努めること。
- (3) 作業時間

工事の実質作業時間は原則、平日（土日祝日は除く）の 9:00～17:30 までとする。また、やむをえない場合は、原子力機構と協議を行う。

- (4) 大洗原子力工学研究所内への入出構について

① 事前申請

原則として全ての出入構者は事前申請が必要となる。入構日前日 17:00 までに「立入制限区域への一時立入者の立入の必要性確認票」を大洗原子力工学研究所に提出すること。

② 入出構手続き

入出構手続きは大洗原子力工学研究所正門（南門）警備所で行う。入構当日は身分を証明する書類（運転免許証等の実物）を提示し、受付けを行うこと。また、出入構車両はすべて、警備員の指示により車内確認を受けること。詳細については、原子力機構より提示する。

③ 入出構時間

大洗原子力工学研究所正門（南門）からの入構時間は 8:00～退出は 18:00 までを原則するが、それ以外の時間帯に入構する場合は、事前に休日・時間外作業届けを提出することで入構可能である。また、大洗原子力工学研究所正門（南門）警備所への入構時間は、大洗原子力工学研究所職員の出勤時間帯である 8:30～9:00 の時間帯を極力避ける様に協力すること。

- (5) 工事で発生する汚濁水を排水する場合は、原子力機構と協議すること。排水する場合、大洗原子力工学研究所が定める「水質汚濁防止法及び排水基準を定める条例に基づく排水基準」に従い、基準以下（水素イオン濃度(pH)が 5.8～8.6 mg/l未満、浮遊物質量が日平均 30 mg/l 等）であることを確認した上、場内の一般排水に放流のこと。
- (6) 請負業者は、建屋床、壁、天井等に開口を設けるため、切断・撤去する場合や、構内で掘削等を行う場合は、事前に埋設物等の所在を確認すること。
- (7) 工事施工に際して、地中埋設物確認のため試掘を行うこと。試掘の実施にあたり、作業要領書を作成し、承認後作業を行うこと。また、原子力機構における所定の申請手続きが必要となる場合は、手続きを行い、承認後作業を行うこと。試掘の結果を原子力機構に報告し、承諾を得てから掘削作業を行うこと。
- (8) アンカー打ち及び研り工事等の作業における注意事項

別途提示する既設設備、埋設物等の損傷防止のための基準、要領に基づき、埋設物の事前確認、表示、作業方法等を検討し、掘削作業やあと施工アンカー等、既設埋設物に影響を与える可能性がある作業を実施する前に、建設部が実施する技術審議会の承諾を得てから作業を行うこと。現場における調査方法や技術審議会用の資料準備については原子力機構の指示に従うこと。

既設躯体にアンカー打ち、部分的な研り等で穴あけする時は、原則として既設建物竣工図及び金属探査機等による既設埋設物調査を行い、メタルセンサー付ケーブルドラムを使用すること。なお、金属探査機及びメタルセンサー付ケーブルドラムを使用する際、以下の事項を遵守すること。

- 1) 金属探査機等で建家竣工図に明記されている既設埋設物を確認する。また、壁用鉄筋探査機等で調査を実施する際は、調査する壁面を確認し、必要に応じて調査する壁面の裏側からも調査を行う。裏面からの調査が金物等の影響により探査が出来ない場合は、機構担当者の確認のもと、削孔速度を抑え、より慎重に作業を行う等の対策を実施する。探査結果は、探査範囲とデータを整理の上、報告すること。
- 2) 現場調査にて確認された既設埋設物は、マーカー等で位置表示を行う。
- 3) メタルセンサー付ケーブルドラムを使用して作業を行う場合、使用前動作確認試験を実施し、正常に動作することを確認する。なお、初回時の使用前点検は、必ず機構担当者立会いのもと実施すること。以降の確認は受注者が毎朝のKY実施項目に使用前点検を実施する旨を記載し、それを機構担当者が確認することとする。また、新しくメタルタッチセンサー付ケーブルドラムを持ち込む際には、その都度、機構担当者立会いのもと使用前点検を実施すること。
- 4) 建家埋設配管（電線管・給水配管等）等、金属部に接触した際、確実に電源が遮断されるように感知モードを「遮断・警報モード」に切替え使用すること。
- 5) メタルセンサー付ケーブルドラムの感知モード切替スイッチ部に「遮断・警報モードにて使用厳守」等の注意喚起表示を施し、当該機器使用時に感知モードが「遮断・警報モード」に切替えてあるかを必ず確認した後、使用すること。
- 6) メタルタッチセンサー付ケーブルドラムの使用にあたり、湿式工法又は、バッテリー式ドリルによりメタルタッチセンサー付ケーブルドラムが使用できない場合、原子力機構の確認のもと、削孔速度を抑え、慎重に作業を行う等の対策を実施する。
- 7) メタルセンサー付ケーブルドラムの使用にあたり、使用前点検表を作成し、上記 3)～6) 項が確実に実施されているかチェックすること。なお、使用前点検表については常時、ケ

ケーブルドラム付近に設置すること。

(9) 解体等の作業における注意事項

解体、コア抜き、アンカー打ち作業等で、既存のケーブル・配管に影響を与えるおそれのある作業については、内容・手順について事前に打合せを実施し、埋設配管図を作成するなど作業計画を立て、原子力機構の確認を受けること。また、請負業者作業員（下請業者を含む）に周知徹底するため、現場にマーキングする等の処置を実施すること。作業計画の内容を原子力機構技術審議会にかけること。

(10) 電気工事を行う場合は、既設電源系統等を十分に調査して作業手順書を作成すること。また、作業に必要な資格及び教育は以下のとおりとし、資格者証、受講証明書等の写しを原子力機構に提出すること。

電圧	必要な資格	必要な教育 ^{※2}
高圧若しくは特別高圧	第一種電気工事士	電気取扱業務にかかわる特別教育特別教育 ・学科 11 時間及び実技 15 時間
低圧	第一種電気工事士又は認定電気工事従事者 ^{※1}	低圧の充電電路の敷設等の業務に係る特別教育 ・学科 7 時間及び実技 7 時間

※1：電気工事士法第3条第4項に基づく認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者

※2：安衛則に基づく安全衛生特別教育規定第5条に定める教育

II. 特記事項

i. 建築工事

1. 仮設工事

1.1 足場その他

- (1) 本工事に必要な工事用通路はあらかじめ計画図を作成し、原子力機構の承諾を受けた後、請負者の負担において設けること。
- (2) 足場は施工ならびに管理に便利、安全であるよう堅固に仮設する。足場は手摺先行型とすることとする。
- (3) 内部足場設置においては工作室・監視室内への出入りが困難とならない様、配慮すること。
- (4) 南側変圧器置場の変圧器に物が落ちないように、上部は養生すること。

1.2 仮囲い

仮囲いを設置する場合は、バリケード等（A型）により適切な工事区画を設置し、第三者災害を未然に防止すること。

1.3 養生

- (1) 工事中の建築物または他工事の機器、配管ならびに既存建物等を毀損または破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。また、工事作業により既設設備へ影響を与える可能性がある場合は、注意喚起表示を設けること。外部足場の飛散防止措置を含め、養生シートは防炎シートI類とすること。
- (2) 建築物屋上にて作業を行う場合は、既存屋上防水損傷防止のため、ベニア材等により適切な養生を施すこと。
- (3) 内部においては、作業前に落下防止のための養生を行うこと。
- (4) 外部においては、既設道路の損傷を防止するために鉄板(t=22)等により養生を行うこと。

1.4 清掃片付け

- (1) 工事中は道路、作業場、資材置場等の清掃及び片付けを毎日励行し、不要品はすみやかに場外に搬出すること。
- (2) 工事作業に支障のある範囲の埃等については除去（ウェス等による）のこと。

1.5 既設設備の 損傷防止等

- (1) 構内道路の通行は既存施設ならびに他工事の資材搬出入等通行の支障を来すことの無いように十分に配慮すること。
- (2) 既設設備の損傷防止については、「既設埋設物損傷防止管理要領」（建設部）に従い、施工前の確認及び識別、施工中の管理を適切に行うこと。
- (3) 既存設備が施工範囲に干渉する場合は、適宜移設すること。

1.6 資機材の搬出入

資機材の搬入出にあたっては、「I.一般事項 5.12. 交通安全管理」に基づき安全に留意し資機材の搬出入を行うこと。

1.7 既存建築物調査

既存建築物外壁面及び外部建具廻りシーリング防水について、破損、欠落、剥離等が発生していないか、目視及び触手による調査・確認を行うものとする。不具合は発生している箇所があった場合は、別途原子力機構と協議する。

1.8 その他

- (1) 労務者宿舎給食施設（調理施設を持ったもの）等は原子力機構の敷地内に設けてはならない。
- (2) 作業後の作業員の手洗い、清掃片付け等に伴う雑排水は、仮設事務所近傍の既設雑排水桝に排水すること。なお、石鹼等の過度な使用は控えること。
- (3) 工事においては原子力機構の保安立合者が常時立ち会う。
- (4) 施工ヤード内で備品は仮置きできるが、緊急時に無理なく持ち出せるよう適切な動線を確認すること。

2. 土工事

2.1 着工前の調査

- (1) 工事区域内の既設埋設物については、既往資料（試掘報告書、図面等）により確認を行い、移設、保護等は原子力機構と協議を行い、計画書を提出し原子力機構の承諾を受けること。
- (2) 既設埋設物の確認は、原則人力による試掘により行う。試掘の人力掘削の範囲は設計図による。試掘深さは 1.5m を原則とするが、設計図書に記載のある埋設物は確認が出来るまで行うものとする。試掘結果をまとめ、本掘削前に原子力機構技術審議会での承諾を得ること。
- (3) 設計以外の掘削など周辺建家及び埋設とへ影響を及ぼす恐れのある場合は、必ず原子力機構と協議すること。原子力機構の了解を得ない掘削は行ってはならない。
- (4) 掘削に先立ち各新設基礎の位置について原子力機構の確認を得ること。

2.2 掘削

- (1) 機械堀にて先行掘削した後、床付面は地盤をいためないように手掘併用とすること。
- (2) 原子力機構による床付検査を行い、設計 GL 面から床付面のまでの深さ及び床付面の状態を確認すること。
- (3) 排水用仮設釜場を設ける際は、原子力機構と協議すること。
- (4) 掘削時は施工機械が既存建物の基礎躯体に接触しないよう、十分に留意すること。
- (5) 南側外部フレーム部近傍の高圧ケーブル及び接地線は、掘削前の試掘時に埋設物損傷防止を図るためにコンパネ等で養生を行うこと。

2.3 埋戻し

- (1) 埋戻し土は原則として根伐土中の良質土とし、原子力機構の承諾を受けたものを使用すること。
- (2) 埋戻しは、最適含水比付近に近い状態で、各層 30cm 程度毎に十分に締固めること。
- (3) 埋戻し作業中には、建築物に損害を与えないように注意すること。
- (4) 機械室南側の旧工作室基礎撤去部を埋め戻す際には、杭工事の重機反力に耐えられる地盤とするため、火山灰質粘性土に適したセメント系固化材を添加した改良土にて埋戻しを行うこと。また改良土撤去後の埋戻し土について

も、改良土を再利用すること。

なお、固化材添加量については、配合試験(一軸圧縮試験)にて改良強度 50kN/m²程度以上であることを確認すること。また、地盤改良の採用や固化材添加量等については、改めて現地確認の上、検討・協議すること。

2.4 残土処分

残土は場内処分とし、仮置方法及び仮置先については原子力機構の指示を受けること。なお、地盤改良土は構外処分とする。

2.5 水替

- (1) 雨水及び湧水に対し、掘削時に床付のみだれのないようにポンプによる排水を行うものとする。排水は必要に応じて沈砂槽を通し、排水先は原子力機構の指示に従うこと。
- (2) ポンプによる揚水で周囲の地下水位の低下を招くことがないよう配慮すること。

2.6 地中障害物

掘削に支障のある障害物が存在した場合は、障害物名及び処理方法、処分先を明確にして原子力機構へ報告すること。また、障害物は原則として撤去を行い場外に搬出すること。なお、金属及びケーブル類は有価物として構内集積場へ運搬すること。

2.7 環境対策

使用する重機は、環境対策として低騒音、低振動、排出ガス対策型の機種を選定すること。

3. 地業工事

3.1 杭工事

- (1) 外部フレーム基礎の地業は杭基礎(先端羽根付き回転埋設鋼管工法)とし、建築基準法の規定に基づく認定工法とする。工法を変更する場合は、原子力機構の承諾を得ること。
- (2) 杭材料は鋼管φ267.4、t=8.0(JIS G 3444 に定める STK490)とし、先端羽根径等は、設計図に記載の終局支持力、終局引抜抵抗力を同等以上確保できる仕様とすること。
- (3) 杭1本につき継手を1箇所設ける。継手の仕様は原則、溶接継手とする。なお、機械式継手を採用する場合は、あらかじめ原子力機構に評定書等を添付した材料承認願いを提出し、承諾を得ること。
- (4) 溶接部の確認方法は以下による。
 - ・全溶接部について外観検査を実施すること。
 - ・全溶接部について、浸透探傷検査(カラーチェック)を実施すること。
- (5) 支持層への根入れ確認は、設計図書で指定した試験杭で原子力機構立会のもとで行うこと。

3.2 砕石地業

- (1) 厚さは 60mm とし、施工範囲は基礎下とすること。
- (2) 材料は、再生クラッシュランとすること。
- (3) 締固めは、ランマー3 回突き、振動コンパクター2 回締め又は振動ローラー締め程度とし、緩み、ばらつき等がないように、十分締め固める。また締固めの幅は用具の幅以内とすること。

3.3 均しコンクリート地業

- (1) 均しコンクリートの設計強度 (Fc) は 18N/mm²、スランプ 15cm とすること。
- (2) 厚さは 50mm とし、施工範囲は基礎下とすること。

4. 鉄筋コンクリート工事

4.1 鉄筋

4.1.1 材料

- (1) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 規格品を使用し、ミルシート及びメタルタグを提出すること。
- (2) D10~D16 は SD295、D19~D22 は SD345 とすること。

4.1.2 鉄筋の加工及び組立

サイズ	継手の種類
D10~D16	重ね継手
	溶接継手
D19~D22	圧接継手

4.1.3 ガス圧接継手

- (1) ガス圧接は JIS Z 3881 による 3 種以上の有資格者とする。
- (2) 圧接工は原則として技量検定付加試験を行う。試験方法は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」に準じ、試験用棒鋼は本工事に使用するもので最大径のものとする。ただし、技量資格証明書の写しを提出することにより、これに替えることが出来る。
- (3) 圧接完了後、外観検査 (全数) 及び、超音波探傷試験 (全数) を行う。
 - ・試験方法：公共標仕 5.4.10 による。
 - ・不合格ロット発生時の処置：公共標仕 5.4.11 による。

4.1.4 溶接継手 (フレア溶接継手)

- (1) 溶接継手は、「鉄筋の継手の構造方法を定める件」(平成十二年五月三十一日)(建設省告示第千四百六十三号)に適合するものとする。
- (2) 溶接継手の工法、品質の確認方法、不良となった継手の修正方法等は、所要の品質が得られるように、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(以下「公共標仕」)の 1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。
- (3) 溶接は、重ねアーク溶接とし、公共標仕 7.6.5[部材の組立](d)及び公共標仕 7.6.7[溶接施工](a)による。
- (4) 溶接技能者は、公共標仕 7.6.3[技能資格者]に準じ、工事に相応しい技量を有する者とする。

4.1.5 配筋検査

- (1) 配筋検査はコンクリート打設日前日までに受験することとし、配筋検査合格後、コンクリート打設を可能とする。

(2) 配筋検査前には打設前清掃を確実に行った上で検査を受けること。

4.2 型枠

- (1) 型枠材料は、日本農林規格「コンクリート型枠用合板」による B-C とし、厚さは 12mm とする。
- (2) 型枠の施工に先立ち施工図を作成し、原子力機構の承諾を受けること。
- (3) 組立てに際しコンクリート剥離材を使用する際は原子力機構の承諾を得ること。
- (4) 計画に先立ち、型枠には内部清掃用開口、検査用開口を打ち継ぎパネルの底部近く、または必要箇所に設けること。
- (5) 型枠の検査は JASS5（日本建築学会：建築工事標準仕様書・同解説鉄筋コンクリート工事）により行うこと。
- (6) 外周部（土に接する部分）には、セパレータに止水リングを取り付けること。
- (7) 見えがかり部表面の仕上がり状態は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の表 8.1.4 に示す C 種とする。

4.3 コンクリート

4.3.1 一般事項

- (1) コンクリートは JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により認定製造されたものとし、製造所（工場）の選定には原子力機構の承諾をうけること。また、同一構造体に 2 社以上のコンクリートを混合してはならない。
- (2) コンクリートの圧縮強度試験は、適切な第三者機関を選定して原子力機構の承認を受けること。試験機関は（公財）日本適合性認定協定（JAB）の認定、または（独法）製品評価技術基盤機構（JNLA）に登録されている JIS Q 17025 に適合する第三者機関とすること。

4.3.2 設計基準強度

コンクリートはすべて普通コンクリート（生コンクリート）を使用し、設計基準強度等は下記による。

名 称	設 計 基 準 強 度 Fc=N/mm ²	品 質 強 度 Fc=N/mm ²	スランプ cm以下	水セメント 比 %以下
基礎を含む鉄筋コンクリート部材全般	24	24	18	60
捨てコンクリートを含む無筋コンクリート全般	18	18	15	60
舗装用コンクリート	24	24	15	60

4.3.3 コンクリートの材料

- (1) セメント：JIS R 5210に適合する普通ポルトランドセメントとする。
- (2) 骨 材：粗骨材の最大寸法は20mmとする。
- (3) 混和材料：JIS A 6204によるAE剤、AE減水剤又は、高性能AE減水剤とし、原子力機構の承諾を受けるものとする。塩化カルシウムを含有する混和剤は一切使用してはならない。

4.3.4 コンクリートの構造体強度補正值	コンクリートの設計基準強度(F_c)に加える構造体強度補正值(S)とその適用期間は、茨城県北部生コンクリート共同組合の通達による。
4.3.5 コンクリートの調合設計	<ul style="list-style-type: none"> (1) スランプ：4.3.2 設計基準強度による (2) 水セメント比：4.3.2 設計基準強度による (3) 所要空気量：4.5%（目標値） (4) 単位水量：185 kg/m³以下 (5) 単位セメント量：270 kg/m³を最小値とする (6) 塩化物：コンクリート中の塩化物（塩素イオン換算）の含有量は0.3 kg/m³以下とする。 (7) 試し練り試験：JIS 標準品以外の構造躯体コンクリートを使用する場合は試し練り試験を行う。
4.4 コンクリート打設	見え掛り部分の仕上り面は不陸なく精度良く仕上げる。既設との取り合い部や地上の打ち継ぎレベルには目地を設けること。
4.5 コンクリートの養生	打設時のコンクリート温度は35℃以下に保ち、打込後数日間はコンクリート表面を湿潤状態に保つように、散水シート等による養生を行う。
4.6 コンクリートの打継ぎ	コンクリートを後打ちする場合、既設部との間に空隙を生じさせないように計画し、事前に原子力機構の承諾を受ける。設計図書若しくは施工計画によって定められたコンクリートの打継ぎ部の位置及び構造はこれを厳守しなければならない。また、打継ぎ部については、コンクリートノロやレイタンスを必ず除去すること。
4.7 コンクリートの仕上り	コンクリート表面の処理では、損傷、欠損の補修、目違いの除去、フォームタイ後の充填、付着物除去などを行うこと。不良部分に対する補修は型枠を除去した後できる限り早い時期に行い、補修の材料、工程及び作業法は事前に原子力機構の承認を得なければならない。
4.8 グラウト工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 無収縮グラウト材は外部フレーム鉄骨柱脚下の均しモルタルで使用する。 (2) グラウト材は無収縮グラウトとし、セメントはJIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。 (3) 混和材はセメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
5.鉄骨工事	
5.1 適用範囲	<p>鉄骨工事の適用範囲は、機械室への耐震補強としての鉄骨とする。</p> <p>鉄骨製作前に既設柱と新設鉄骨の取合い部の現場調査を十分に行い、製作図に反映させること。また、鉄骨建て方前に新設基礎との取合い位置確認を行い製作図に</p>

反映させ不具合が生じないようにすること。

5.2 製作工場

- (1) 製作工場は原子力機構の承諾を受けること。
- (2) 製作に先立ち製作要領書及び工作図を作成し、原子力機構の承諾を受けること。
- (3) 製作工場は、建築基準法第 77 条の 45 第 1 項の基づき国土交通省から性能評価機関として許可を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機関の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「M グレード」以上として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等の能力がある工場とする。

5.3 材料

下記の JIS 規格品を使用し、ミルシートを提出すること。

5.3.1 鋼材

使用する鋼材は以下のとおりとする。なお、使用区分は図示による。

- ・建築構造用圧延鋼材：JIS G 3136 (SN400B) (SN400C) (SN490B) (SN490C)
- ・一般構造用圧延鋼材：JIS G 3101 (SS400)
- ・一般構造用軽量形鋼材：JIS G 3350 (SSC400)
- ・亜鉛めっき PC 鋼より線：大臣認定 MCBL-0010,0011,0012 同等品

5.3.2 ボルト類

使用するボルト類は以下のとおりとする。なお、使用区分は図示による。

- ・高力ボルト：トルシア形高力ボルト (S10T)
溶融亜鉛メッキ高力六角ボルト (F8T)
- ・普通ボルト：JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット)
仕上げの程度は中級品を使用する。
- ・アンカーボルト：JIS B 1220 (構造用両ネジアンカーボルトセット)
(ABR490)

5.3.3 高力ボルト 接合、摩擦面処理

- (1) 適用範囲はトルシア型高力ボルト又は JIS 形高力六角ボルト、大臣認定品である溶融亜鉛メッキ高力六角ボルトによる摩擦接合に適用する。
- (2) トルシア型高力ボルト又は JIS 形高力六角ボルトの摩擦面はうすい赤錆状態において、すべり係数値が 0.45 以上を確保すること。
- (3) 溶融亜鉛メッキ高力六角ボルトの摩擦面は溶融亜鉛メッキの上、ショットブラスト等によりすべり係数値が 0.40 以上となるようにすること。

5.4 工場溶接施工

適用仕様は公共標仕 7 章 鉄骨工事 6 節 溶接接合による。

5.5 現場溶接施工

- (1) 適用仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(以下「公共改修標仕」) 8 章 耐震改修工事 15 節 溶接接合による。
- (2) 溶接種別はアーク溶接とする。
- (3) 現場溶接に従事する溶接工は、(社) AW 検定協会が検定した技量資格を有する者、(社) 日本溶接協会が検定した JIS の技術検定の技量資格を有する者と

- する。施工に先立ち資格証明書を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
- (4) 現場溶接に先立ち、火花の飛散がないよう適切なスパッターシートを設けて施工のこと。
 - (5) 溶接の熱入力による既設部材への影響に配慮すること。

5.6 鉄骨の防錆塗装

5.6.1 溶融亜鉛メッキ

- (1) 適用範囲は屋外での補強鋼材全てとする。
- (2) 溶融亜鉛メッキは JIS H 8641 の規定に準ずる。
また、仕様は下記に示す公共改修標仕 8.20.1 による。
溶融亜鉛めっきの種別

種別	表面処理 方法	板厚 (mm)	JIS 規格		
			規格番号	規格名称	記号又は等級
A 種	溶融亜鉛 メッキ	6 以上	JIS H 8641	溶融亜鉛 メッキ	HDZT 77

- (3) 屋外での現場溶接部は常温亜鉛めっき塗装を施す。

5.6.2 錆止め塗装

- (1) 適用部位は上記の溶融亜鉛メッキ施工以外の鋼材及び既存との溶接部全般とし、外部は DP 塗装、内部は EP-G 塗装とする。
- (2) 仕様は公共標仕 表 18.7.1 耐候性塗料塗り(DP)の下塗り (1 回)、及び公共標仕 表 18.8.1 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)の下塗り (2 回) とする。
- (3) 素地調整は公共標仕 表 18.2.3 C 種、及び公共標仕 表 18.2.4 A 種とする。
- (4) 防錆塗装下塗は、製作工場において組立後に行う。但し組立後塗装困難となる部分は組立前に下塗りを行う。
- (5) 現場組立後、塗膜の損傷部は汚れ、付着物等を除去した後、錆止め塗料で補修する。

5.7 鉄骨建方

- (1) 鉄骨建方用重機のアウトリガーを埋設トレンチや共同溝上に載せないこと。
- (2) アンカーボルトの設置では、アンカーフレームを用い、コンクリートの打設中にアンカーが移動しないよう留意すること。鉄骨建方用重機のアウトリガーを埋設トレンチや共同溝上に載せないこと。

5.8 品質管理

5.8.1 材料検査

ミルシートの確認及び規格製品番号との照合を行うこと。

5.8.2 現寸検査

- (1) 設計図との照合を行うこと。
- (2) 原子力機構の承諾を得た場合、工作図をもってこれにかえる事が出来る。

5.8.3 製品検査

(1) 形状、寸法

検査は建築学会「鉄骨精度測定指針」5章「部材精度の受入検査方法」による「書類検査Ⅰ及び対物検査Ⅱ」とする。

(2) 外観

有害な傷、へこみがないことを確認する。

(3) 突合せ溶接部の外観（全数）及び超音波探傷検査（第三者検査機関による）

有害な傷、へこみがないことを確認する。

5.8.4 施工検査

(1) 建方の形状及び寸法、精度

建方に当たっては建方計画書を提出し、原子力機構の承諾を得る。また建方精度記録を提出する。建方精度は、JASS6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] 付表 5 [工事現場] による。

(2) 外観

有害な傷、へこみがないことを確認する。

(3) 現場における高力ボルト及びボルトの締付け

(4) 現場突合せ溶接部の外観及び超音波探傷検査は第三者検査機関による。

また、隅肉溶接等の検査は標仕 8.15.11 の技能資格者による外観検査を行う。

(5) 現場塗装

5.8.5 超音波探傷検査

(1) 突合せ溶接部の超音波探傷検査は、第三者検査機関に先立ち、製作工場にて全数を対象として自主検査を行うこと。

(2) 第三者検査機関による超音波探傷検査の検査技術者は、CIW（日本溶接協会溶接検査認定委員会）で認定を受けた事業所に所属し、日本非破壊検査協会（NDI）が認定した技量認定資格者とする。

(3) 第三者検査機関による超音波探傷検査の対象は突合せ溶接部とし、工場溶接部の検査ロットは溶接部位毎、節毎に構成し、溶接箇所 300 箇所以下で 1 検査ロットを構成すること。ただし、溶接箇所数が 100 箇所以下の部位については、溶接方法、溶接姿勢、開先標準などが類似する同一節のほかの部位と一緒にして検査ロットを構成してもよい。

(4) 各検査ロットに合理的な方法で、大きさ 30 個のサンプリングを行うこと。

(5) 上記の他、ロット合否の判定、ロットの処置等各種検査規定は、「建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事（日本建築学会）」によること。

(6) 突き合わせ溶接の現場溶接部は、第三者による超音波探傷検査（全数）を行うこと。

6. 防水工事

6.1 シーリング

シーリング材種類は、図面によるものとし、施工場所により関連する塗料等の変質、変色等が起これぬよう事前に十分に検討を行い、原子力機構の承諾を得ること。

6.2 アクリル系塗膜防水

屋根アクリル系塗膜防水の仕様は、東亜合成(株)アロン QD 防錆コート QB-1 (水系の 2 成分反応型) または同等品以上とする。保証期間は竣工後 10 年間とし、材料メーカー、施工業者、元請業者の 3 者連名による保証書を提出すること。

7. 金属工事 (屋根工事、外壁工事)

7.1 一般事項

- (1) インサート、アンカーボルト、アンカースクリュー、座金、ねじ、ビス等の取付け用副資材は、JIS 規格のあるものはこれによるものとし、その目的に応じた材質、形状、寸法のもので、必要耐力に対して十分な耐力が得られるよう取付け箇所、工法、施工条件などを充分検討して選定する。
- (2) 軽金属が、モルタル、コンクリートなどのアルカリ性材料に接触することは避ける。やむを得ない場合は、軽金属に耐アルカリ塗料アスファルト系塗料を塗るか、または絶縁層 (アスファルト含侵材ビニール系、合成ゴム系シートなど) を設けるなど接触腐食防止の処理を行う。
- (3) 軽金属が、鉄、銅、黄銅などの異種金属と接触する場合には、異種金属側に十分な防錆処置を行い、かつ軽金属側に前記の接触腐食防止の処理を行う。
- (4) ボルト、小ねじ、釘、座金などの結合用材及び取付け用金物で軽金属と接触するものはステンレス製とする。やむを得ず異金属と接触する場合に使用する金物類は、亜鉛又はニッケルクロムめっきを施したものとする。
- (5) 金属製品の取付け後、必要に応じて、当板、ビニールシートなどで適切な養生を行う。
- (6) 屋外に使用する鉄製金物は原則として溶融亜鉛メッキを施す。屋内に使用するものは錆止め塗料 JIS K 5674 1 種 (鉛・クロムフリー錆止めペイント) 2 回塗りとする。
- (7) 本工事に使用する鉄、非鉄金属及びこれらの二次製品は、素材、製品とも JIS の規定のあるものはこれにより、その他は原子力機構の承諾を受けること。
- (8) 既存との接合部に用いるガルバリウム鋼板については、現地実測を十分に行った上で鉄板の加工を行うこと。

7.2 縦樋

- (1) 材料は以下のとおりとし、管径は図示による。
 - ・硬質カラーポリ塩化ビニル管 (VU)
- (2) 掴み金物はステンレス製既製品とし、2.0m程度のピッチで取り付ける。

8. 左官工事

8.1 モルタル塗

外部は防水モルタル、内部は普通モルタルを使用すること。

9. 塗装工事

9.1 一般事項

- (1) 工事の方法については事前に原子力機構の承諾を受けること。
- (2) 事前に見本塗りを作成し承諾をうけること。
- (3) 必要により工法、色調、仕上げの状態を検討するための試験塗りをを行うこと。
- (4) 詳細な塗装工程（素地調整、下塗り等）は、各メーカー仕様に準拠すること。
- (5) 採用製品は、F☆☆☆☆とすること。

9.2 鉄部の塗装

- (1) 合成樹脂調合ペイント塗（SOP）2回塗り
施工箇所：内部金物
- (2) 耐候性塗装（フッ素樹脂塗装）（DP）2回塗り
施工箇所：外部金物

9.3 下地調整

下地調整は公共改修標仕 7.2 によるものとし、種別は下記による。
・鉄鋼面：RB 種

10. 内装工事

10.1 一般事項

内装改修工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」6章 第1節、第3節及び第4節による。

11. 外壁復旧及びその他工事

11.1 一般事項

本工事に先立ち施工図（製作図）を作成し、原子力機構の承諾を得ること。

11.2 外壁復旧

フッ素ガルバリウム鋼板張りとする。

12. 撤去工事

12.1 一般事項

- (1) 撤去工事は、周囲の状況を十分に把握し、安全確保を最優先して実施する。
- (2) 撤去材は分別して収集・運搬を行う。運搬車、運搬容器等は、廃棄物が飛散、流出しないものであると共に運搬に際し飛散しないようにすること。コンクリート塊類は中間処分場へ運搬処分する。尚、廃棄物について、処理業者の発行するマニフェストE票の写しを提出すること。金属類および掘削土は構内指定場所へ収集・運搬し堆積する。場所については原子力機構の指示による。
- (3) 工事外の内装設備機器には触れないこと。
- (4) 撤去する範囲について、その都度原子力機構と協議を行い、作業手順等について計画書を提出し、原子力機構の承諾を受けること。

12.2 アスベスト含有建材の除去

- (1) 除去対象範囲及び材料は、下記による
機械室：波型石綿スレート（レベル3）
- (2) 工法、養生方法等については公共改修標仕 9.1.5 による。

13. 舗装工事

13.1 一般事項

施工に先立ち現況の調査及び測量を行い、既存構造物との取合または接続を十分に検討し、施工図を提出し原子力機構の承諾を受けること。

13.2 路盤

- (1) 路盤の材料は再生材のクラッシュランとし JIS A 5001 (道路用碎石) に準ずるものとする。ただし混入物の無い良質なものを使用すること。
- (2) 路盤の厚さは以下のとおりとする。
 - ・アスファルト舗装：200 mm
 - ・コンクリート舗装：150 mm

13.3 アスファルト舗装

- (1) アスファルト舗装の厚さは 50mm とする。
- (2) アスファルトは、JIS K 2207 による再生アスファルトとし、骨材は JIS K 5001 による道路用碎石とする。
- (3) 締固め度は、測定した現場密度が基準密度の 94% を下回らないこととする。
- (4) 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

13.4 コンクリート舗装

- (1) コンクリート舗装の厚さは 150mm (溶接金網：φ6-100x100) とする。
- (2) コンクリート設計基準強度 FC24、スランプ 15、水セメント比 60% とする。
- (3) 溶接金網は舗装厚の 1/2 程度の位置に設ける。
- (4) 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

14. 発生材処分

14.1 一般事項

発生材については、I 共通事項 5.17. 発生材の処分等による。有価物 (金属類) については、原子力機構の指定場所へ搬入するものとする。

15. その他

15.1 一般事項

- (1) 使用材料は、原則として JIS 又はこれに準ずる規格に適合するものとする。
- (2) 使用材料については、原子力機構の指示により、関係書類を提出し、立会い、承諾を得ること。
- (3) 周辺建家及び構造物等の確認を行い、それらを毀損することの無いよう十分に注意しなければならない。
- (4) 土工事の際は、周辺埋設物の試掘及び構造物並びに架線、設備関係等の確認を行い、それらを損傷することの無いよう十分に注意しなければならない。
- (5) 工事期間中、他の車輛交通部、並びにその他取合部の施工に当たっては、支障のきたさぬように充分注意するものとする。又、工事車輛の運行、重機の作業に際しては、事故等の発生があってはならない。
- (6) 道路を汚した場合は、直ちに清掃を行うものとする。
- (7) その他、特記なき事項については、原子力機構の指示による。

ii. 電気設備

- | | |
|------------|--|
| 1. 工事概要 | 機械室耐震改修工事に伴い、支障となる電灯、動力・幹線、ページング、火災報知設備の撤去・新設並びに、取外し・再取付けを行う。 |
| 2. 電灯設備 | <ol style="list-style-type: none">(1) 耐震改修工事範囲（1階 X1-5 通り間以降機械室）で支障となる誘導灯配管配線の撤去・新設を行う。配管撤去部分には、PBOX 等新設を行い、既存電線管と取合う。支障配線は撤去し、新設する PBOX 等で配線の接続を行う。(2) 機械室屋外工事範囲で支障となる外灯配管配線の撤去・新設を行う。共同溝内の既設 PBOX にて配線の接続を行う。地中埋設配管については埋設シート（W=150mm, 2 倍）を敷設する。外灯については離線されており、別途工事にて更新を行うため、既存外灯への接続は、本工事では行わない。 |
| 3. 動力・幹線設備 | <ol style="list-style-type: none">(1) 機械室からの配管配線で不要となる動力・幹線設備の配管配線の撤去を行う。また、作業員控室用空調機の配管配線の撤去・新設を行う。作業員控室内の配管は一部既存再利用とする。また、接地極埋設標の移設を行う。(2) 機械室屋外工事範囲で支障となる中和槽配管配線（埋設配管を含む）の撤去・仮設を行う。
既設配線は、機械室の PBOX まで撤去し、当該 PBOX にて中和槽仮設配線と既設配線の接続を行う。(3) 機械室屋外工事範囲の中和槽配管配線（埋設配管を含む）を新設する。
機械室の PBOX にて新設の中和槽配線と既設配線の接続を行う。(4) 上記(2)、(3)に係る中和槽機器の停止や電源復旧等は、施設側運転員の指示に従うものとする。 |
| 4. 弱電設備 | <ol style="list-style-type: none">(1) 機械室内で耐震補強鋼材設置の支障となるスピーカの取外し・再取付けを行う。再取付け位置は、耐震補強鋼材に支障にならない位置、及び既設配線が再利用できる位置とする。 |
| 5. 火災報知設備 | <ol style="list-style-type: none">(1) 耐震改修工事範囲で支障となる感知器の配管配線の撤去・新設を行う。(2) 撤去・新設する配線直近の感知器の取り外しを行い、工事期間中は仮設取付を行う。耐震改修後の感知器は新設する。(3) 工事期間中は未警戒とならないよう仮設配線にて処置すること。(4) 耐震改修工事エリアにおいて、感知器近傍で作業を行う際は、鳴動しないよう適切に養生を行う。また、各日の作業終了時には未警戒とならないように復旧を行うこと。 |
| 6. バスダクト吊材 | <ol style="list-style-type: none">(1) 耐震改修工事範囲で支障となるバスダクト吊材の仮設、取り外し、再取付けを行う。建築工事で耐震補強鋼材を設置するために吊りクランプを取外し、仮設ボルト、仮設架台を設置する。耐震補強鋼材の設置後は、仮設ボルト、仮設架台を取外し、長さを調整した吊りボルト、吊りクランプの再取付けを行う。 |

7.検査・試験

- (1) 検査・試験は、耐震改修工事範囲について実施する。ただし、性能試験については工事前後に実施すること（火災報知設備については工事後のみ）。

検査・試験区分表

対象	検査項目			備考
	資材	外観・据付	性能	
照明（誘導灯・外灯）	●	◎	◎※1,2,4	配線器具・付属品は除く
幹線・動力 （作業員控室 空調機配管配線）	●	◎	◎※1,2	
幹線・動力 （中和槽配管配線） 仮設含む	●	◎	◎※1,2,3,5	機器停止・運転は施設側指示による
構内交換設備 ページング 火災報知設備	●	◎	◎※3	
バスダクト吊材	●	◎	—	

凡例

- ◎：原子力機構立会
- ：原子力機構書類検査
- ※1：電圧測定検査
- ※2：導通・絶縁抵抗検査
- ※3：作動確認
- ※4：点灯試験（誘導灯のみ）
- ※5：相回転検査

- (2) 区分表にない項目については、原子力機構の指示により実施する。
- (3) 個々の検査及び試験の方法及び判定基準については、公共建築工事標準仕様書及び監理指針によるが、当該項目が無い場合については、原子力機構と協議するものとする。

8.その他

- (1) 施工は原則として公共建築工事標準仕様書による。
- (2) 本工事に使用する材料は、原則として JIS 又はこれに準ずる規格に適合するものとする。

- (3) 機械室の耐震重要度の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」の「特定の施設」、「一般機器」を適用し、機器、配管等は日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を準拠する取付けとする。
- (4) 配管は、原則として鋼製電線管を使用するものとし、配管とボックスには接地ボンディングを設けること。
- (5) 新設プルボックスを通信・情報設備以外で使用する場合は、接地端子台付とする。
- (6) 電線管及びプルボックスの仕上げ塗装は行わない。
- (7) 工事期間中、他の工事（建築工事、機械設備工事）及び取合部の施工に当たっては、工程を打合わせ協力して、支障をきたさないようにしなければならない。
- (8) 工事期間中、他の車輛交通部、並びにその他取合部の施工に当たっては、支障をきたさぬように充分注意するものとする。又、工事車輛の運行、重機の作業に際しては、事故等の発生があってはならない。
- (9) 道路を汚した場合は、直ちに清掃を行うものとする。
- (10) 施工中に追加で撤去・取外し等が必要となった場合は、その都度原子力機構と工法等の協議を実施の上、施工すること。
- (11) 屋外埋設管等の撤去・新設において、既設埋設管等の付近を掘削する場合は、図面及び手掘りによる試掘等で埋設位置を確実に把握して本掘削を行う。掘削に際しては計画書を作成し、原子力機構の承諾を得た後、着手すること。
- (12) 中和槽配管配線設備の土工事については機械設備工事にて行う。
- (13) アスファルト舗装の撤去・復旧については建築工事にて行う。
- (14) 撤去工事、復旧工事及びバスダクト吊材の仮設・再取付けを実施する際には、事前に関係課室と打ち合わせを実施し、充電部近接作業確認書等に基づき作業を行うこと。また、盤の開閉禁止措置等を確実に実施すること。
- (15) その他、特記なき事項については、全て監督員の指示による。

iii. 機械設備

1. 工事概要

機械室耐震改修工事に伴い、耐震改修工事範囲に干渉する空調設備、換気設備、給排水設備、消火設備、ガス設備の撤去・新設・移設並びに、取外し・再取付けを行う。

2. 空調設備

- (1) 建家北側の外部耐震フレーム補強のため外壁面に敷設されている蒸気管、冷却水配管、エアベント管を撤去する。蒸気管、および冷却水配管は現在使用されていない配管のため撤去のみの対応とする。
- (2) 建家内に敷設されているエアベント管については、一部撤去・新設を行う。
- (3) 建家内に敷設されている現在使用されていない冷却水配管、給水管の撤去を行う。
- (4) 機械室南側の外壁を貫通している給水管、冷却水配管の外壁貫通部については、撤去後、防水パテ埋めで対応する。
- (5) 建家南側の外部耐震フレーム補強のため、室外機の移設を行う。室外機移設に伴い、冷媒管、ドレン管及び室内機-室外機間電気配線等を撤去・新設する。室外機転倒防止金具は再使用とする。なお、室外機の基礎の移設は建築工事で行う。

3. 換気設備

- (1) 建家北側の外壁面内側に水平材を設置するため、現在使用されていない換気ダクトの撤去を行う。

4. 給排水設備

- (1) 建家北側及び建家南側の外部耐震フレーム補強に伴い、既設雑排水枡、埋設排水配管が建設工事で敷設する外部耐震フレーム基礎と干渉する。既設雑排水枡、埋設排水配管の撤去を行い、基礎を避けた位置に配管ルートの新設する。
- (2) 工事中は排水が出来なくなるため、常時排水が必要なコンプレッサー排水については仮設排水ポンプにて対応する。仮設排水ポンプと仮設ホースを設置し、指定の排水枡に放流する。中和装置排水は原子力機構と調整する。その他の排水については、工事用の仮設排水ポンプにて対応する。
- (3) 散水栓は撤去・新設し、撤去する散水栓の箱内排水は新設する排水枡に放流する。

5. 消火設備

- (1) 建家北側の外部耐震フレーム補強のため、屋外消火栓用ホース格納箱と消火器ボックスは原子力機構の指定する位置に移設する。

6. ガス設備

- (1) 工事開始前に施設側でガスメーター、プロパンボンベ等の移設を行う。それに伴い、本工事では、不足分のガス配管を新設し、既設ガス管との接続を行い、ガスメーターに新設ガス配管の接続を行う。
- (2) 接続前には、バルブ・ガス栓「閉」を確認し、周辺にガスが滞留していないことを確認してから作業を実施する。

7.配管支持材

- (1) 建家北側の内部耐震フレーム補強のため、蒸気配管の配管支持材の改修を行う。建築工事で耐震補強鋼材を設置するために仮設吊りボルト支持材を設置し、吊りクランプ、吊りボルトを取外す。耐震補強鋼材を設置後は、仮設吊りボルト支持材を取外し、既設吊りボルト、既設吊りクランプの再取付けを行う。
- (2) 給水管、冷却水配管を支持していた架台については配管の撤去と同時に撤去を行う。

8.検査・試験

- (1) 検査・試験は、改修工事範囲について実施する。ただし、性能試験については、工事前後に実施すること（雑排水配管については工事後のみ）。

検査・試験区分表

対象	検査項目			備考
	資材	外観・据付	性能	
桧	●	◎	—	
雑排水配管	●	◎	◎※1	
空調機	—	—	◎※2,4	
ガス配管	●	◎	◎※2,3	
配管支持材	●	◎	—	

凡例

◎：原子力機構立会

●：原子力機構書類検査

※1：満水・通水検査

※2：耐圧・気密試験

※3：ガス漏れ検査

※4：試運転調整

- (2) 区分表にない項目については、原子力機構の指示により実施する。
- (3) 個々の検査及び試験の方法及び判定基準については、公共建築工事標準仕様書及び監理指針によるが、当該項目が無い場合については、原子力機構と協議するものとする。

9.その他

- (1) 施工は原則として公共建築工事標準仕様書による。
- (2) 本工事に使用する材料は、原則として JIS 又はこれに準ずる規格に適合するものとする。
- (3) 機械室の耐震重要度の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び

同解説（令和3年版）」の「特定の施設」、「一般機器」を適用し、機器、配管等は日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を準拠する取付けとする。

- (4) 工事期間中、他工事（建築工事、電気設備工事）及び取合部の施工にあたっては、工程を打合わせ協議して、支障をきたさないようにしなければならない。
- (5) 工事期間中、他の車輛交通部、並びにその他取合部の施工にあたっては、支障のきたさぬように充分注意するものとする。又、工事車輛の運行、重機の作業に際しては、事故等の発生があってはならない。
- (6) 道路を汚した場合は、直ちに清掃を行うものとする。
- (7) 施工中に追加で撤去・取外し等が必要となった場合は、その都度原子力機構と工法等の協議を実施の上、施工すること。
- (8) 屋外埋設管等の撤去・新設において、既設埋設管等の付近を掘削する場合は、図面及び手掘りによる試掘等で埋設位置を確実に把握して本掘削を行う。掘削に際しては計画書を作成し、原子力機構の承諾を得た後、着手すること。
- (9) 中和槽配管配線設備の土工事については本工事にて行う。
- (10) アスファルト撤去・復旧については建築工事にて行う。
- (11) その他、特記なき事項については、全て監督員の指示による。

iv. メーカーリスト

メーカーは、下記に示すもの又は同等以上の品質を有するものを選定し、原子力機構の承諾を得ること。

項目	メーカー
鉄骨製作工場	第一藤江鉄工建設(株)、(株)オーバル・テック、つくし工業(株)
鉄骨現場施工	
杭	(株)三誠、旭化成建材(株)、(株)東部、(株)角藤
硬質カラーポリ塩化ビニル管	積水化学工業(株)、(株)クボタケミックス、日本プラスチック工業(株)
仮設ポンプ	(株)アクティオ、(株)レンタルのニッケン、(株)レント

v. 工事区分表

※以下の工事区分の他、詳細区分について図面上判断できない項目については、原子力機構の指示によるものとする。

項 目		建築	電気	機械	施設側 工事	備 考
共通	工事上の各種申請届出	○	○	○		工事種別毎
	直接仮設工事	○				
	共通仮設工事	○				
鉄骨耐震補強	補強周り物品の一時移動				○	
	足場・養生の設置	○				
	補強周り仕上げの撤去・復旧	○				
	補強鋼材の取り付け	○				
	電気配線の撤去・復旧 一時移動		○			
	機械設備配管・給気フードの撤去・復旧			○		
	建家内雨水排水（樋）の撤去・復旧	○				
	ページングスピーカー取外し・再取付		○			
	架台撤去・仮設・再取付		○	○		
外構工事	舗装撤去・掘削・土埋戻し・舗装復旧	○				
	配管やり替えに伴う掘削		○	○		
	既存基礎撤去	○				
	マンホール撤去・復旧			○		
	仮設排水ポンプ設置			○		
	消火栓 移動			○		
	ホース格納箱			○		

R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事

設計図

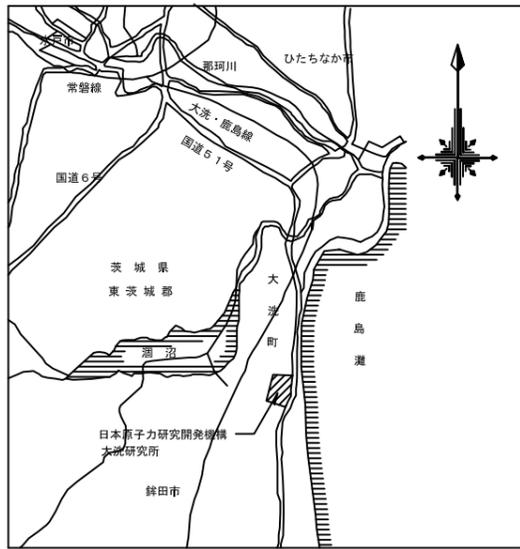
令和8年2月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

株式会社 ニュージェック

R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事 図 面 目 録

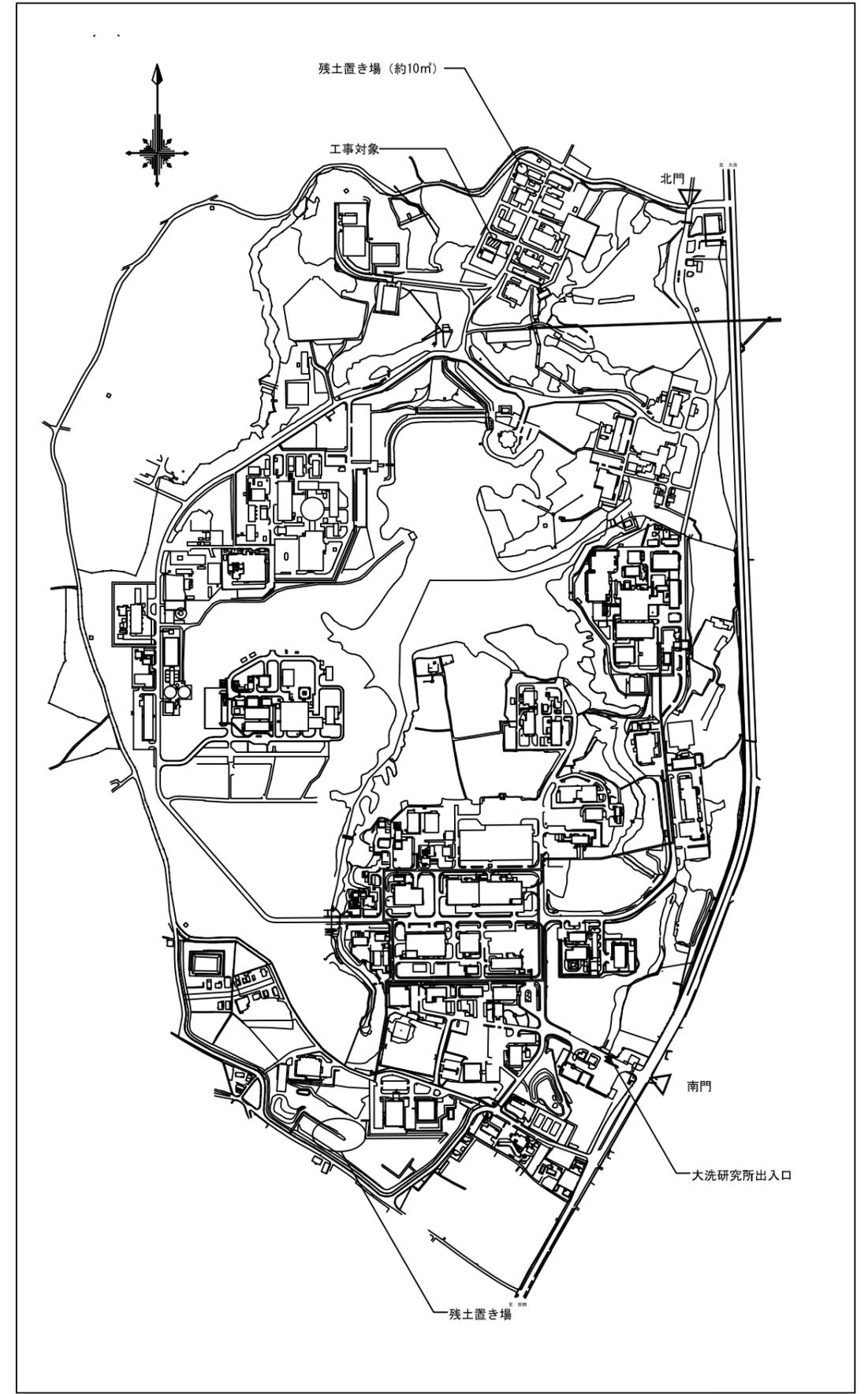
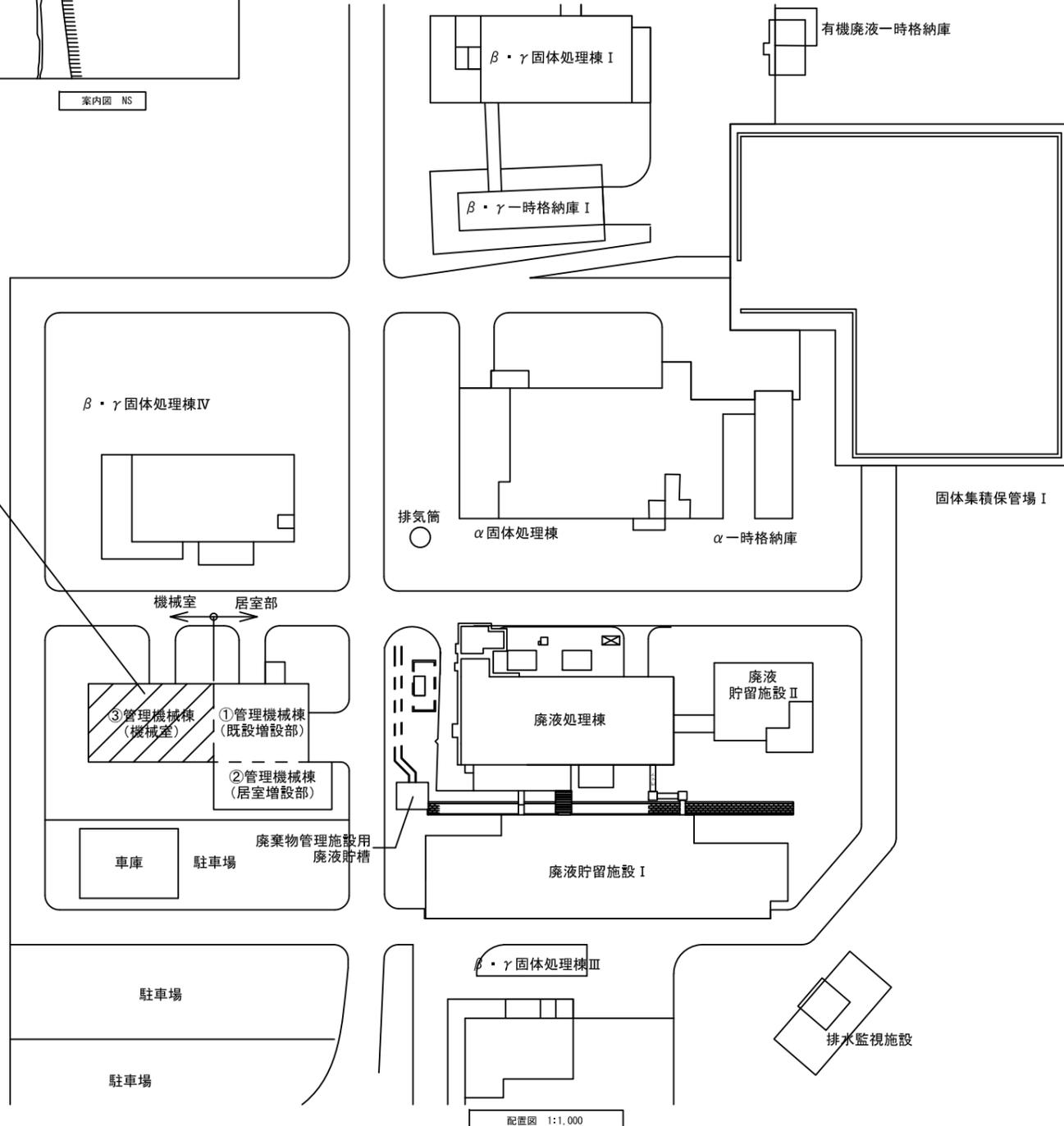
意匠図		構造図		機械設備図	
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-001	図面目録	S-001	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)	M-001	空調設備 1・2階平面図 (改修前)
A-002	建築概要・案内図・全体配置図・配置図	S-002	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)	M-002	空調設備 1・2階平面図 (改修後)
A-003	仕上表	S-003	鉄骨工作標準図 (1)	M-003	空調設備 立面図 (改修前)
A-004	1階平面図 (改修前)	S-004	鉄骨工作標準図 (2)	M-004	空調設備 立面図 (改修後)
A-005	1階平面図 (改修後)	S-005	杭伏図・柱状図	M-005	ガス設備 1・2階平面図 (改修前)
A-006	2階・R階平面図 (改修前)	S-006	1階伏図・屋根伏図	M-006	ガス設備 1・2階平面図 (改修後)
A-007	2階・R階平面図 (改修後)	S-007	軸組図(1)・鉄骨部材リスト	M-007	衛生設備 屋外排水平面図 (改修前)
A-008	立面図 (改修前)	S-008	軸組図(2)	M-008	衛生設備 屋外排水平面図 (改修後)
A-009	立面図 (改修後)	S-009	鉄骨詳細図(1)	M-009	衛生設備 屋外排水仮設平面図
A-010	断面図 (改修前)	S-010	鉄骨詳細図(2)	M-010	配管支持材改修図
A-011	断面図 (改修後)	S-011	鉄骨詳細図(3)	M-011	衛生設備 土工事 (改修前)
A-012	部分詳細図 (1)	S-012	RC部材リスト・配筋詳細図	M-012	衛生設備 土工事 (改修後)
A-013	部分詳細図 (2)	S-013	既存 - 新設補強フレーム接続部 施工ステップ1~4【参考図】		
A-014	部分詳細図 (3)	S-014	既存 - 新設補強フレーム接続部 施工ステップ5~7【参考図】		
A-015	部分詳細図 (4)	S-015	耐震ケーブルブレース 特記仕様書 (1)【参考図】		
A-016	部分詳細図 (5)	S-016	耐震ケーブルブレース 特記仕様書 (2)【参考図】		
A-017	外構キープラン (1) (改修前)	S-017	耐震ケーブルブレース 特記仕様書 (3)【参考図】	E-001	電灯設備 1階平面図 (外灯・誘導灯) (改修前)
A-018	外構キープラン (2) (試掘図) (参考図)			E-002	電灯設備 1階平面図 (外灯・誘導灯) (改修後)
A-019	外構キープラン (3) (試掘部埋戻し図) (参考図)			E-003	動力・弱電設備 1階平面図 (改修前)
A-020	外構キープラン (4) (既設基礎土間撤去図) (参考図)			E-004	動力・弱電設備 1階平面図 (改修後)
A-021	外構キープラン (5) (埋戻し図) (参考図)			E-005	火災報知設備 1階平面図 (改修前)
A-022	外構キープラン (6) (掘削平面図) (参考図)			E-006	火災報知設備 1階平面図 (改修後)
A-023	外構キープラン (7) (改修後)			E-007	詳細図 (改修前)
A-024	外構キープラン (8) (改修後断面図)			E-008	詳細図 (改修後)
A-025	外構部分詳細図 (1)			E-009	仮設備 1階平面図 (仮設)
A-026	外構部分詳細図 (2)			E-010	仮設備 1階平面図 (仮設撤去)
				E-011	詳細図 (仮設備)
K-001	仮設計画図 1階平面図 改修部 外部 (参考図)				
K-002	仮設計画図 1階平面図 改修部 内部 (参考図)				
K-003	仮設計画図 立面図 改修部 外壁・内部 (参考図)				
K-004	仮設計画図 立面図 改修部 外部 (参考図)				
K-005	仮設計画図 立面図 修繕部 外部 (参考図)				
K-006	仮設計画図 断面図 改修・修繕部 内部 (参考図)				



案内図 NS

■建築概要

地名地番	茨城県東茨城郡大洗町成田町4002	建物名称	②管理機械棟 (居室増設部)
用途地域	指定なし	階数・構造	地上2階 鉄筋コンクリート造
防火地域	指定なし	延床面積	333.9 m ²
		基礎	布基礎
建物名称	管理機械棟		
主要用途	廃棄物管理施設		
建物名称	①管理機械棟 (既設増設部)	建物名称	③管理機械棟 (機械室 ※本工事対象部)
階数・構造	地上2階 鉄筋コンクリート造+鉄骨造	階数・構造	地上1階 鉄骨造
延床面積	470.8 m ²	延床面積	302.4 m ²
基礎	独立基礎	基礎	独立基礎



記事				



GM	土居 貴史	TM	小田 文武	担当	近藤 英則	日付	2025/2	設計	R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計	248564
管理棟研究 棟設計一級建築士 第0013号 藤井 卓男		担当 一級建築士 第310795号 小田 文武		担当 一級建築士 第384301号 東 純也		縮尺	A1: 1/5000 1/500 A3: 1/10000 1/1000	建築概要・案内図・全体配置図・配置図	図面	A-002	訂正

外部仕上表										
・特記無き限り [] 以外は、既存のままとする。 ・ [撤去] [新設] 範囲は、改修前・改修後図に依る。										
屋根	機械室屋根	改修前	長尺カラー鉄板瓦葺t=0.5 [既存のまま]	水切鉄板 [既存のまま]	ポンベ庫 柱・梁	ポンベ庫柱・梁	改修前	Zn SOP塗 [一部撤去]	水切鉄板 [一部撤去]	ポンベ庫周囲ネットフェンス [撤去]
		改修後	アクリルゴム系防水材塗布 高弾性厚膜タイプ [新設] 高圧水洗浄【下地調整】 防水テープ等【下地処理】				改修後	カット部分 DP塗 [一部新設]	ポンベ庫周囲ネットフェンス [新設]	
	ポンベ庫屋根	改修前	※1 波型石綿スレート貼 (中波) [撤去]	水切鉄板 [既存のまま]	庇	機械室	改修前	※1 波型石綿スレート貼 (中波) [撤去] 軽量型鋼C-100x50x20x2.3下地 [撤去]	軒樋、落口、呼樋 (塩ビ製)、FB受金物 縦樋VP50鋼製掴み金物2か所共 [撤去]	
		改修後					改修後	フッ素ガムバリア鋼板t=0.4縦葺き [新設] 軽量型鋼C-100x50x20x2.3 DP塗下地 [新設]	軒樋、落口、呼樋 (塩ビ製)、FB受金物 縦樋VUφ50 SUS製支持金物共 [新設]	
壁	機械室外壁	改修前	※1 波型石綿スレート貼 (中波) [撤去]	軒樋：塩ビ製角型 掴み金物プレート共 [撤去] 縦樋：VPφ100 受け金物共 [撤去]	外部巾木	機械室	既存のまま	モルタル金ゴテ押EH=300		
		改修後	フッ素ガムバリア鋼板t=0.4加工 [新設] 角型フッ素ガムバリア鋼板t=0.4加工 [新設] ※1 DP塗り [新設]	軒樋：塩ビ製角型 SUS製掴み金物プレート共 [新設] 縦樋：VUφ100 SUS製支持金物共 [新設]			その他	配管サポート [撤去]		
	鉄骨補強部	改修後	Znのまま [新設]							

内部仕上表																	
・特記無き限り [] 以外は、既存のままとする。																	
階	室名	改修前・後	床高	床		巾木		壁		柱型		天井		天井高	廻縁	備考	
				下地	仕上	仕上	高さ	下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上				
1 (機械室部分)	機械室	前後			コンクリート金ゴテ押E	一部 コンクリート打放し仕上		S	※1 波型石綿スレート貼 (中波) 一部コンクリート打放し仕上	S	VP塗	S	長尺カラー鉄板表し			梁型：S VP塗	
	工作室	前後			コンクリート金ゴテ押E	一部 コンクリート打放し仕上		S	※1 波型石綿スレート貼 (中波) コンクリートブロック化粧積	S	VP塗	S	長尺カラー鉄板表し			梁型：S VP塗	
	作業員控室	前後		C M t=30	プラスチック系タイル貼	プラスチック系巾木	100	C M t=25	VP塗	S	VP塗	C	木毛板t=15打込 白セメント吹付	2.485	—		
	ボイラー室	前後			コンクリート金ゴテ押E	一部 コンクリート打放し仕上		S	※1 波型石綿スレート貼 (中波) 一部コンクリート打放し仕上	S	VP塗	S	長尺カラー鉄板表し			梁型：S VP塗	

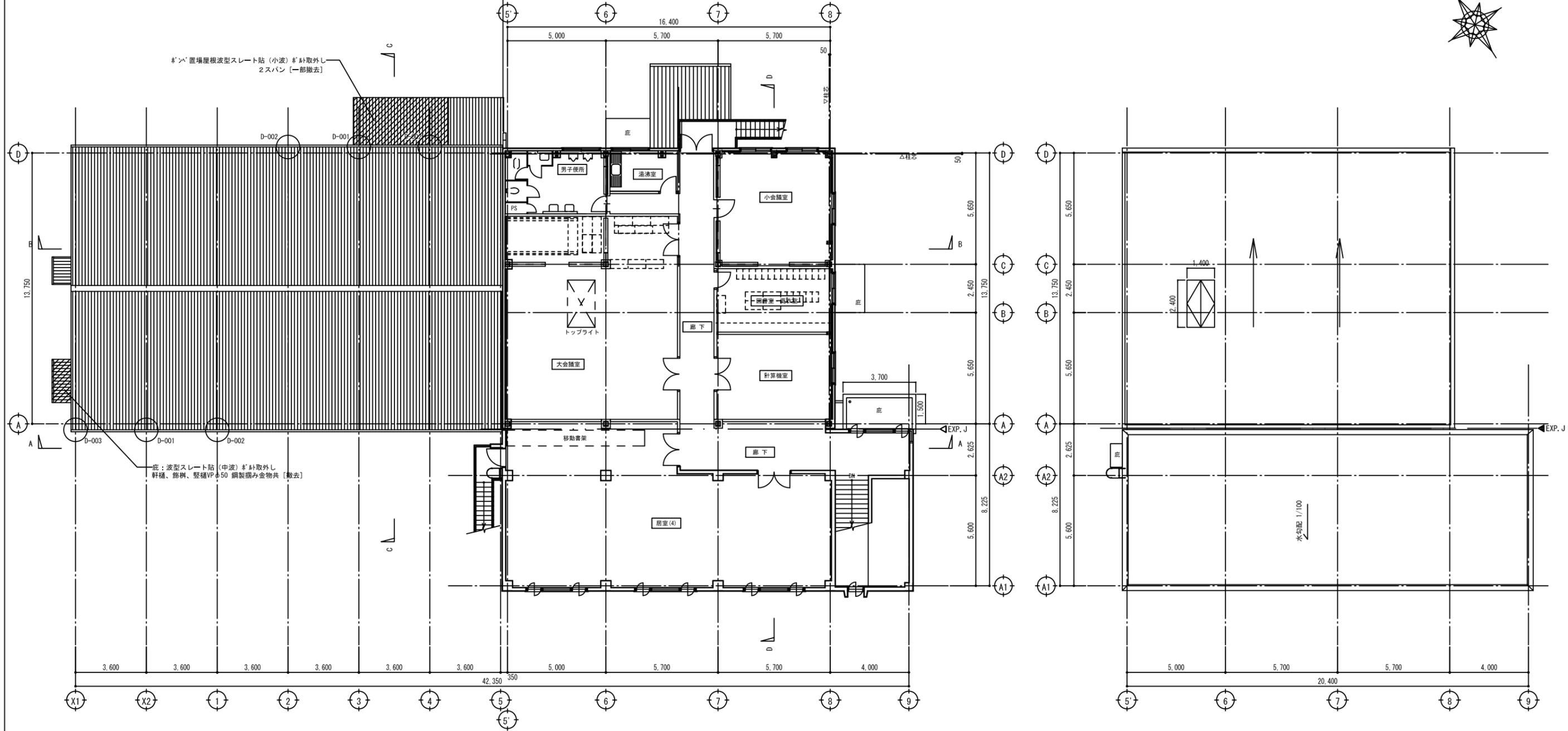
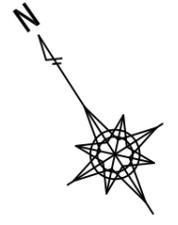
<p>(下地表示記号)</p> <p>C : コンクリート CB : コンクリートブロック LGS : 軽量鉄骨 M : モルタル</p>	<p>(仕上表示記号)</p> <p>VP塗 : 塩化ビニル樹脂塗装 Zn : 溶融亜鉛メッキ SOP : 合成樹脂調合ペイント EP-G : 合成樹脂エメルジョンペイント (つや有り)</p>	<p>(その他事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記なき限り新設下地仕上は既設下地仕上と同様とする。 ・既設撤去部分のアスベスト含有材料調査を実施し新設下地仕上共、ノンアスベスト品とする。 ・※1 記載材料は、アスベスト調査の結果、アスベスト含有。その他材料はアスベスト調査対象外とする。 ・DP塗は1級とする。 ・内部鉄部 [新設] の見え掛りは特記なき限り EP-G塗とする。
---	---	--

記事																	

 <p>株式会社ニュージェック一級建築士事務所</p>				GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理棟検査 棟造設計一級建築士 第0013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第316795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也	確認 A1:----- A3:-----	仕上表	図面 番号 A-003	訂正			

改修前

機械室 ← 居室部



2階平面図 1/200

8階平面図 1/200

- 凡例)
- D-00* — 既設鉄骨部との接合点を示す。部分詳細図を参照の事。
 - ▨ — [撤去] 部分を示す

記事				

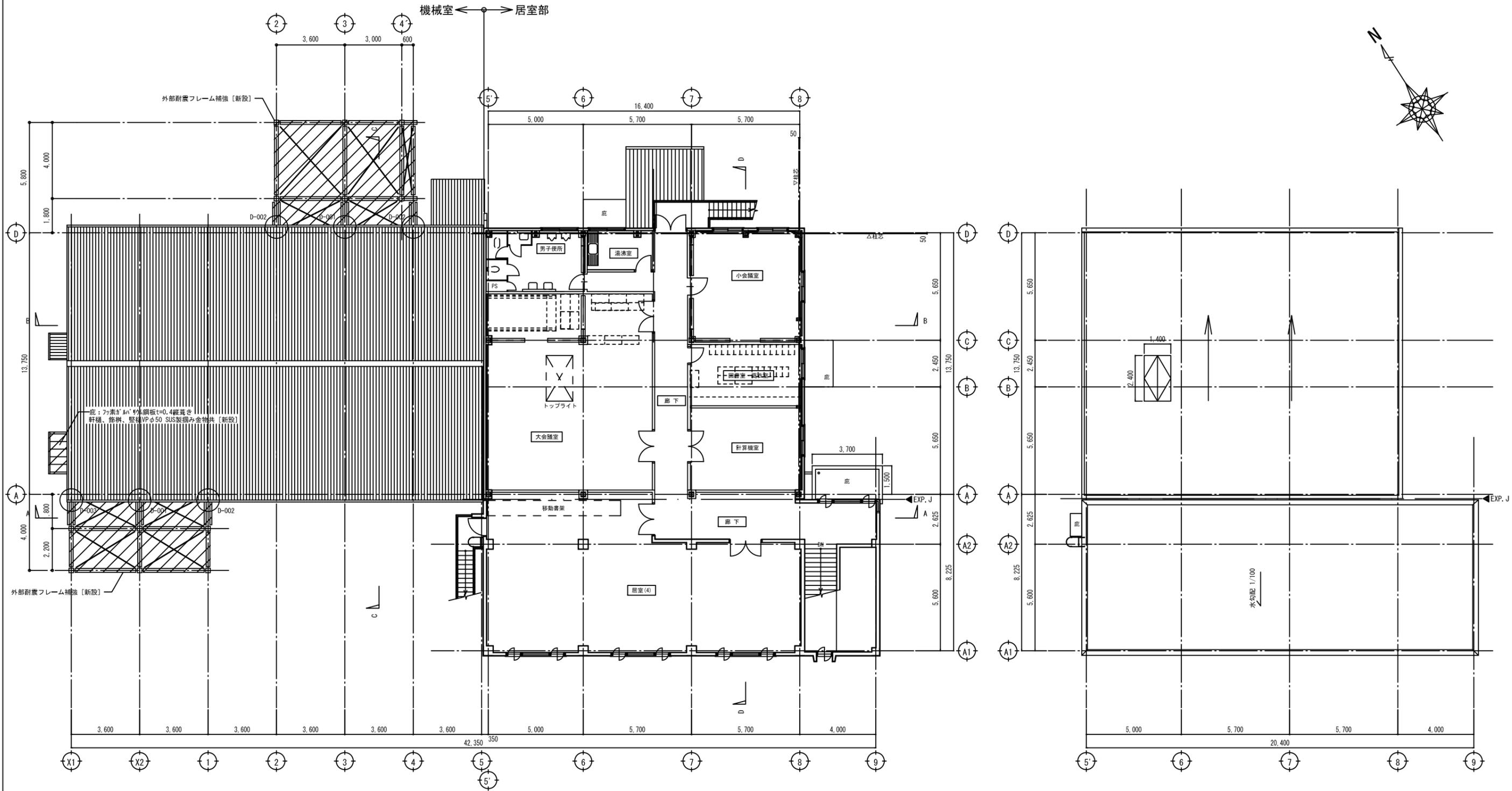


株式会社ニュージェック一級建築士事務所

GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	設計 番号 248564
管理棟研究 構造設計一級建築士 第0013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384301号 東 純也	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面 番号 A-006

訂正

改修後



2階平面図 1/200

R階平面図 1/200

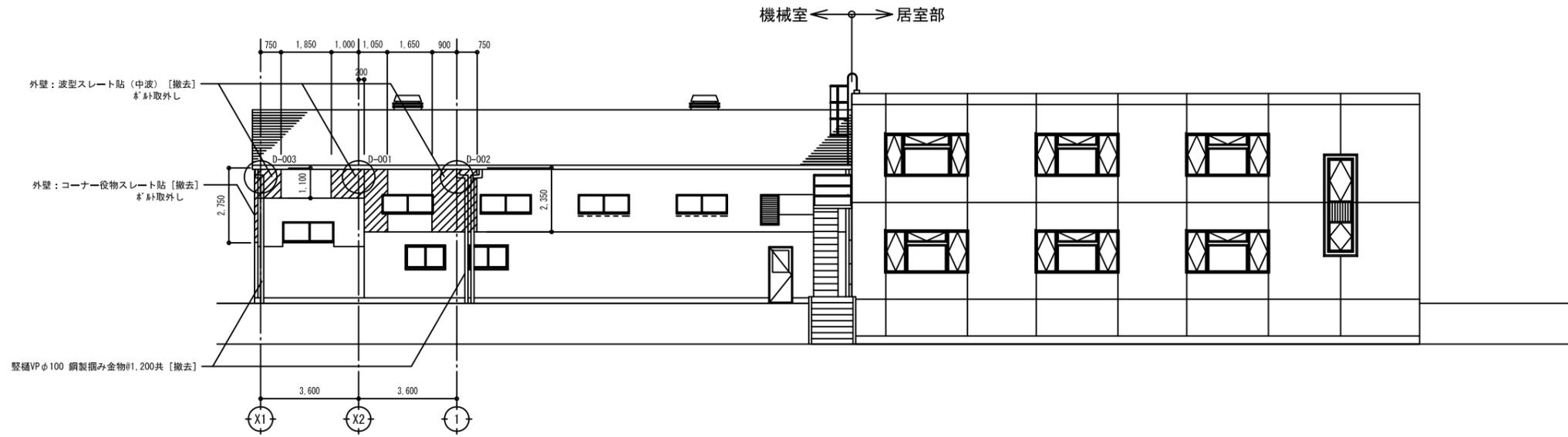
- 凡例)
- D-00* — 既設鉄骨部との接合点を示す。部分詳細図を参照の事。
 - ▨ — [新設] 部分を示す

記号				

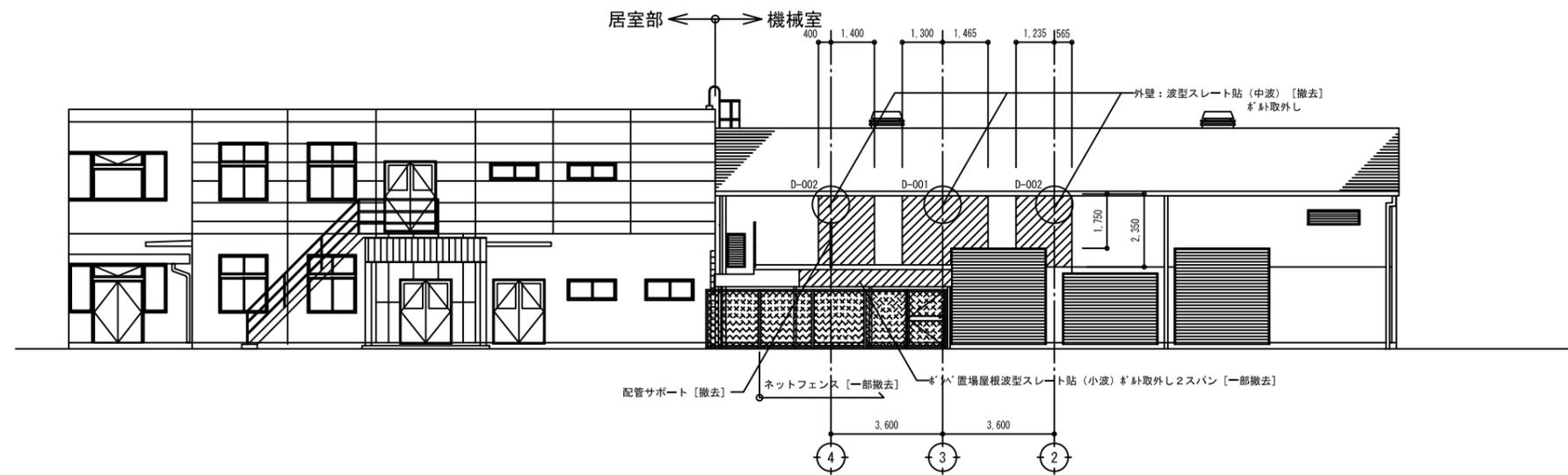


GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理棟研究 棟設計一級建築士 第310795号 藤井 章男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	2階・R階平面図 (改修後)	図面 番号 A-007

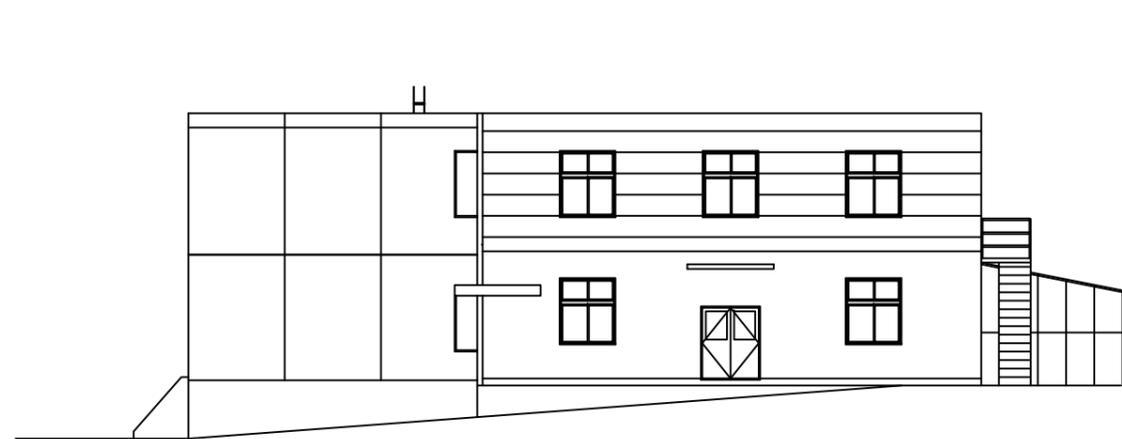
改修前



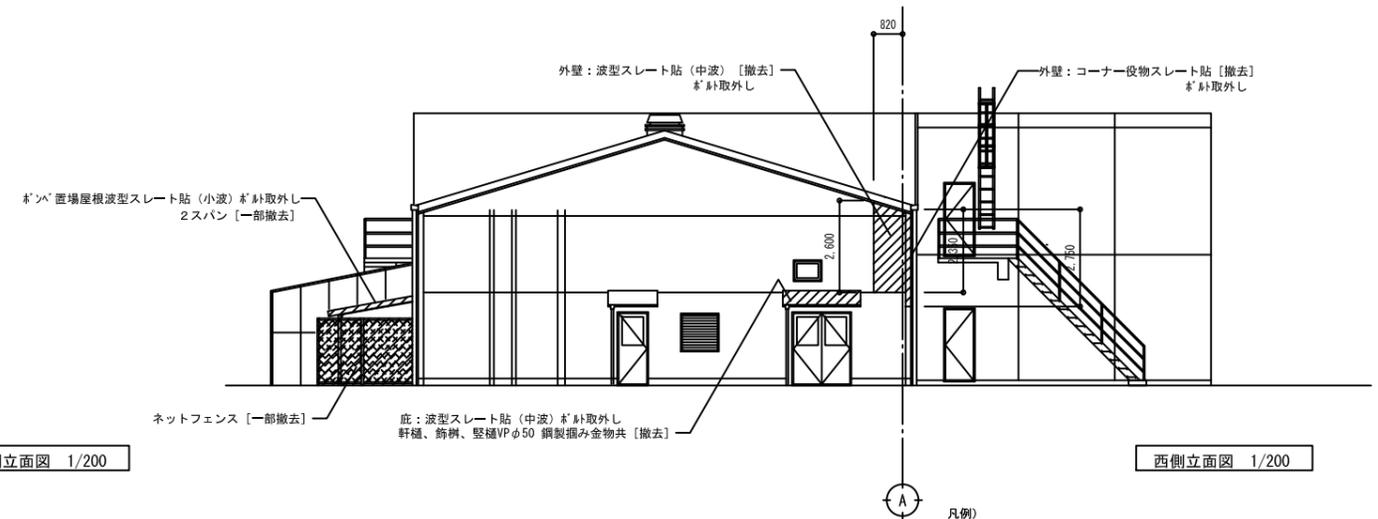
南側立面図 1/200



北側立面図 1/200



東側立面図 1/200



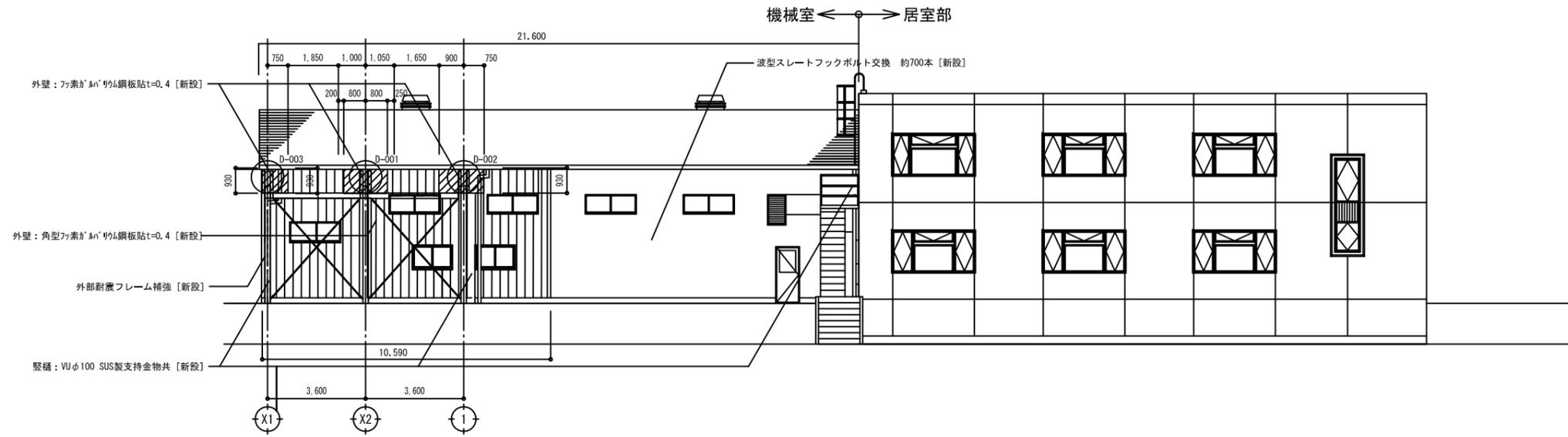
西側立面図 1/200

- 凡例)
- D-00* ← 既設鉄骨部との接合点を示す。部分詳細図を参照の事。
 - ▨ ← 外壁：波型スレート貼（中波）〔撤去〕部分を示す
 - ▨ ← 〆ン〆置場屋根及び庇〔撤去〕部分を示す

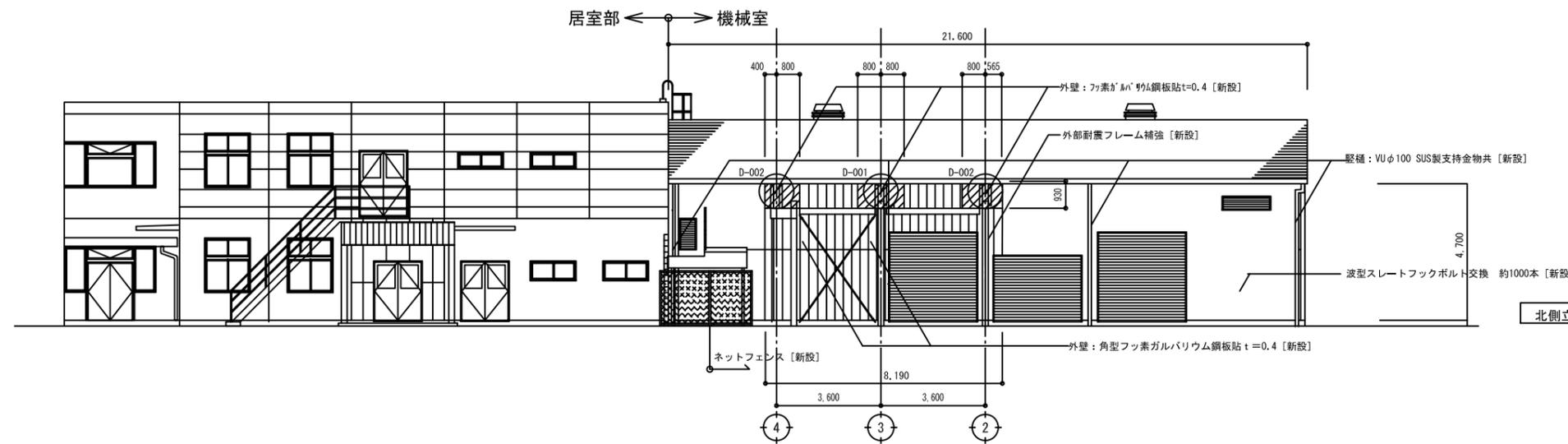
記事				

<p>株式会社 ニュージェック 一般建築士事務所</p>		GM 土居 貴史 管理棟研究 構造設計一般建築士 第310795号 藤井 章男	TM 小田 文武 一般建築士 第384381号 小田 文武	担当 近藤 英則 一般建築士 第384381号 東 純也	日付 2025/2 縮尺 A1:1/100 A3:1/200	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事 立面図（改修前）	設計 番号 248564 図面 番号 A-008 訂正
------------------------------	--	--	---	--	--	---	---

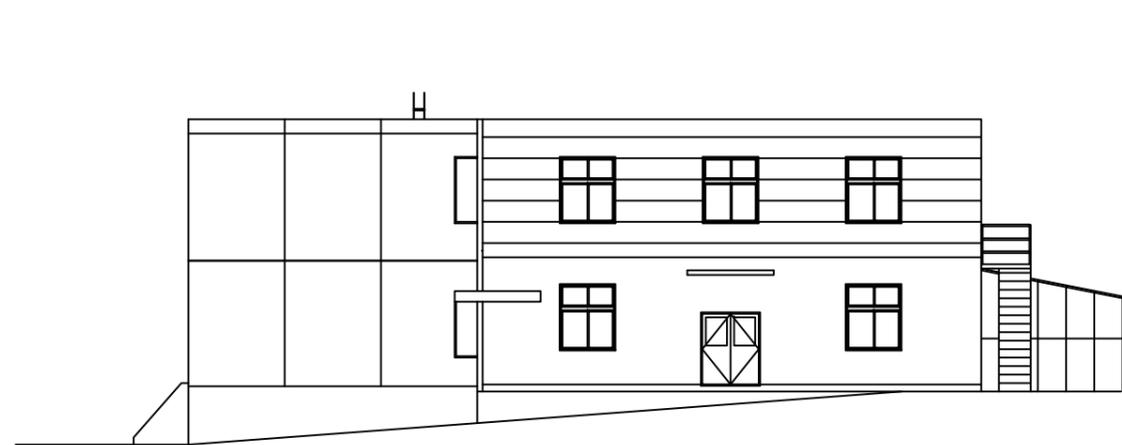
改修後



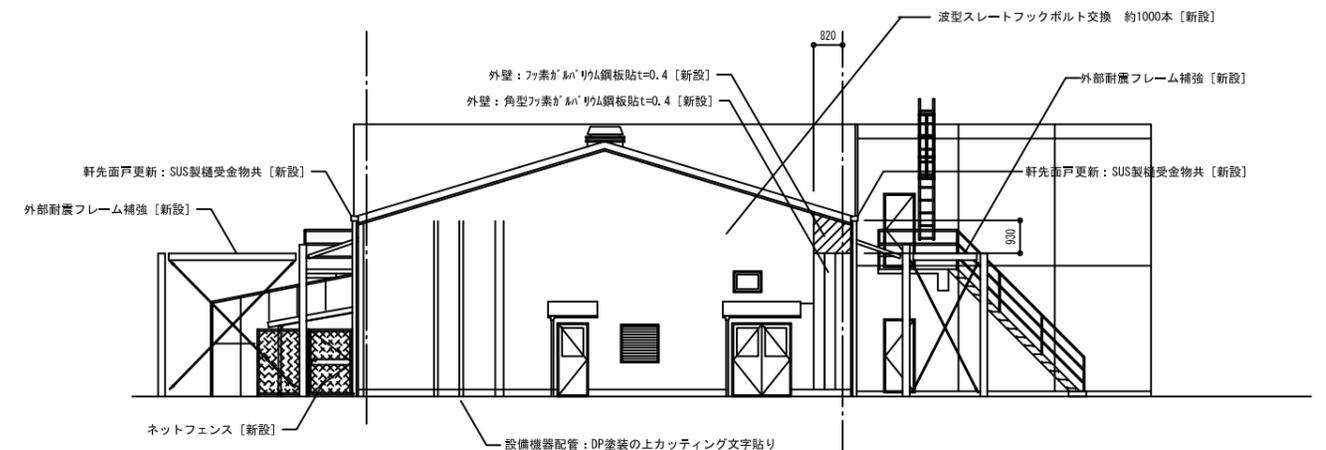
南側立面図 1/200



北側立面図 1/200



東側立面図 1/200



西側立面図 1/200

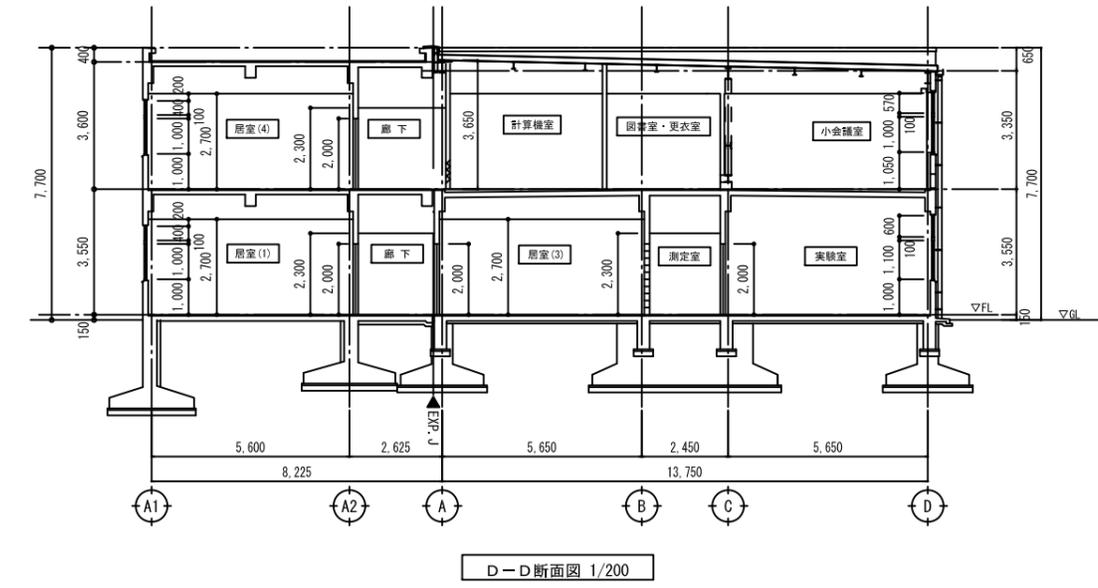
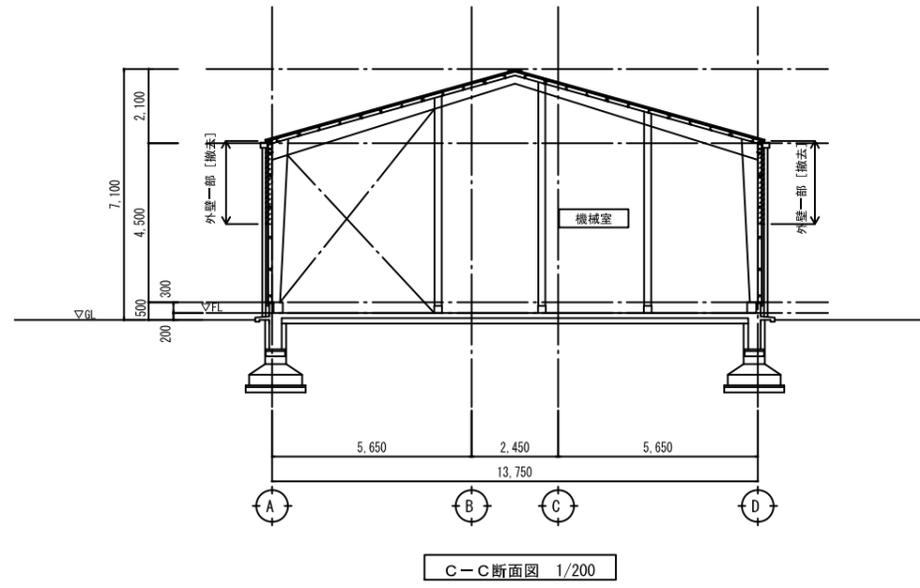
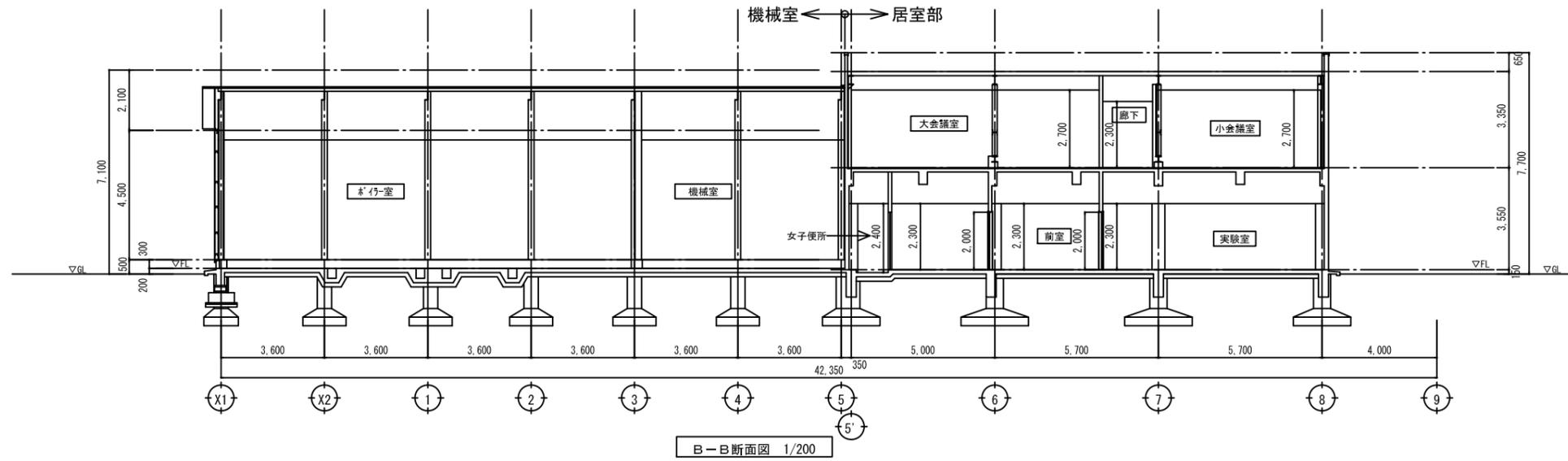
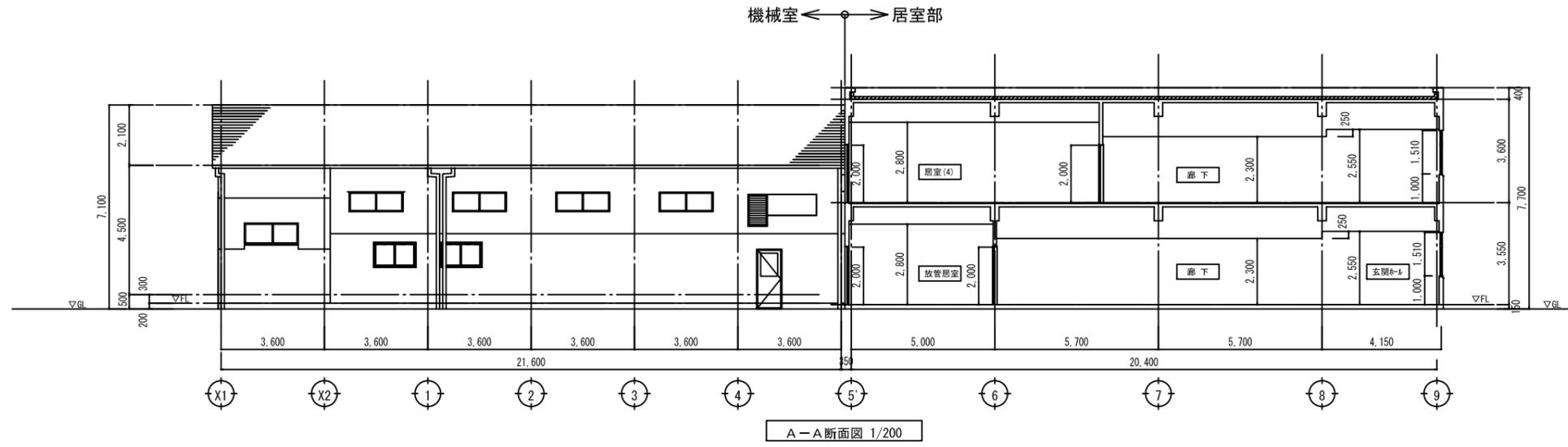
- 凡例)
- D-00* — 既設鉄骨部との接合点を示す。部分詳細図を参照の事。
 - ▨ — 外壁：珡素がルバリウム鋼板貼t=0.4 [新設] 部分を示す
 - ▤ — 外壁：角型珡素がルバリウム鋼板貼t=0.4 [新設] 部分を示す
 - — 庇 [新設] 部分を示す

記事				

NEJEC
株式会社ニュージェック一級建築士事務所

GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理棟研究 棟造設計一級建築士 第310795号 藤井 章男	担当 一級建築士 第384381号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	立面図 (改修後)	図面 番号 A-009
					訂正

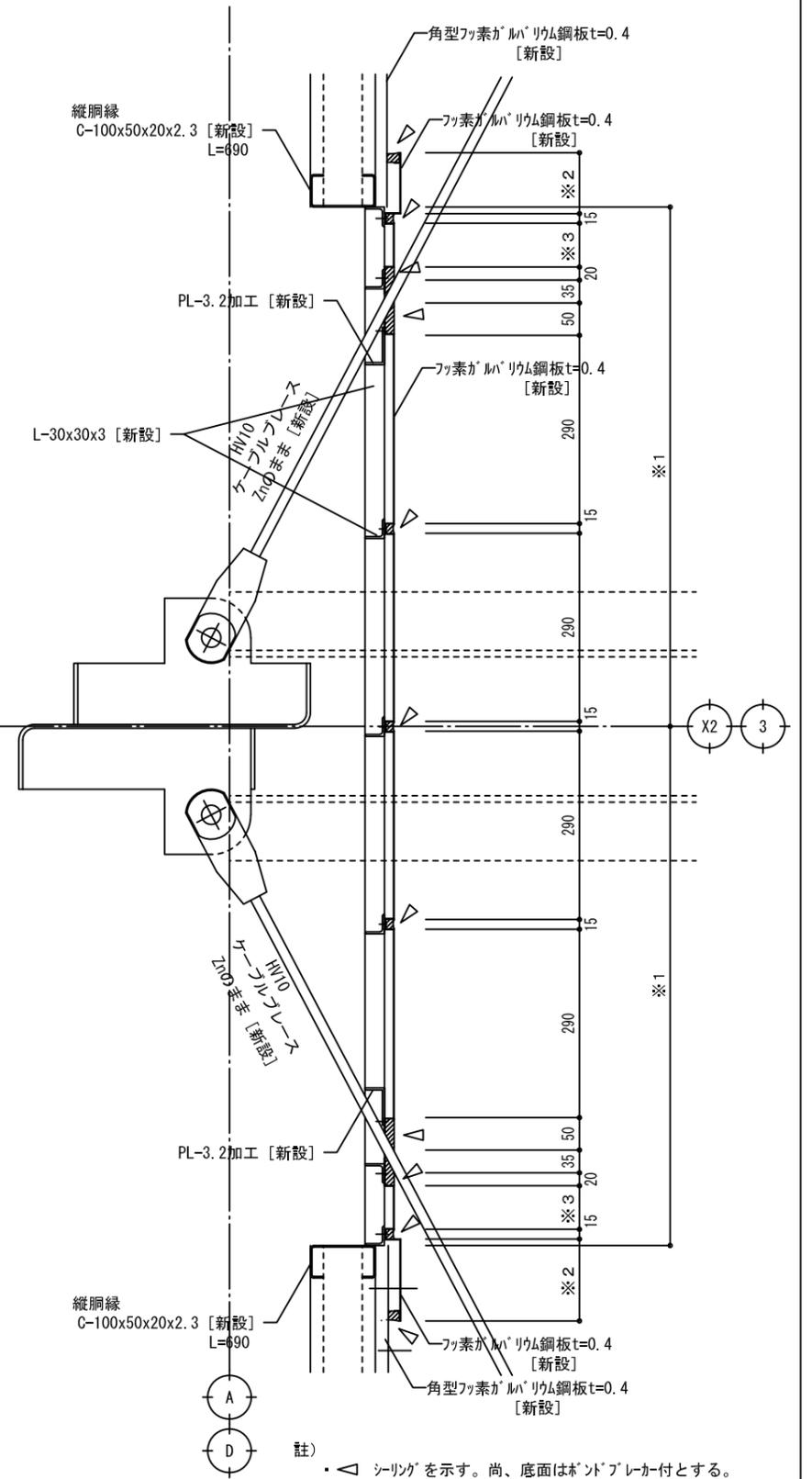
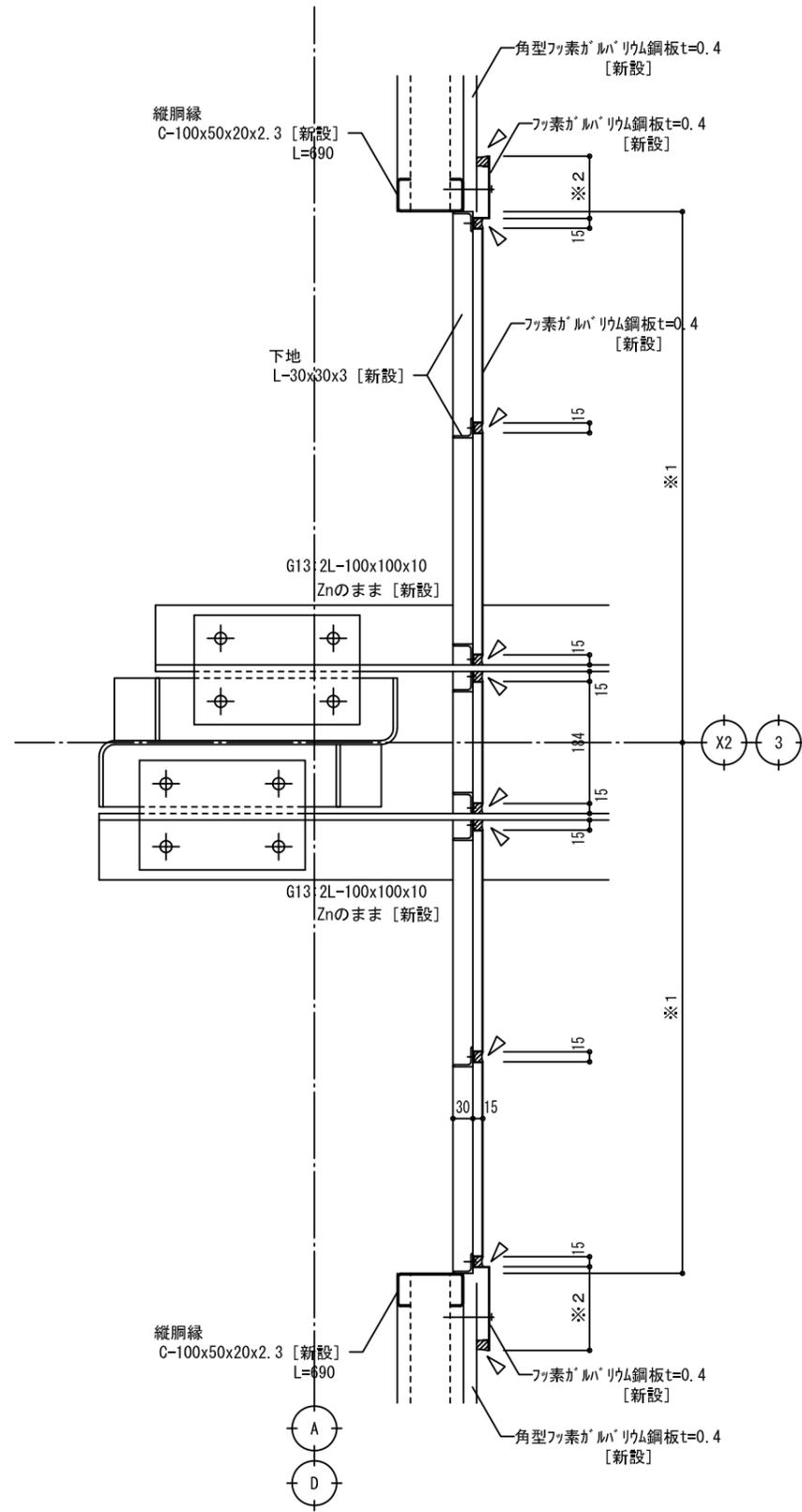
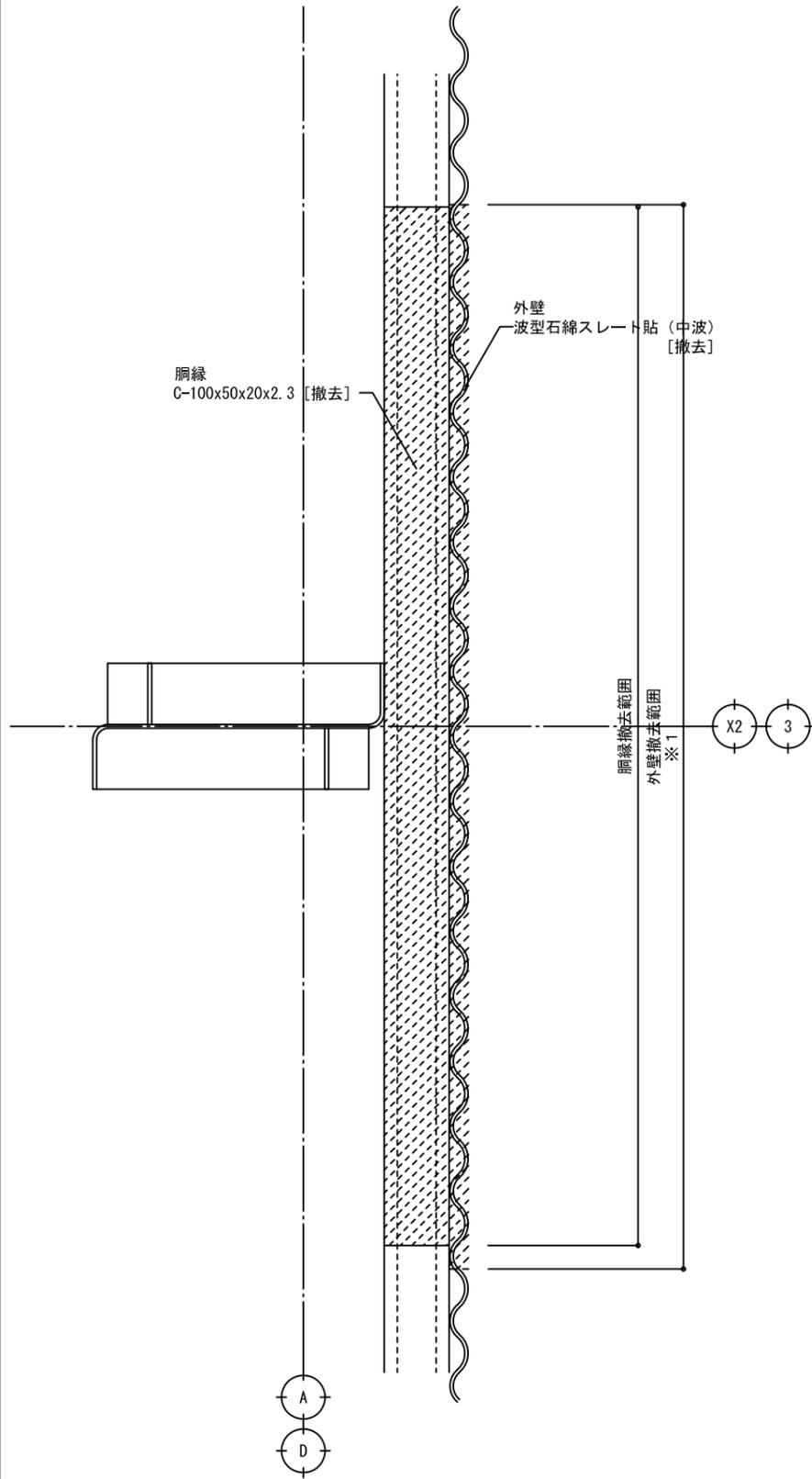
改修前



記事				


株式会社ニュージェック一級建築士事務所

GM 土居 貴史 管理棟研究 構造設計一級建築士 第0013号 藤井 章男	TM 小田 文哉 担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 近藤 英則 担当 一級建築士 第384301号 東 純也	日付 2025/2 縮尺 A1:1/100 A3:1/200	R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事 断面図 (改修前)	設計 番号 248564 図面 番号 A-010 訂正
--	---	--	--	--	---



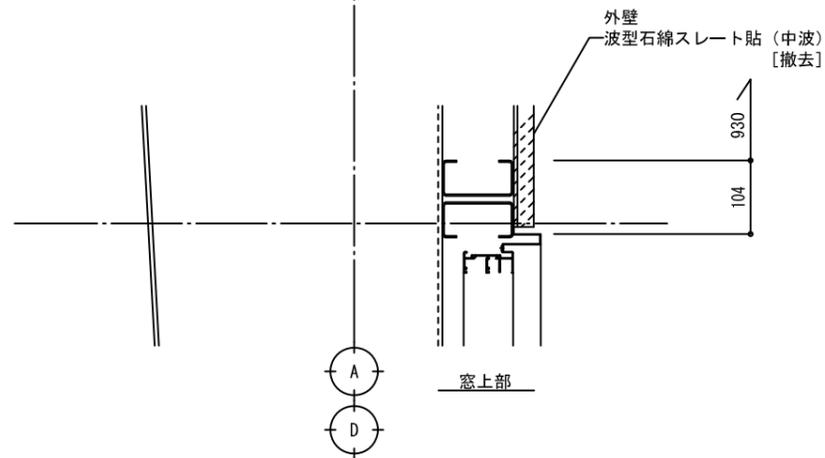
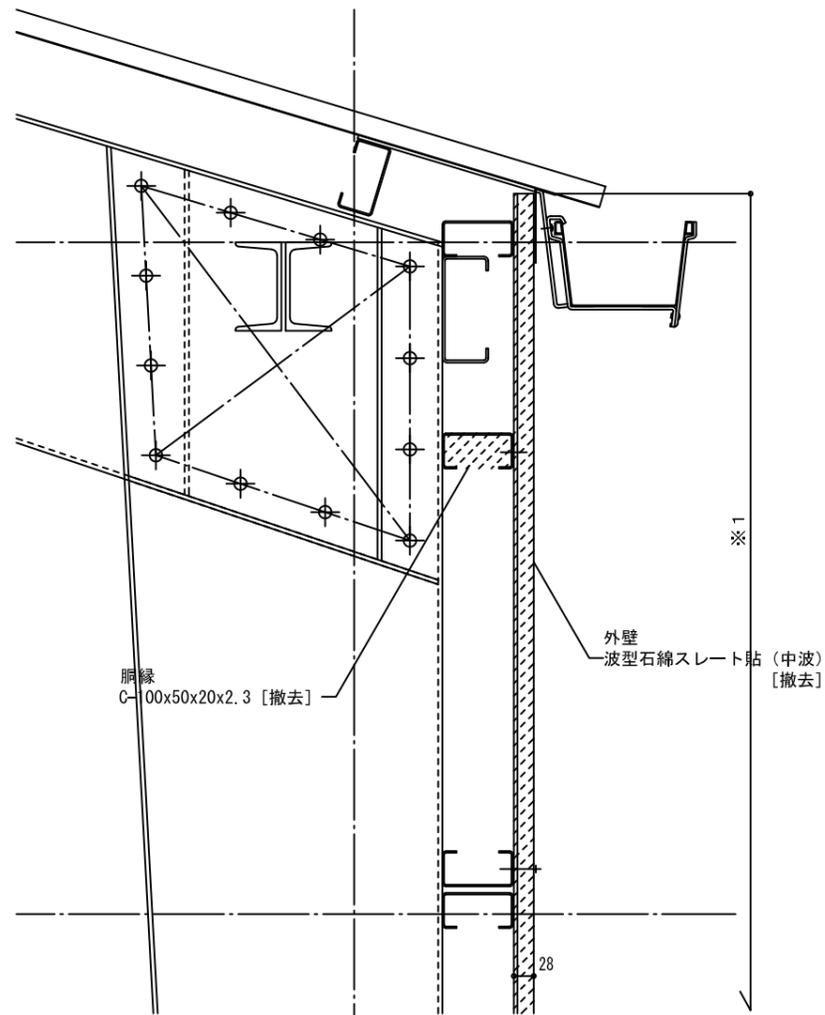
- 註)
- ◁ シーリングを示す。尚、底面はボンドブレイカ付とする。
 - ※1 印寸法は立面図に依る。
 - ※2 印寸法は1山超えて谷までとし現場にて確認の事。
 - ※3 印寸法は現場にて確認の事。
 - 内部鉄部 [新設] の見え掛りは特記なき限り EP-G塗とする。

記事					



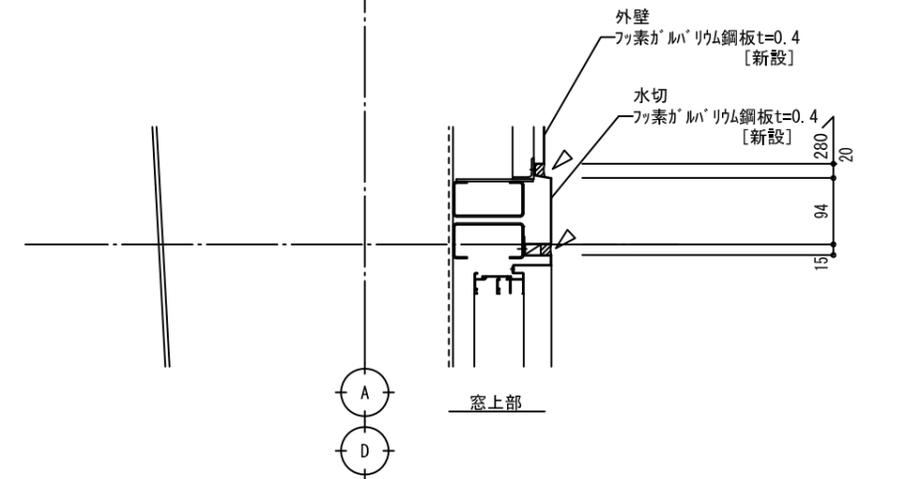
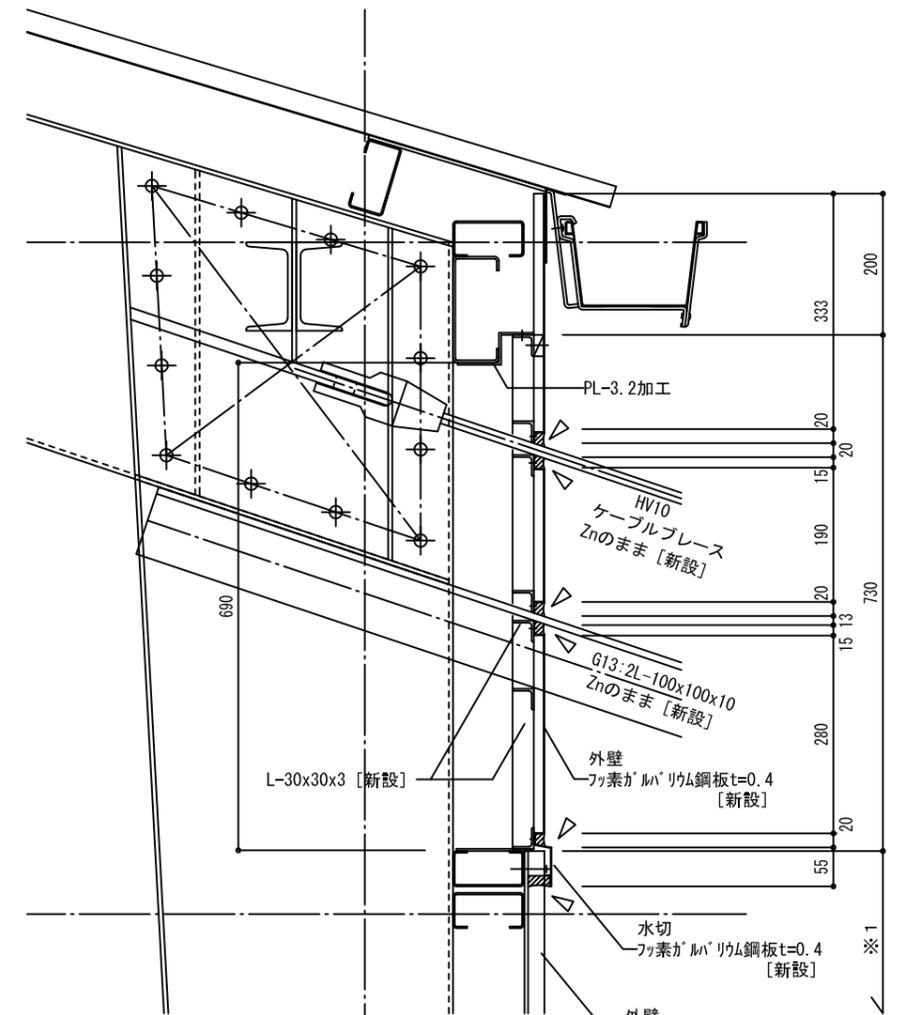
株式会社ニュージェック一級建築士事務所

GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室前農改修工事	設計 番号 248564
管理技師 構造設計一級建築士 第0013号 藤井 卓男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384301号 東 純也	縮尺 A3:各記	部分詳細図(1)	図面 番号 A-012



改修前

※1 印寸法は立面図に依る



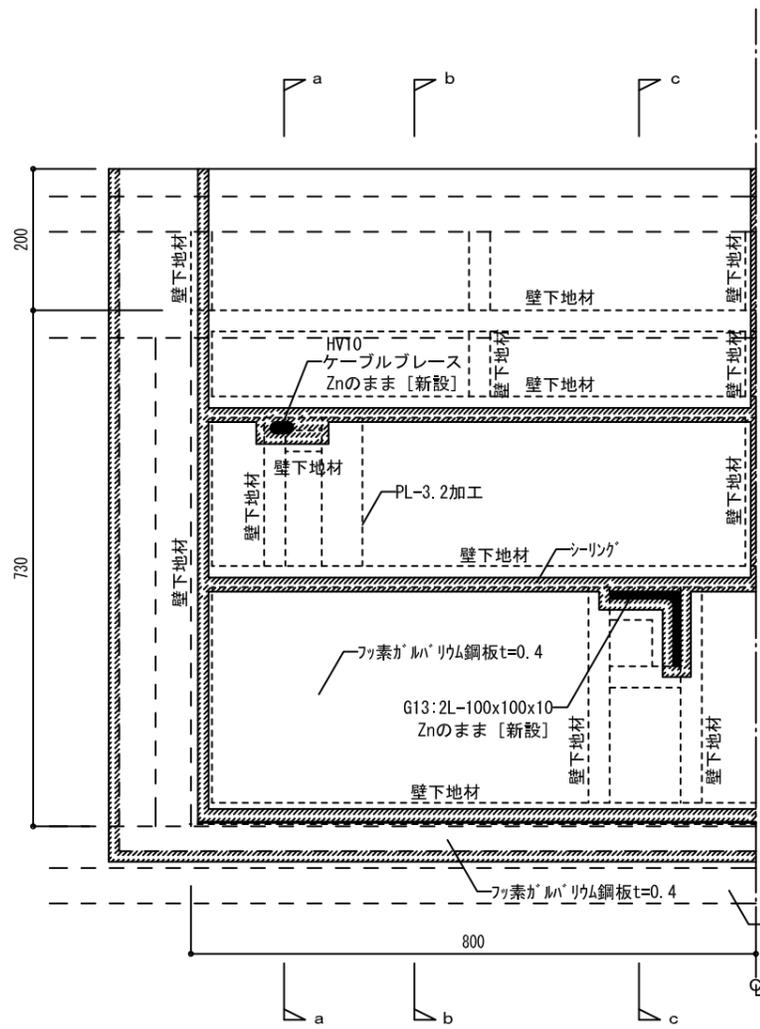
改修後

- 註)
- シリングを示す。尚、底面は木ノドブレカ付とする。
 - ※1 印寸法は立面図に依る
 - 内部鉄部 [新設] の見え掛りは特記なき限り EP-G塗とする。

記事					

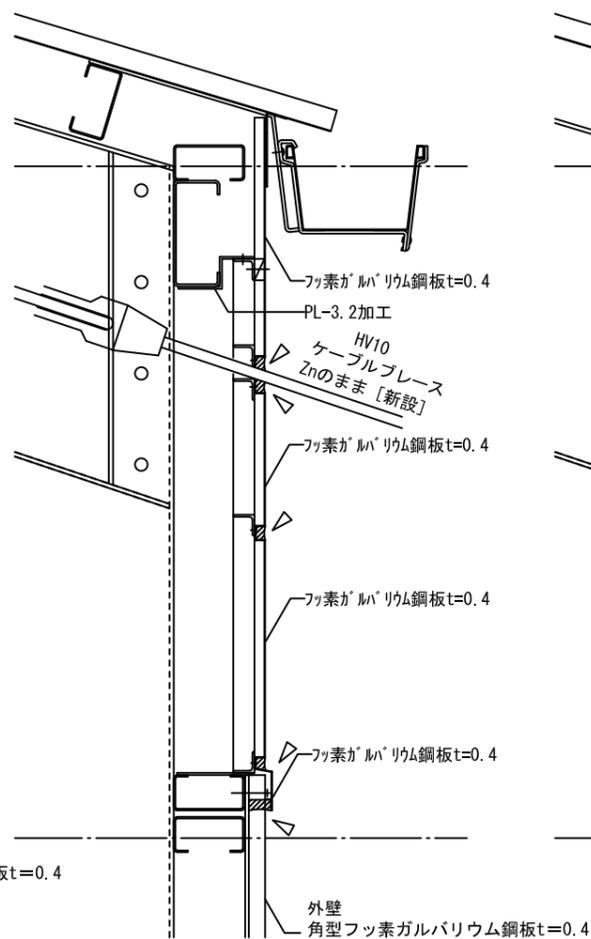


GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械機庫室前農改修工事	設計 番号 248564
管理技師 執照番号 第0013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384301号 東 純也	縮尺 A3:各記	部分詳細図 (3)	図面 番号 A-014
					訂正

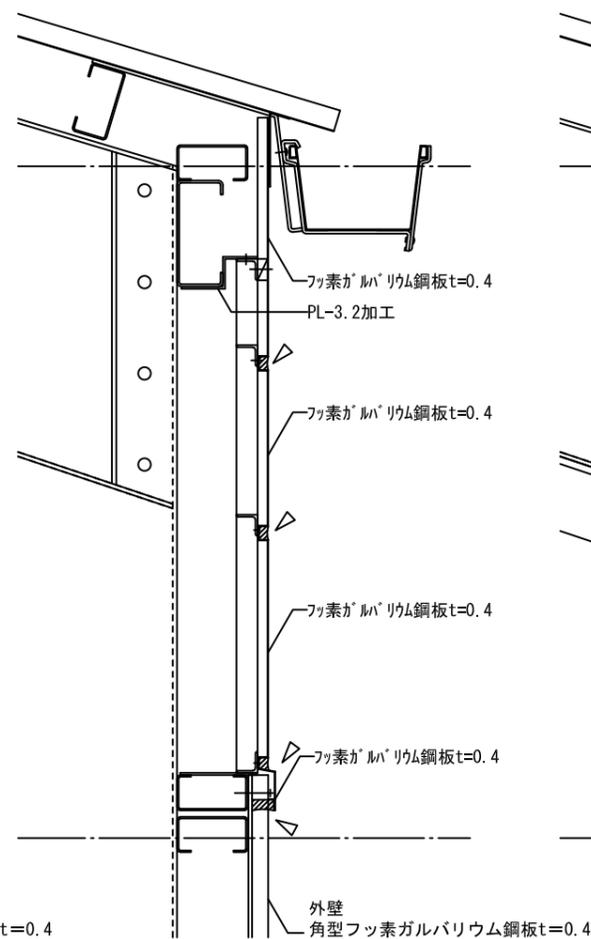


外壁面姿図

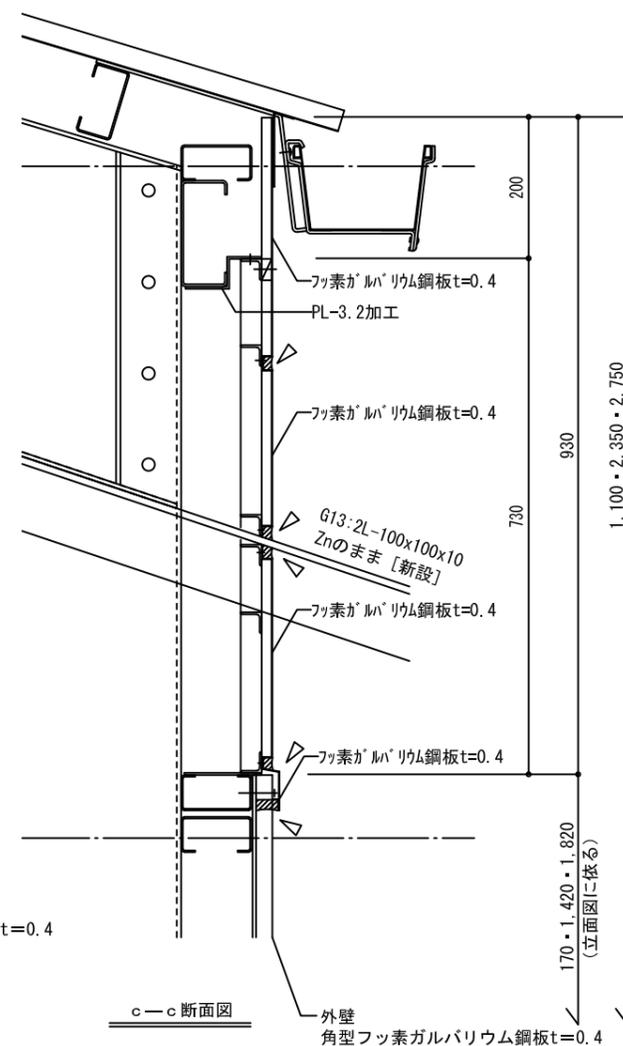
壁下地材は L-30x30x3 EP-G塗 とする
シリーング印は シーリングを示す



a-a 断面図



b-b 断面図



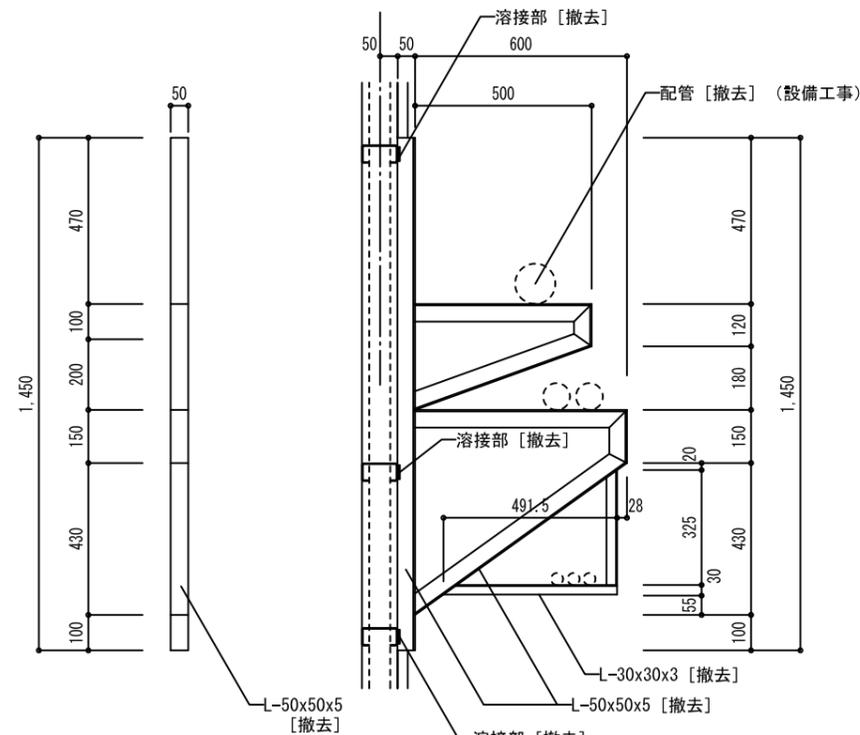
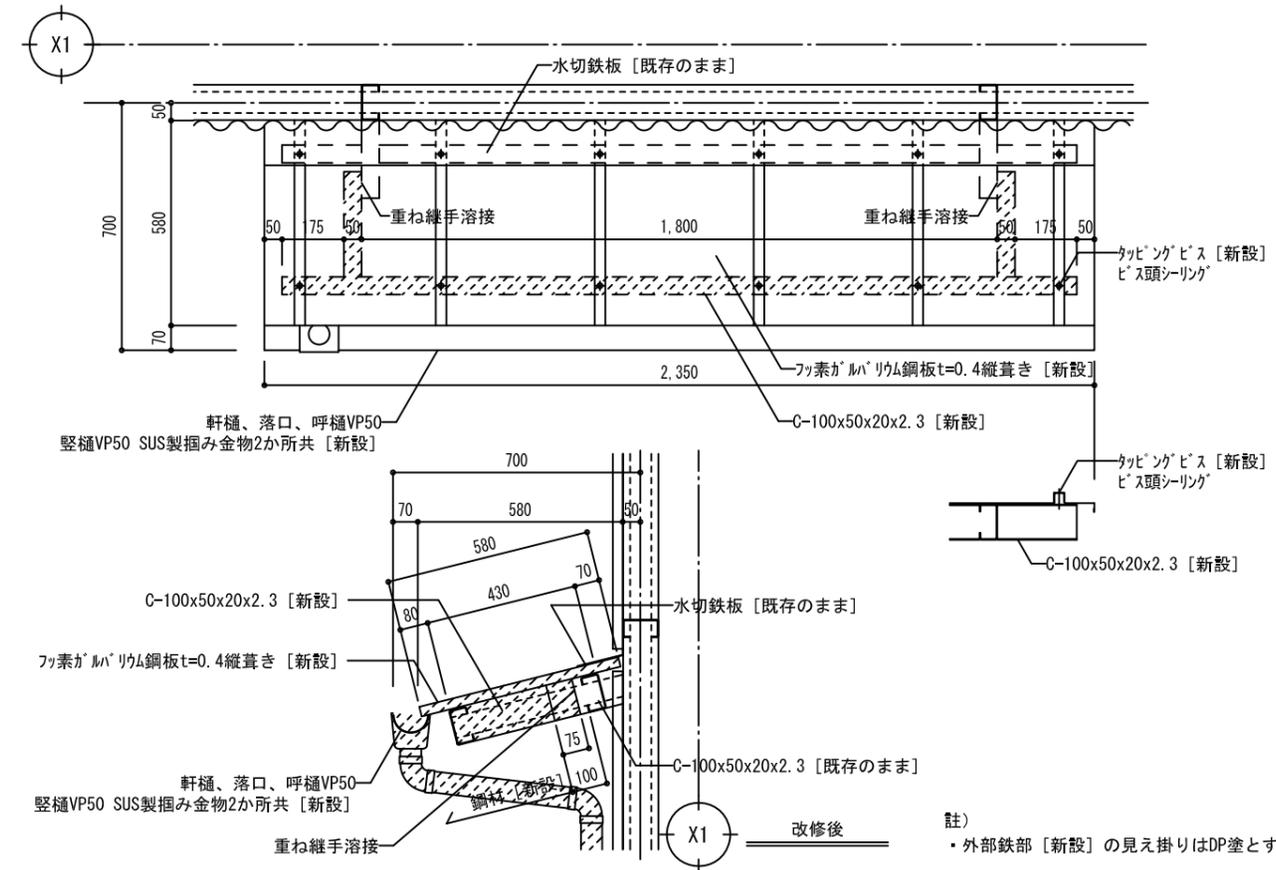
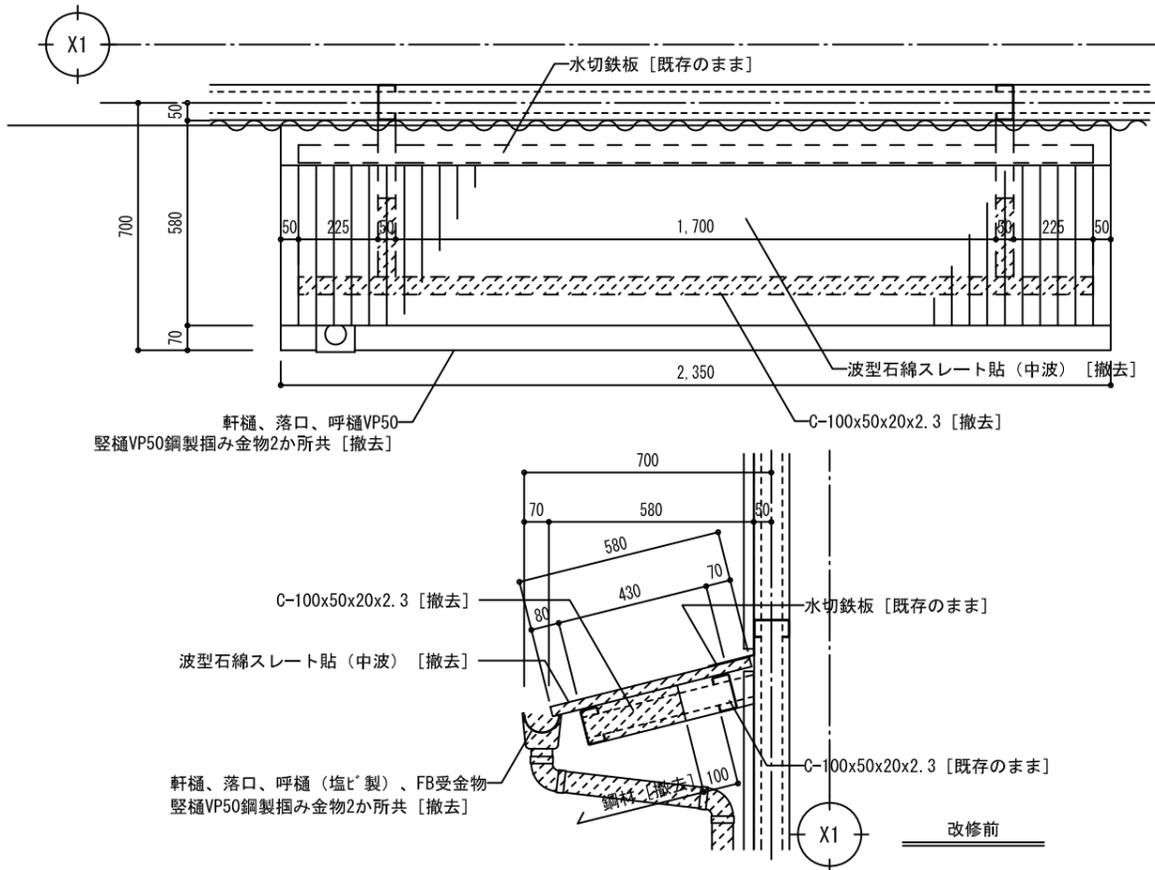
c-c 断面図

註)
 ・ ◁ シーリングを示す。尚、底面はボンドブレイカ付とする。
 ・ 内部鉄部【新設】の見え掛りは特記なき限り EP-G塗とする。

記事				



GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理技師 構造設計一級建築士 第0013号 藤井 卓男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384301号 東 純也	縮尺 A3:各記	部分詳細図(4)	図面 番号 A-015

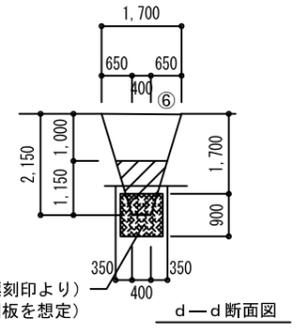
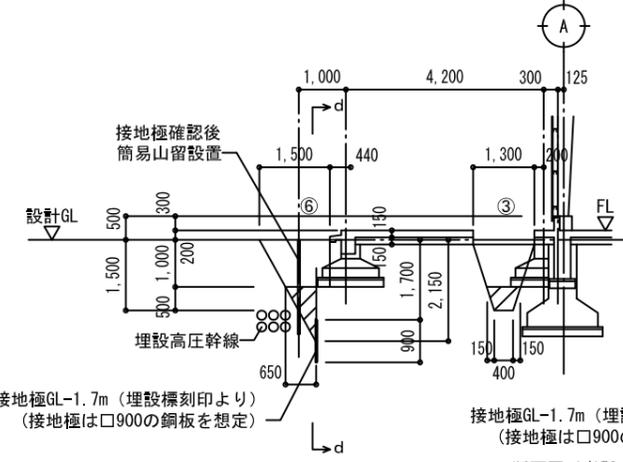
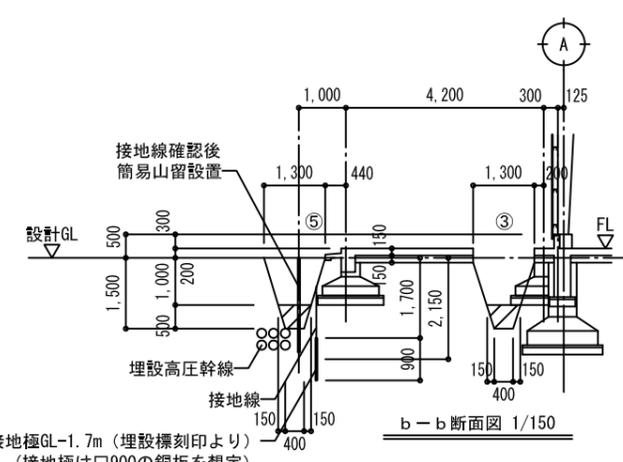
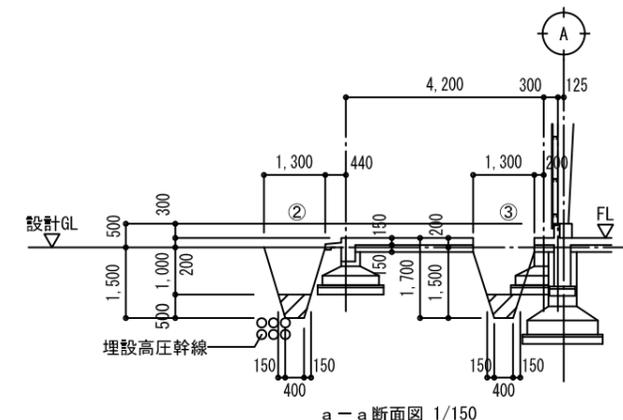
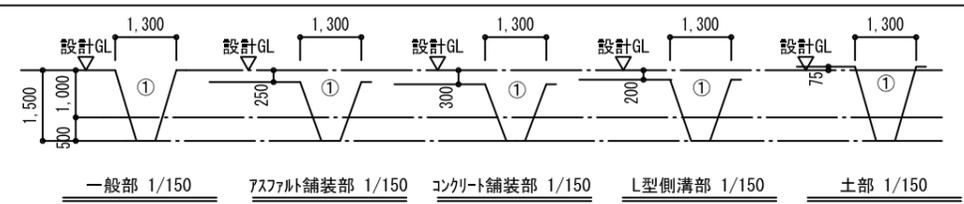
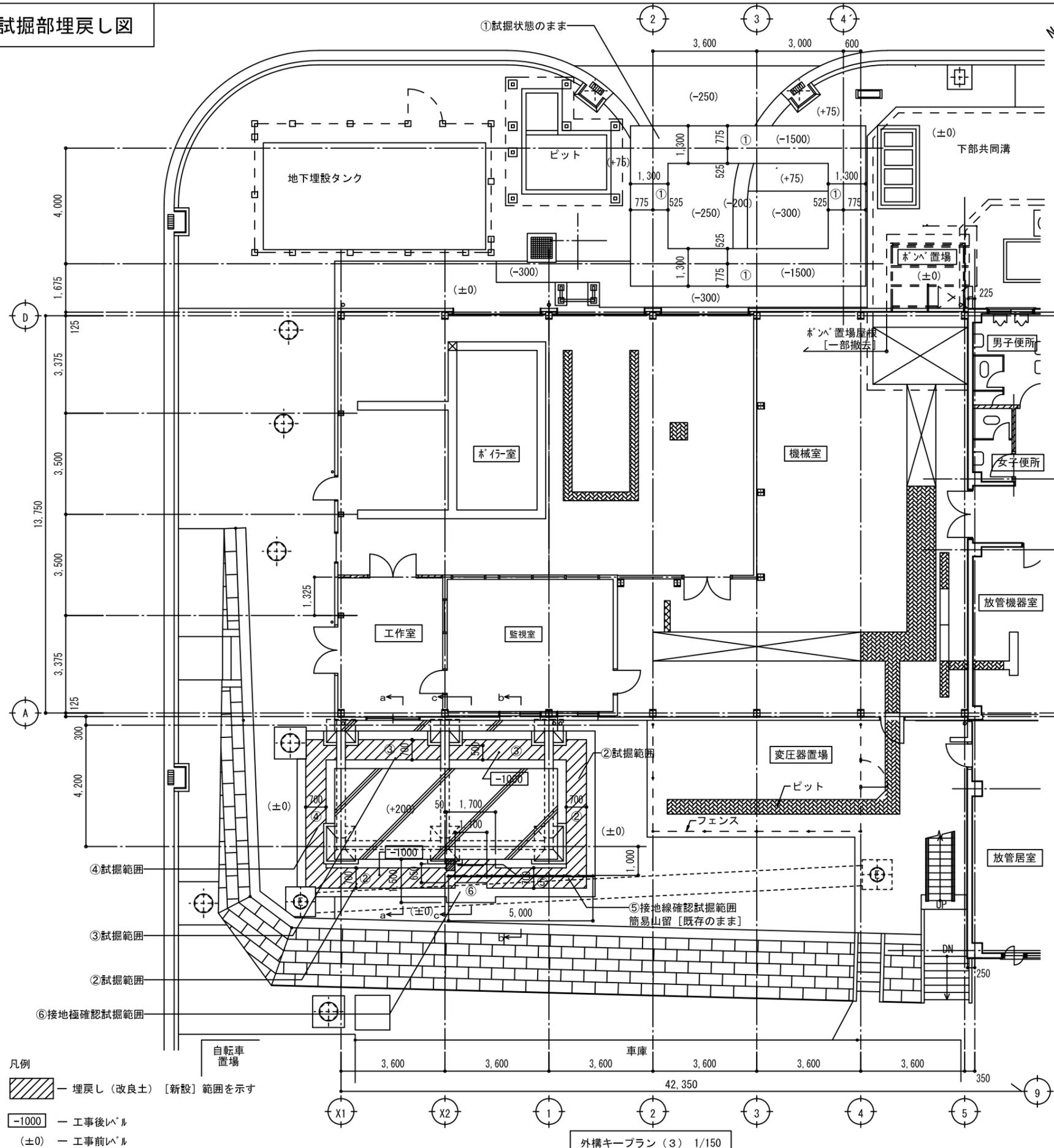


註)
 ・各寸法は現場再確認の上決定の事。
 ・鉄部は全てSOP塗とする。

記事				

 株式会社ニュージェック一級建築士事務所		GM	TM	担当	日付	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
		土居 貴史	小田 文哉	近藤 英則	2025/2			
管理技師 構造設計一級建築士 第0013号 藤井 卓男	技師 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384301号 東 純也	縮尺	A3:各記	部分詳細図 (5)	図面 番号	A-016	訂正

試掘部埋戻し図



- 凡例
- 埋戻し(改良土) [新設] 範囲を示す
 - 1000 工事後レベル
 - (±0) 工事前レベル

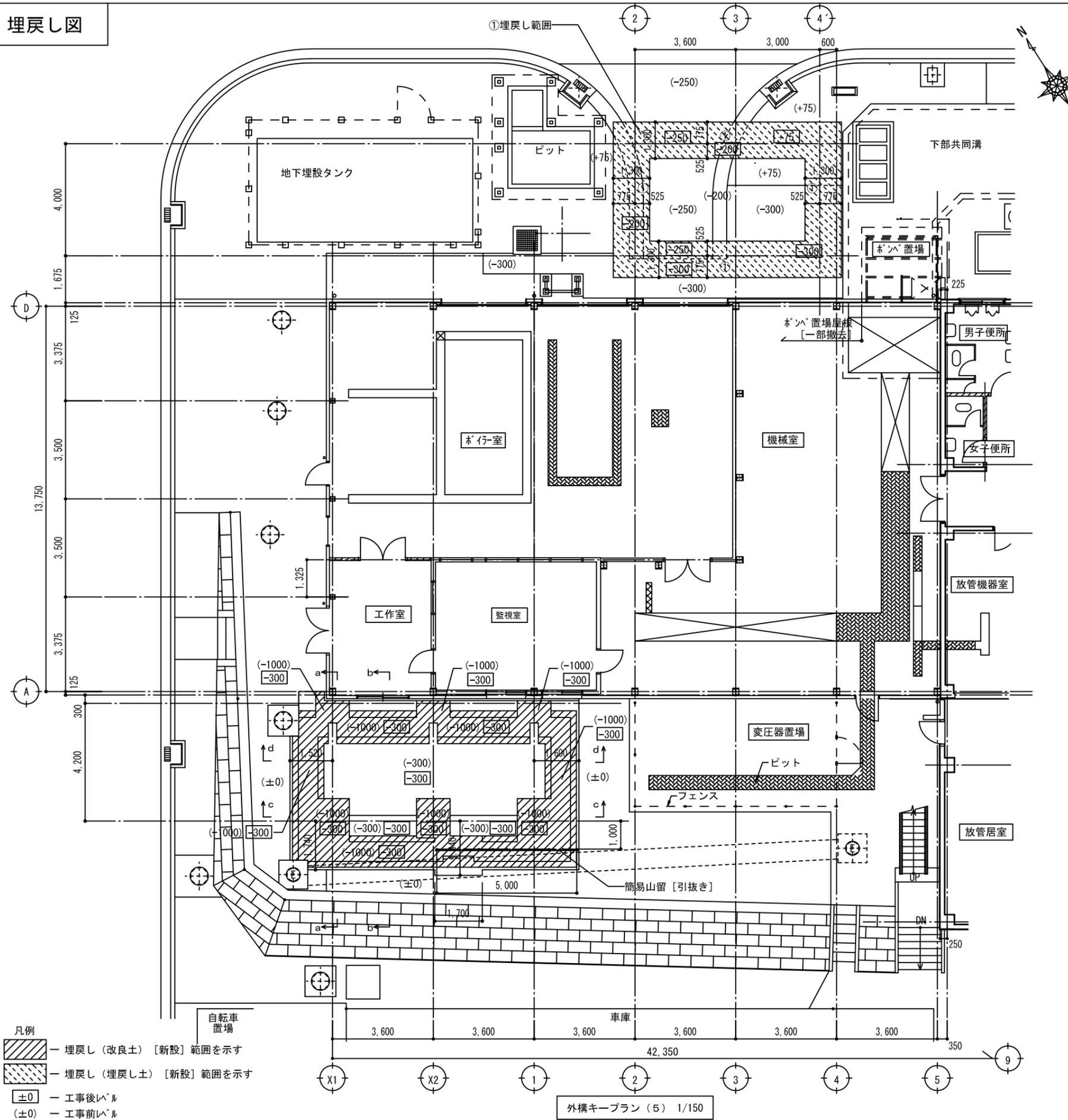
外構キープラン (3) 1/150

- 註
- 北側試掘部①は「試掘のまま」とし、南側試掘部②③④⑤⑥は設計GL-1,000まで埋戻しとする。
 - 埋戻し土はセメント固化材を添加した改良土とする事。(セメント固化材添加量は、配合試験にて改良強度 50kg/m³程度以上を確認すること。)
 - 試掘図、埋戻し図、掘削図の参考図は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料である。
 - 施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議の上、変更等の措置を講ずる場合がある。

<p>GM</p> <p>土居 貴史</p> <p>管理棟研究 構造設計一級建築士 第013号 藤井 章男</p>	<p>TM</p> <p>小田 文哉</p> <p>構造設計一級建築士 第310795号 小田 文哉</p>	<p>担当</p> <p>近藤 英則</p> <p>一級建築士 第384301号 東 純也</p>	<p>日付</p> <p>2025/2</p> <p>縮尺</p> <p>A1:1/75 A3:1/150</p>	<p>R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室前農改修工事</p> <p>外構キープラン (3) (試掘部埋戻し図) (参考図)</p>	<p>設計番号</p> <p>248564</p> <p>図面番号</p> <p>A-019</p> <p>訂正</p>
---	--	---	---	--	--

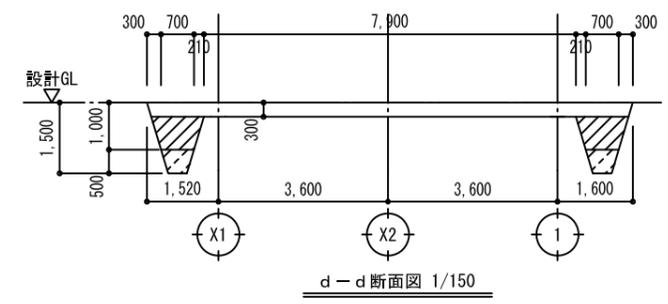
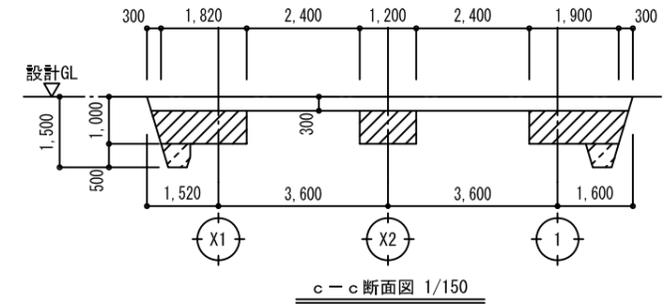
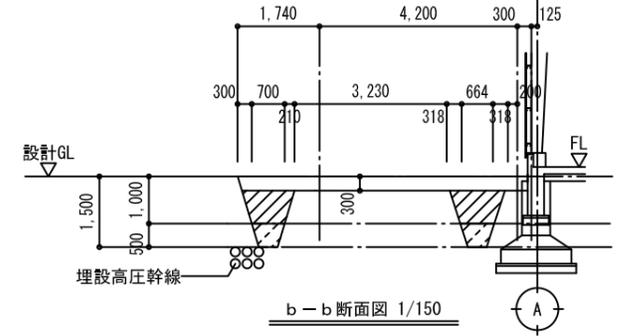
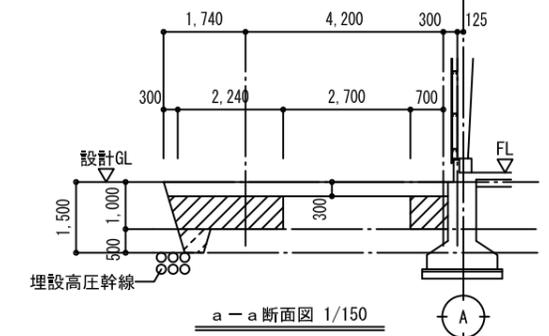
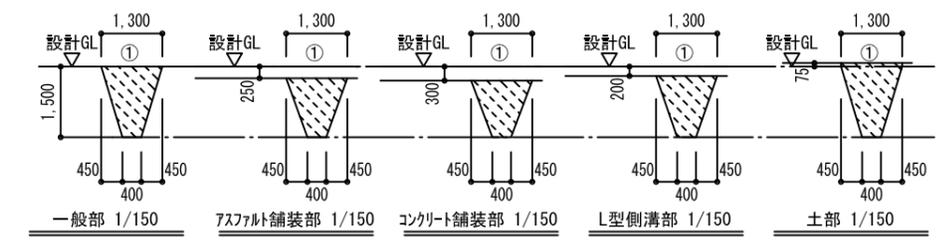


埋戻し図



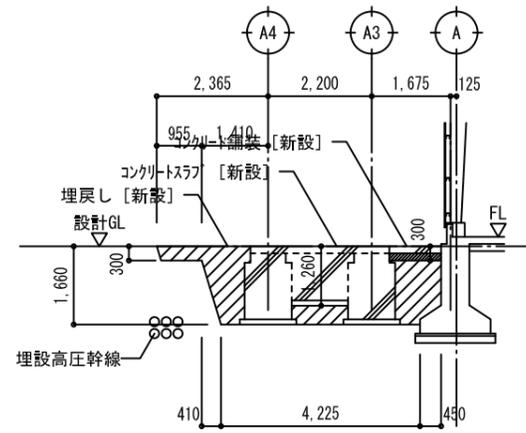
- 凡例
- 埋戻し(改良土) [新設] 範囲を示す
 - 埋戻し(埋戻し土) [新設] 範囲を示す
 - ±0 工事後レベル
 - (±0) 工事前レベル

外構キープラン (5) 1/150

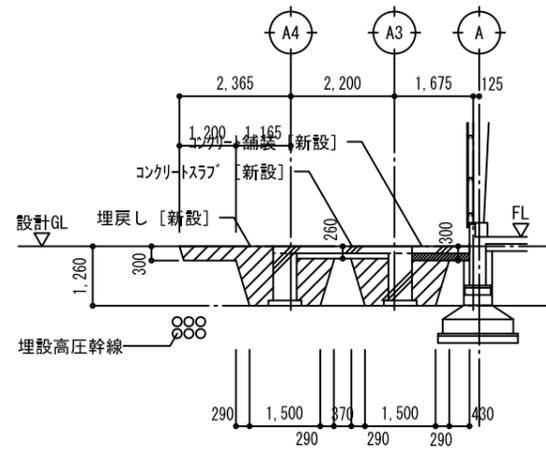


- 註)
- 南側工作室、監視室前の埋戻し土のみセメント固化材を添加した改良土とする事。
(セメント固化材添加量は、配合試験にて改良強度 50kg/m³程度以上を確認すること。)
 - 詳細位置については、施工時に再検討の上、決定の事。
 - 試掘図、埋戻し図、掘削図の参考図は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料である。
 - 施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議の上、変更等の措置を講ずる場合がある。

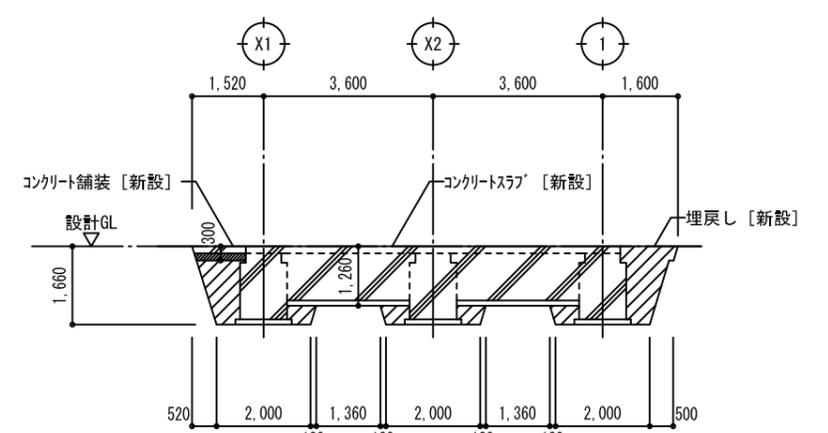
改修後断面図



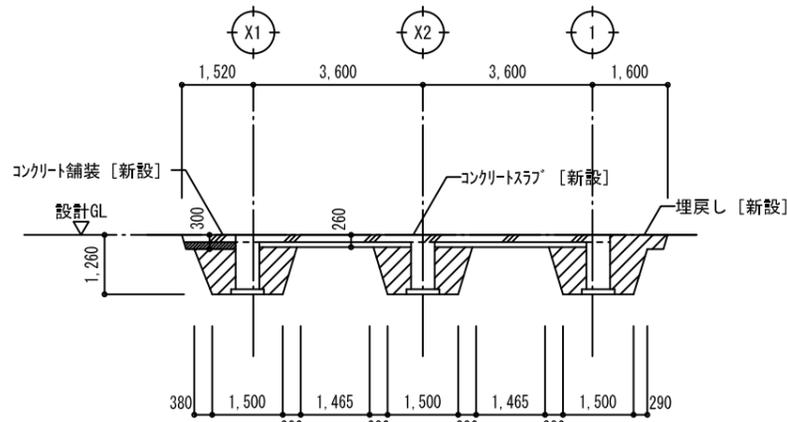
a-a 断面図 1/150



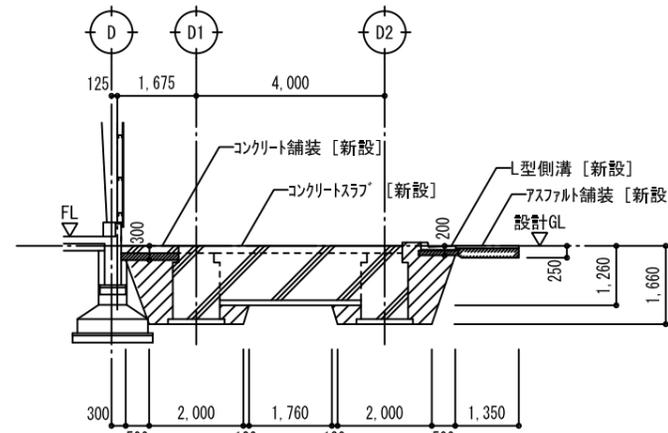
b-b 断面図 1/150



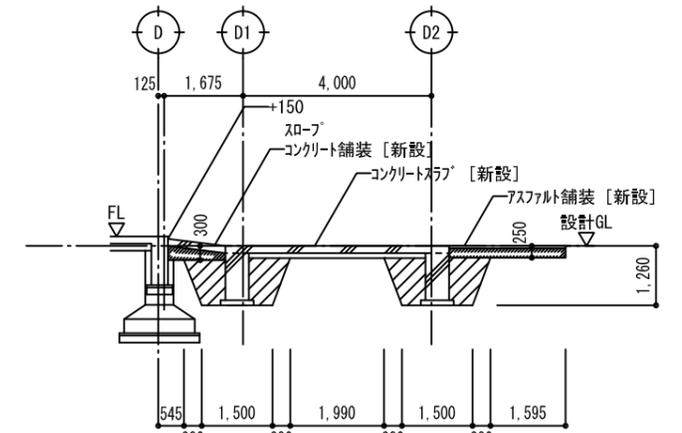
c-c 断面図 1/150



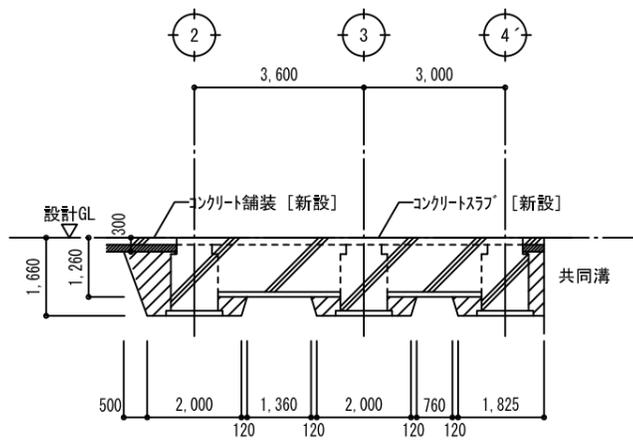
d-d 断面図 1/150



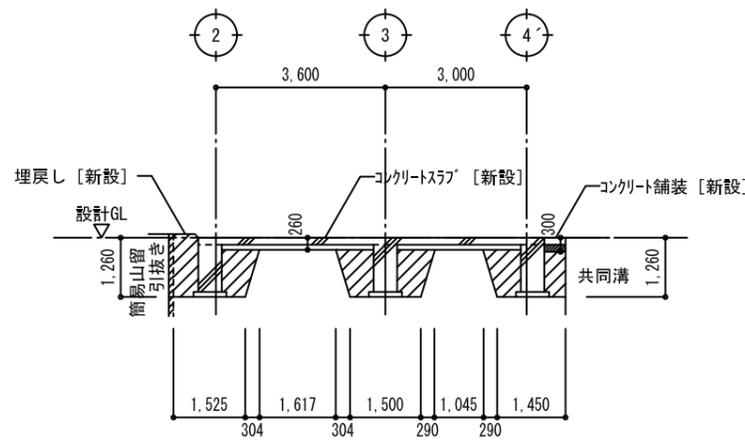
e-e 断面図 1/150



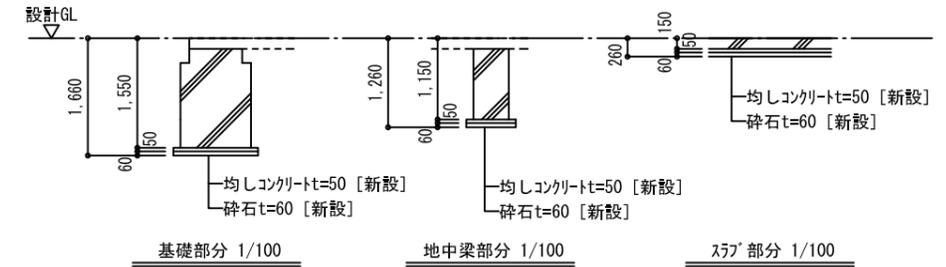
f-f 断面図 1/150



g-g 断面図 1/150



h-h 断面図 1/150



基礎部分 1/100

地中梁部分 1/100

スラブ部分 1/100

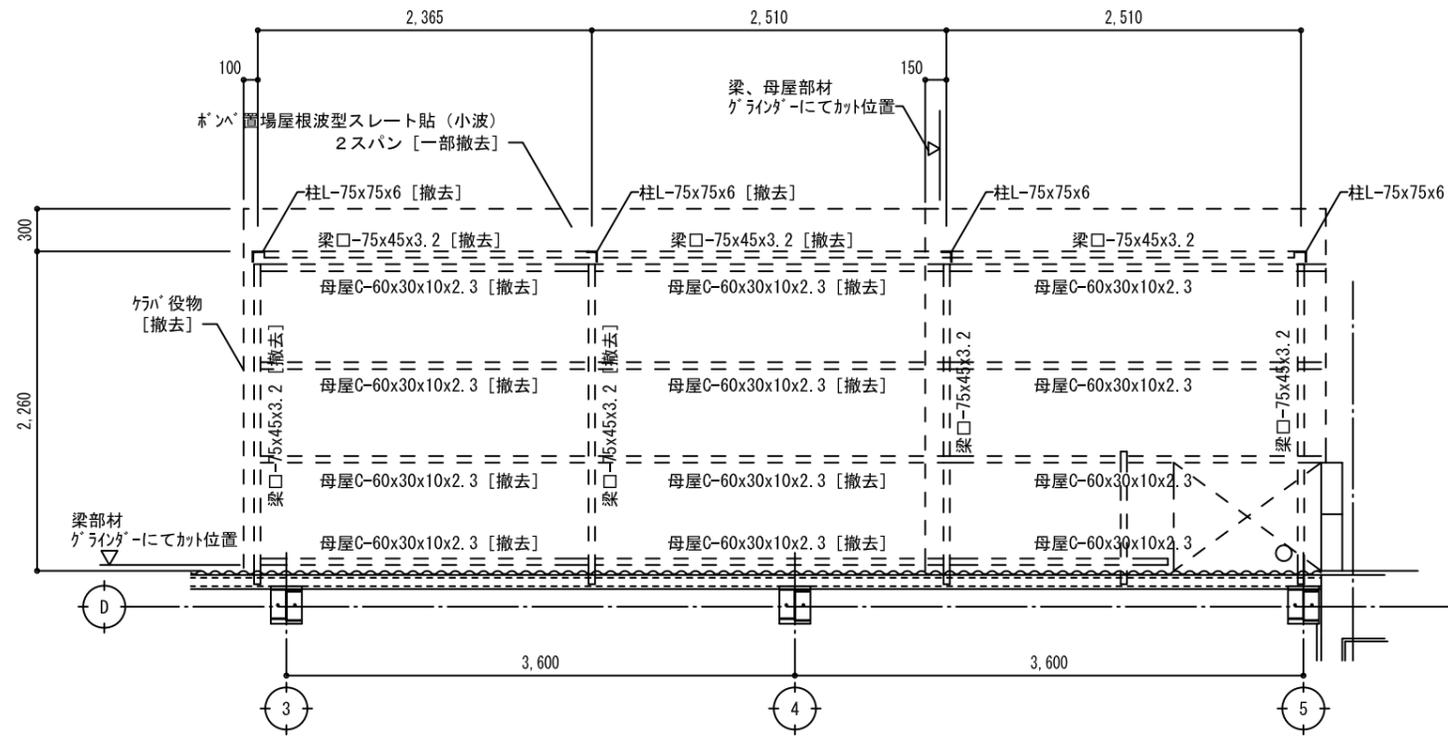
凡例

— 埋戻し [新設] を示す
地盤面の仕上は外構キープラン (改修後) による

記事					



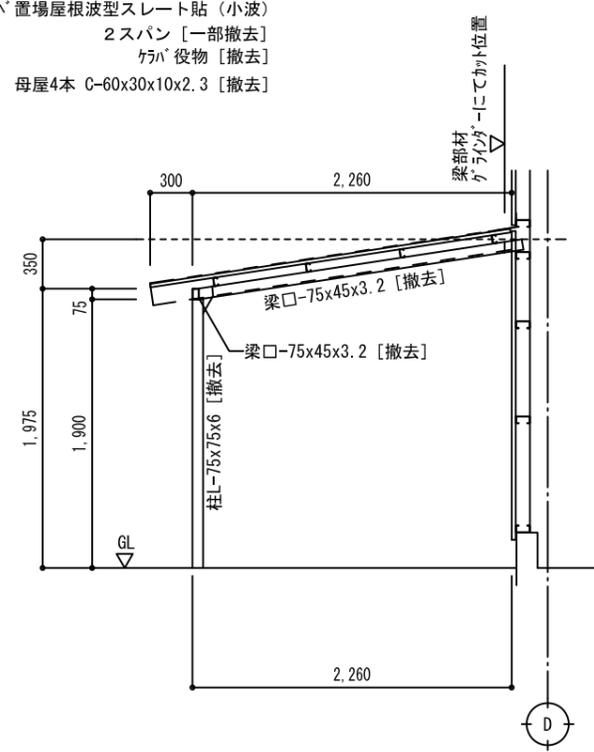
GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗 廃棄物管理施設 管理機械機庫室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理技師 執照番号 第318795号 藤井 卓男	担当 一級建築士 第384381号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也	縮尺 A1:1/75 A3:1/150	外構キープラン (8) (改修後断面図)	図面 番号 A-024 訂正



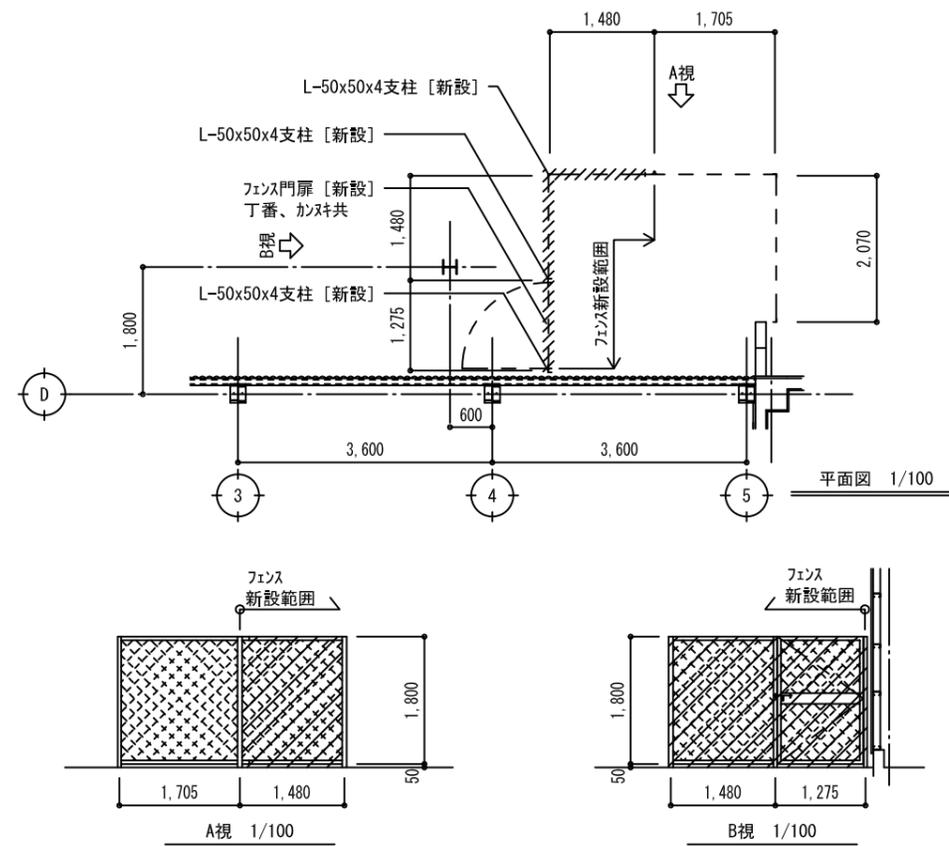
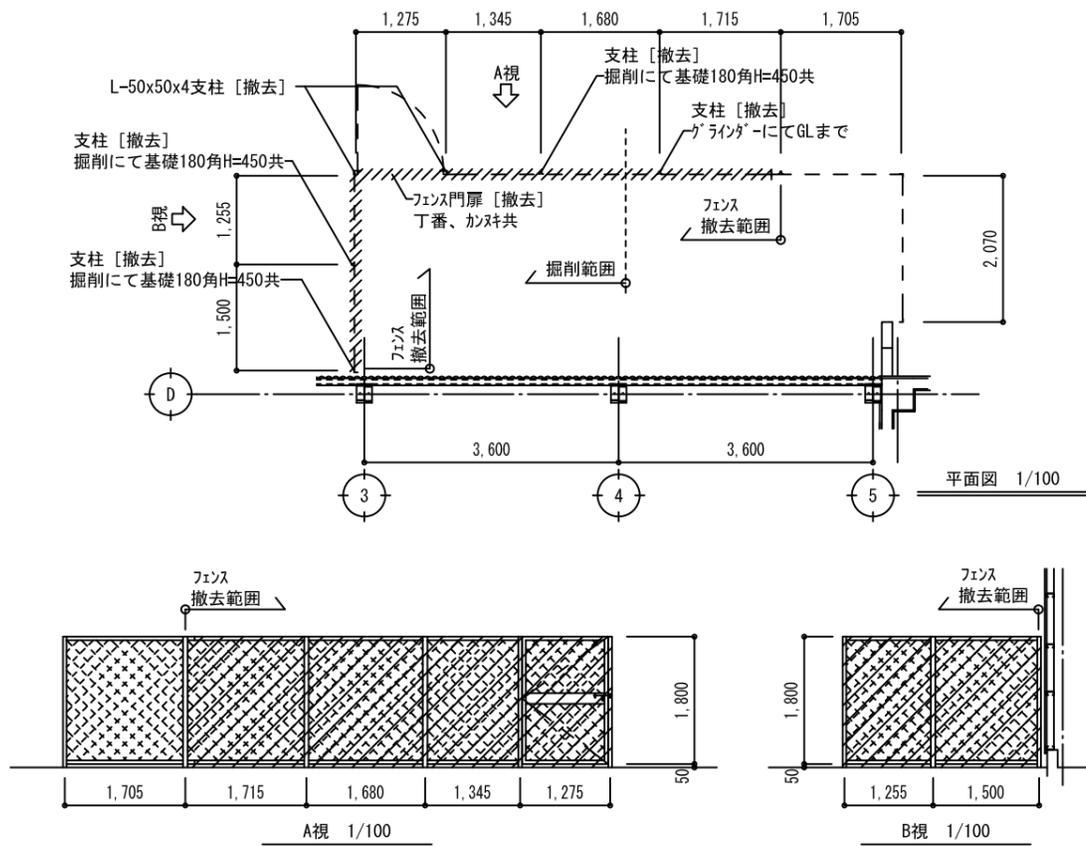
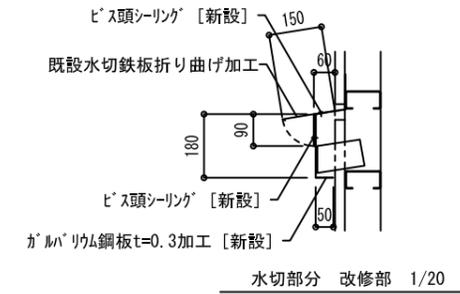
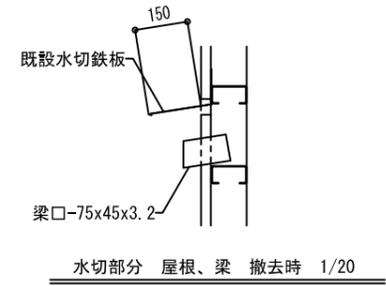
平面図 1/50

註)
・既設鋼材カット部はDP塗【新設】とする

ホーン置場屋根波型スレート貼(小波)
2スパン【一部撤去】
ケラバ役物【撤去】
母屋4本 C-60x30x10x2.3【撤去】



断面図 1/50



記事					



GM 土居 貴史	TM 小田 文哉	担当 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理棟研究 構造設計一級建築士 第013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第310795号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也	縮尺 A3:各記	外構部分詳細図(1)	図面 番号 A-025 訂正

仮設

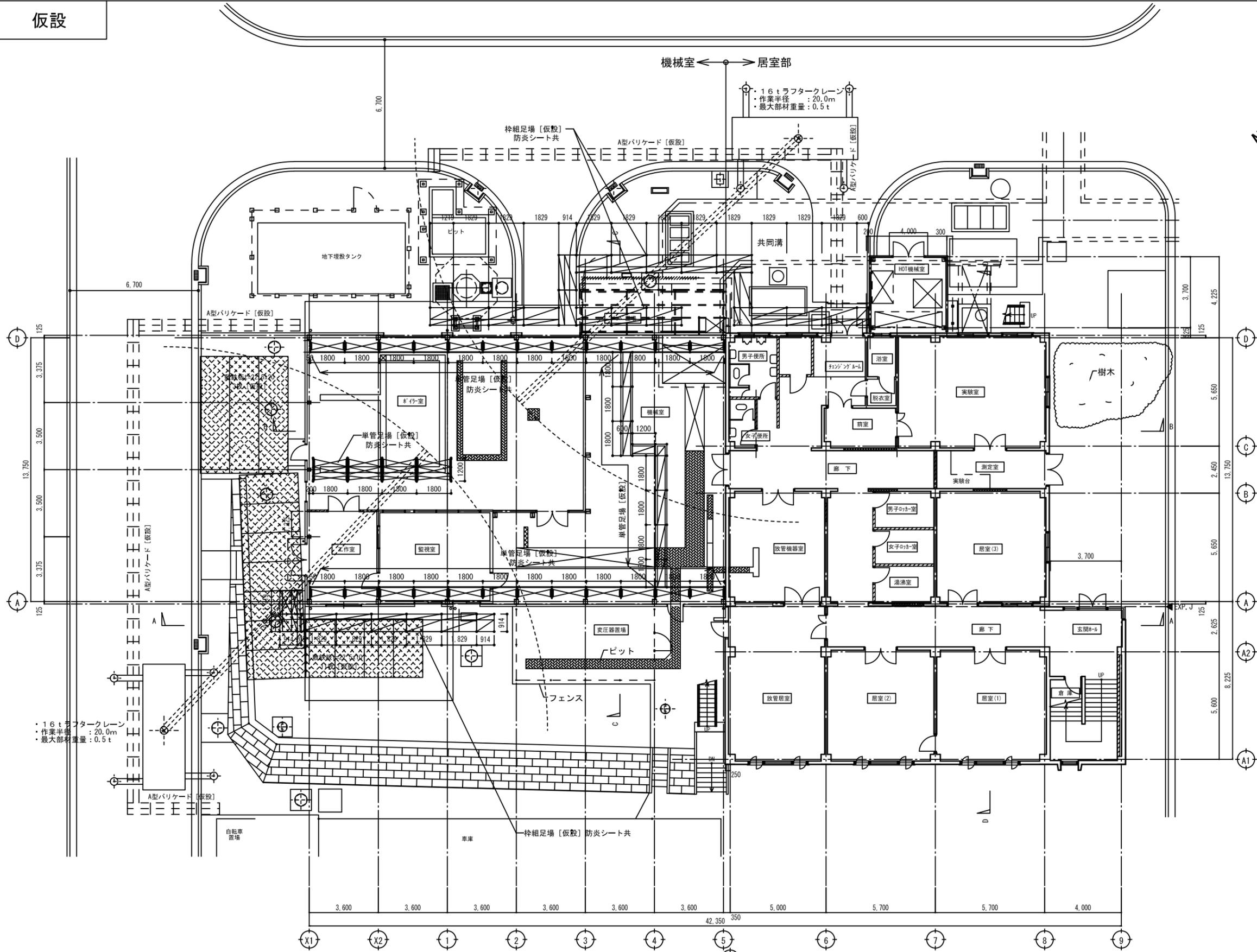
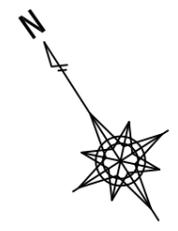
機械室 ← 居室部

・1.6tラフタークレーン
 ・作業半径：20.0m
 ・最大部材重量：0.5t

枠組足場 [仮設]
 防火シート共

A型バリアード [仮設]

A型バリアード [仮設]



・1.6tラフタークレーン
 ・作業半径：20.0m
 ・最大部材重量：0.5t

- 注記—
- 本仮設等計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。
 - 施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議のうえ、変更等の措置を講ずる場合がある。
 - 施工期間中、外壁及び外部建具廻りシーリング防水の健全度調査を行うこと。

1階平面図 1/200

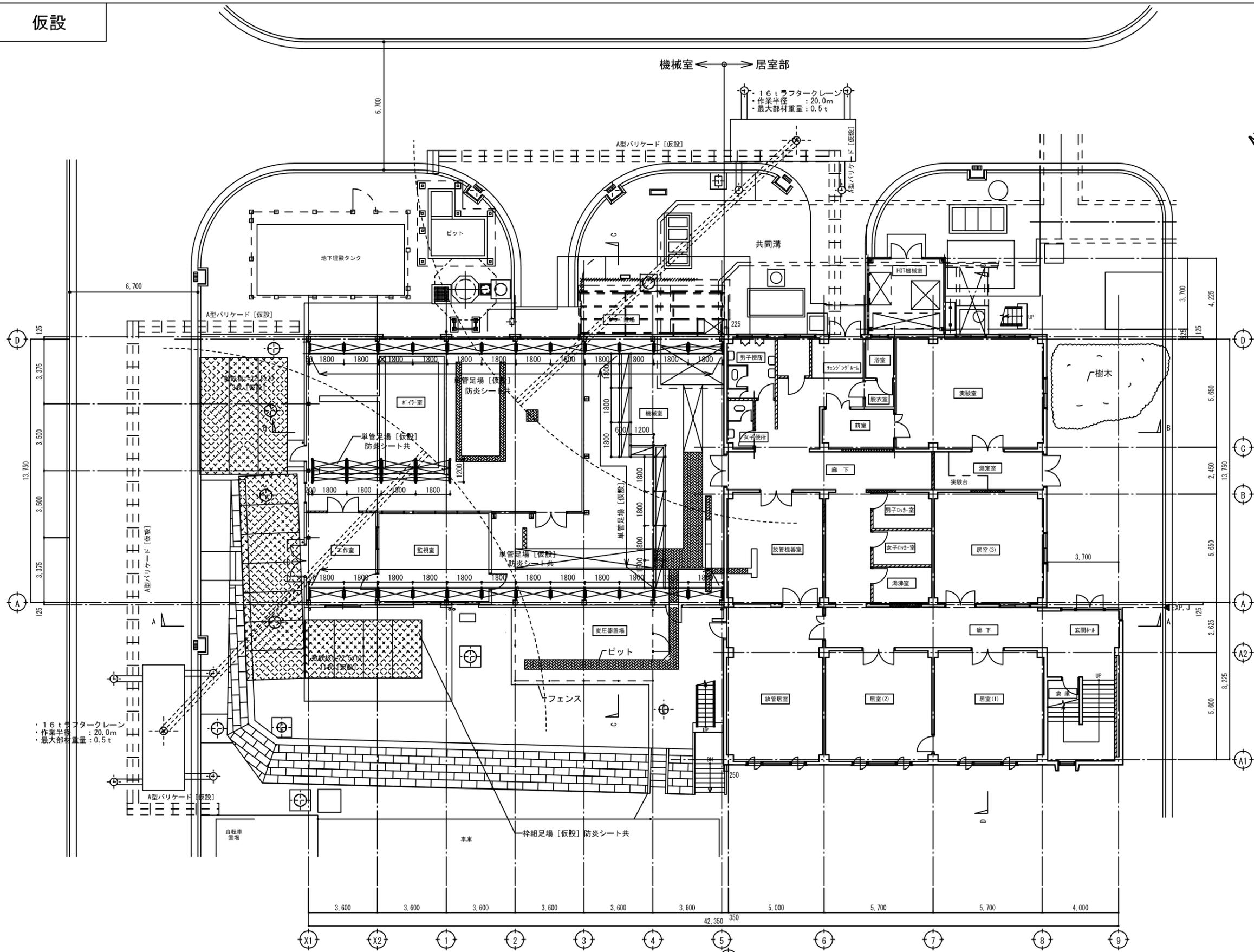
・防火シート共 配載部分は、メッシュ状シート垂直張り(防火2類)設置。

記事 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000	GM 土居 貴史 管理技師 構造設計一級建築士 第013号 藤井 章男	TM 小田 文武 担当 一級建築士 第318795号 小田 文武	担当 近藤 英則 担当 一級建築士 第384381号 東 純也	日付 2025/2 縮尺 A1:1/100 A3:1/200	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事 仮設計画図 1階平面図 改修部 外部(参考図)	設計 番号 248564 図面 番号 K-001 訂正
---	--	---	--	--	--	---



GM	TM	担当	日付	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
土居 貴史 管理技師 構造設計一級建築士 第013号 藤井 章男	小田 文武 担当 一級建築士 第318795号 小田 文武	近藤 英則 担当 一級建築士 第384381号 東 純也	2025/2 縮尺 A1:1/100 A3:1/200	仮設計画図 1階平面図 改修部 外部(参考図)	図面 番号 K-001 訂正

仮設



・1.6tラフタークレーン
 ・作業半径：20.0m
 ・最大部材重量：0.5t

【注記】
 ・本仮設等計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。
 ・施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議のうえ、変更等の措置を講ずる場合がある。
 ・施工期間中、外壁及び外部建具廻りシーリング防水の健全度調査を行うこと。

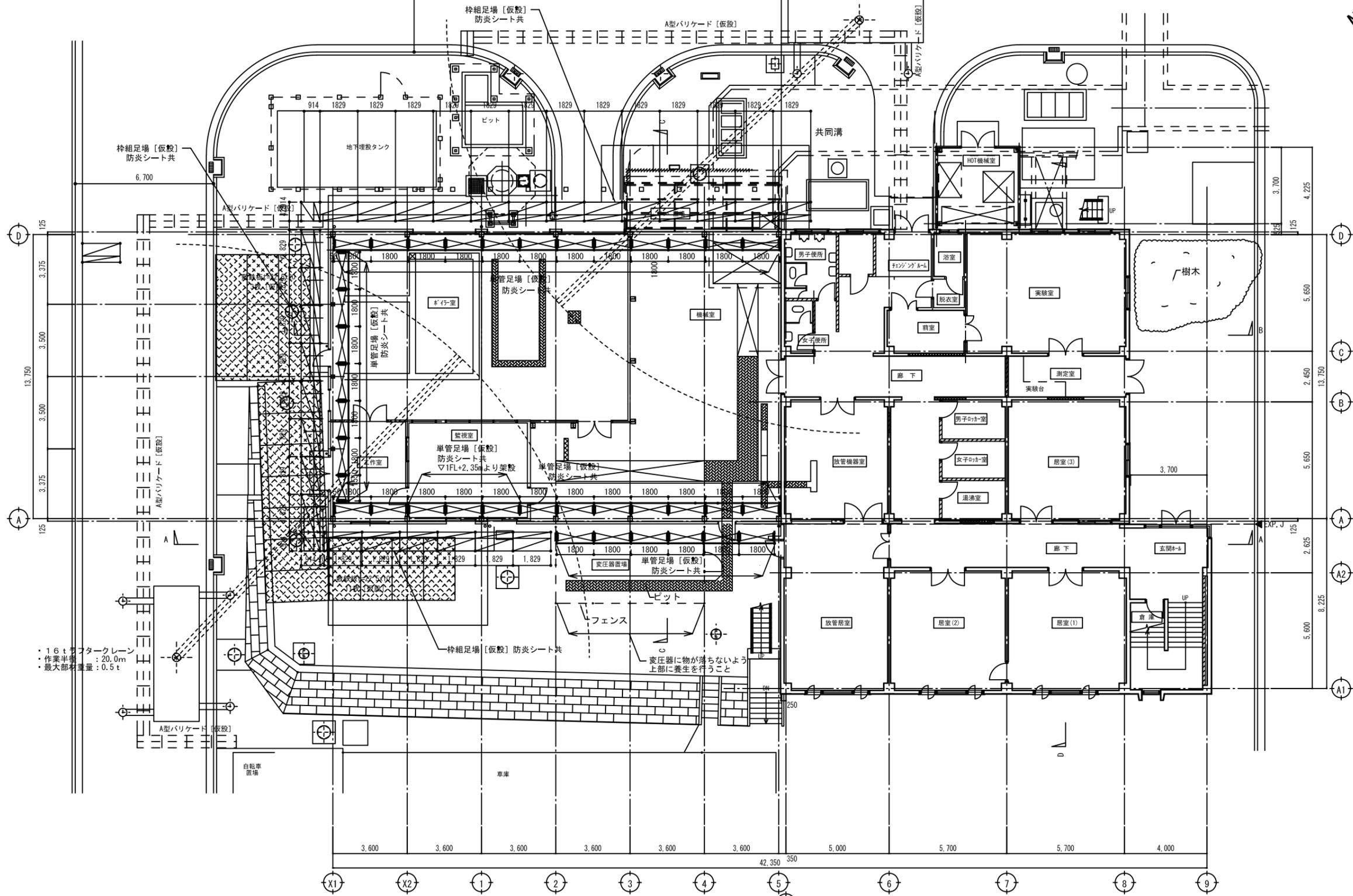
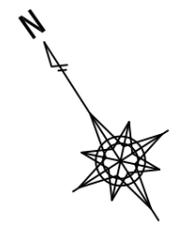
1階平面図 1/200
 ・防火シート共 配載部分は、メッシュ状シート垂直張り(防火2類)設置。

<p>NEJEC 株式会社ニュージェック一級建築士事務所</p>	<p>GM 土居 貴史</p>	<p>TM 小田 文武</p>	<p>担当 近藤 英則</p>	<p>日付 2025/2</p>	<p>R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事</p>	<p>図面 番号 K-002</p>	<p>訂正</p>
<p>管理技師 構造設計一級建築士 第318795号 藤井 章男</p>	<p>担当 一級建築士 第318795号 小田 文武</p>	<p>担当 一級建築士 第384381号 東 純也</p>	<p>図尺 A1:1/100 A3:1/200</p>	<p>仮設計画図 1階平面図 改修部 内部(参考図)</p>	<p>図面 番号 K-002</p>	<p>訂正</p>	

仮設

機械室 ← 居室部

・1.6tラフタークレーン
 ・作業半径：20.0m
 ・最大部材重量：0.5t



・1.6tラフタークレーン
 ・作業半径：20.0m
 ・最大部材重量：0.5t

- 注記—
- ・本仮設備等計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。
 - ・施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議のうえ、変更等の措置を講ずる場合がある。
 - ・施工期間中、外壁及び外部建具廻りシーリング防水の健全度調査を行うこと。

1階平面図 1/200

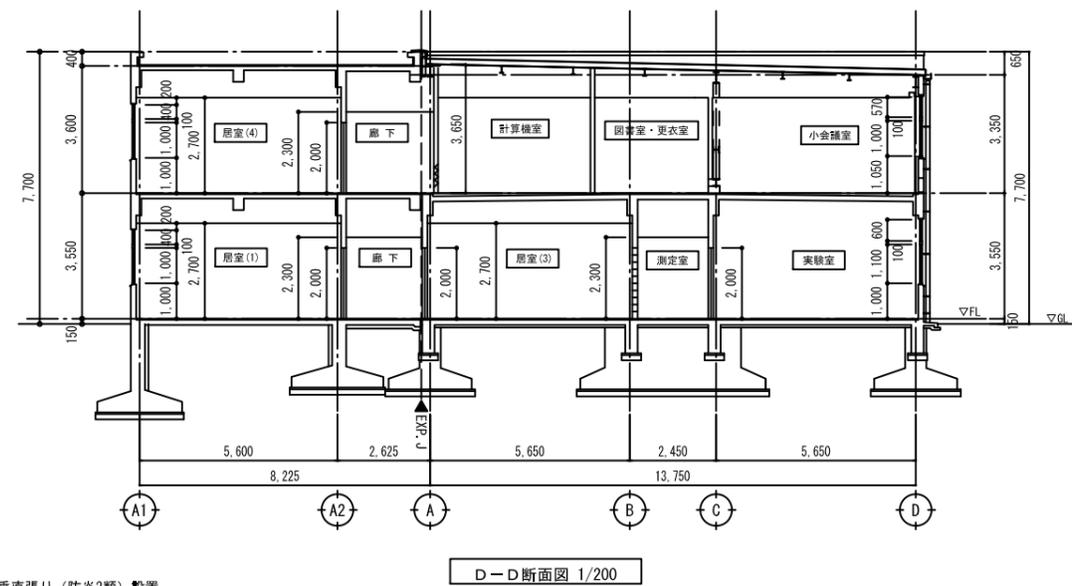
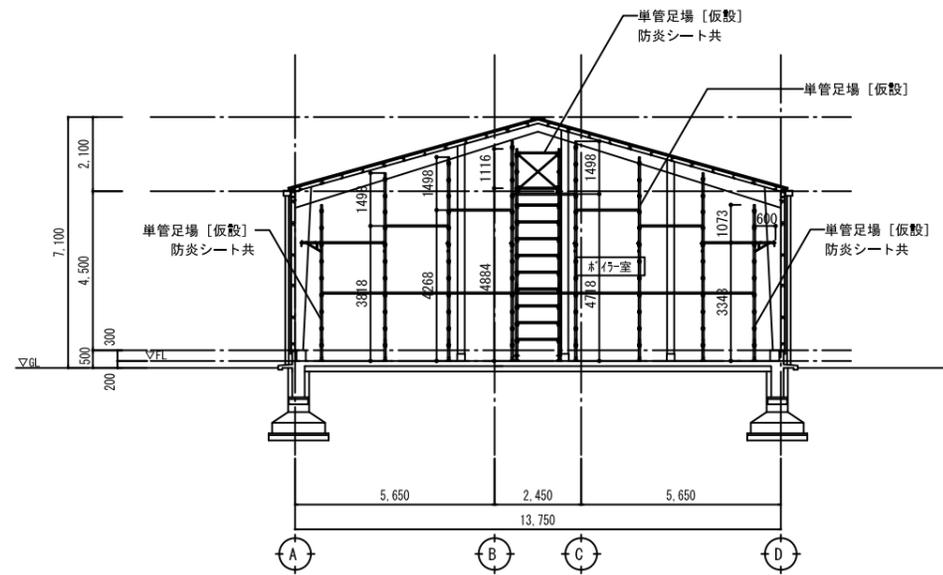
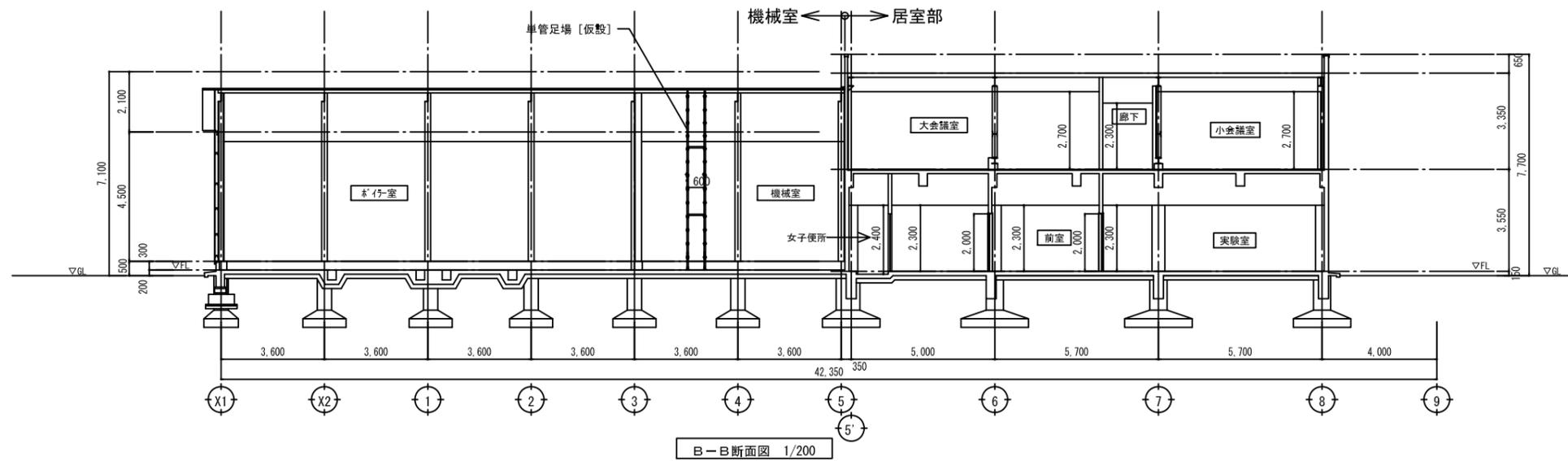
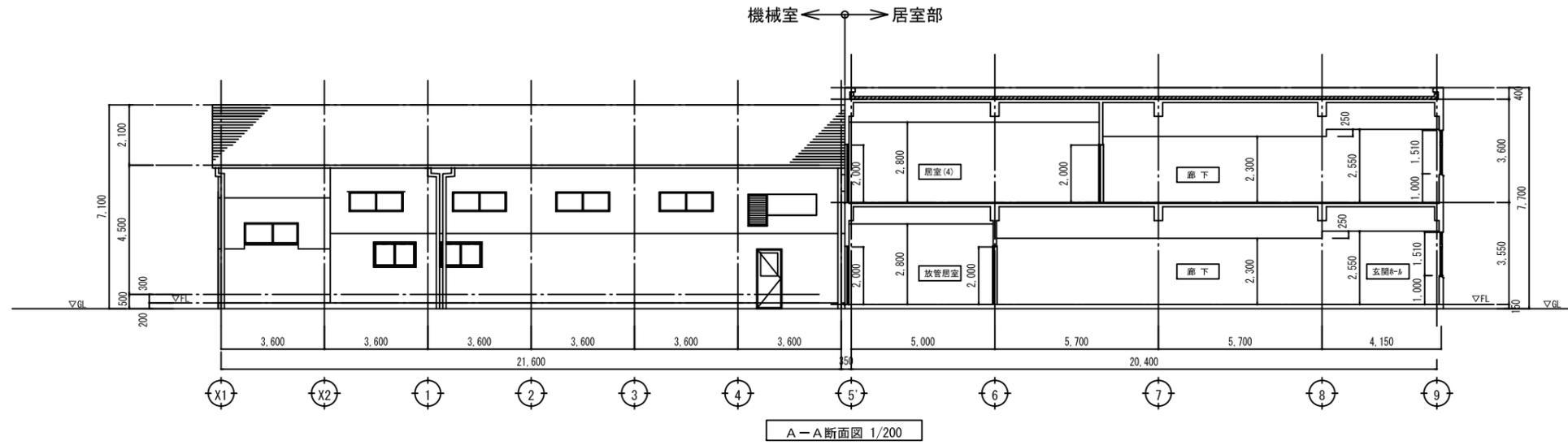
・防火シート共 記載部分は、メッシュ状シート垂直張り(防火2類)設置。

記号 土居 貴史 小田 文武 近藤 英則 2025/2 A1:1/100 A3:1/200	日付 2025/2 図面 立面図 改修部 外壁・内部(参考図)	図面 番号 K-003	訂正	設計 番号 248564
				監理 番号 R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事



監理 番号 第013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第318795号 小田 文武	担当 一級建築士 第384381号 東 純也
----------------------------	----------------------------------	---------------------------------

仮設



— 注記 —
 ・本仮設等計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料である。
 ・施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督職員と協議のうえ、変更等の措置を講ずる場合がある。
 ・施工期間中、外壁及び外部建具廻りシーリング防水の健全度調査を行うこと。

・防火シート共 記載部分は、メッシュ状シート垂直張り(防火2類)設置。

記事 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000	土居 貴史 小田 文哉 近藤 英則 2025/2 A1:1/100 A3:1/200 R6大洗研 廃棄物管理施設 管理機械機室前農改修工事 仮設計画図 断面図 改修、修繕部 内部(参考図)	設計 248564 図面 K-006 訂正
---	---	-----------------------------------



管理棟研究 構造設計一級建築士 第318795号 藤井 章男	担当 一級建築士 第384381号 小田 文哉	担当 一級建築士 第384381号 東 純也
---	----------------------------------	---------------------------------

図面 番号 K-006	訂正
-------------------	----

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (1)

1-1 基本事項

§1 一般事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
2. 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。また本標準図に明記なき場合は構造特記仕様書1-2-4に指定した共通仕様書及び日本建築学会「JASS5(2022)」及び「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(2021)」による。
3. 本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

1-2 その他

2-1 鉄筋の表示記号

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

記号	●	○	◎	⊕	⊗	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞	⊟	⊠
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41		
最外径 D	11	14	18	22	26	29	33	37	40	43	47		

・フックのない場合
 ・フックのある場合
 ・本数に差がある場合
 ・機械式継手表示
 ・ガス圧接、溶接継手表示

2-2 鉄筋の折り曲げ

柱・梁・基礎の主筋、及び、その他の鉄筋の折り曲げ形状・寸法

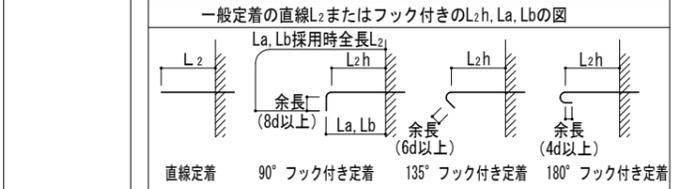
折り曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径 (D)
180°		柱・梁主筋	SD295	D16以下	3d以上
135°		基礎主筋 あばら筋 スパイラル筋 壁筋	SD345 SD390 SD490	D19~D41 D41以下 D25以下	4d以上 5d以上 5d以上
90°				D29~D41	6d以上

(SD490は90°のみ)

2-3 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

「JASS5(2022)」に準拠

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	重ね継手の長さ		定着の長さ	
		上段 直線 L ₁	下段 フック付き L _{1h}	上段 直線 L ₂	下段 フック付き L _{2h} , L _a
SD295 SD345 () は SD345 を示す	18	45d (50d)	40d	40d	15d (20d)
	21	40d (45d)	35d	35d	15d (20d)
	24~27	35d (40d)	30d (35d)	20d (25d), 15 (20)d	15d
	30~36	30d (35d)	25d (30d)	15d (20d), 15d	15d
SD390 (-) は 適用外	18	50d (-)	40d (-)	40d (-)	20d (-)
	21	45d (55d)	35d (45d)	30d (35d), 20 (25)d	15d (-)
	24~27	40d (45d)	30d (35d)	20d (25d), 15 (20)d	15d (-)
	30~36	35d (40d)	25d (30d)	15d (20d), 15 (20)d	15d (-)

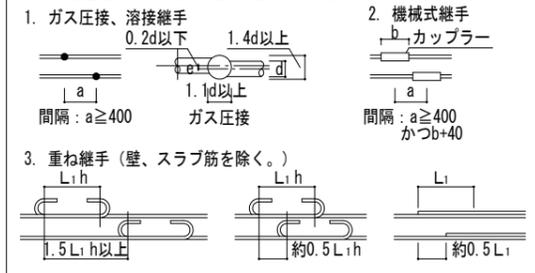


1. 重ね継手の長さは鉄筋の折り曲げ起点間の距離、又、フック付きの L_{2h} は仕口面から鉄筋の折り曲げ起点までとし、末端のフックは定着長さに含まない。
2. 軽量コンクリートを使用する場合は、2-3の数値に5dを加算する。

2-4 継手一般

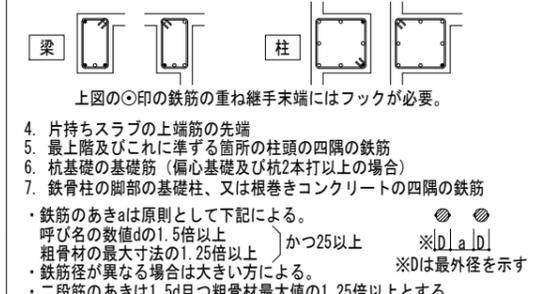
3. 構造特記仕様書2-2で政令第73条とした場合、主筋又は耐力壁の鉄筋の継手重ね長さは上表 L₁ かつ 40d (軽量コンクリートを使用する場合は 50d) とする。
4. 構造特記仕様書2-2で JASS5 (2022)、RC規準2024とした場合、主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手重ね長さは設計図によるが参考値として上表 JASS5 (2022) に L₁、L₂ を示す。

ガス圧接継手・溶接継手・機械式継手に関する事項は、標準仕様書および施工要領ならびに鉄筋継手工事特記仕様書 (2019年版) 共に公益社団法人日本鉄筋継手協会編に準拠。



2-5 鉄筋のフック

1. 下記の1.~7.に示す鉄筋の末端部にはフックをつける。
1. あばら筋及び帯筋
2. 煙突の鉄筋
3. 柱及び梁 (基礎梁を除く) の出隅部分の鉄筋 (下図参照)



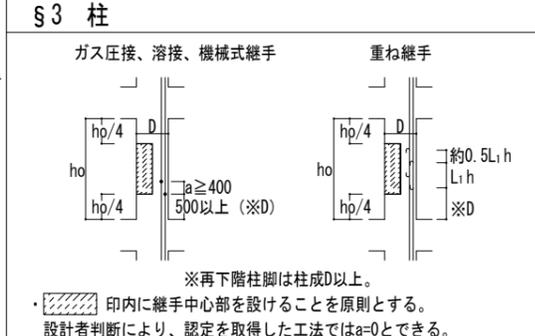
2-6 鉄筋のあき

鉄筋に対するコンクリートの設計かぶり厚さと最小かぶり厚さ

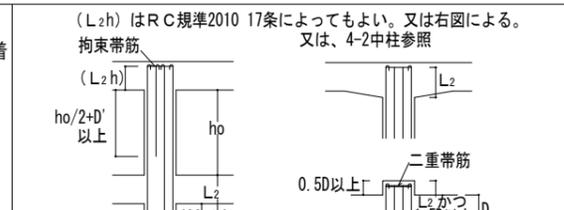
部 位	かぶり厚さ		
	仕上げあり	仕上げなし	
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋 内 30 (20) 屋 外 30 (20)	30 (20) 40 (30)
	柱 梁 耐力壁	屋 内 40 (30) 屋 外 40 (30)	40 (30) 50 (40)
	擁 壁	50 (40)	50 (40)
	擁 壁	50 (40)	50 (40)
土に接する部分	柱・梁・床スラブ・壁 布基礎の立上り	50 (40) 70 (60)	50 (40) 70 (60)
	基礎・擁壁	70 (60)	70 (60)

1. () 内の数値は最小かぶり厚さを示す。
2. 仕上げありとは、鉄筋の耐久性上有効な仕上げのある場合とする。
3. ※1 品質・施工法に応じ、工事管理者の承認で10減の値とすることができる。
4. ※2 軽量コンクリートの場合は、これに10加算する。
5. 柱・梁の主筋の最小かぶり厚さは、表の数値以上かつ主筋径の1.5倍以上とする。

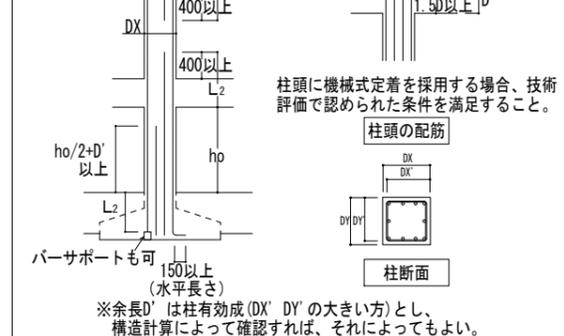
3-1 主筋の継手



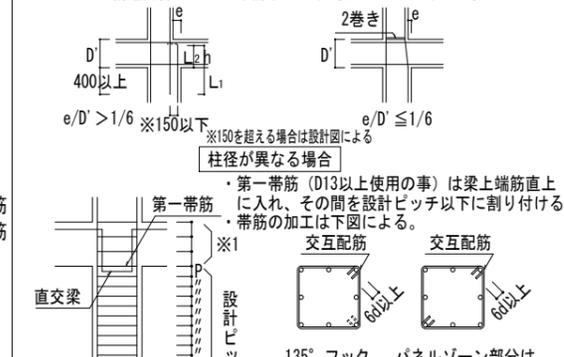
3-2 主筋の定着



3-3 帯副帯筋



3-4 補助筋

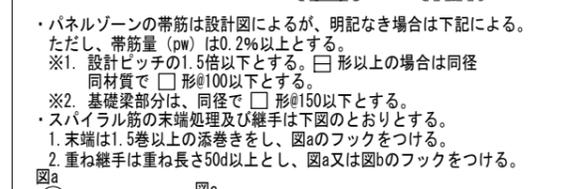


パネルゾーンは設計図によるが、明記なき場合は下記による。ただし、帯筋量 (ρ_w) は 0.2% 以上とする。

- ※1. 設計ピッチの1.5倍以下とする。□形以上の場合は同径同材質で □形100以下とする。
- ※2. 基礎梁部分は、同径で □形150以下とする。

スパイラル筋の末端処理及び継手は下図のとおりとする。

1. 末端は1.5巻以上の添巻きをし、図aのフックをつける。
2. 重ね継手は重ね長さ50d以上とし、図a又は図bのフックをつける。

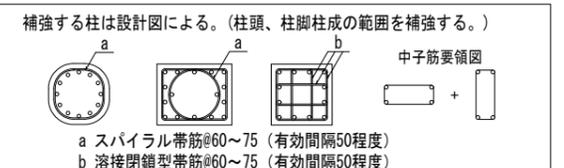


補助筋はD10をピッチ600以内に割り付ける。

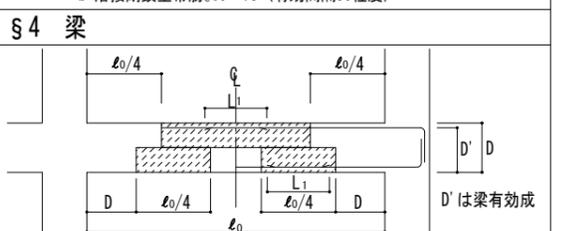
巾止筋

二段筋の場合

3-5 柱のコンファインド補強



4-1 主筋の継手



4-2 主筋の定着及び余長

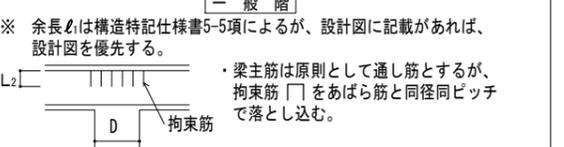
印内に継手中心部を設けることを原則とする。(告示平12第1463号使用基準参照) 溶接継手の場合でも柱面より500以上はなすこと。

定着形状を下記以外とする場合は設計図書による。

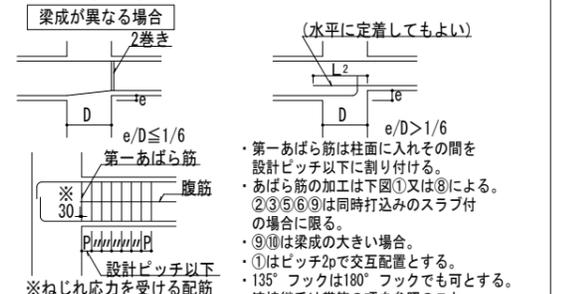
外柱



中柱



4-3 あばら筋副あばら筋



第一あばら筋は柱面に入れその間を設計ピッチ以下に割り付ける。

あばら筋の加工は下図①又は⑧による。

②③⑤⑥⑨は同時打込みのスラブ付の場合に限る。

⑩は梁成の大きい場合。

①はピッチ2pで交互配置とする。

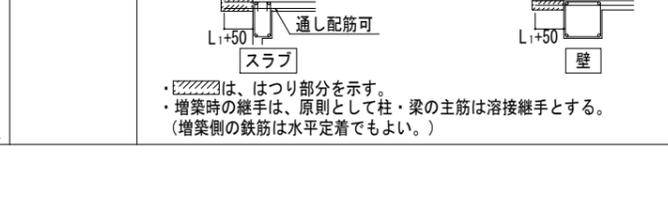
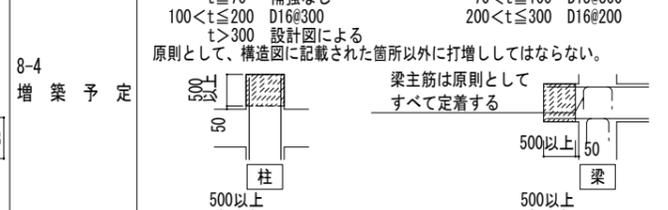
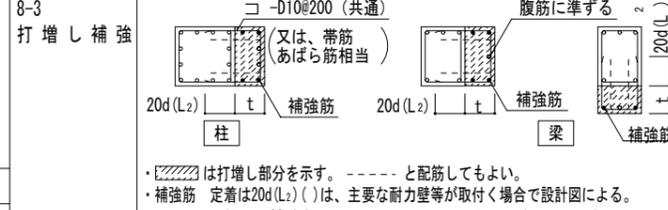
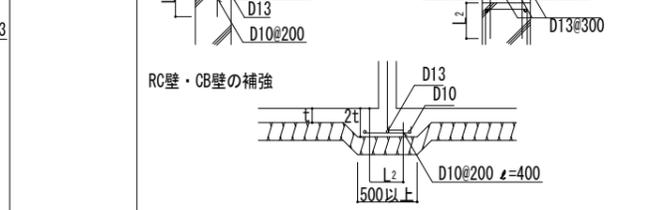
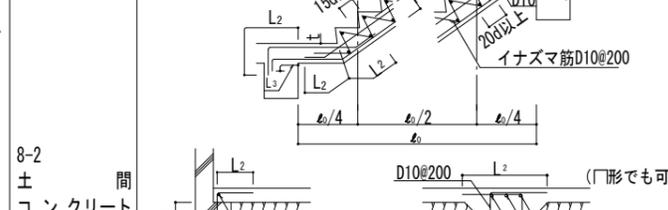
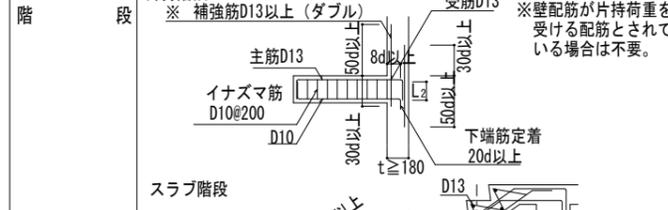
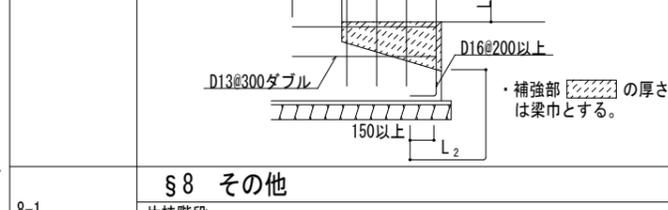
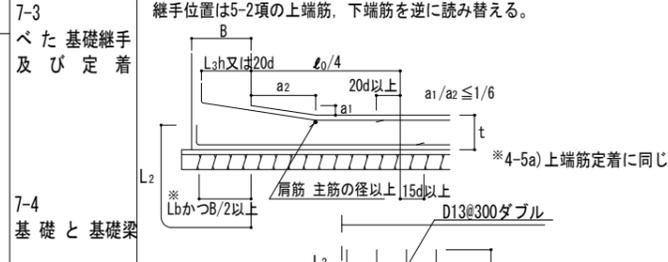
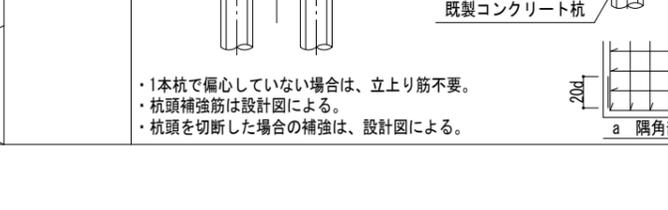
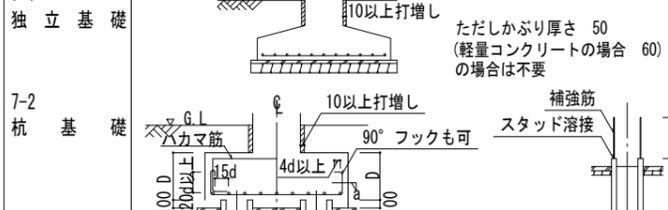
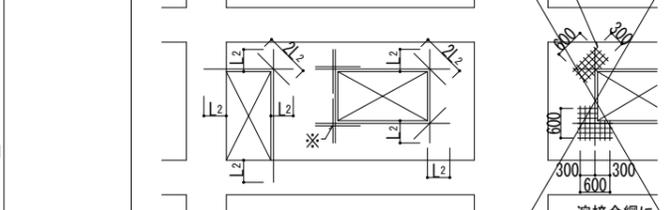
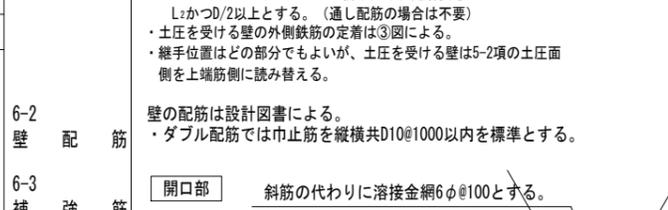
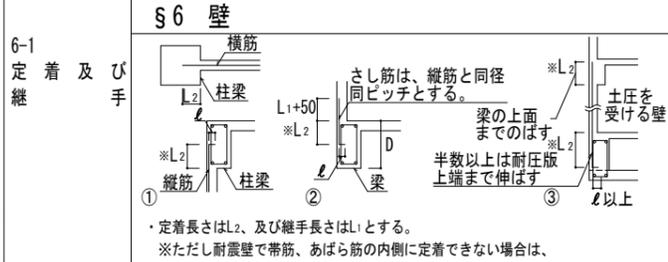
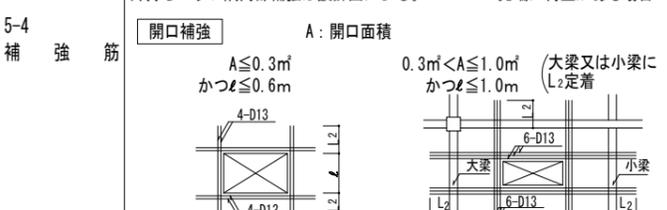
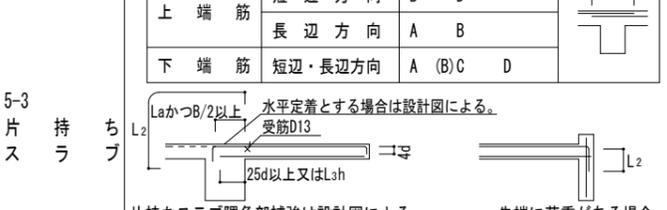
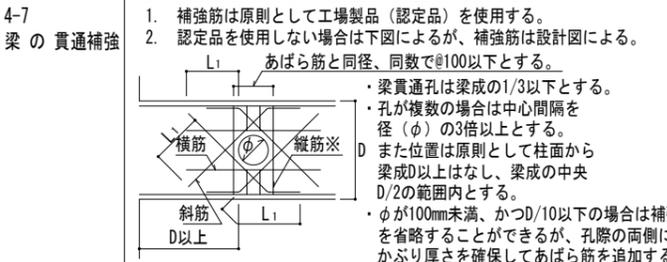
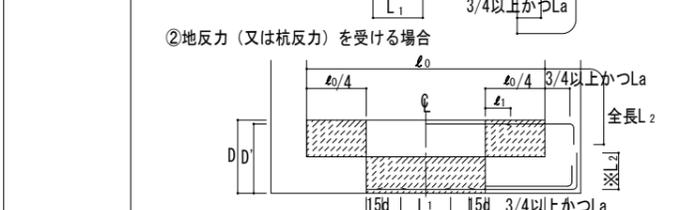
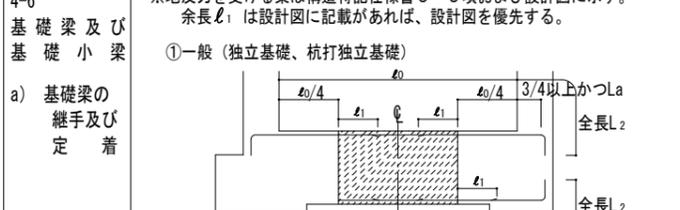
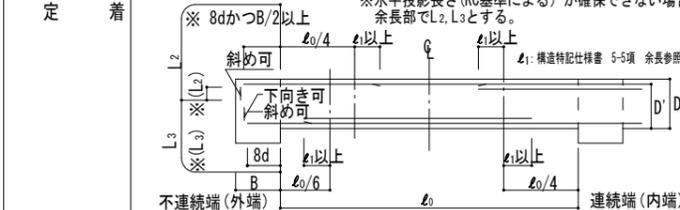
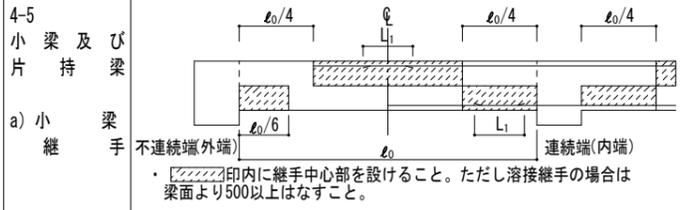
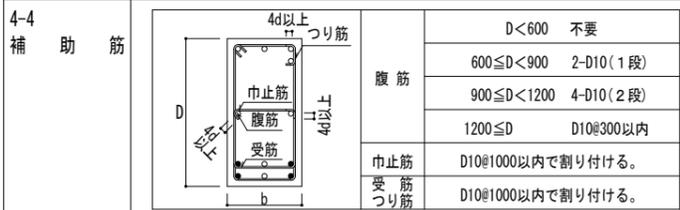
⑧は135° フックは180° フックでも可とする。

⑨は135° フックは180° フックでも可とする。

⑩は、溶接継手または重ね継手のどちらかとする。

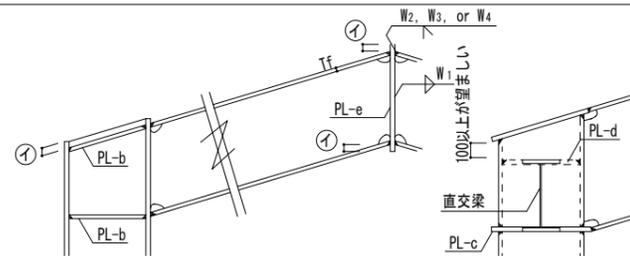
※柱面より梁成の範囲は、180° フック又は135° フックが望ましい。

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)

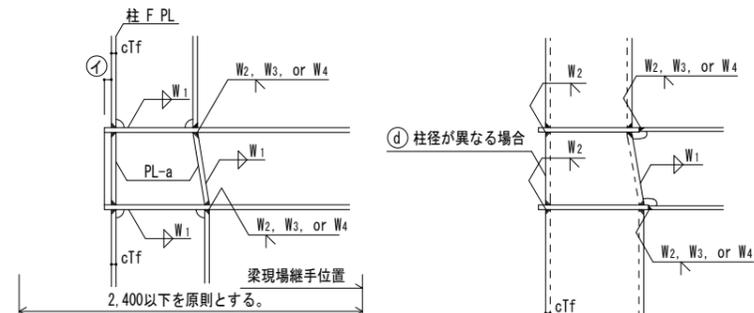


§6 柱梁接合部及び継手

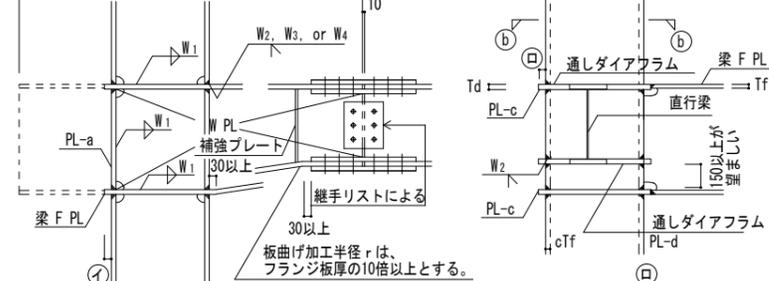
6-1 勾配屋根



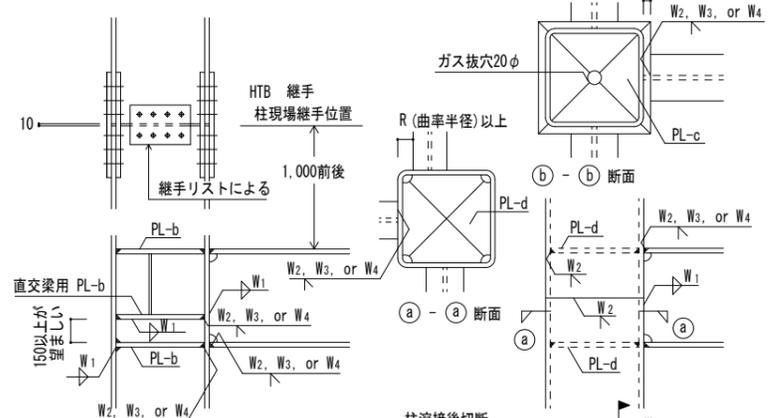
6-2 梁通し



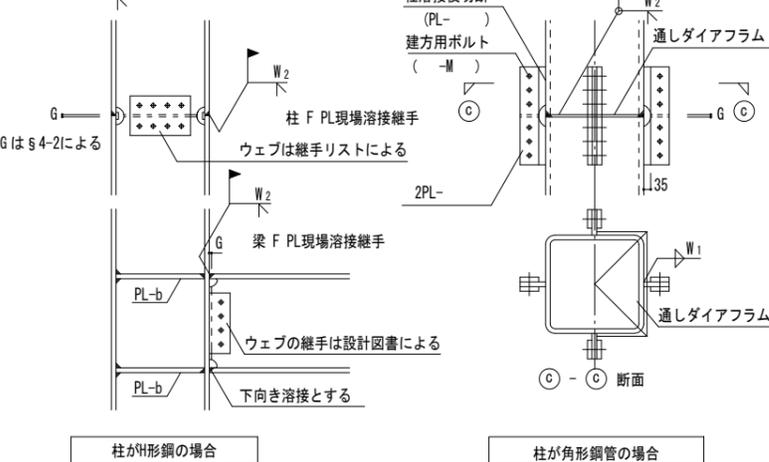
6-3 仕口と継手



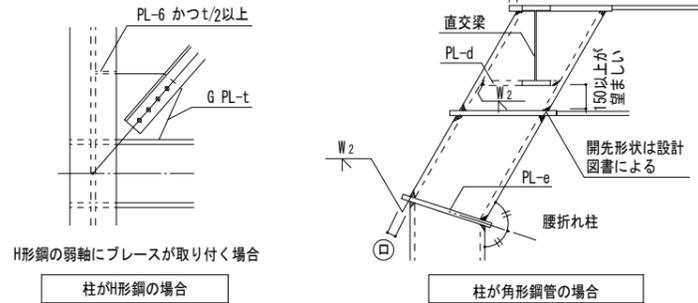
6-4 柱通し



6-5 現場溶接継手



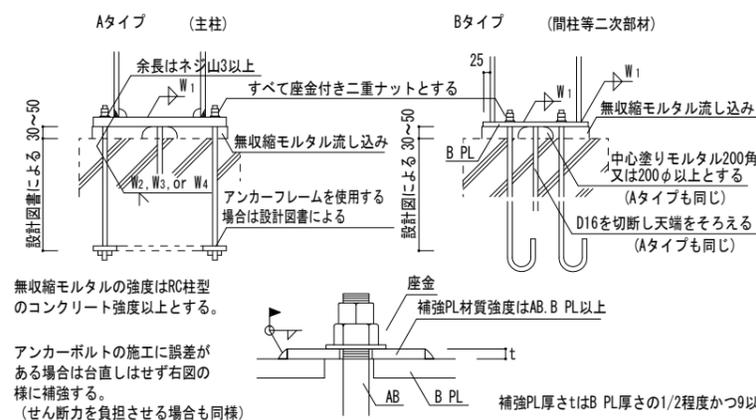
6-6 その他



- パネルゾーンのPLの厚さ
 - 1. PL-a (鉛直スチフナ) 上下柱の F PLの厚い方より1サイズUP以上
 - 2. PL-b (水平スチフナ) 仕口部に集結する梁の最大 F PLより1サイズUP以上
 - 3. PL-c (通しダイヤフラム) 仕口部に集結する梁の最大 F PLより2サイズUP以上かつ柱のF PL以上
 - 4. PL-d (内ダイヤフラム) 仕口部に集結する梁の最大 F PLより1~2サイズUP以上
 - 5. PL-e (折れ曲がり部) 梁(柱)の F PLより1サイズUP以上
- 出寸法
 - ① 25mmかつcTf以上
 - ② cTf ≤ 25の場合 25
 - cTf ≥ 28の場合 30
- 注記
 - ダイヤフラムの材質は特記仕様による。特記なき場合は、接続する柱及び梁の1ランク上質とする。また接続する柱及び梁の強度及び材質の異なる場合は、強度は大きいほうに同じとし、材質は上の方の1ランク上質とする。
 - ①(6-2項) 上下階で柱径が異なる場合の板厚は上下階柱の厚い方、材質は上下階柱と同質以上とし、折り曲げ加工又は溶接加工とする。
 - ハンチ部で F PLを折曲げる場合はR ≥ 10Tfとし補強プレートを入れる。ただし、勾配のゆるい場合(1/6程度)は不要。
 - ダイヤフラムと梁フランジの溶接部は、梁フランジはダイヤフラムの厚みの内部で溶接すること。(告示 1464)
 - 現場溶接を行なう場合は工事監理者の承諾を得、養生に十分配慮して行うこと。

§7 柱脚

7-1 一般柱脚



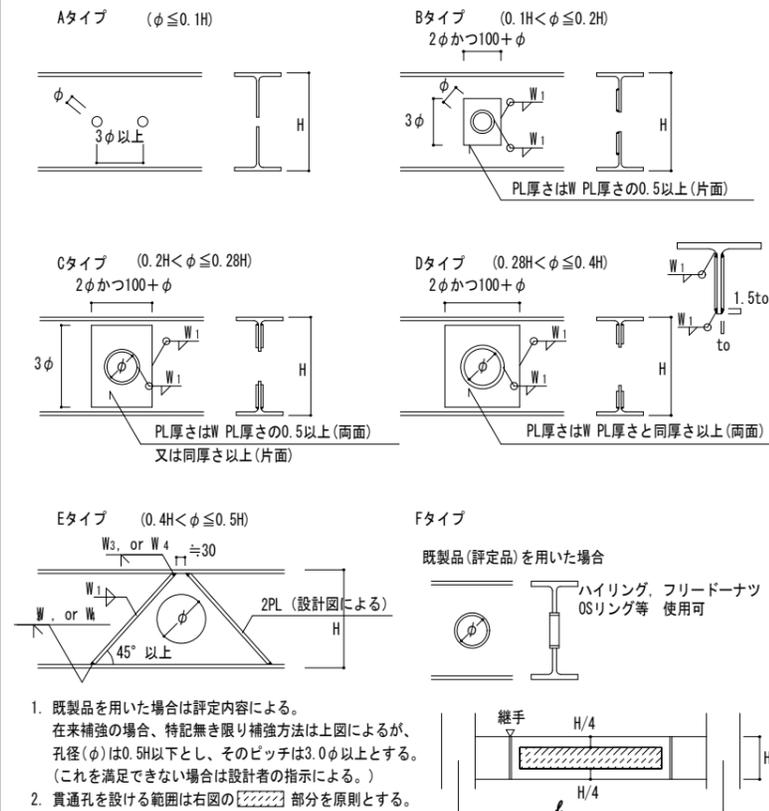
§8 壁面ブレース

8-1 ブレースリスト

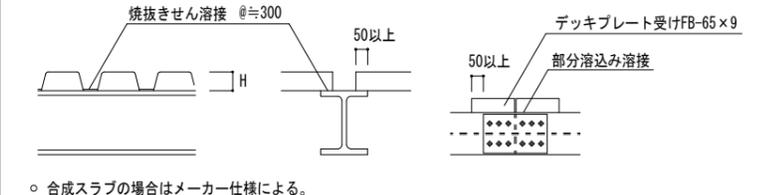


§9 その他

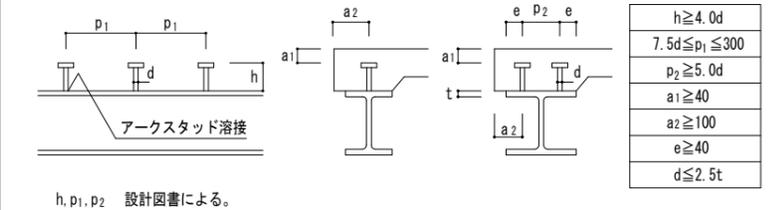
9-1 貫通補強



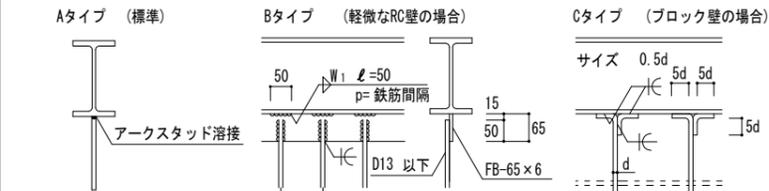
9-2 デッキプレート

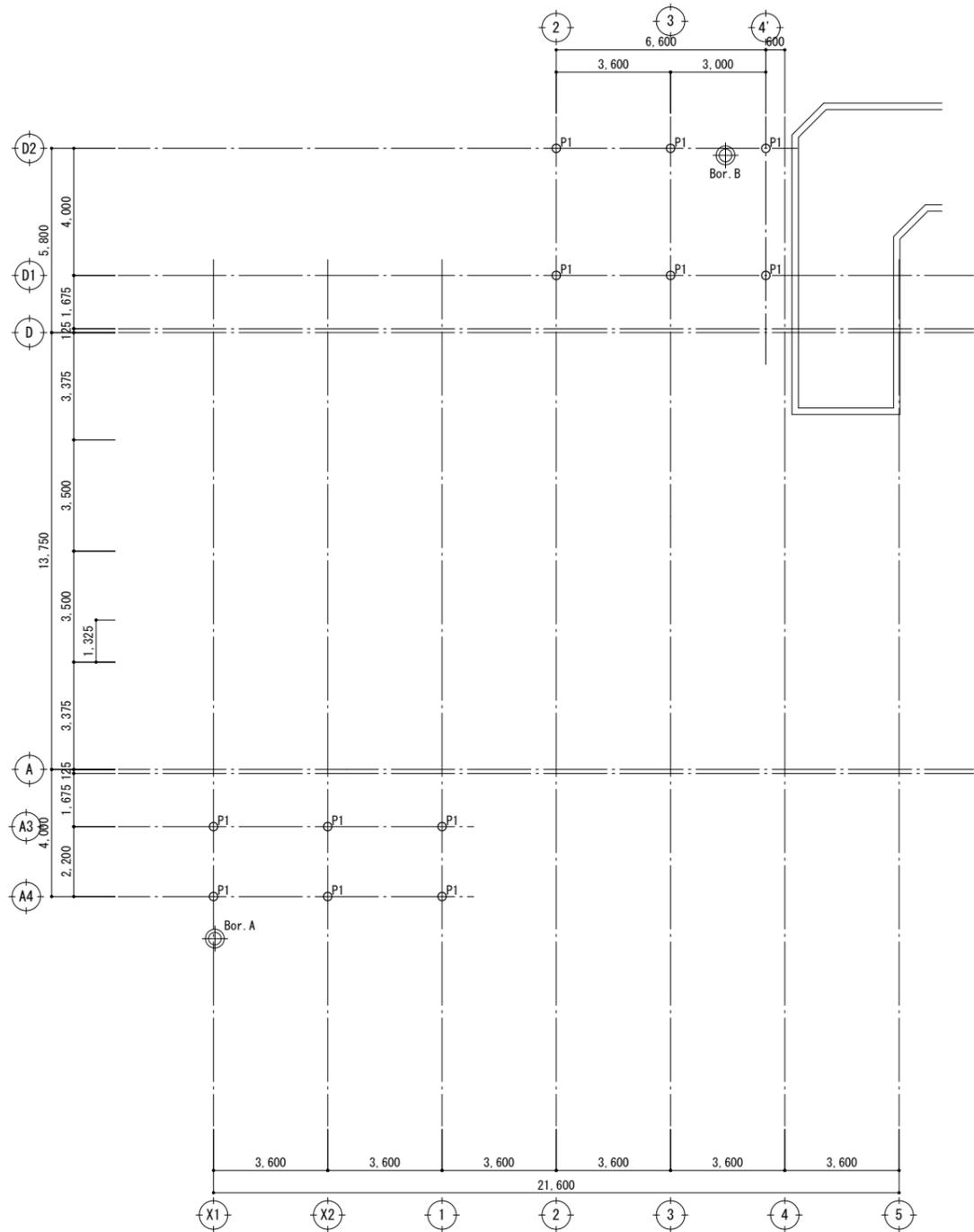


9-3 スタッドジベル



9-4 壁筋の溶接

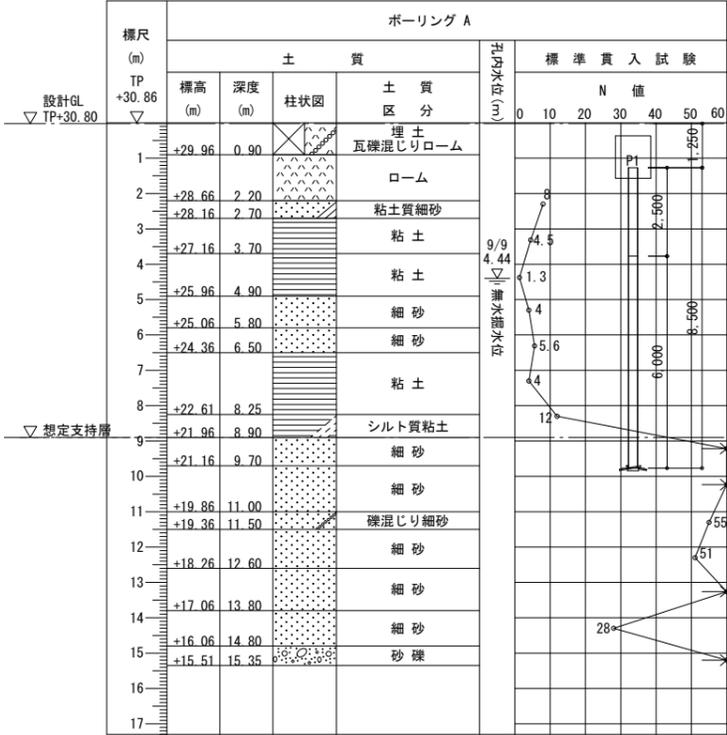




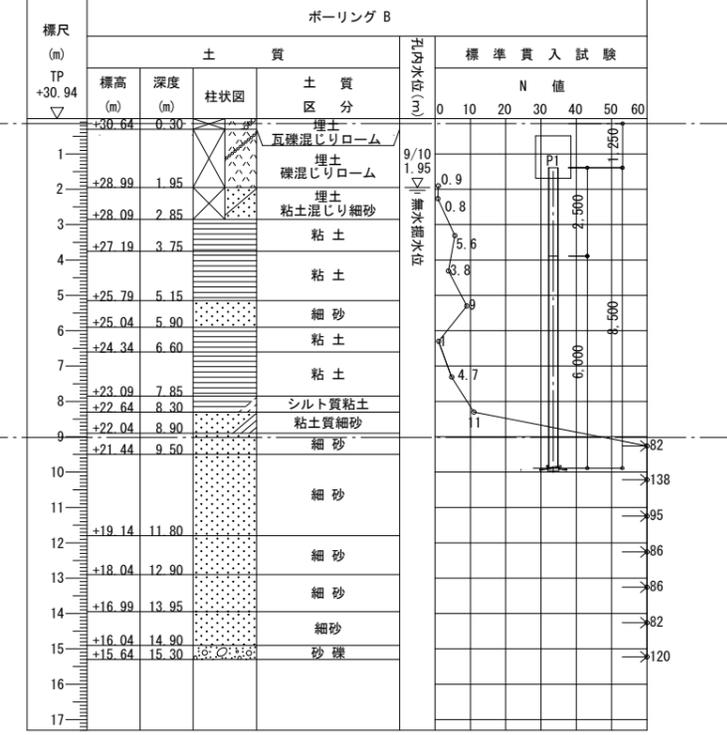
1階伏図 1/200

特記なき限り下記による。
 1FL=T.P.+31.00とする。
 現地施工に際して、現状地盤レベルや1FL、ボーリング調査結果との関係を確認し調整すること。

調査名 管理機械棟周辺の地盤調査
 調査場所 茨城県東茨城郡大洗町成田町
 調査期間 2024年 8月26日～2024年 9月 9日
 施工業者 (株)東京ソイルリサーチ



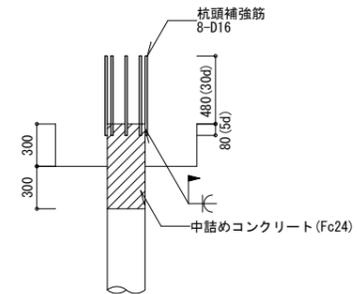
調査名 管理機械棟周辺の地盤調査
 調査場所 茨城県東茨城郡大洗町成田町
 調査期間 2024年 8月27日～2024年 9月11日
 施工業者 (株)東京ソイルリサーチ



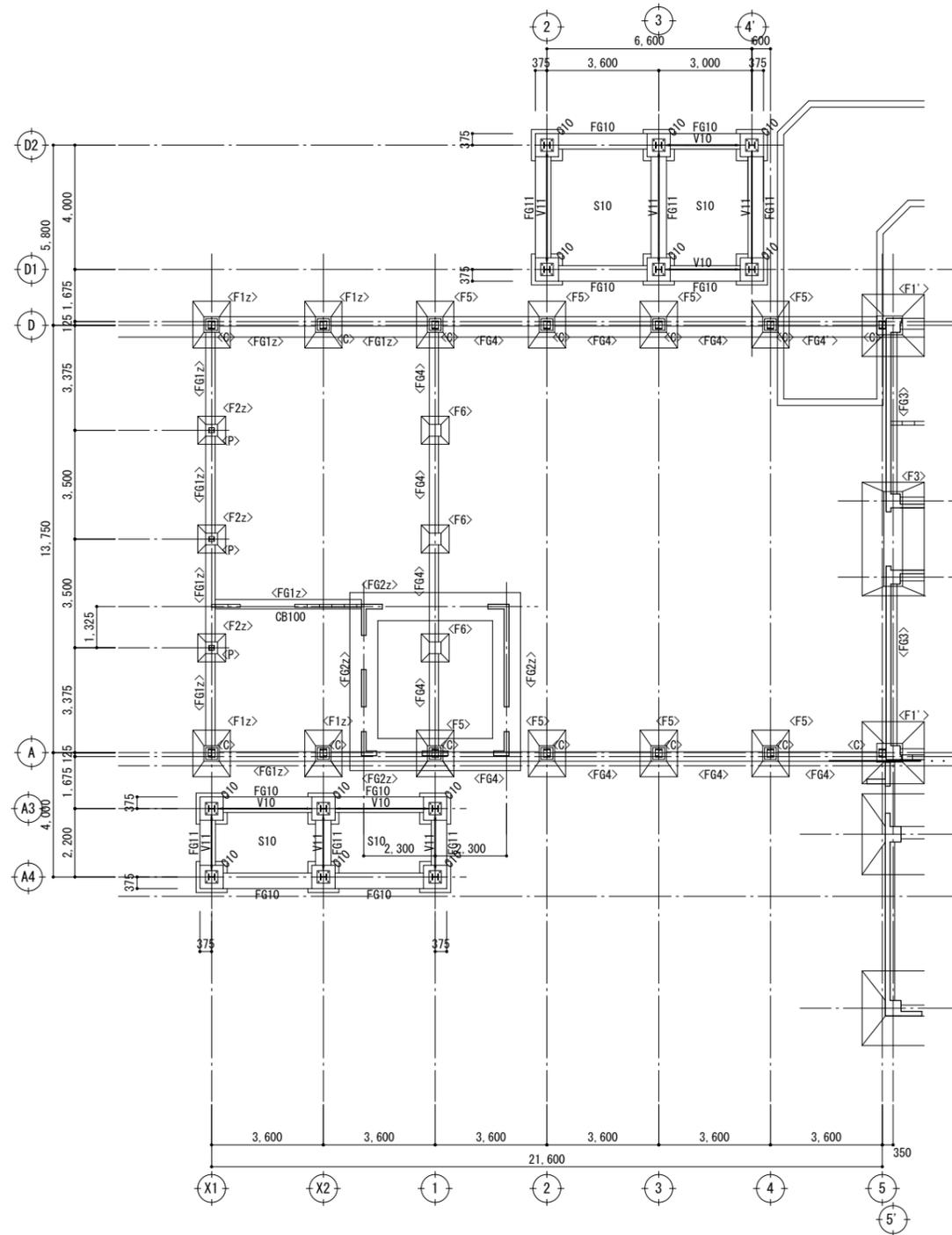
杭仕様 試験杭の位置については、現場監理員と協議の上決定すること。

工法	凡例	符号	位置	杭先端レベル	杭径 (mm)	鋼管肉厚 (mm)	材種	杭長 (m)	本数	終局支持力 (kN)	終局引抜抵抗力 (kN)	備考
羽根付き鋼管杭回転埋設工法	○	P1	上杭	GL-1,250	267.4	8.0	STK490	2.5	12	1,000	300	<ul style="list-style-type: none"> 杭頭部は杭径以上の根入れを確保すること。 羽根材はSM490Aとする。 工場剛継とする。 杭の継手は溶接とする。
			下杭					6.0				

羽根付き鋼管杭回転埋設工法は、①(株)三誠のN-ECSパイル、②旭化成建材(株)のEAZET杭、③(株)東部のe-pile next工法等、と同等の工法とする。
 杭の支持層への根入れ長さは、原則として現場にて採用する工法の認定上定められた必要根入れ長さを確保すること。
 また、所定の終局支持力、終局引抜抵抗力が確保できる場合はこの限りではない。なお、その場合は工事監理者と協議すること。

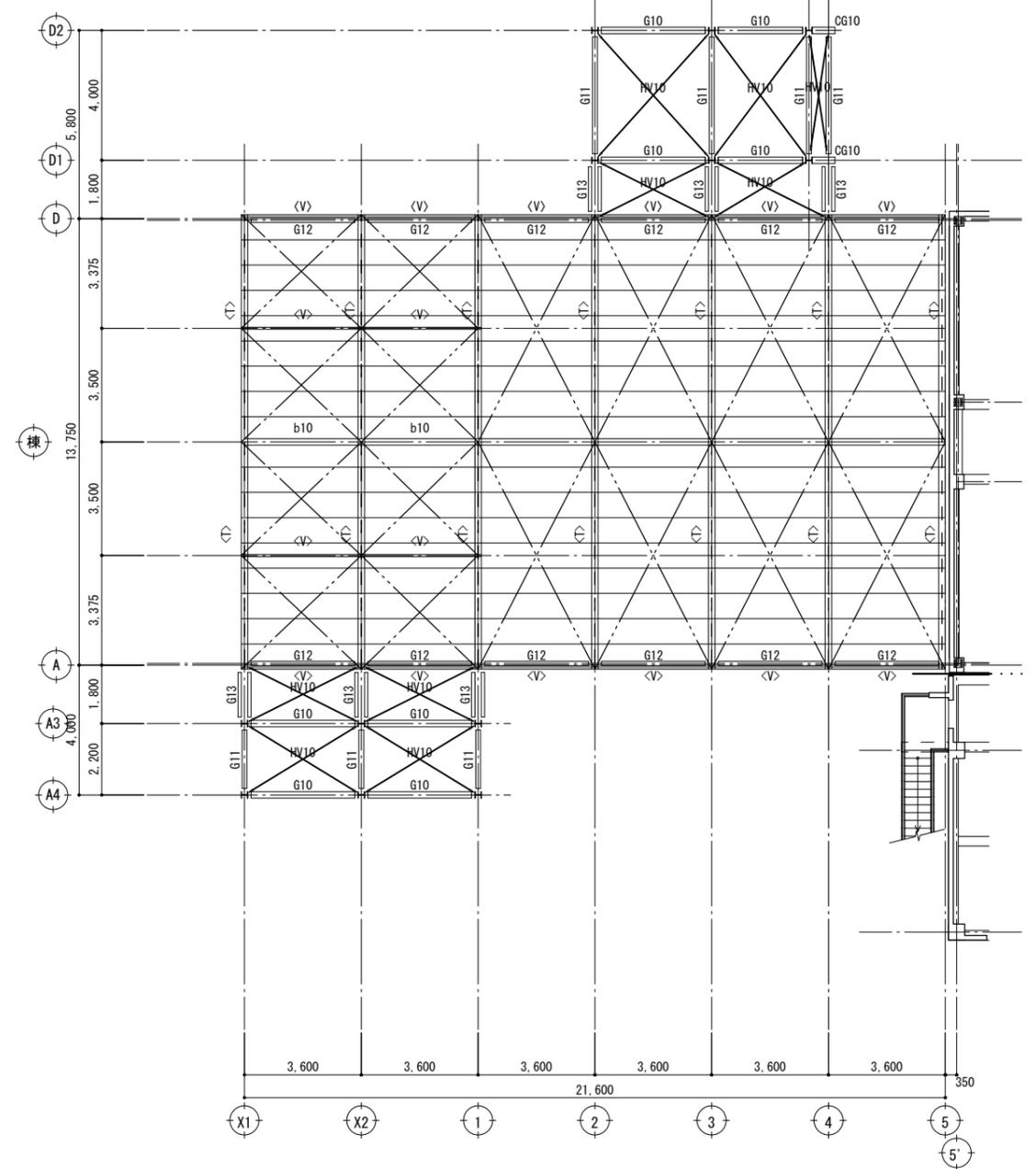


杭頭補強要領図 1/50



1階伏図 1/200

特記なき限り下記による。
 ・1FL=T.P.+31.00とする。
 なお、現地施工に際して、現状地盤レベルや1FL、ボーリング調査結果との関係を確認し調整すること。
 ・土間コンクリートS1の天端レベルはGL±0とする。



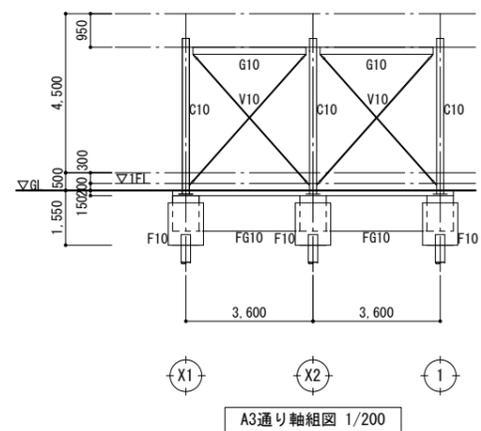
屋根伏図 1/200

特記なき限り下記による。
 1. ----- は、ブレース16φを示す。

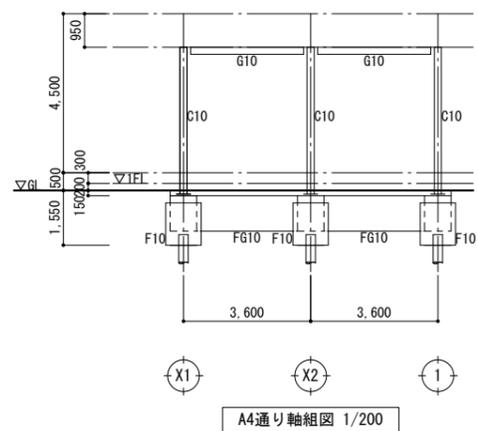
記事				


株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

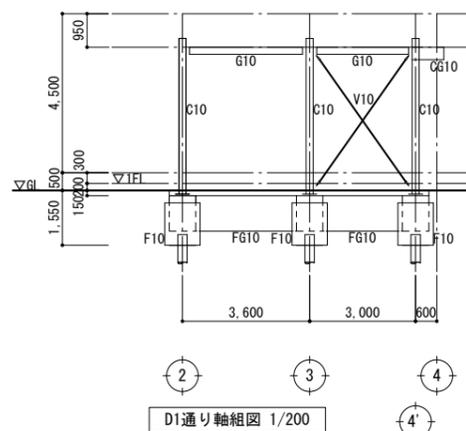
GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第352721号 海美 伴之	担当 尾上 勇輝	縮尺	1/200	図面 番号	S-006	訂正			



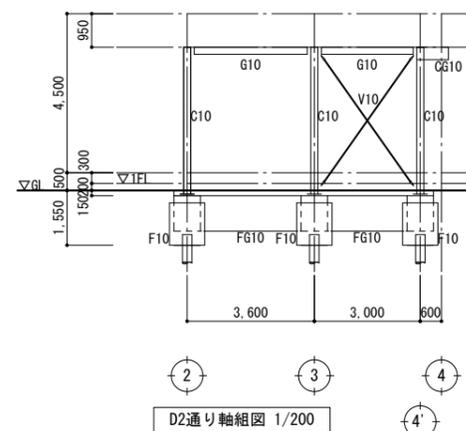
A3通り軸組図 1/200



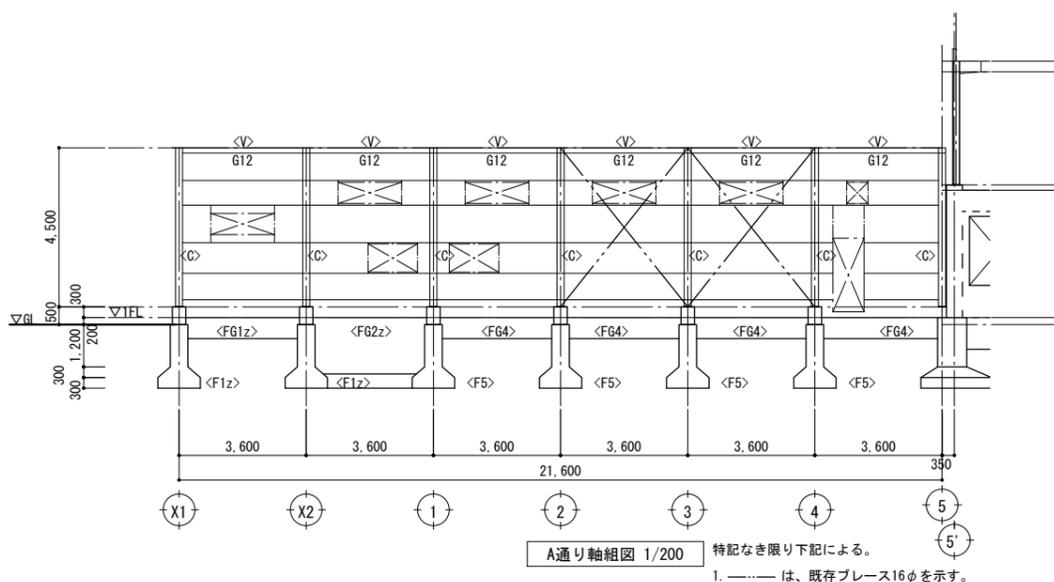
A4通り軸組図 1/200



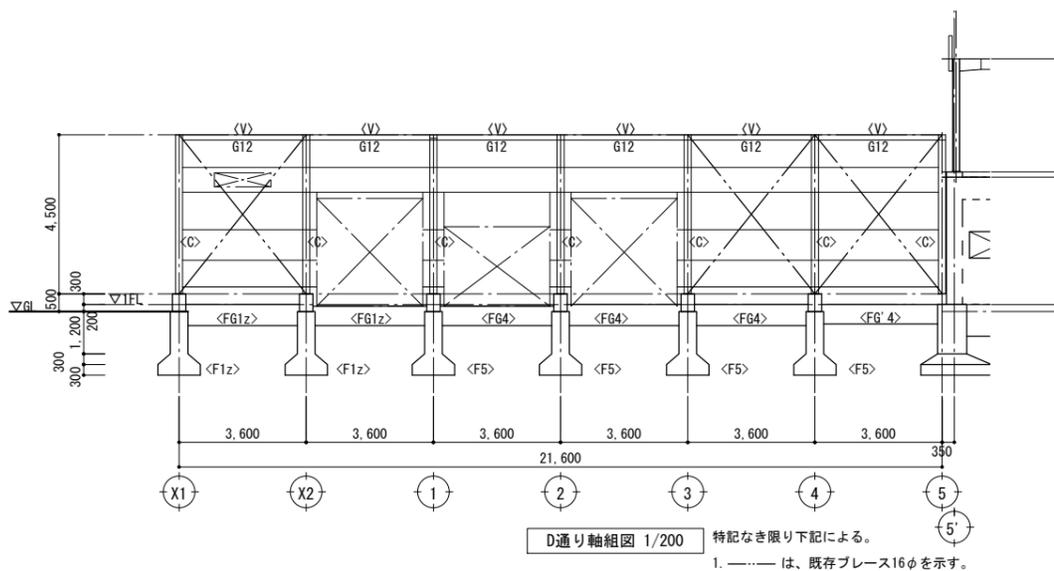
D1通り軸組図 1/200



D2通り軸組図 1/200



A通り軸組図 1/200 特記なき限り下記による。
1. ----- は、既存ブレース16φを示す。



D通り軸組図 1/200 特記なき限り下記による。
1. ----- は、既存ブレース16φを示す。

機械室 既存部材リスト

	符号	主材
梁	<T>	Z-450~225x100x6
	<V>	[-150x65x20x3.2
	<P>	H-150x75x5x7
柱	<C>	Z-450~225x100x6
母屋		[-100x50x20x2.3
胴縁		[-100x50x20x2.3
ブレース		16φターンバックル付

機械室 新設部材リスト

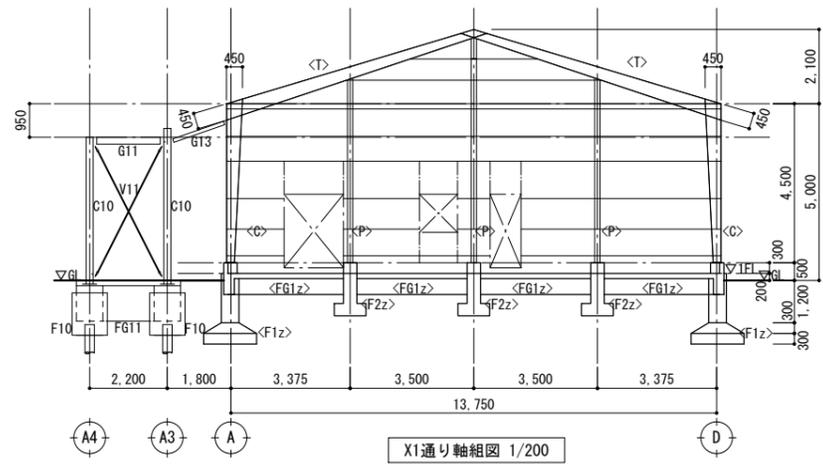
	符号	主材・断面寸法	備考
大梁	G10	H-200x200x8x12	SN400B
	CG10	H-350x175x7x11	SN400B
	G11	H-194x150x6x9	SN400B
	G12	2[-125x65x6x8	SS400 既存建屋桁方向梁
	G13	2L-100x100x10	SS400 既存建屋との接続梁
小梁	b10	2C-150x65x20x3.2	SSC400 既存建屋棟部小梁
柱	C10	H-200x200x8x12	SN400B
	ブレース	V10	[-125x65x6x8
	V11	[-100x50x5x7.5	SS400 G. PL-9、5-M20
水平ブレース	HV10	ケーブルブレース	神鋼鋼線C-BR15.2同等品 G. PL SN490B
基礎梁	FG10	500x1000	Fc24
	FG11	500x1000	Fc24
基礎柱	FC10	750x750x1000	Fc24
基礎	F10	1000x1000x1200	Fc24
土間コンクリート	S10	t=150	Fc24
杭	P1	φ267.4 (STK490)	杭長 L=8.5m (杭先端深さGL-9.75m)

特記なき限り、屋外に面する鉄部は全てZnとし、HTBIはF8TZnとする。

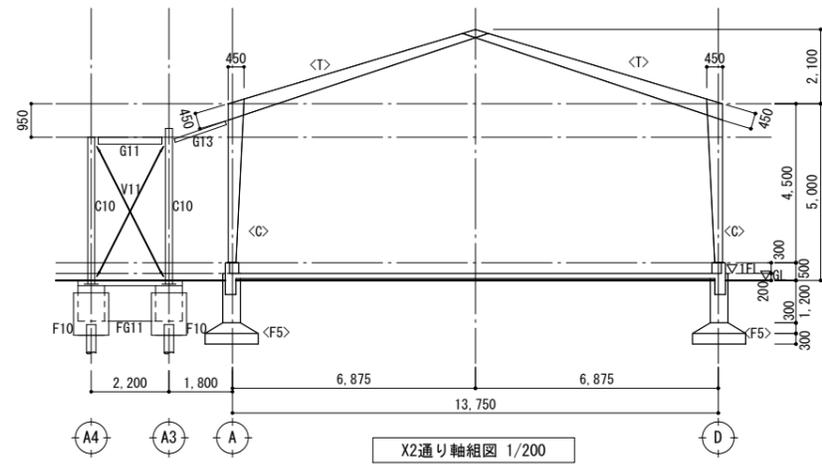
記事				


株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

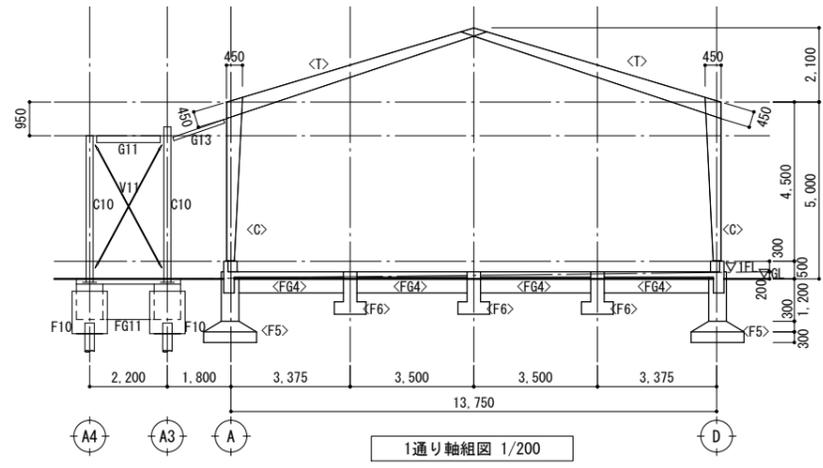
GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者	近藤 英則	担当	藤井 章男	担当	近藤 英則	縮尺	1/200		図面 番号	S-007



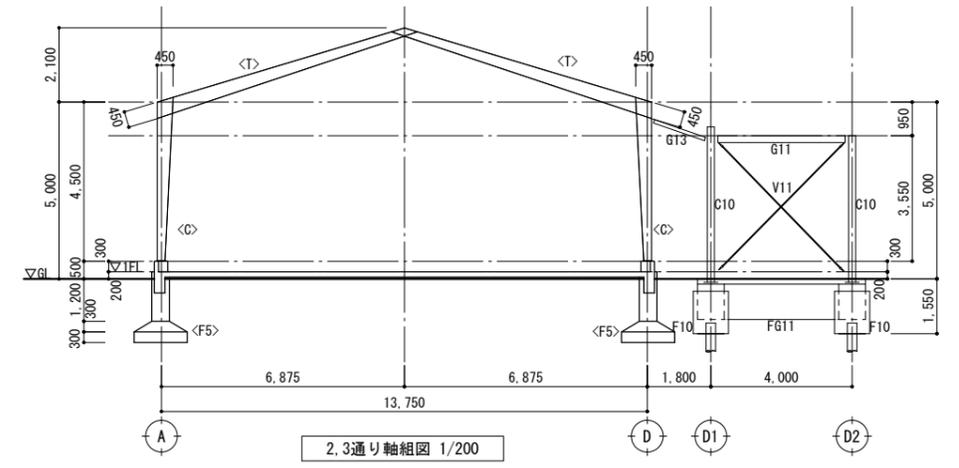
X1通り軸組図 1/200



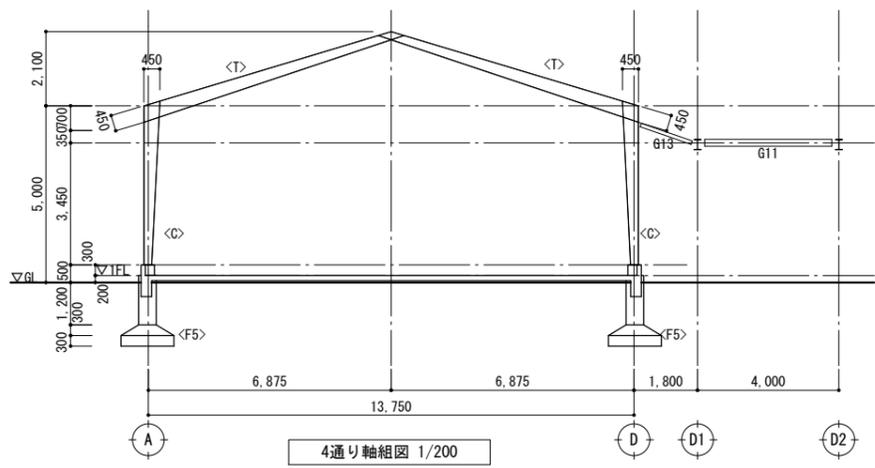
X2通り軸組図 1/200



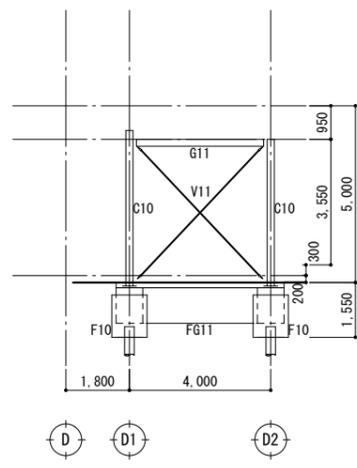
1通り軸組図 1/200



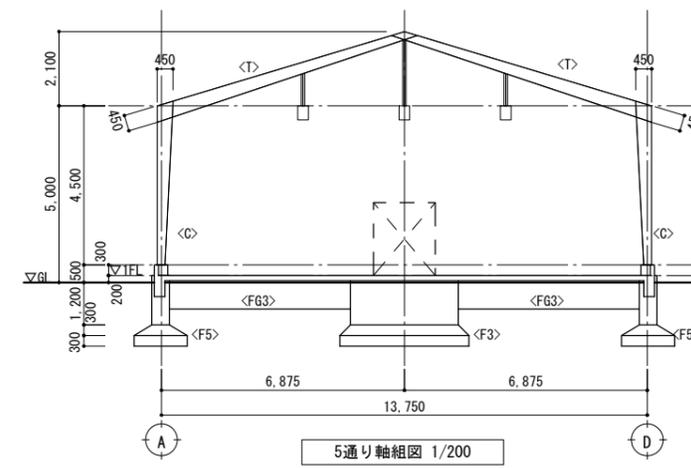
2.3通り軸組図 1/200



4通り軸組図 1/200



4'通り軸組図 1/200

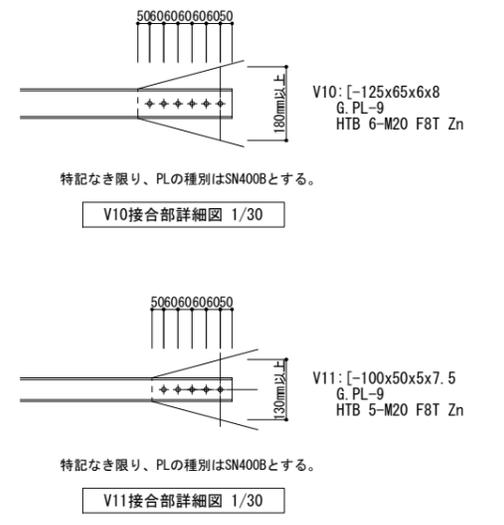
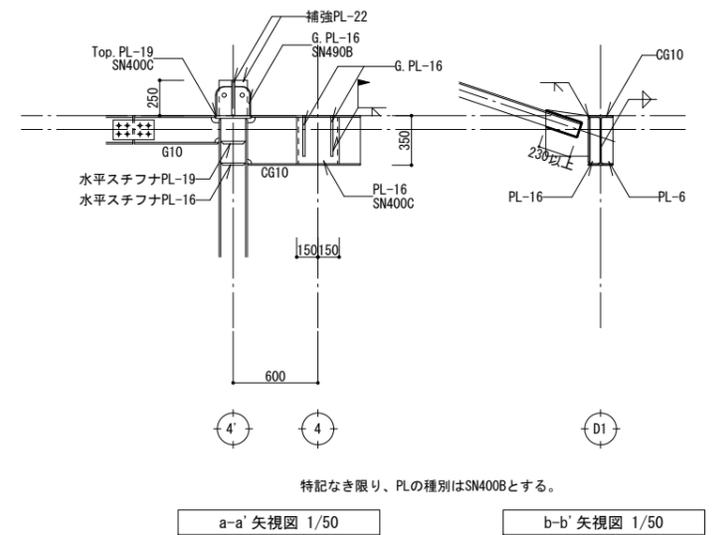
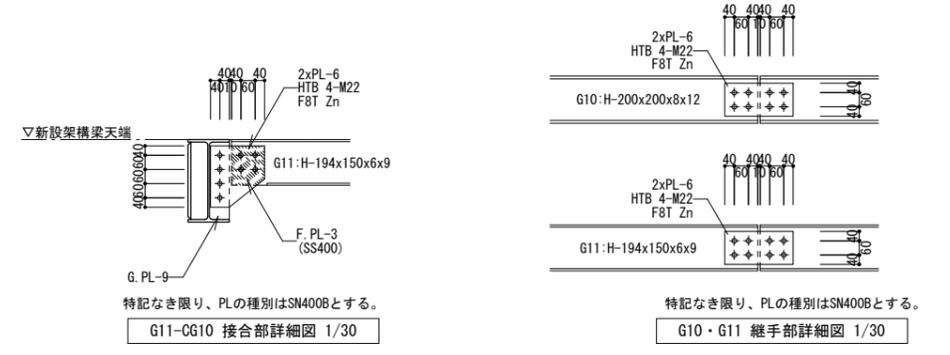
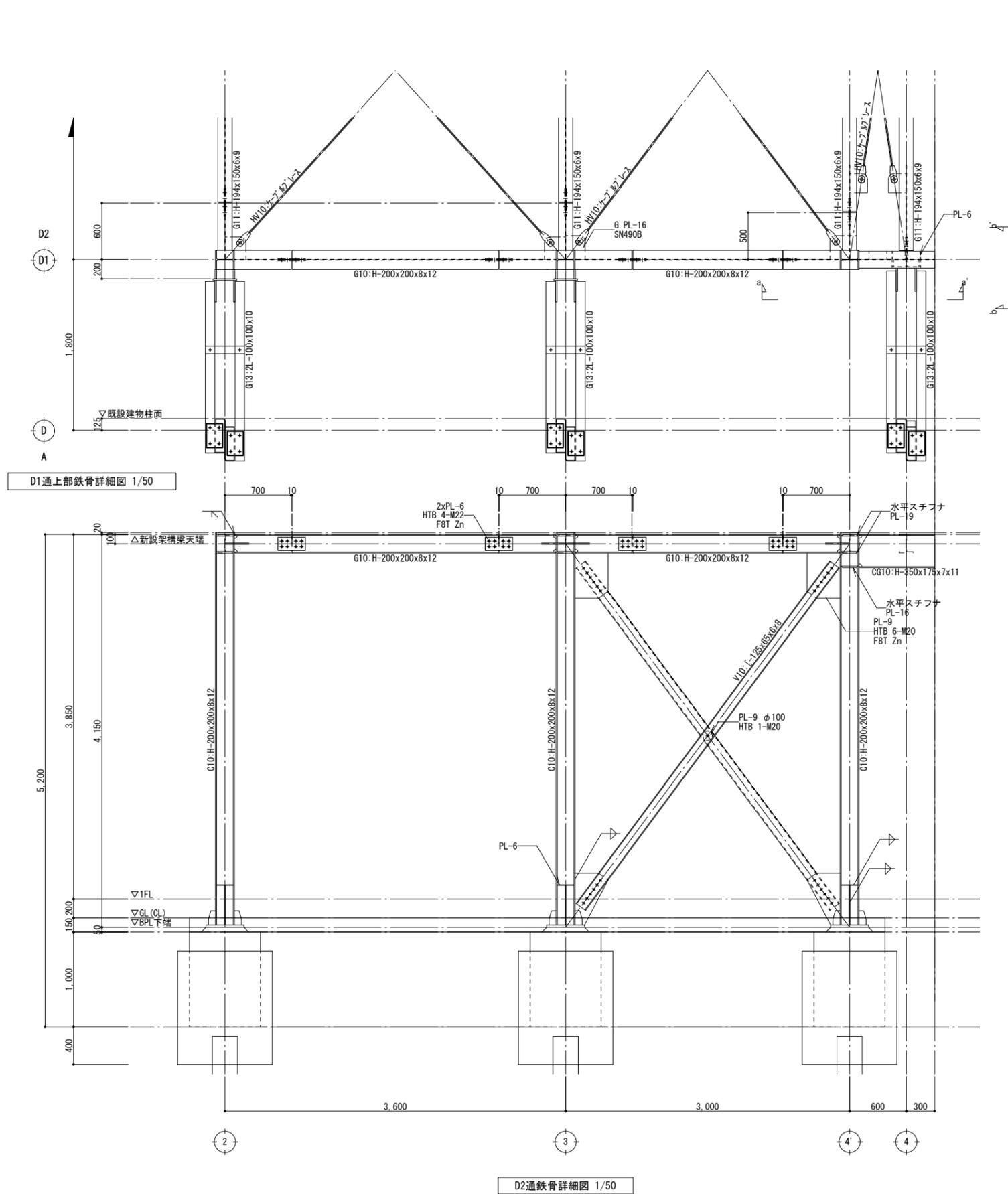


5通り軸組図 1/200

記事					


株式会社 ニュージェック一級建築士事務所

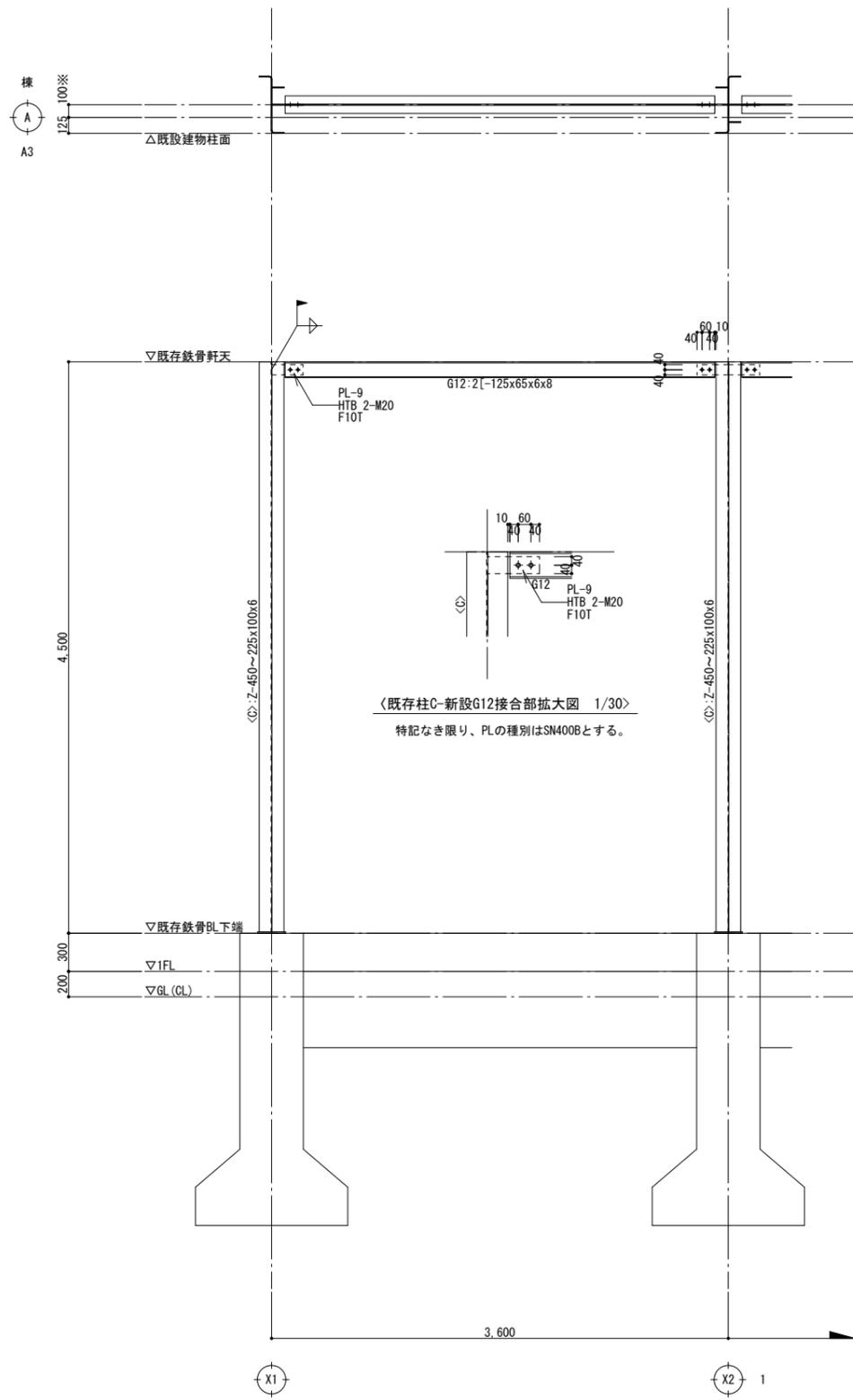
GM 近藤 英則	TM 藤井 章男	監査 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号 藤井 章男	担当 一般建築士 第35272号 海美 伴之	担当 尾上 勇輝	縮尺 1/200		図面 番号 S-008



記事					


株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

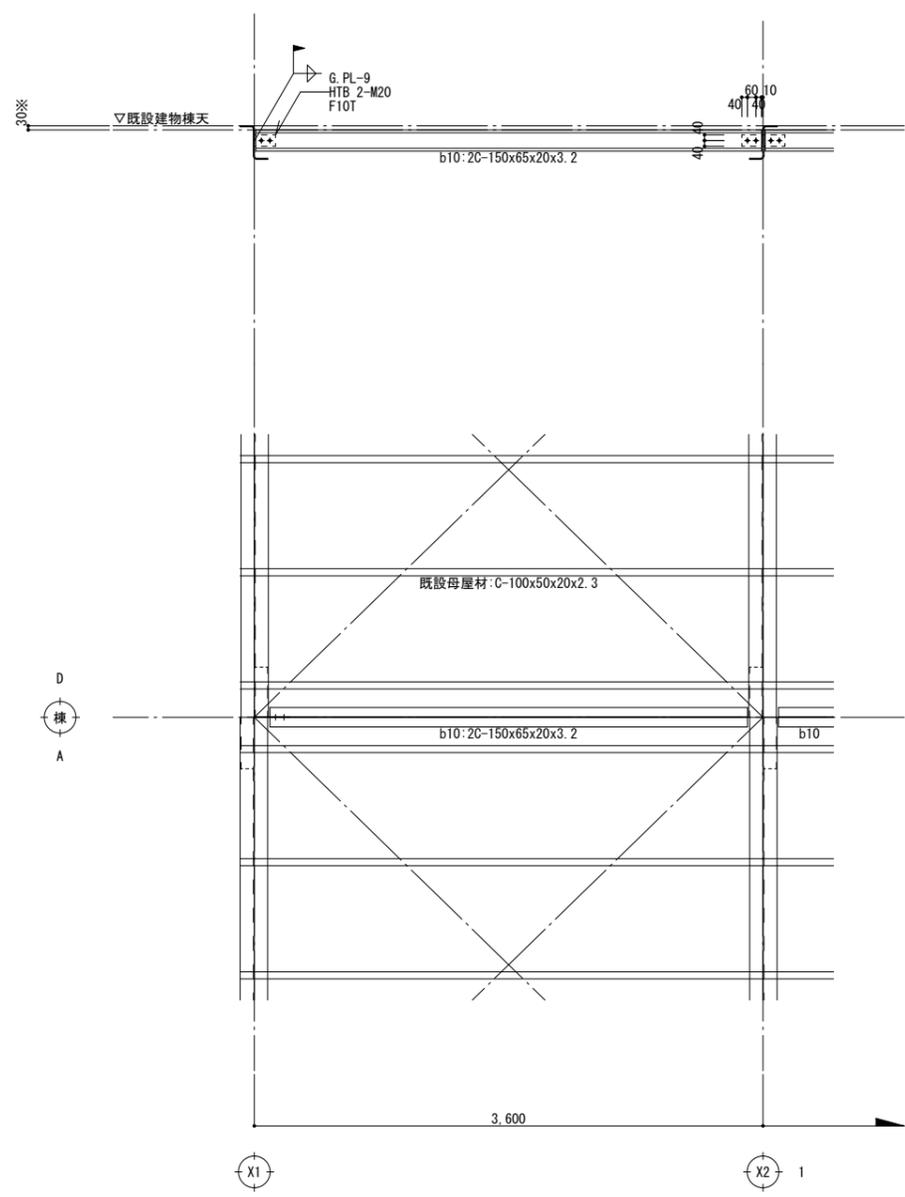
GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号	藤井 章男	担当 一級建築士 第352721号	海美 伴之	図面	尾上 勇輝	縮尺	1/50, 1/30		図面 番号	S-010



〈既存柱C-新設G12接合部拡大図 1/30〉
特記なき限り、PLの種別はSN400Bとする。

G12取付詳細図 1/50 特記なき限り、PLの種別はSN400Bとする。

※の寸法については、現場測量の上、柱梁パネルゾーンの既存接合ボルト等に干渉しない位置に調整すること。
A通及びD通のG12の取付は上記に倣うこととする。



〈既存大梁T-新設b10接合部拡大図 1/30〉 特記なき限り、PLの種別はSN400Bとする。

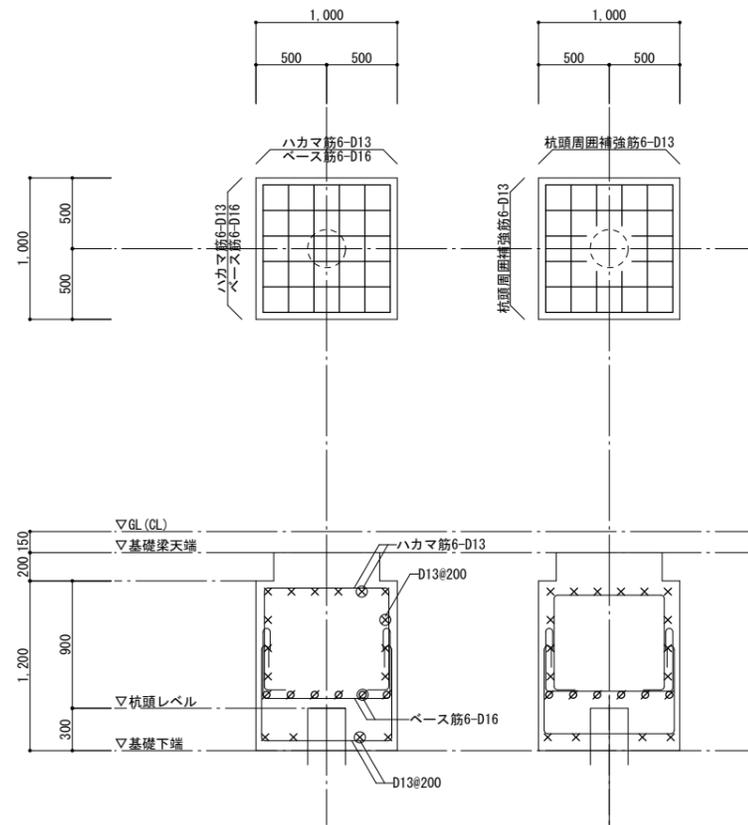
b10取付詳細図 1/50 特記なき限り、PLの種別はSN400Bとする。

※の寸法については、現場測量の上、梁パネルゾーンの既存接合ボルト等に干渉しない位置に調整すること。

記事					

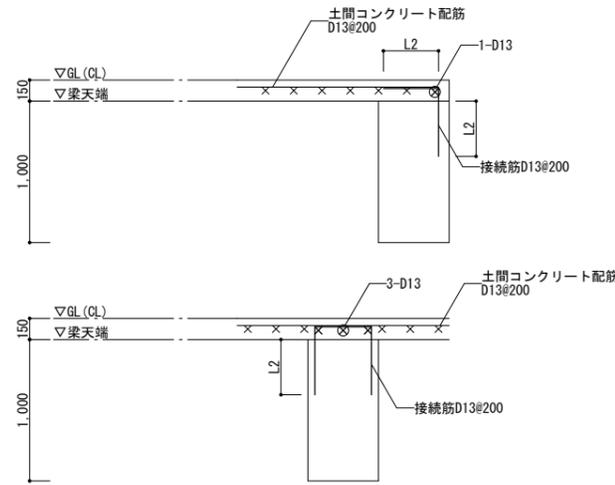


GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号 藤井 章男	担当 一級建築士 第352721号 海美 伴之	担当	尾上 勇輝	縮尺	1/50	図面 番号	S-011		訂正	



スラブリスト

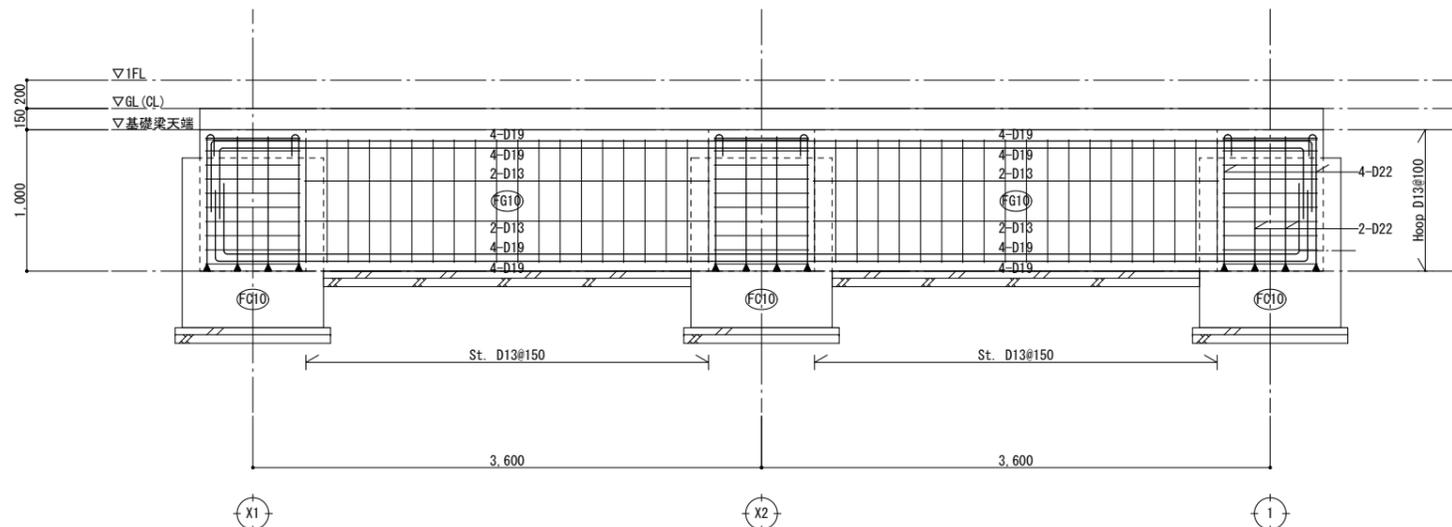
符号	厚さ	位置	短辺・長辺方向共 全断面
S10	150	—	D13@200 シングル



スラブ-基礎梁接合部配筋詳細図 1/50

基礎梁リスト 1/50

符号	FG10・FG11
位置	全断面
断面	
B×D	500×1,000
上端筋	4/4-D19
下端筋	4/4-D19
スターラップ	□-D13@150
腹筋	4-D13



A3-A4通配筋詳細図 1/50

基礎柱リスト 1/50

符号	FC10
位置	全断面
断面	
Dx×Dy	750×750
主筋	12-D22
フープ	□-D13@100

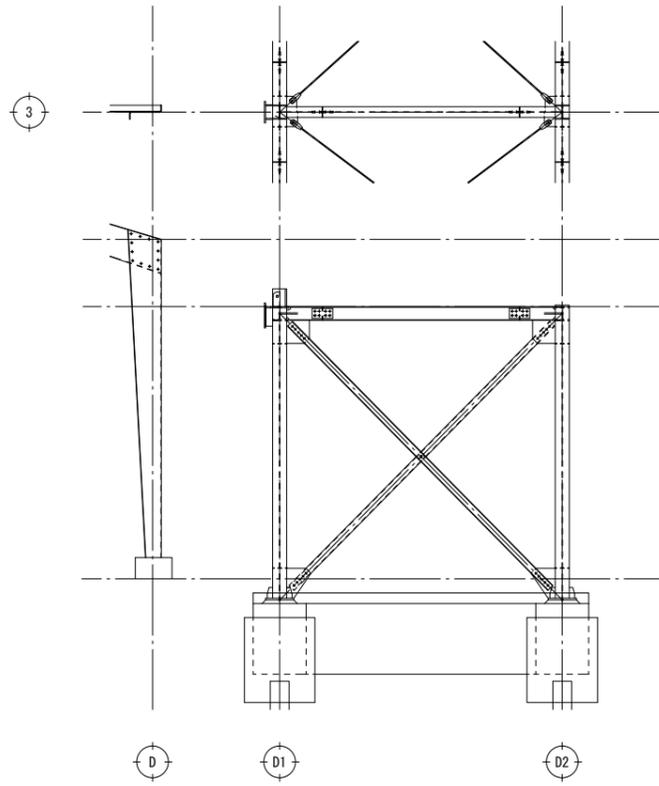
記事					

株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	図案	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号	藤井 章男	担当 一級建築士 第352721号	海美 伴之	担当	尾上 勇輝	縮尺	1/50		図面 番号	S-012

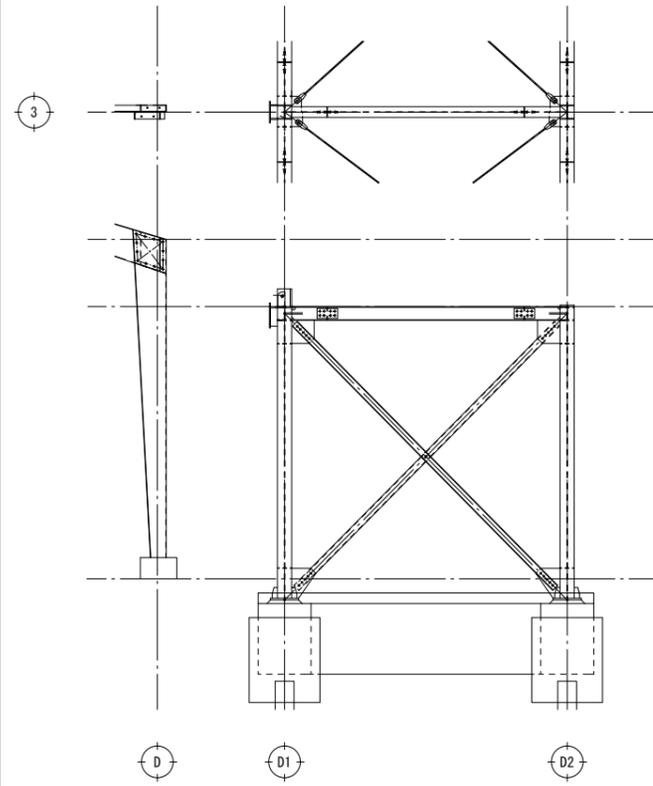
施工ステップ1

新設架構建方



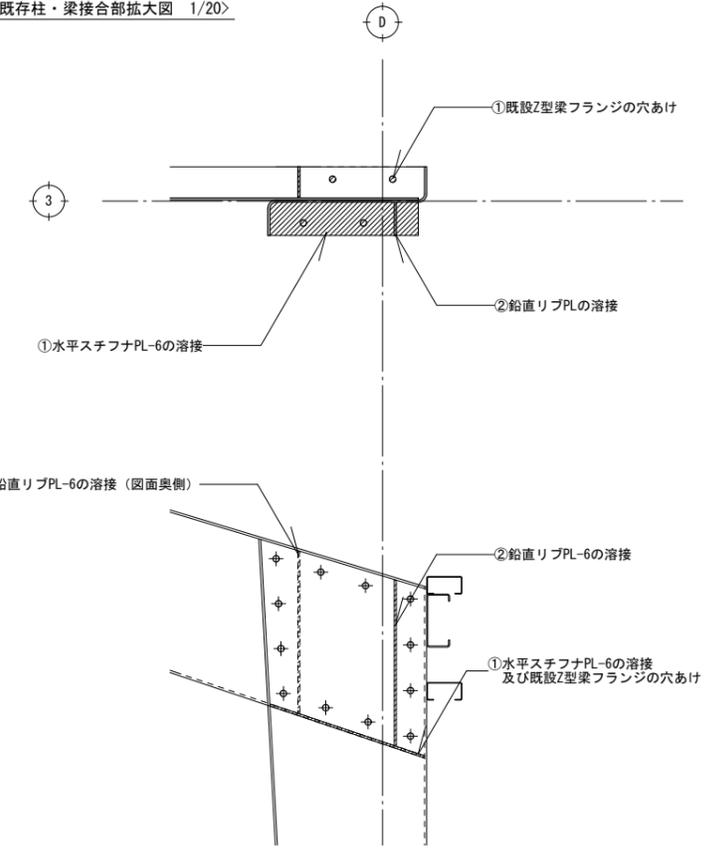
施工ステップ2

既存架構柱梁接合部への補強①



①水平スチフナの溶接及び既設Z型梁フランジの穴あけ
②鉛直リブPLの溶接

〈既存柱・梁接合部拡大図 1/20〉

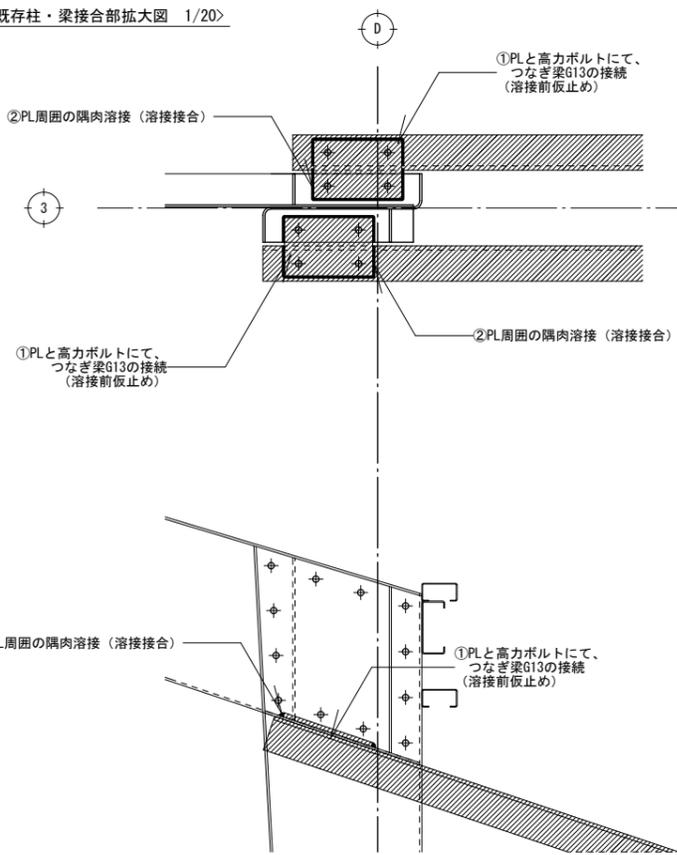
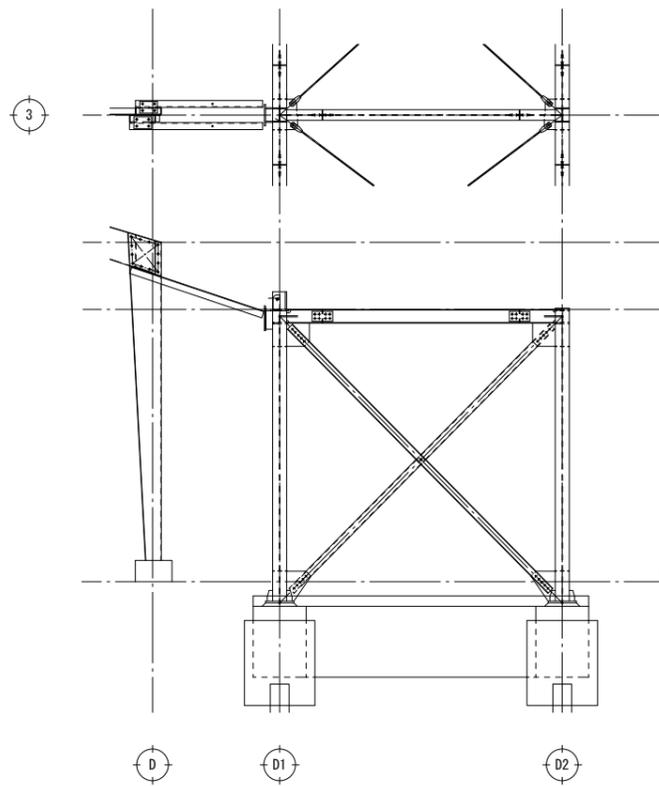


施工ステップ3

既存架構とつなぎ梁G13との接続

①PLと高カボルトにて、つなぎ梁G13の接続 (溶接前仮止め)
②PL周囲の隅肉溶接 (溶接接合)

〈既存柱・梁接合部拡大図 1/20〉

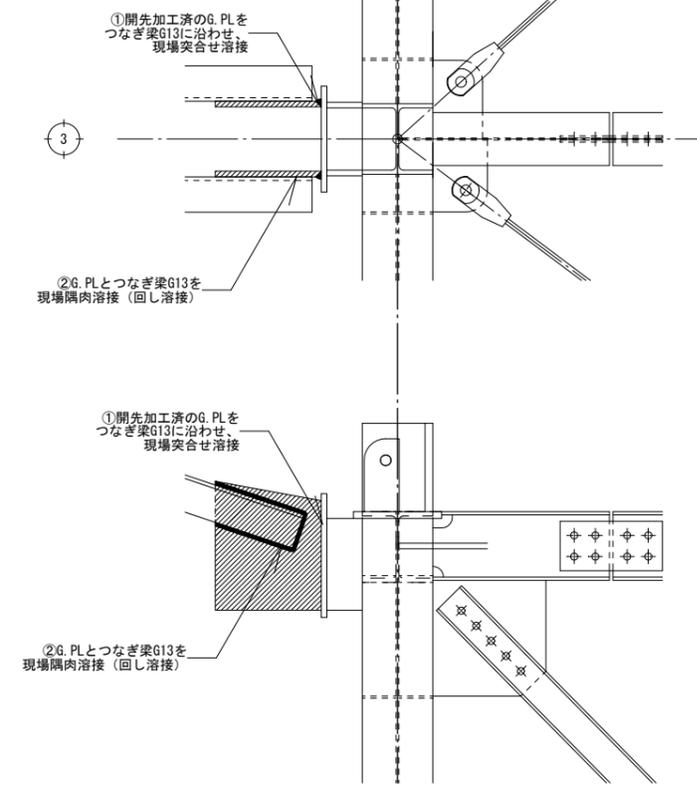
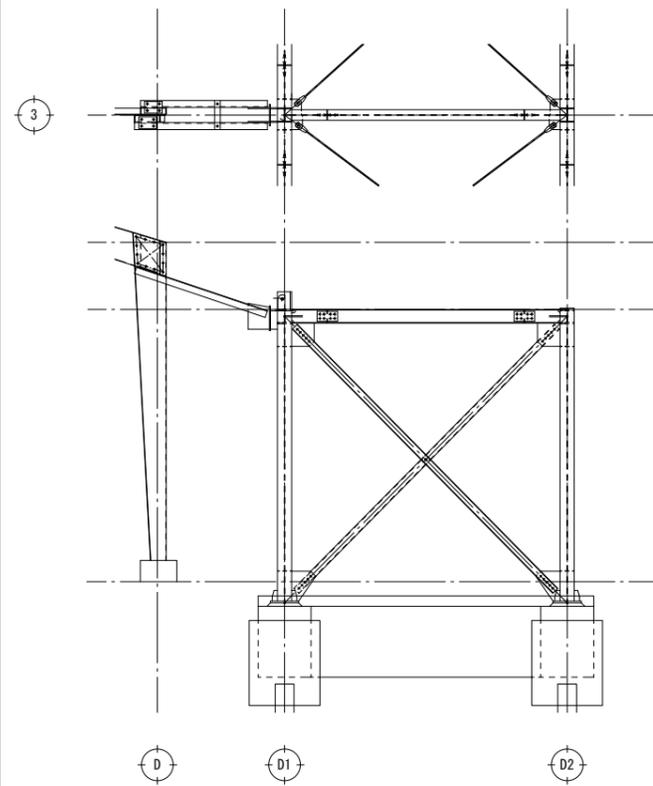


施工ステップ4

新設架構とつなぎ梁G13との接続

①開先加工済のG.PLを繋ぎ梁G13に沿わせ、現場突合せ溶接
②G.PLとつなぎ梁G13を現場隅肉溶接 (回し溶接)

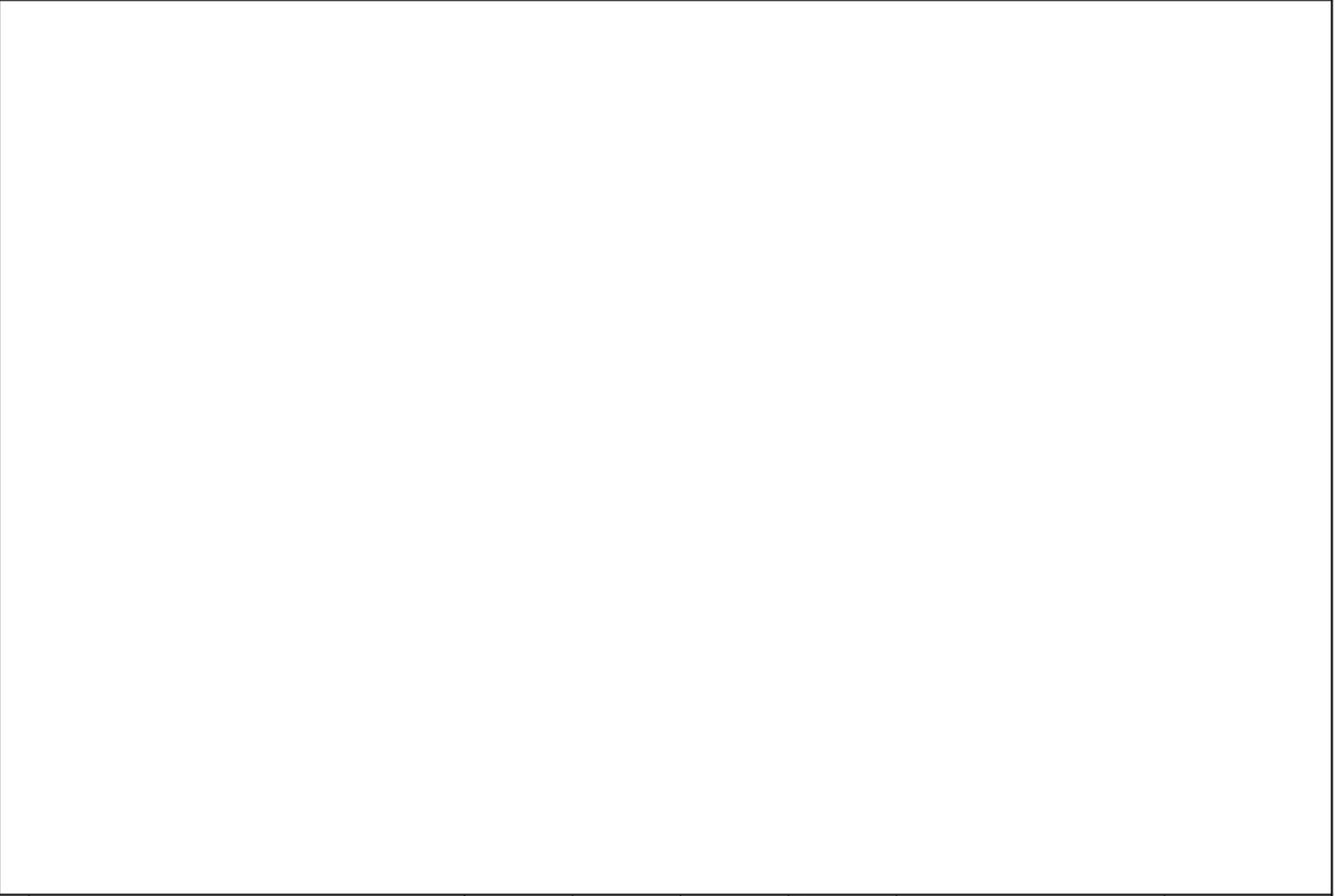
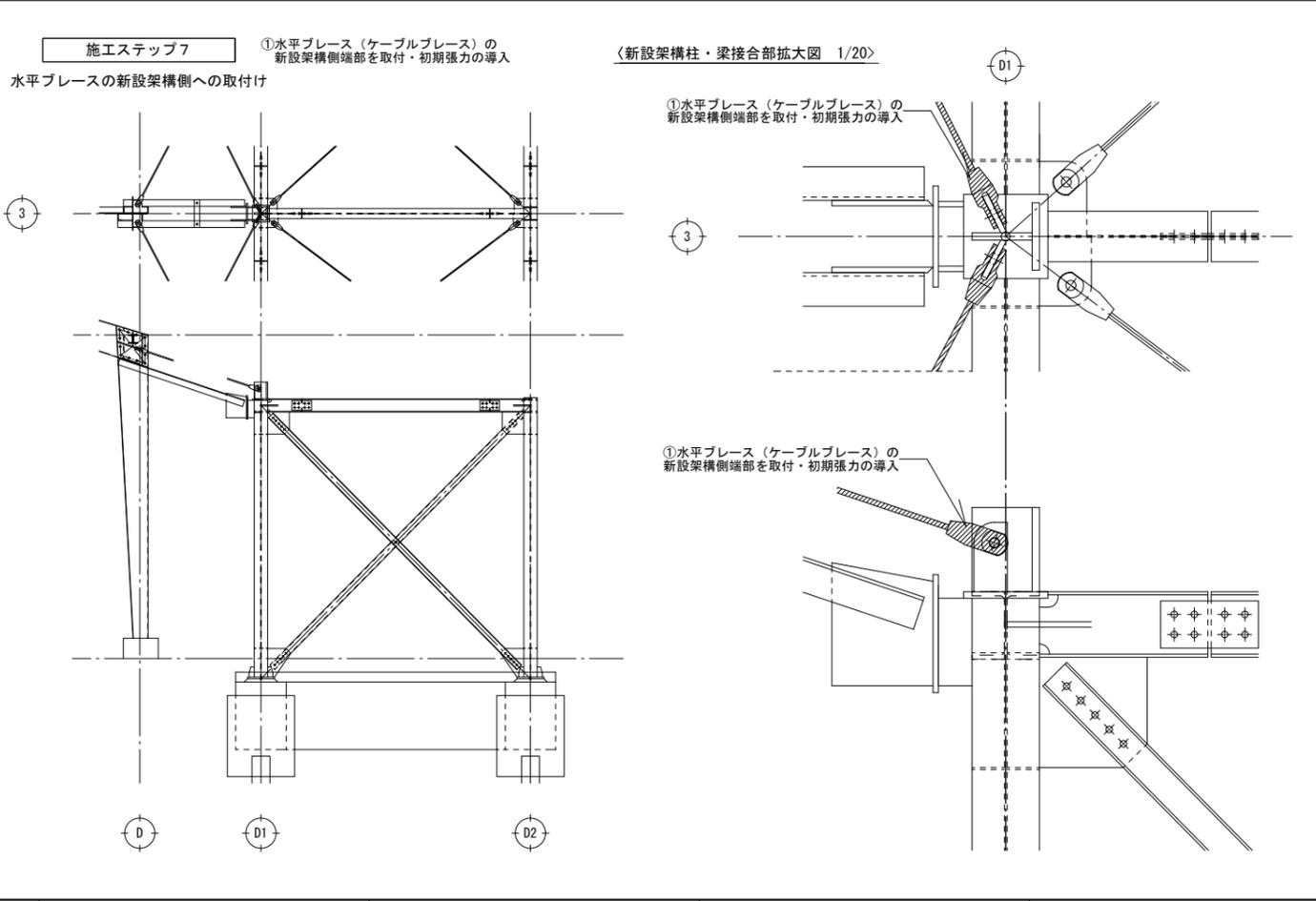
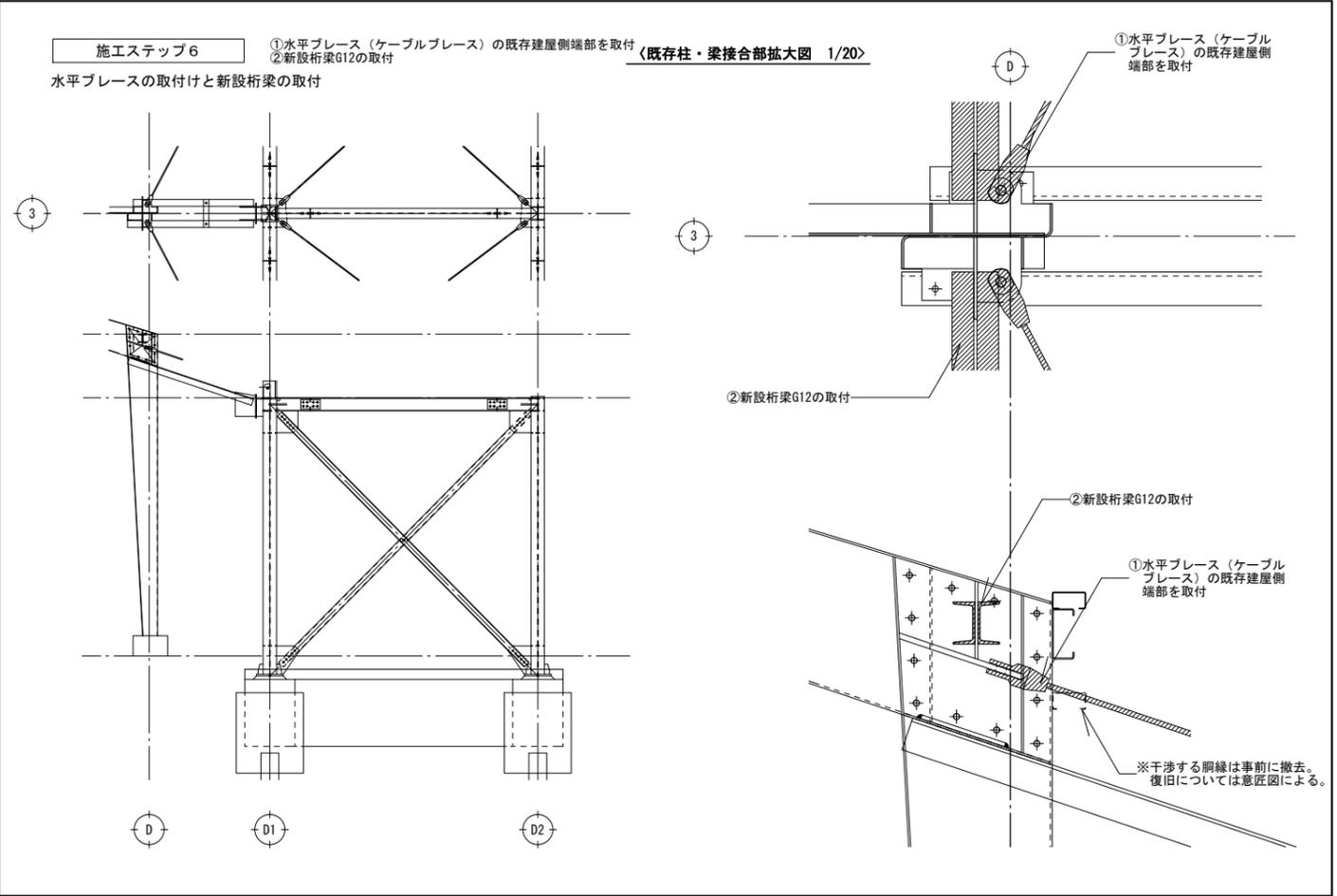
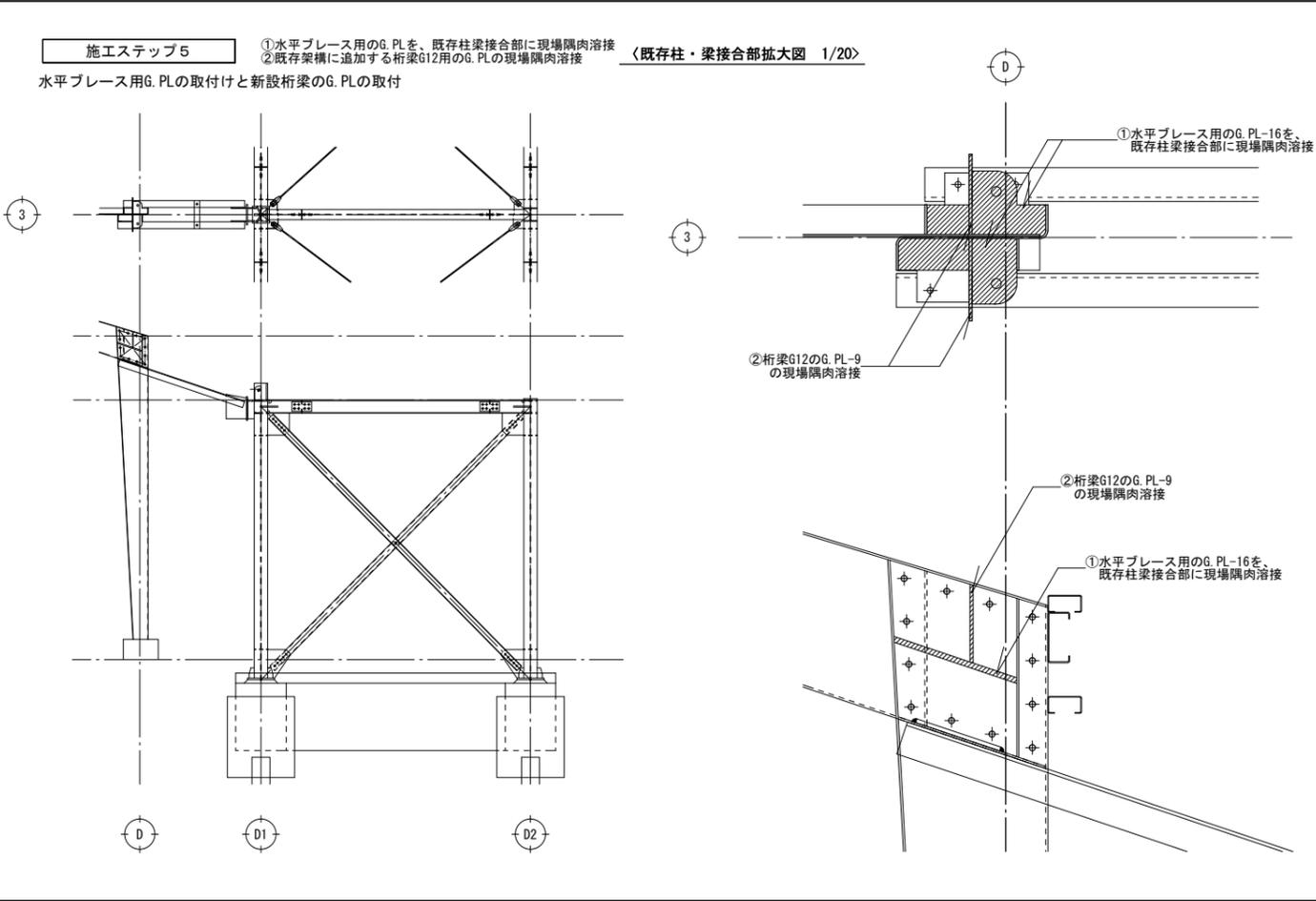
〈新設架構柱・梁接合部拡大図 1/20〉



記事					



GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号	藤井 章男	担当 一般建築士 第352721号	海峯 伴之	図面 番号	尾上 勇輝	縮尺	1/100, 1/20		図面 番号	S-013



記事					

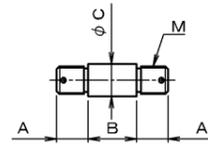


株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

GM	近藤 英則	TM	藤井 章男	調査	近藤 英則	日付	2025/2	R8大洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者	構造設計一級建築士 第8013号	担当	一級建築士 第352721号	担当	尾上 勇輝	縮尺	1/100, 1/20	既存 - 新設補強フレーム接続部 施工ステップ5~7【参考図】	図面 番号	S-014
	藤井 章男		海美 伴之						訂正	

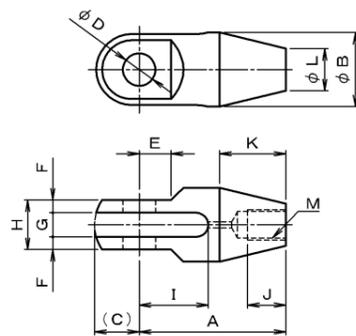
端末金具寸法

ピン
S45CN



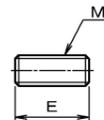
呼び	A	B	φC	M
7本より12.7mm	28	37	24	M24
7本より15.2mm	28	41	28	M24
19本より17.8mm	35	50	34	M30
19本より19.3mm	37	57	38	M33
19本より21.8mm	37	64	42	M33
19本より28.6mm	48	84	55	M45

クレビスA
S45CN



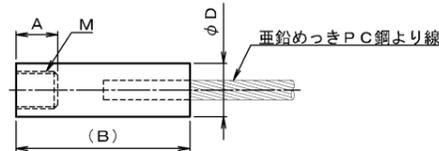
呼び	A	φB	(C)	φD	E	F	G	H	I	J	K	φL	M
7本より12.7mm	115	58	35	25.5	25	10	19	39	54	30	52	33	M24
7本より15.2mm	145	67	39.5	29.5	30	12	19	43	70	40	63.5	40	M30
19本より17.8mm	165	78	48	35.5	35	15	22	52	86	45	68.5	46	M33
19本より19.3mm	170	87	50.5	39.5	40	17	25	59	89	45	70	50	M36
19本より21.8mm	195	97	57.5	43.5	45	19	28	66	100	55	81.5	60	M42
19本より28.6mm	240	123	73.5	57	60	25	36	86	129	65	93	74	M52

ネジ棒B
S55CN



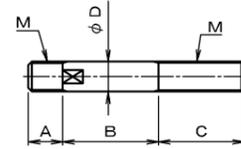
呼び	E	M
7本より12.7mm	57	M24
7本より15.2mm	72	M30
19本より17.8mm	78	M33
19本より19.3mm	85	M36
19本より21.8mm	100	M42
19本より28.6mm	122	M52

押出型スリーブ
S45CN



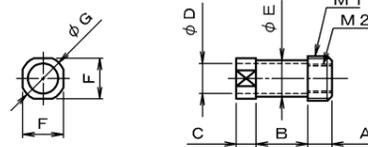
呼び	A	(B)	φD	M
7本より12.7mm	27	92	33	M24
7本より15.2mm	34	114	40	M30
19本より17.8mm	37	140	46	M33
19本より19.3mm	40	157	50	M36
19本より21.8mm	47	195	60	M42
19本より28.6mm	57	281	74	M52

ネジ棒A
S55CN



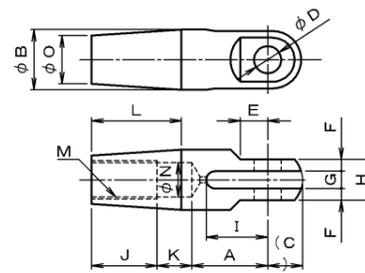
呼び	A	B	C	φD	M
7本より12.7mm	27	85	80	24	M24
7本より15.2mm	34	95	85	30	M30
19本より17.8mm	37	120	115	33	M33
19本より19.3mm	40	120	120	36	M36
19本より21.8mm	47	155	150	42	M42
19本より28.6mm	57	130	165	52	M52

アジャスター
S45CN



呼び	A	B	C	φD	φE	F	φG	M1	M2
7本より12.7mm	30	50	20	26	32	35	39	M39	M24
7本より15.2mm	35	50	25	32	40	43	48	M48	M30
19本より17.8mm	40	75	25	35	43	47	52	M52	M33
19本より19.3mm	45	75	25	38	46	51	56	M56	M36
19本より21.8mm	50	100	30	44	54	58	64	M64	M42
19本より28.6mm	65	100	30	54	64	66	72	M72	M52

クレビスB
S45CN



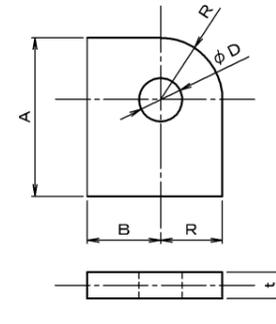
呼び	A	φB	(C)	φD	E	F	G	H
7本より12.7mm	70	58	35	25.5	25	10	19	39
7本より15.2mm	90	67	39.5	29.5	30	12	19	43
19本より17.8mm	105	78	48	35.5	35	15	22	52
19本より19.3mm	110	87	50.5	39.5	40	17	25	59
19本より21.8mm	125	97	57.5	43.5	45	19	28	66
19本より28.6mm	155	123	73.5	57	60	25	36	86

呼び	I	J	K	L	M	φN	φO
7本より12.7mm	54	80	50	115	M39	34.7	48
7本より15.2mm	70	85	50	120	M48	42.6	58
19本より17.8mm	86	115	75	125	M52	46.6	66
19本より19.3mm	89	120	75	180	M56	50	70
19本より21.8mm	100	150	100	240	M64	57.5	80
19本より28.6mm	129	165	100	155	M72	65.5	94

ガセットプレート (定着金具の一部)

1枚プレート

材質	
● SM490相当	
□ その他 ()	



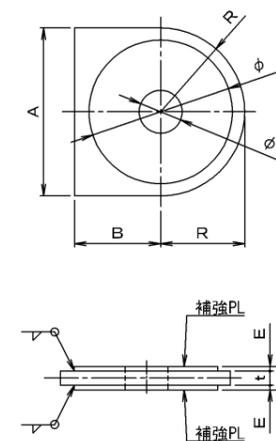
呼び	B	R	φD	t
7本より12.7mm	45以上	45	26	16
7本より15.2mm	50以上	61	30	16
19本より17.8mm	60以上	75	36	19
19本より19.3mm	60以上	77	40	22
19本より21.8mm	70以上	86	44	25
19本より28.6mm	85以上	111	57	32

- (※1) 定着金具の参考設計例は、特記仕様書3/3を参照のこと。
- (※2) Aは、耐震ケーブルブレース[®]に1.2×0.85Pyが作用した際の引張耐力を満たすよう「鋼構造接合部設計指針 (日本建築学会)」 「鉄骨工事技術指針 (日本建築学会)」等に準拠し、十分に安全に配慮して設計者が設定するものとする。
- (※3) Bは、クレビス取付時にクレビス先端が他部材と干渉しない為の寸法を示す。

ダブリング

材質	
● SM490相当	
□ その他 ()	

※補強PL (4.5t) はSS400相当で可。



呼び	B	R	φC	φD	t	E	F
7本より12.7mm	50以上	45	70	26	6	4.5	15
7本より15.2mm	70以上	61	100	30	6	4.5	15
19本より17.8mm	80以上	75	120	36	9	4.5	18
19本より19.3mm	80以上	77	120	40	9	6	21
19本より21.8mm	90以上	86	140	44	12	6	24
19本より28.6mm	115以上	111	190	57	19	6	31

- (※1) Aは、耐震ケーブルブレース[®]に1.2×0.85Pyが作用した際の引張耐力を満たすよう「鋼構造接合部設計指針 (日本建築学会)」 「鉄骨工事技術指針 (日本建築学会)」等に準拠し、十分に安全に配慮して設計者が設定するものとする。
- (※2) Bは、隅肉溶接した補強PLが他部材と干渉しない為の寸法を示す。

記事					
----	--	--	--	--	--

GM 近藤 英則	TM 藤井 章男	調査 近藤 英則	日付 2025/2	R8大洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号 248564
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号	担当 一級建築士 第352721号	図面 藤井 章男	備考 尾上 勇輝	耐震ケーブルブレース 特記仕様書(2)【参考図】	図面 番号 S-016 訂正

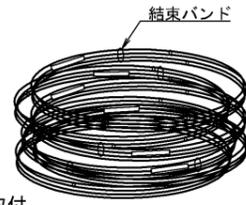
取付工程

受入検査

神鋼鋼線工業または施工者または物件毎に定めた会社が行う。

ケーブル展開

コイル状に巻かれたケーブルの結束バンドを切断して展開する。



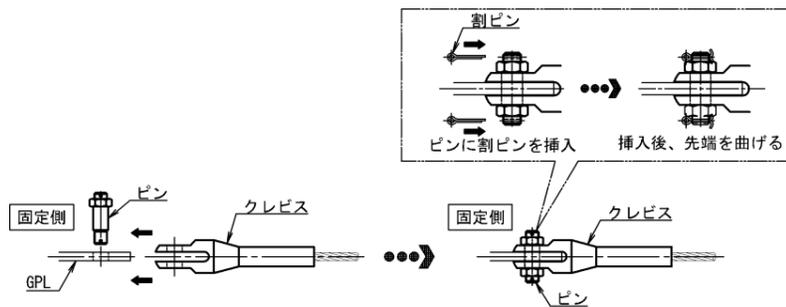
注意事項
 ・展開時のケーブルの反発に注意し、「コイル内側」から端部を押さえながら展開する。

ケーブル取付

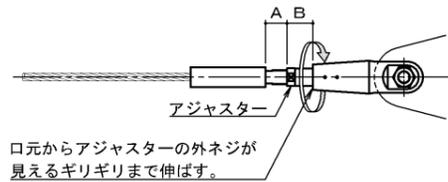
① ケーブルを取付位置付近へ運ぶ。



② GPLに固定側クレビスのフォーク部分挿し込み、ピンを挿入する。



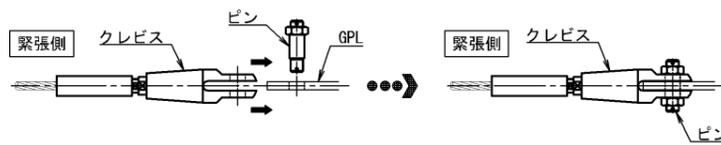
③ アジャスターをA、Bの長さにセット後、供回りに注意して反時計回りに回し、調整部分を最大（「A+調整代/2」「B+調整代/2」）まで伸ばす。



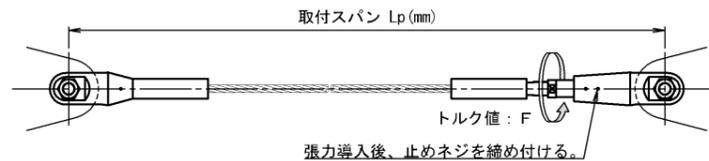
口元からアジャスターの外ネジが見えるギリギリまで伸ばす。

呼び	A	B
7本より12.7mm	40	45
7本より15.2mm	45	50
19本より17.8mm	57.5	62.5
19本より19.3mm	57.5	62.5
19本より21.8mm	75	80
19本より28.6mm	75	80

④ 緊張側クレビスも同様に取付ける。



⑤ アジャスターを時計回りに回してケーブルを緊張する。

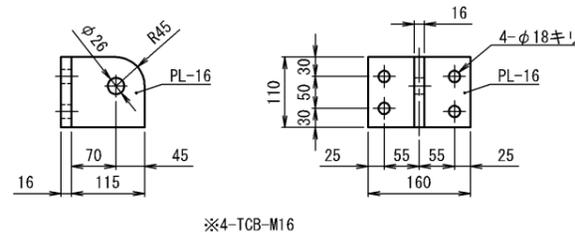


ケーブル		
取付スパン (Lp)	mm	
トルク値 (F)	N・m	

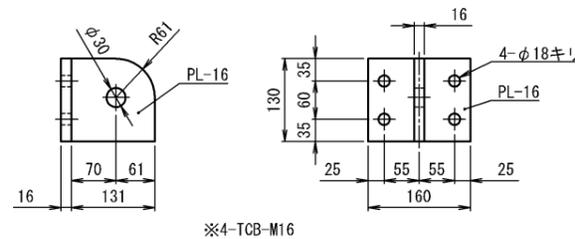
- (※1) ケーブルの緊張力は、トルクで管理するものとする。
- (※2) トルクは、物件毎に算出するものとする。
- (※3) 使用引張力に対して導入張力は小さく、躯体への影響度も小さいと考えられる。よって、ケーブルへの張力導入は基本的にどの部位から行っても良いものとする。

定着金具の参考設計例

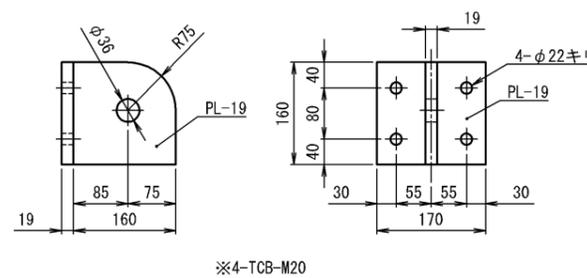
7本より12.7mm用定着金物 PL-16 SM490



7本より15.2mm用定着金物 PL-16 SM490

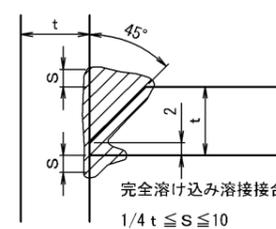


19本より17.8mm用定着金物 PL-19 SM490

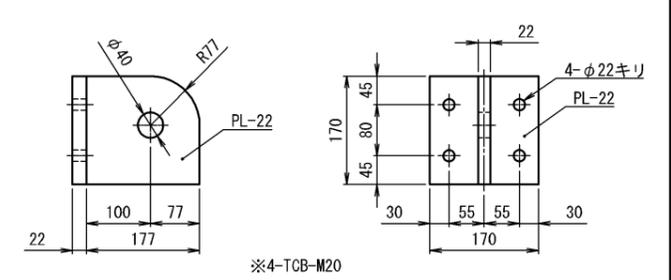


<溶接仕様>

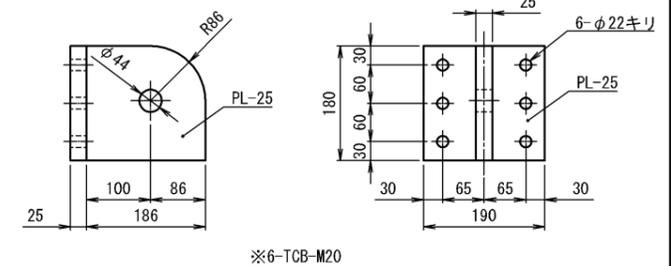
6 < t ≤ 19



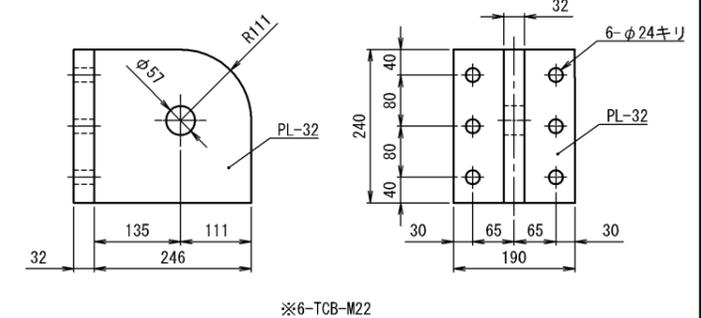
19本より19.3mm用定着金物 PL-22 SM490



19本より21.8mm用定着金物 PL-25 SM490

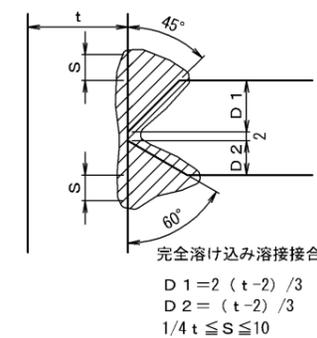


19本より28.6mm用定着金物 PL-32 SM490



<溶接仕様>

19 < t ≤ 40

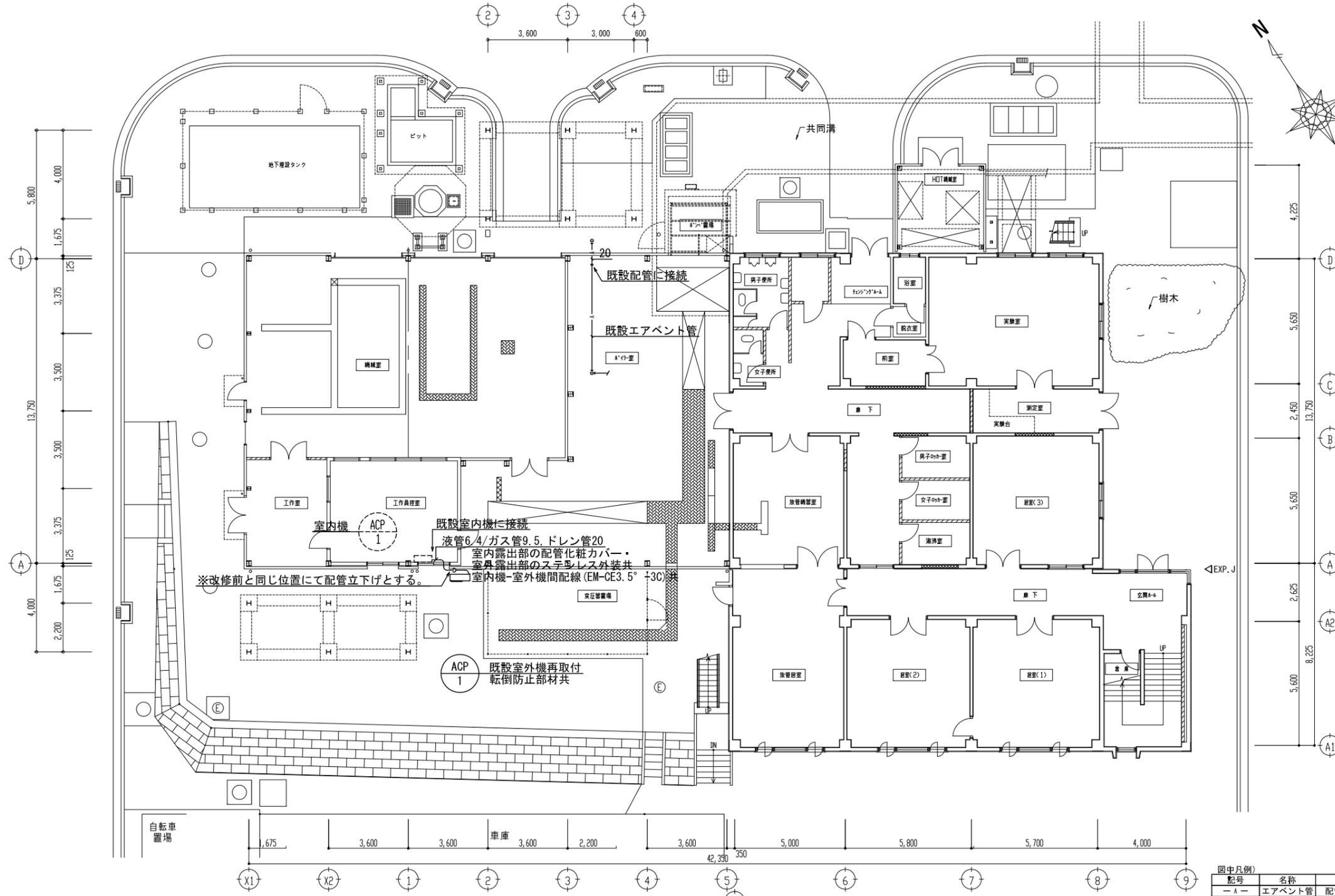


記事



株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

GM	TM	調査	日付	設計
近藤 英則	藤井 章男	近藤 英則	2025/2	R&D 洗研 産業物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事
管理技術者 構造設計一級建築士 第8013号	担当 一級建築士 第352721号	担当 尾上 勇輝	縮尺	耐震ケーブルブレース 特記仕様書(3)【参考図】
				図面 番号 S-017
				訂正

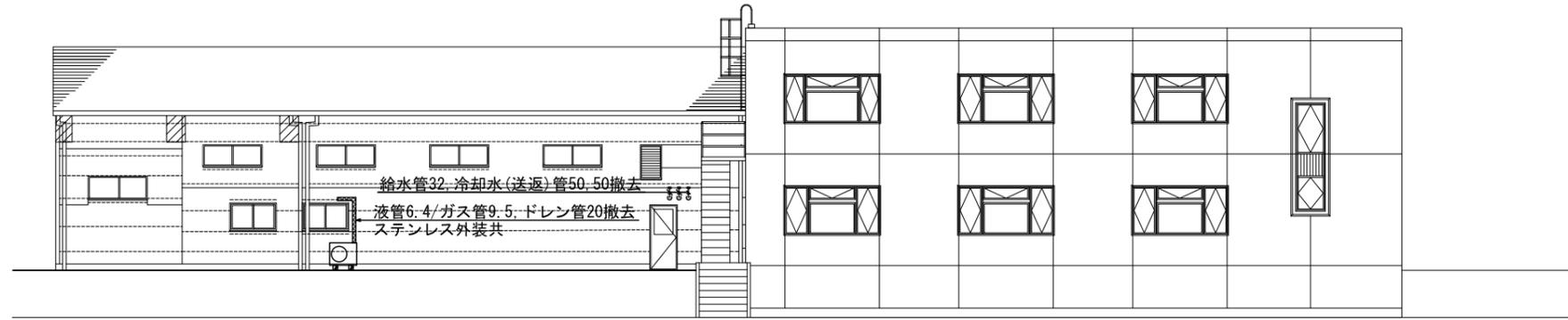


図中凡例)

記号	名称	管種	保温仕様
-A-	エアセント管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-黒)	-
-R-	冷媒管	冷媒用被覆鋼管	保温材配管付属
-D-	ドレン管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-白)	天井内：グラスウール保温材

空調設備 機器表 (既設)

機器番号	名称	形式	電気容量			台数	設置場所		備考
			φ	V	kW		階	室名	
ACP-1	ルームエアコン室外機	冷房能力：5.6 kW 暖房能力：6.7 kW	冷房時消費電力：1	200	1.89	1	1階	室外機：屋外	R56XEVE2
※既設室外機 再取付		付属品：標準付属品	暖房時消費電力：1	200	1.86				基礎移設 (建築工事)

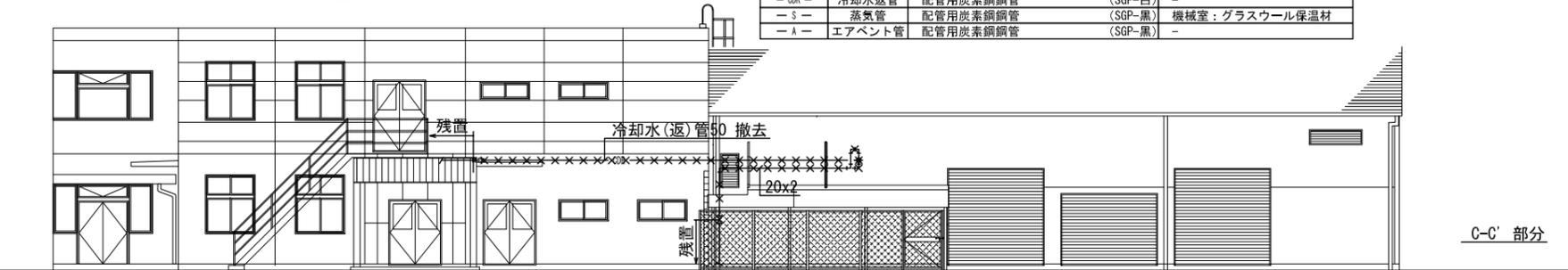


南側立面図 1/200

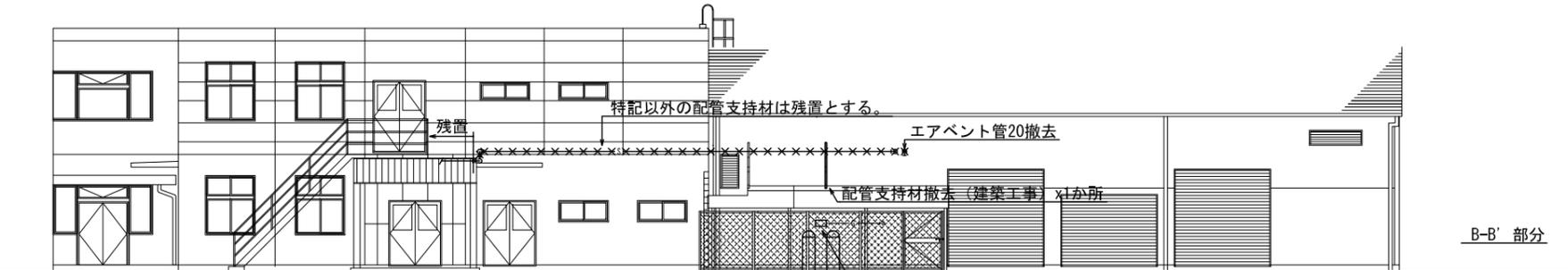
○
1
室外機取外し
転倒防止部材共、再使用する

図中凡例

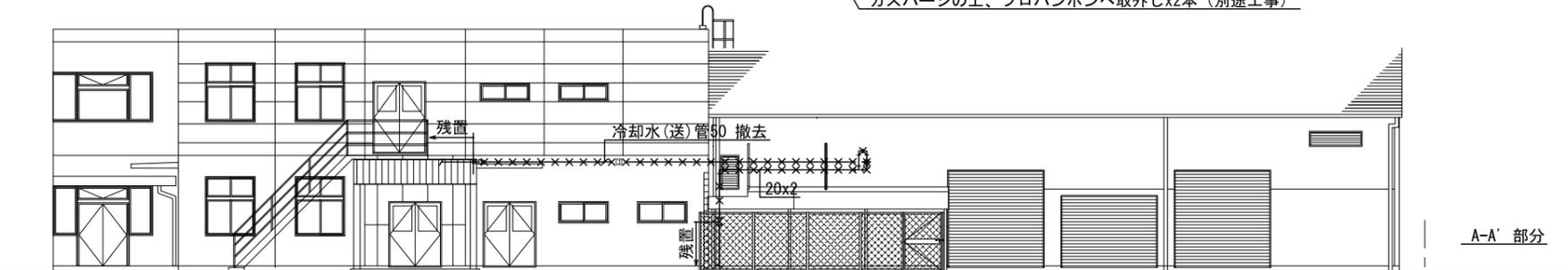
記号	名称	管種	保温仕様
—00—	冷却水送管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-白)	—
—00R—	冷却水返管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-白)	—
—S—	蒸気管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-黒)	機械室：グラスウール保温材
—A—	エアセント管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-黒)	—



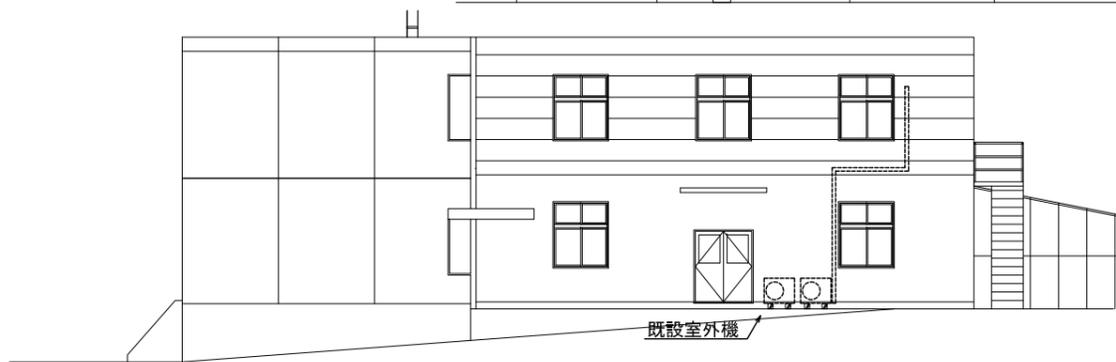
北側立面図 1/200



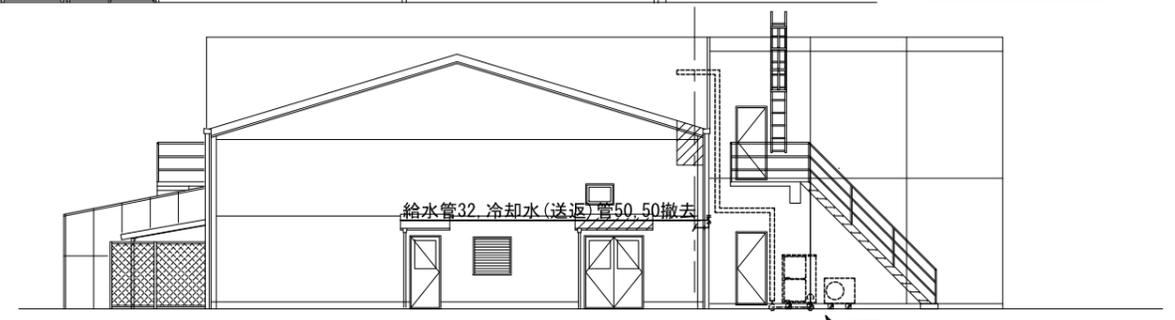
北側立面図 1/200



北側立面図 1/200



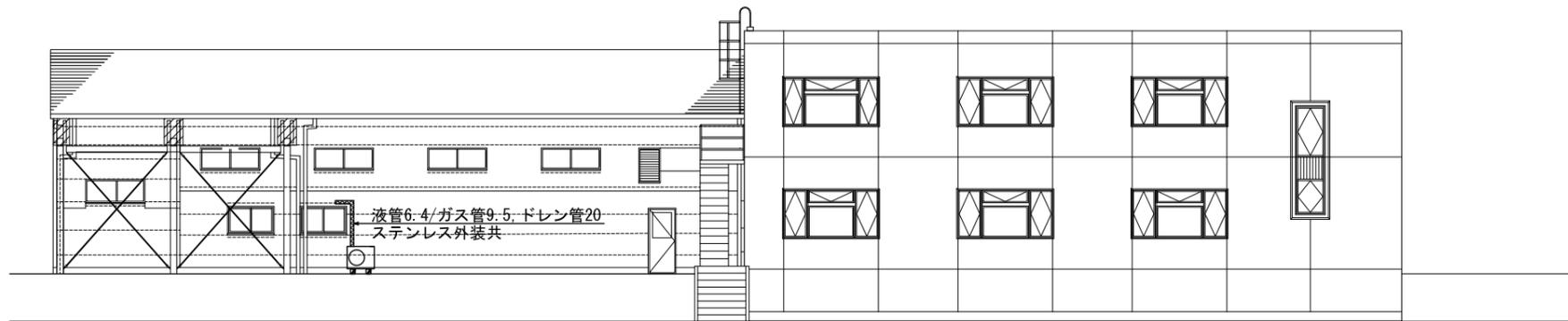
東側立面図 1/200



西側立面図 1/200

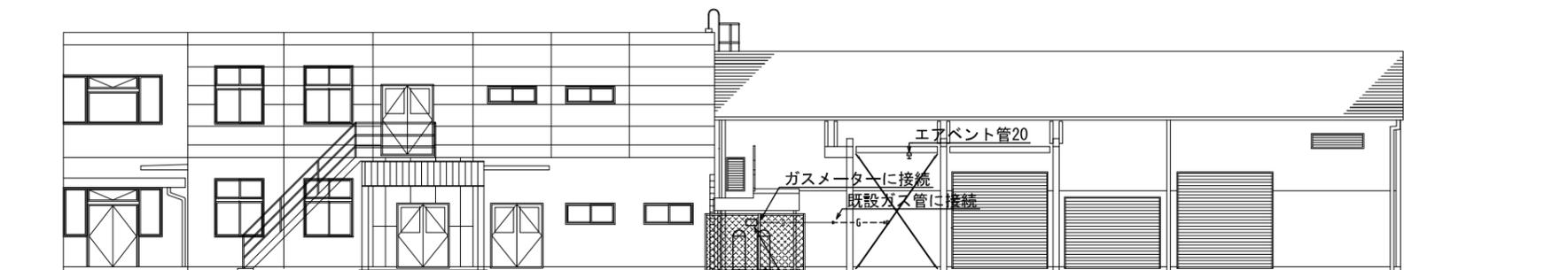
記事				

GM 藤田 聡	TM 高坂 茂行	照査 近藤 英則	日付 2025/2	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 248564
管理技術者 藤井 章男	担当 木村 友人	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	空調設備 立面図 (改修前)	図面 M-003	訂正

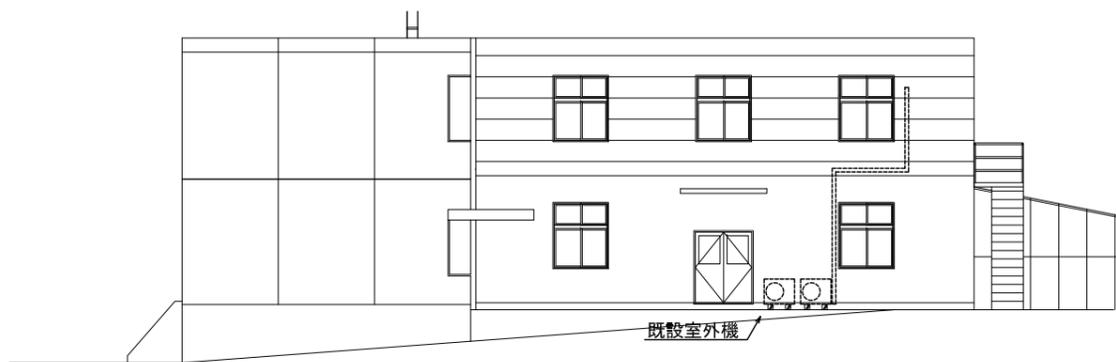


南側立面図 1/200

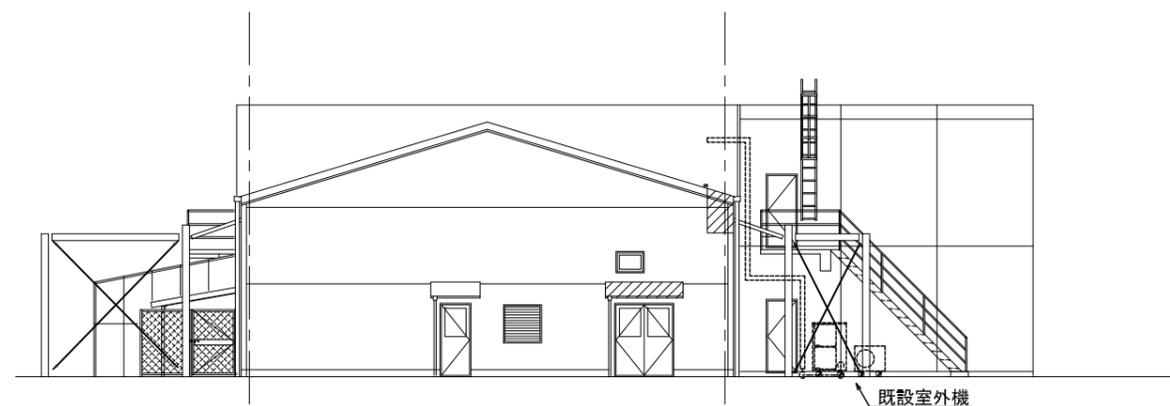
ACP
1 既設室外機再取付
転倒防止部材共



北側立面図 1/200



東側立面図 1/200

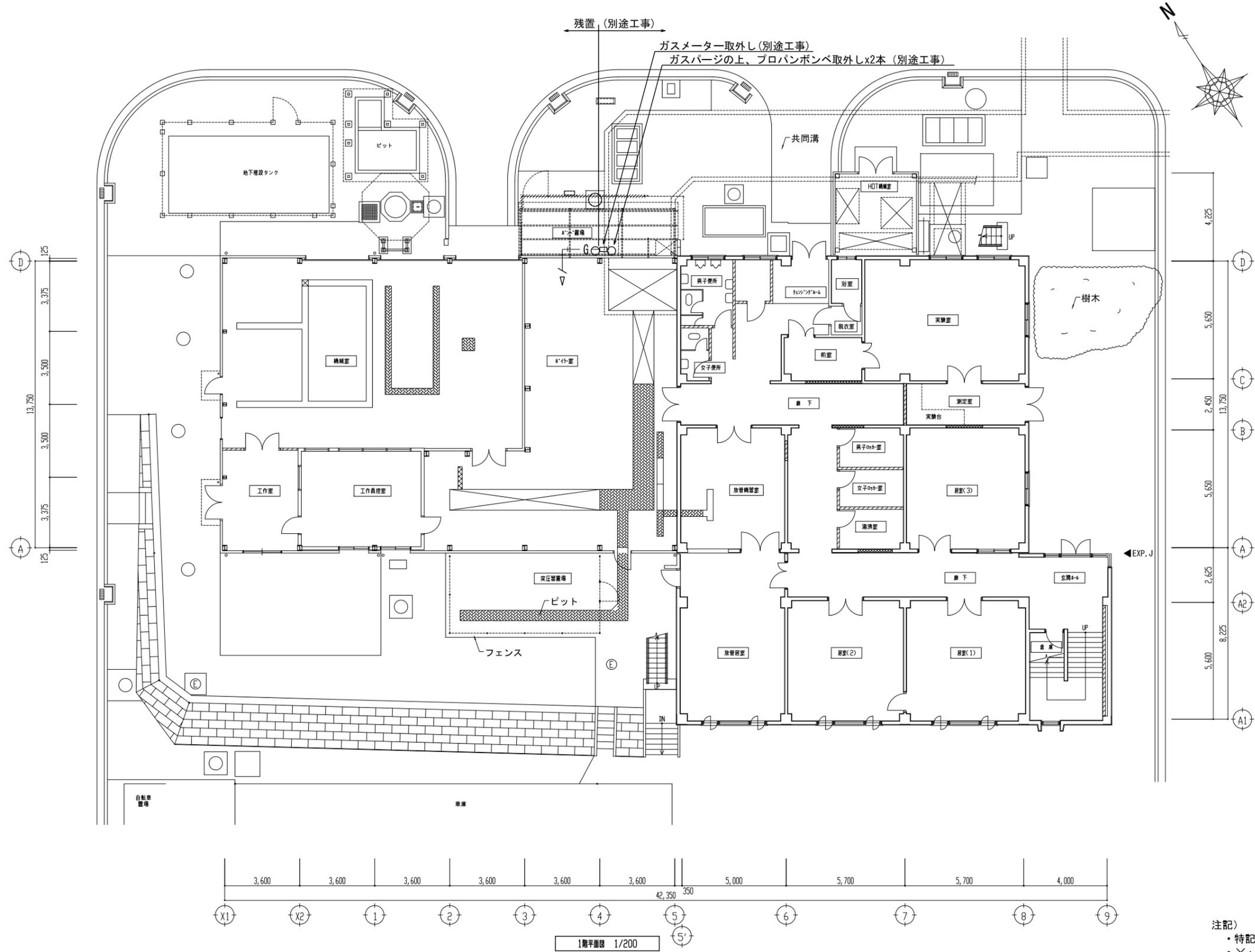


西側立面図 1/200

記事				



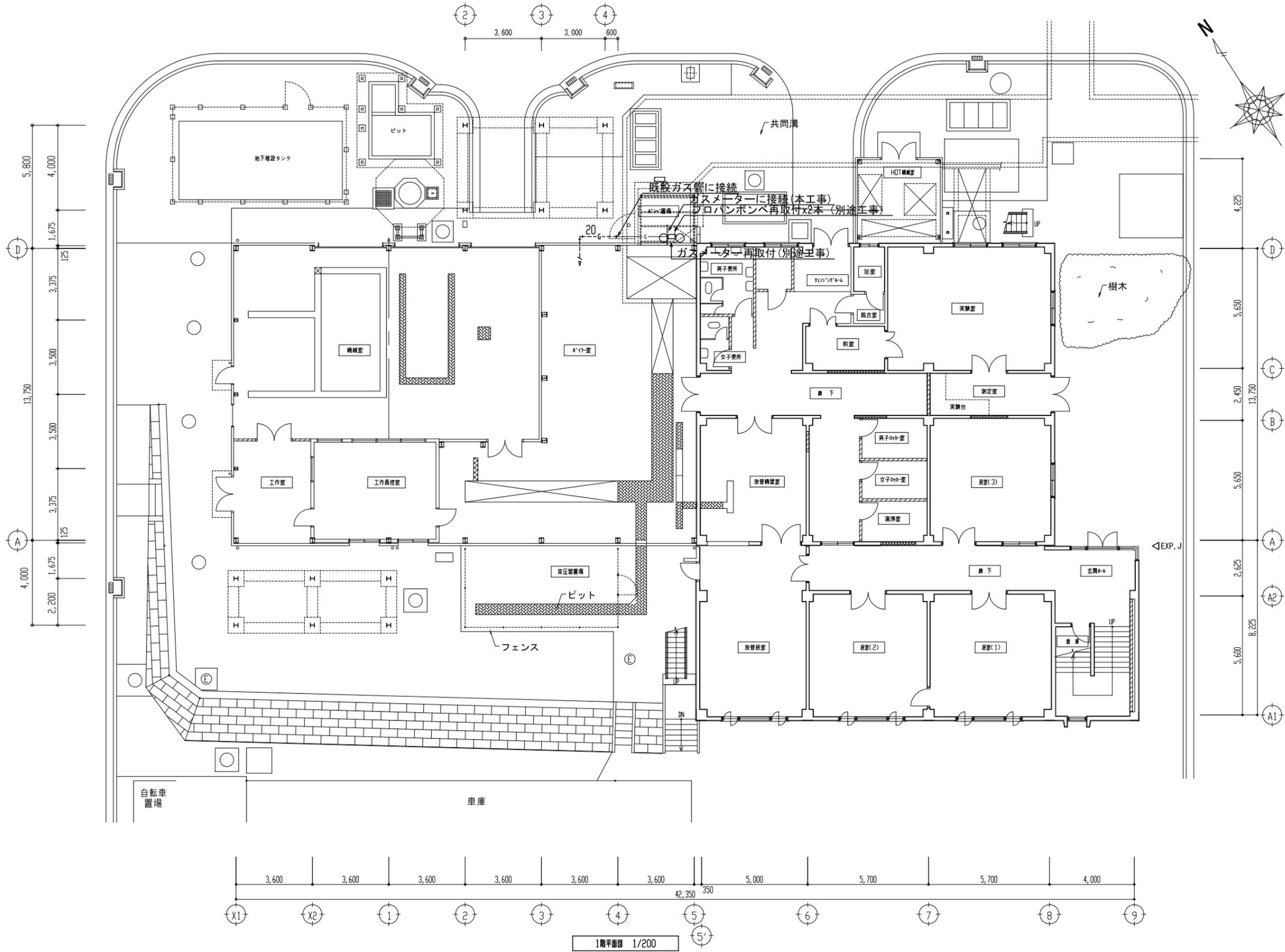
GM 藤田 聡	TM 高坂 茂行	照査 近藤 英則	日付 2025/2	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	図面 番号 248564
管理技術者 藤井 章男	担当 木村 友人	担当	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	空調設備 立面図 (改修後)	訂正 M-004



注記)
 ・特記無き配管は階下配管を示す。
 ・×: は既設配管撤去か所を示す。
 特記無き配管・器具は、残置とする。

図中凡例)		管種	保温仕様
配号	名称	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)	-
---	ガス管		

記事					 株式会社ニュージェック一級建築士事務所	GM	藤田 聡	TM	高坂 茂行	照査	近藤 英則	日付	2025/2	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
						管理技術者 藤井 章男	担当	木村 友人	縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面 番号	M-005	訂正			

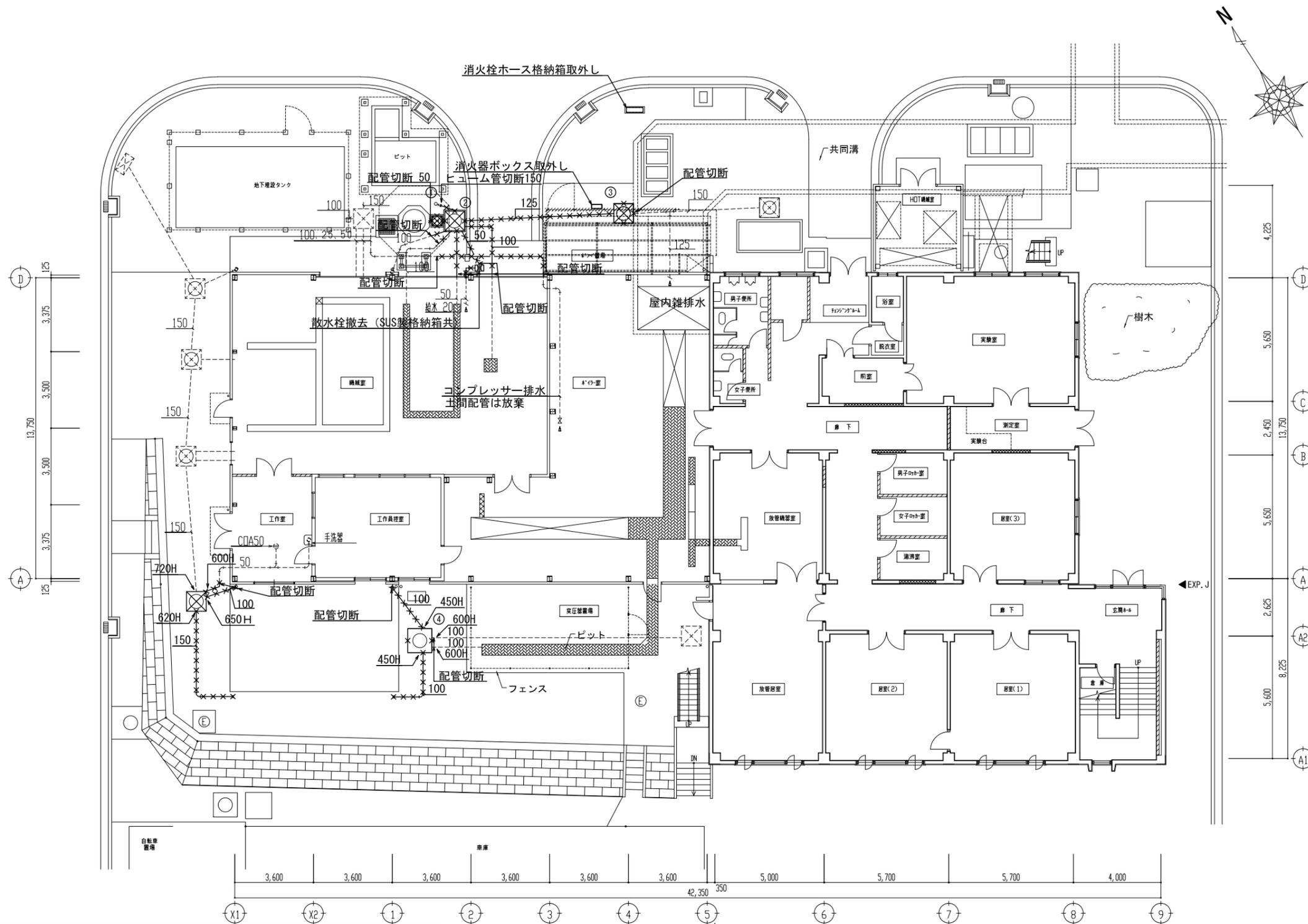


図中凡例			
記号	名称	管種	保温仕様
---	ガス管	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)	-

記事									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--


株式会社ニュージェック一級建築士事務所

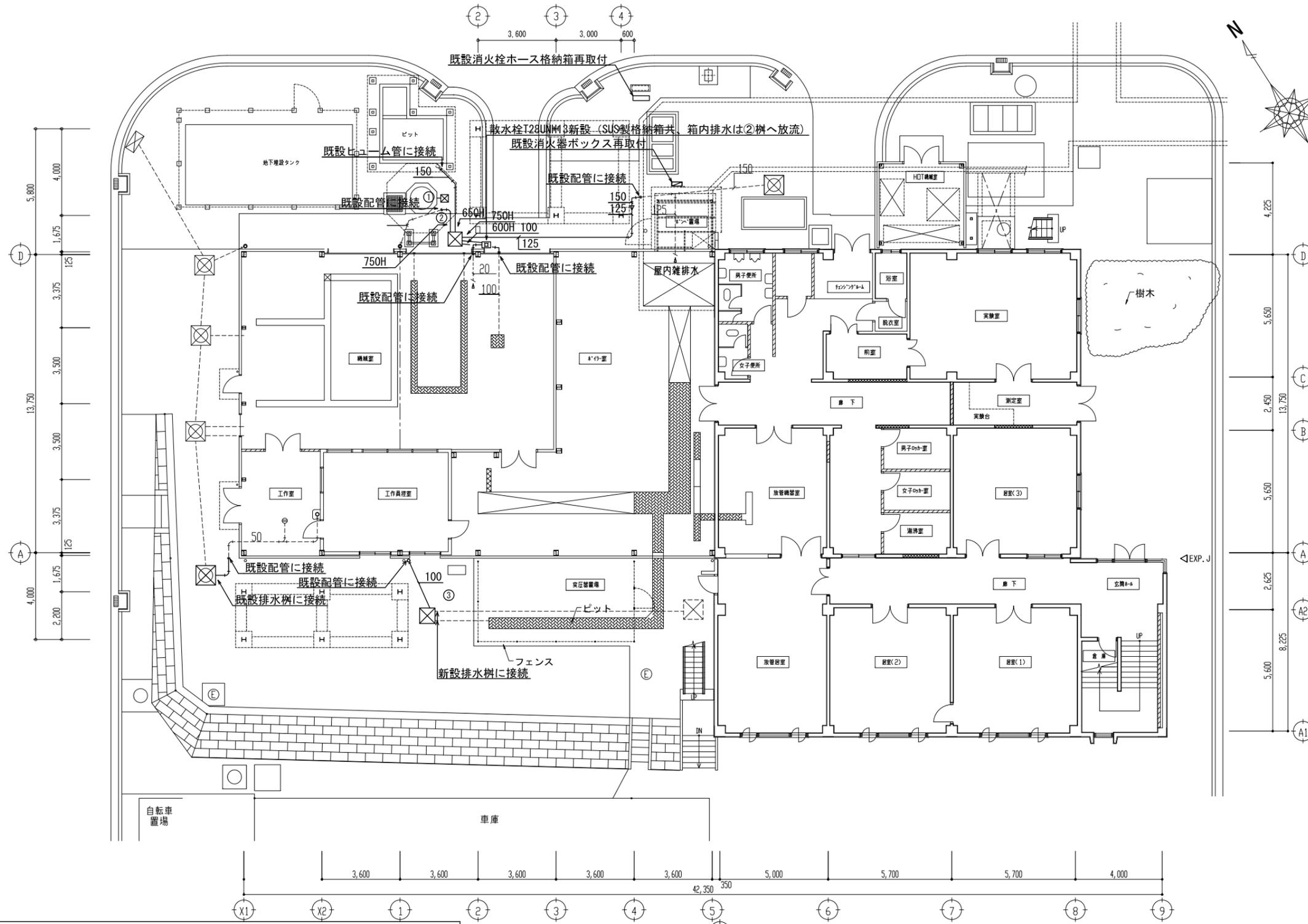
GM	藤田 聡	TM	高坂 茂行	照査	近藤 英則	日付	2025/2	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 番号	248564
管理技術者 資格別一級建築士	藤井 章男	担当	木村 友人	担当		縮尺	A1:1/100 A3:1/200		図面 番号	M-006



記号	樹種別	樹サイズ	樹深さ	備考
①	排水浸透樹	450x450	450	樹蓋共撤去
②	排水樹	700x700	1,250	樹蓋共撤去
③	排水樹	600x600	1,310	樹蓋共撤去
④	排水樹	1100x1100	650	樹蓋共撤去

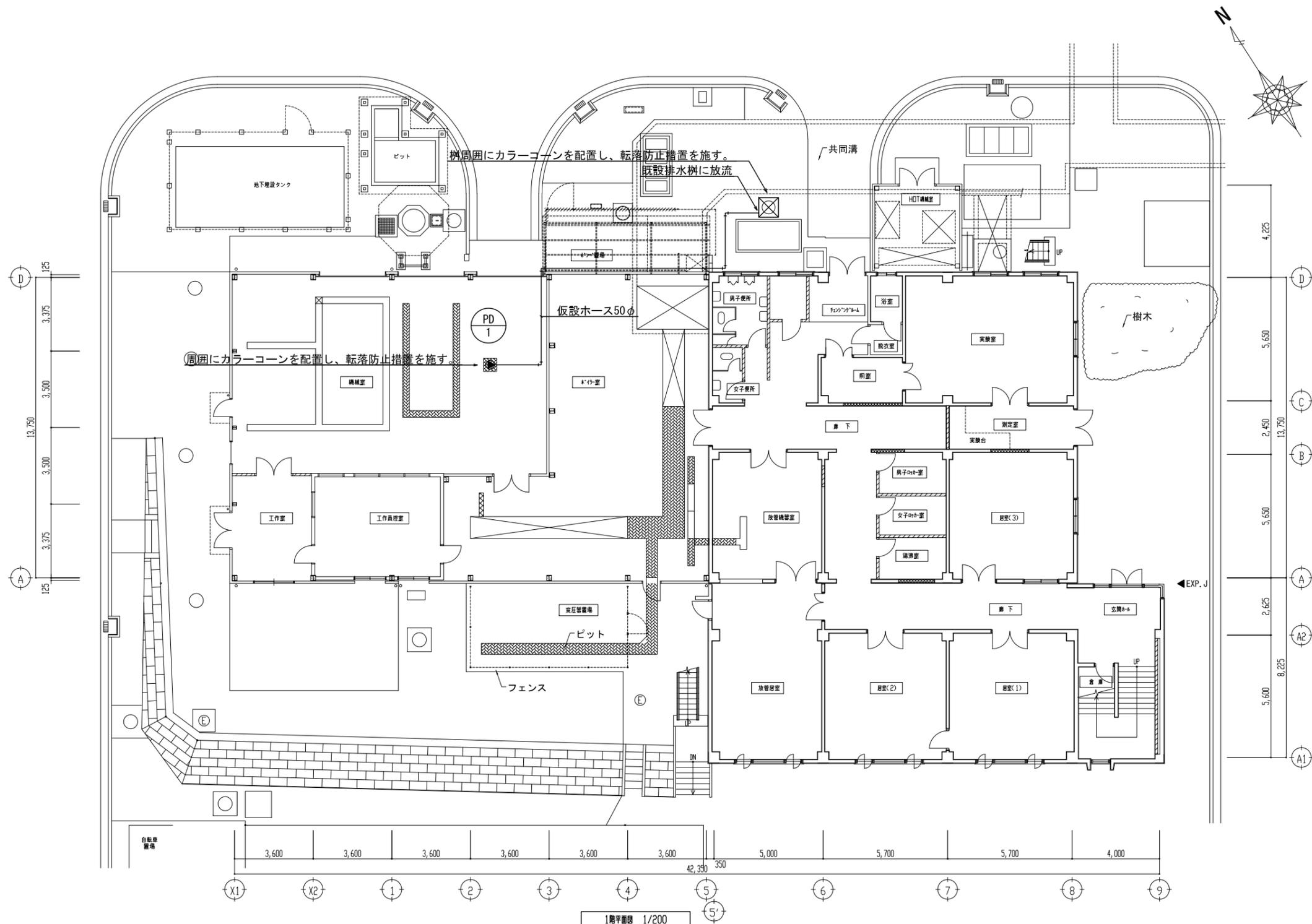
注記)
 ・特記無き配管は地中配管を示す。
 ・×: は既設配管撤去か所を示す。
 特記無き配管・器具は、残置とする。

記号	名称	管種
---	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)
---	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)



樹リスト				
記号	樹種別	樹サイズ	樹深さ	備考
①	排水浸透樹	RC-1	350x350	450 MHA450
②	排水樹	RC-3	600x600	900 MHA600
③	排水樹	RC-3	600x600	650 MHA600

図中凡例		
記号	名称	管種
---	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)
---	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)



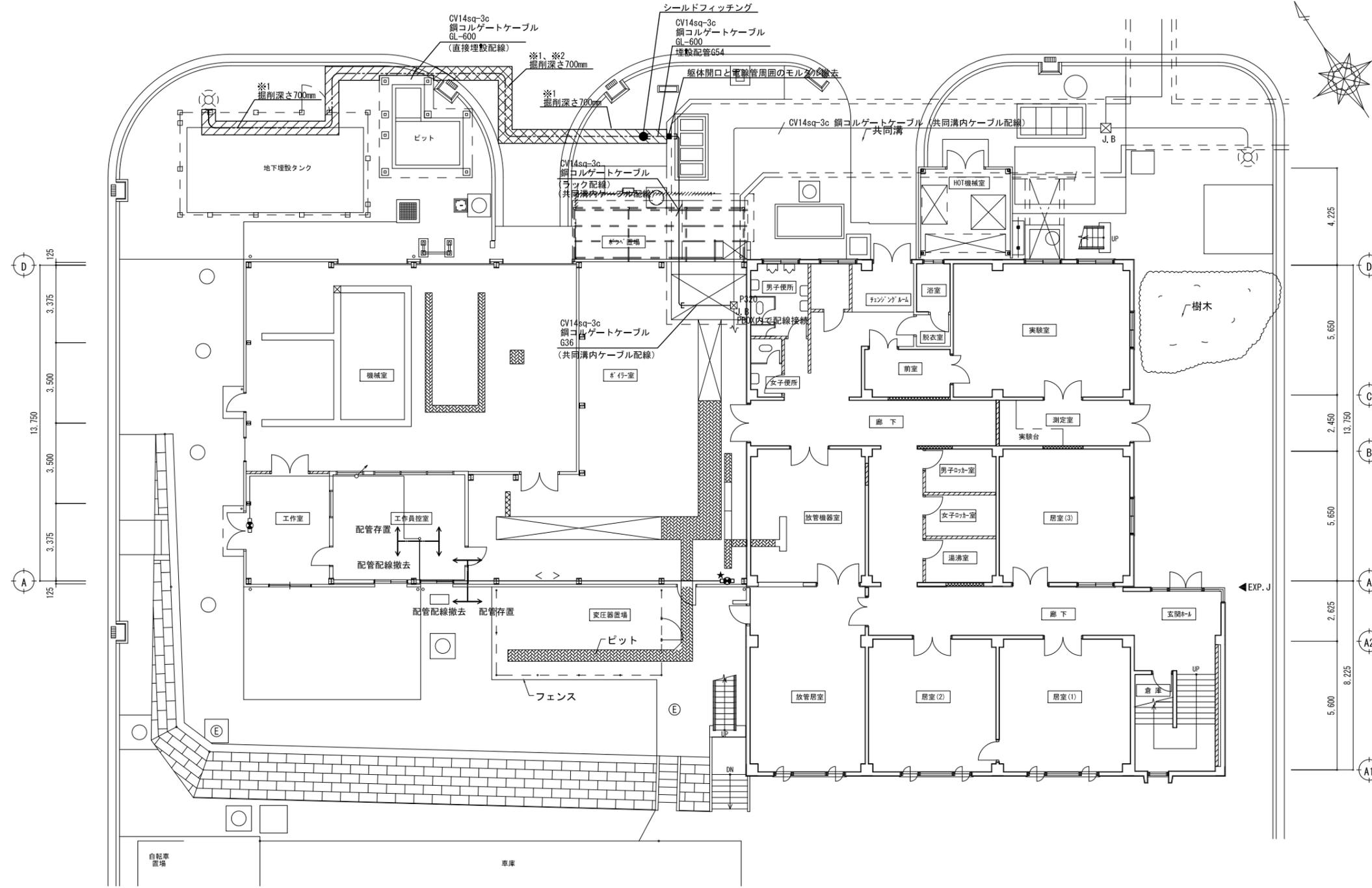
仮設機器表								
機器番号	名称	形式	電気容量		台数	設置場所	備考	
			φ	V				kW
PD-1	排水ポンプ	型式： 水中ポンプ 自動運転（電極式）方式 仕様： 50mm×100L/min×8m 付属品： 標準付属品 最低運転水位 165mm	1	100	0.4	1	1階 機械室	櫻川ポンプ製作所 型式UEX-40A 50Hz コンセントドラム20m1巻 仮設排水ホース（50A）20m 共

記事					
----	--	--	--	--	--



GM 藤田 聡	TM 高坂 茂行	照査 近藤 英則	日付 2025/2	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	設計 248564
管理技術者 藤井 章男	担当 木村 友人	担当	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	衛生設備 屋外排水仮設平面図	図面 M-009

※1 外灯用埋設配管の経路が不明であるため掘削等を行い経路の特定を行う。
 ※2 アスファルト舗装撤去・復旧は建築工事

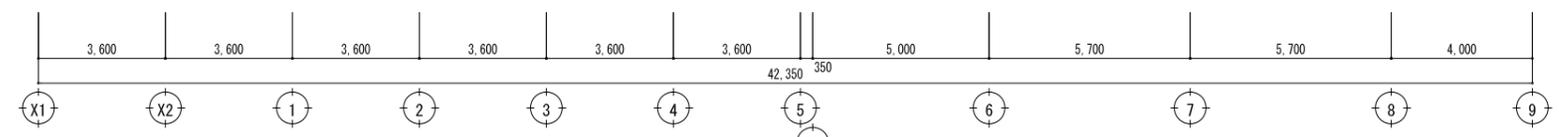


凡例

	誘導灯 直付 FL型
	外灯 ナトリウム照明器具
	P320 PBOX SS300×300×200
	掘削範囲
	掘削・埋戻し範囲
	掘削・埋戻し範囲(アスファルト舗装あり)
	取外し

配管配線
 1. 配管配線は下記とする。
 ・特記なき配線は、IV1.6×2 (19)
 ・配線記号に<>の記載のあるものは、配線のみ撤去とし、電線管は残置とする。
 ・配管配線は、図示する。
 ・撤去は太線、残置は細線で示す。

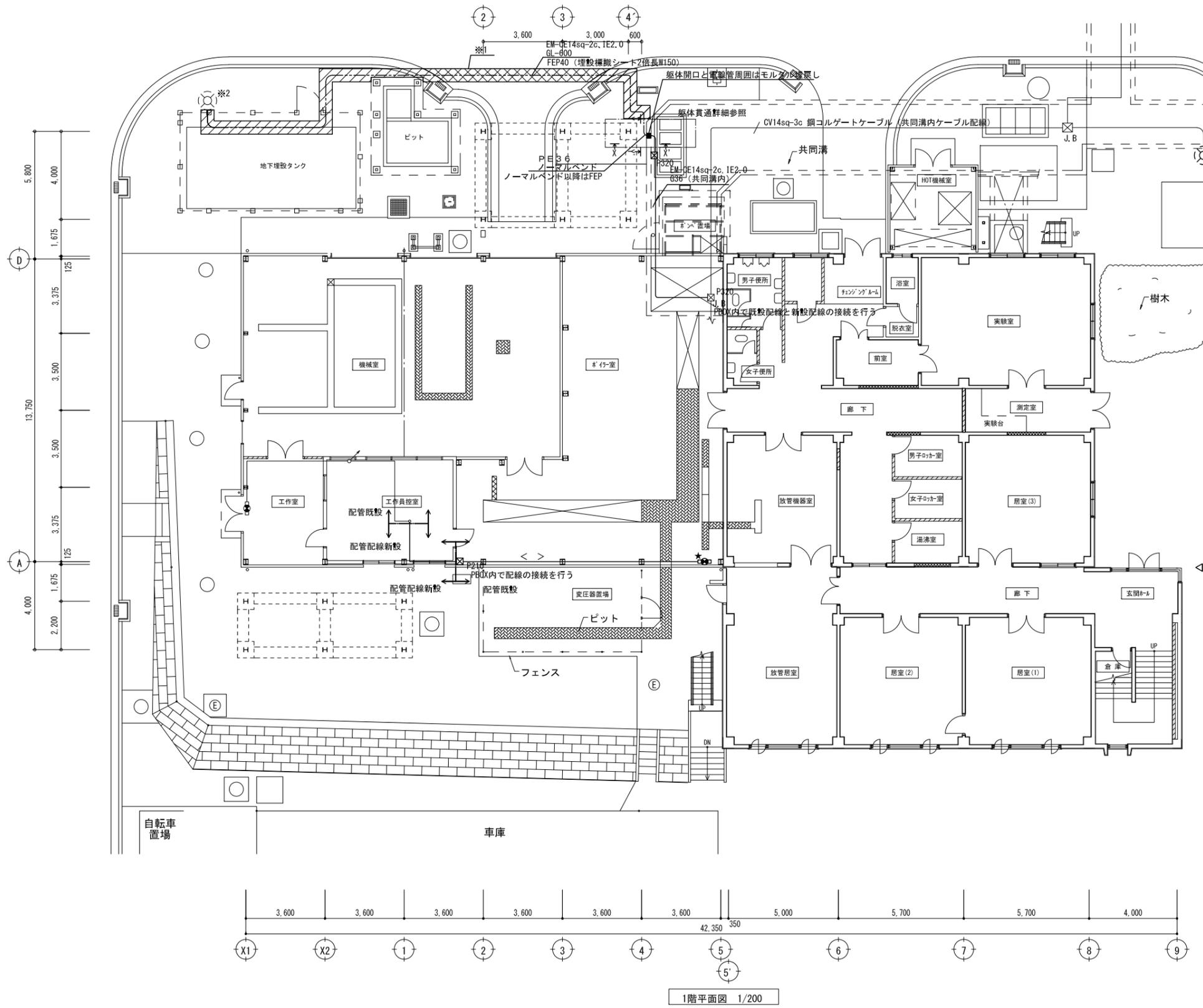
工事概要
 1. 工事概要は下記とする。
 ・特記なき配管配線撤去



1階平面図 1/200

記事					 株式会社ニュージェック一級建築士事務所	GM	TM	調査	日付	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械機室耐震改修工事	設計 番号	248564	
						藤田 聡	上原 仁	近藤 英則	2024/12		管理技術者 棟造設計一級建築士 第0013号 藤井 章男		担当

※1 アスファルト舗装の撤去・復旧は建築工事
 ※2 外灯については別途工事で更新するため、既設街灯への接続は行わない。



凡例

	誘導灯 直付 FL型
	外灯 ナトリウム照明器具
	P320 PBOX SS300×300×200
	P210 PBOX SS200×200×100
	埋戻し範囲
	掘削・埋戻し範囲
	掘削・埋戻し範囲(アスファルト舗装あり)
	再取付け

配管配線

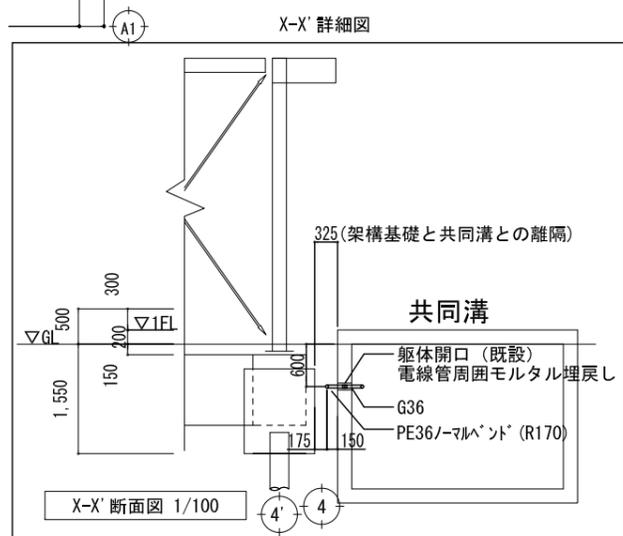
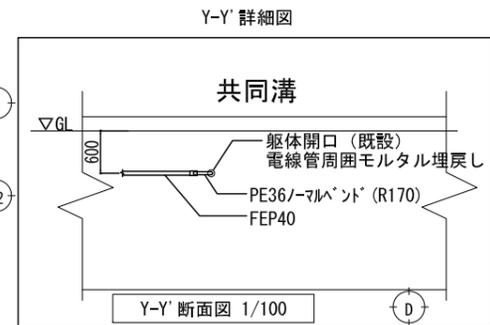
1. 配管配線は下記とする。

・特記なき配線は、EM-IE 1.6×2 (19)	新設
・配管配線は、図示する。配線はEM-IE	新設
・配線記号に<>の記載のあるものは、配線のみ新設とし、電線管は既設とする。	
・新設は太線、既存は細線で示す	
・特記なき既存配線は、IV1.6×2 (19)	既設
・PEはポリエチレンライニング電線管を示す	新設

工事概要

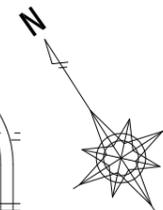
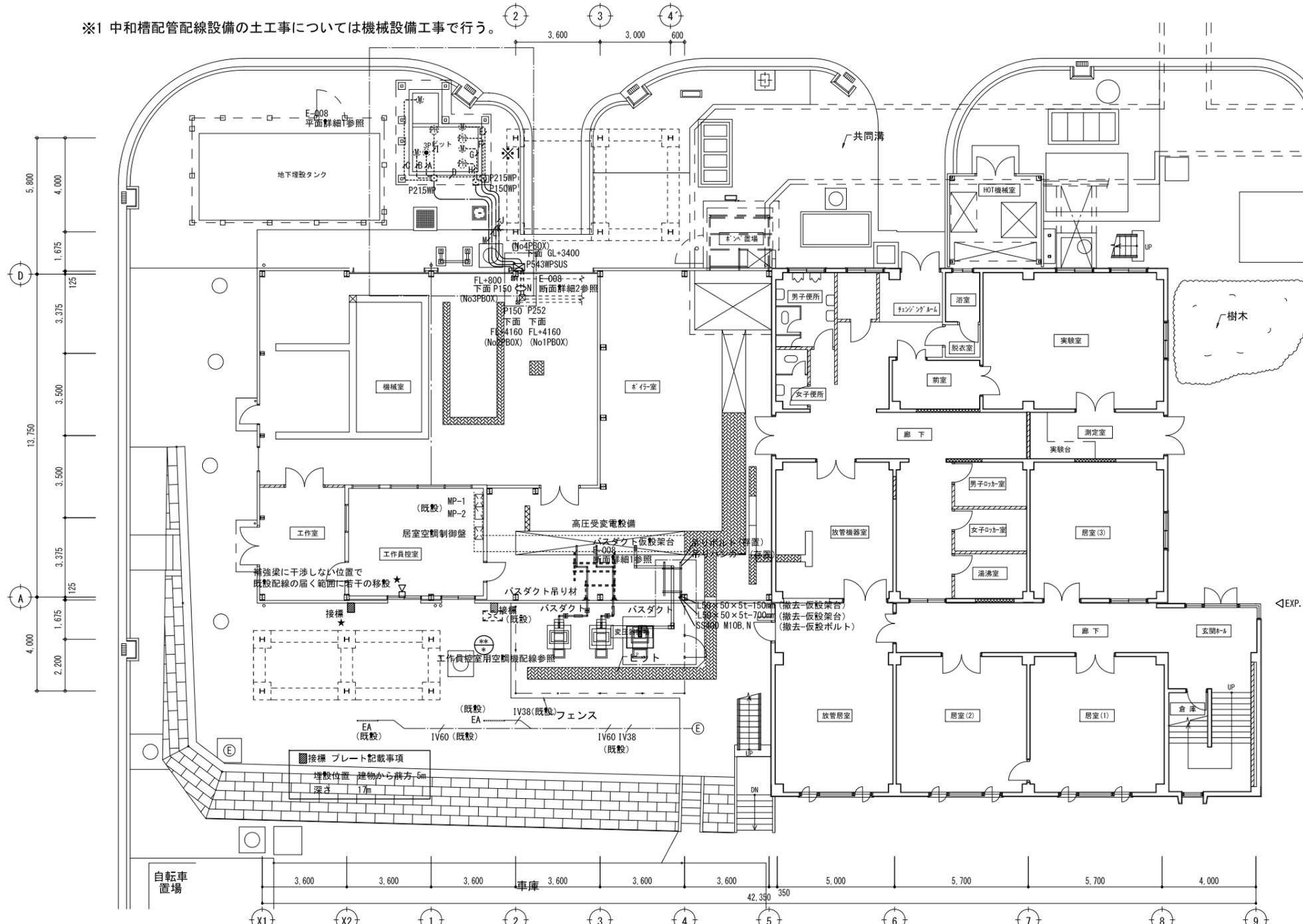
1. 工事概要は下記とする。

- ・配管配線新設と既設配線接続



1階平面図 1/200

※1 中和槽配管配線設備の土工事については機械設備工事で行う。



凡例

□	制御盤
□P210	PBOX SS200×200×100
□P210WP	PBOX SS200×200×100WP
□	PBOX記号にJと記載は、弱電系PBOXを示す
□P543WPSUS	PBOX SUS500×400×300 WP
■	接地極埋設機 プレート
—EA	接地極 EA

配管配線
1. 配管配線は下記とする。
・配管配線は、図示する。
・新設は太線、既存は細線で示す。

配管配線 (中和槽用配管配線) 新設配線はEMケーブルとする

1. 配管配線は下記とする。		配線引戻し・撤去・残置
—A	GEE 2sq-3C (G22)	配線新設・配管既存
—B	GE 3.5sq-3C E2sq (G22)	配線新設・配管既存
—C	GE 2sq-3C E2sq (G22)	配線新設・配管既存
—D	GEE 2sq-3C (G36)	配線新設・配管既存
—E	GE 3.5sq-3C E2sq GE 2sq-3C E2sq	配線新設・配管既存
—F	GE 2sq-3C E2sq (G22)	配線新設・配管既存
—G	GEES 2sq-2C (G22)	配線新設・配管既存
—H	GEES 2sq-2C (G22)	配線新設・配管既存
—I	GEES 2sq-2C (G22)	配線新設・配管既存
—J	GEE 2sq-3C (FEP40)	No4PBOXから屋外PBOXまでFEP埋設 埋設配管新設、配線新設
—K	GE 3.5sq-3C E2sq GE 2sq-3C E2sq	No4PBOXから屋外PBOXまでFEP埋設 埋設配管新設、配線新設
—L	GEES 2sq-2C (FEP30)	No4PBOXから屋外PBOXまでFEP埋設 埋設配管新設、配線新設
—M	GEES 2sq-2C (FEP30)	No3PBOXから屋外PBOXまでFEP埋設 埋設配管新設、配線新設
—N	GEE 2sq-3C GE 3.5sq-3C E2sq (C39) GE 2sq-3C E2sq GE 2sq-3C E2sq (C31) GE 2sq-3C E2sq GEES 2sq-2C (C31) GEES 2sq-2C (C31)	No1PBOXからNo4PBOXまで配管新設 配線新設 No2PBOXからNo4PBOXまで配管新設 配線新設 No1、No2PBOX内で、既設配線と新設 配線の接続を行うこと。

配管配線 (作業員控室用配管配線)

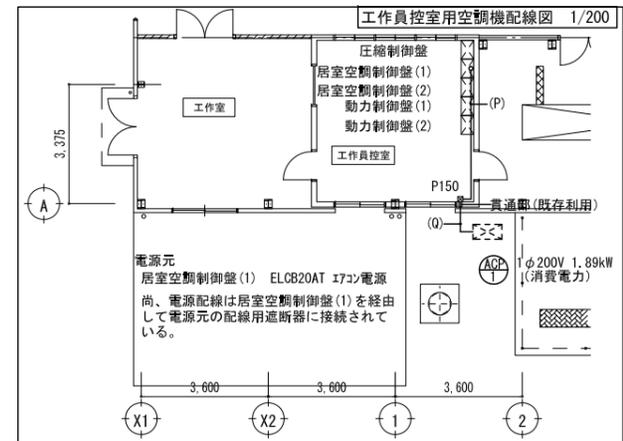
—P	GE 3.5sq-2C E2sq (C25)	配管既存、配線新設
—Q	GE 3.5sq-2C E2sq (G22)	配管新設、配線新設

工事概要
1. 工事概要は下記とする。
・接地極埋設機的位置変更再取付け
・バスダクト吊り材再取付け (ボルト調整)
・中和槽関係配管配線の撤去、埋設配管新設

凡例 (弱電設備)

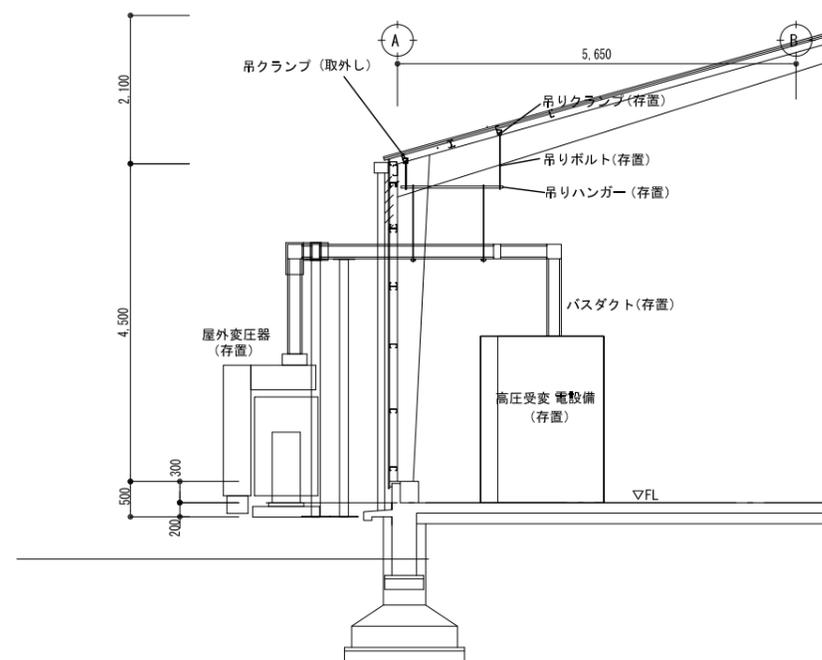
□	ページングトランペットスピーカ 21cm 10W
★	再取付け

工事概要
1. 工事概要は下記とする。
・トランペットスピーカ再取付け
補強梁に干渉しない位置で、既設配線の届く範囲
に移設

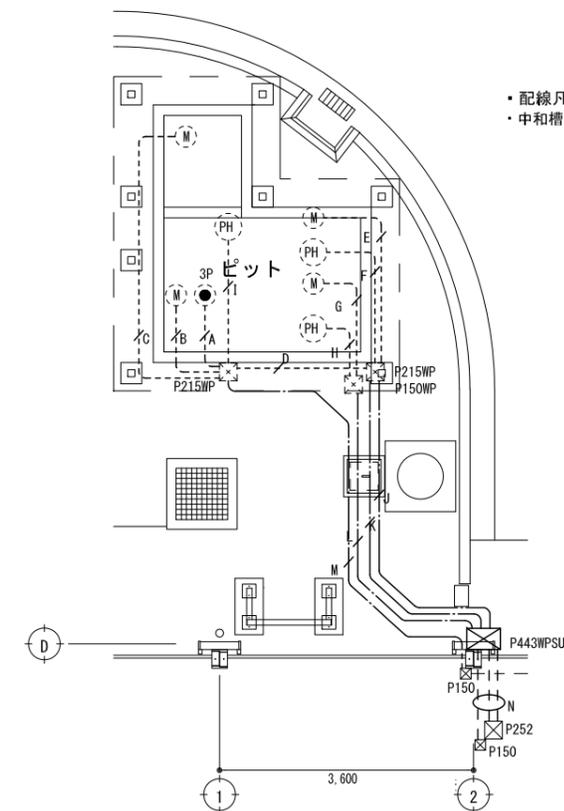


1階平面図 1/200

断面詳細1 バスダクト吊り材断面詳細 (改修前)

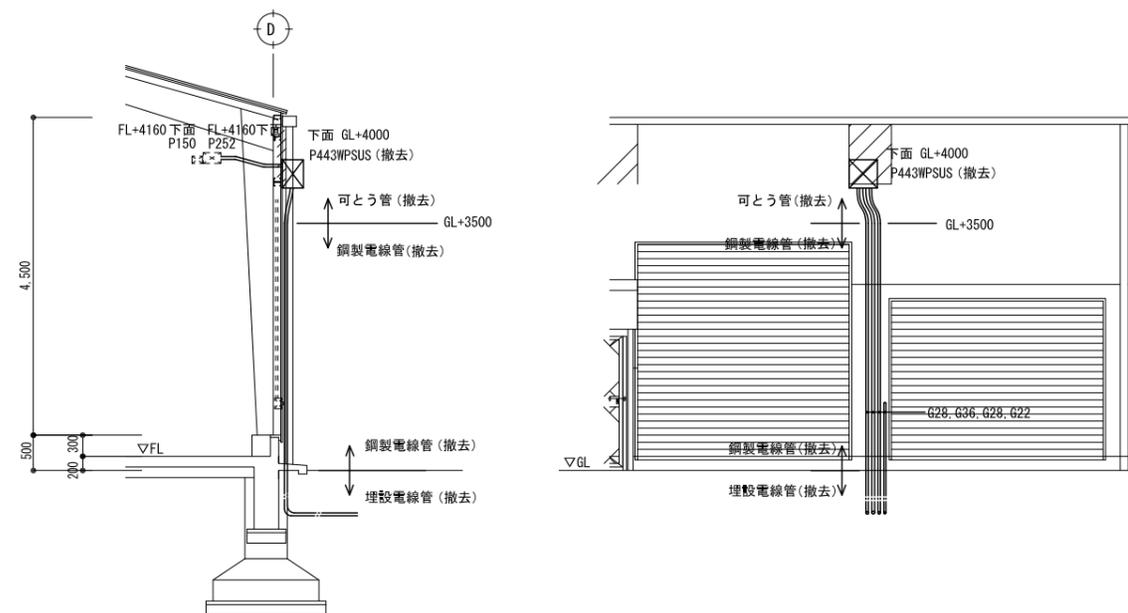


平面詳細1 中和槽関連配管配線詳細 (改修前)



- ・配線凡例は、E-003参照
- ・中和槽配管配線設備の土工については機械設備工事で行う。

断面詳細2 中和槽関連配管配線外壁部分詳細 (改修前)

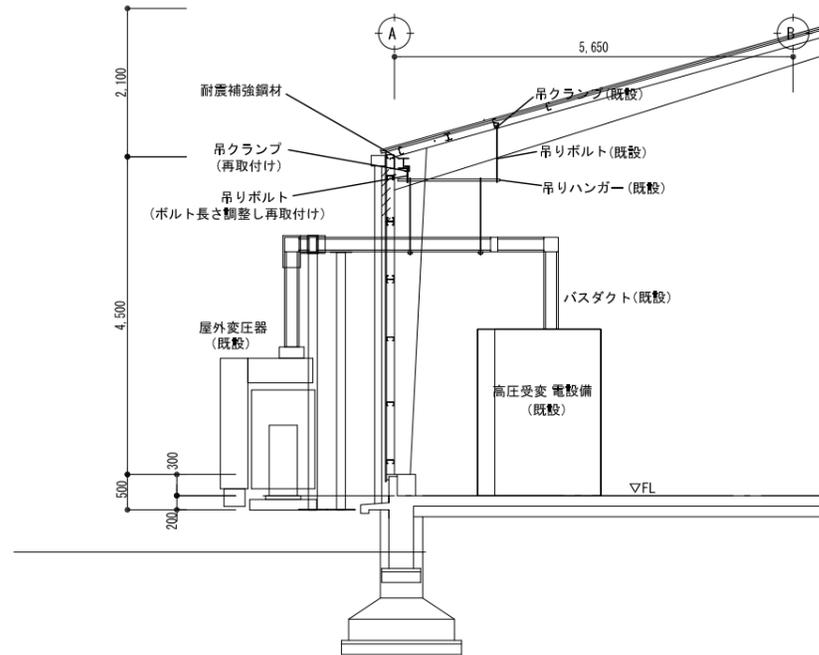


記事				

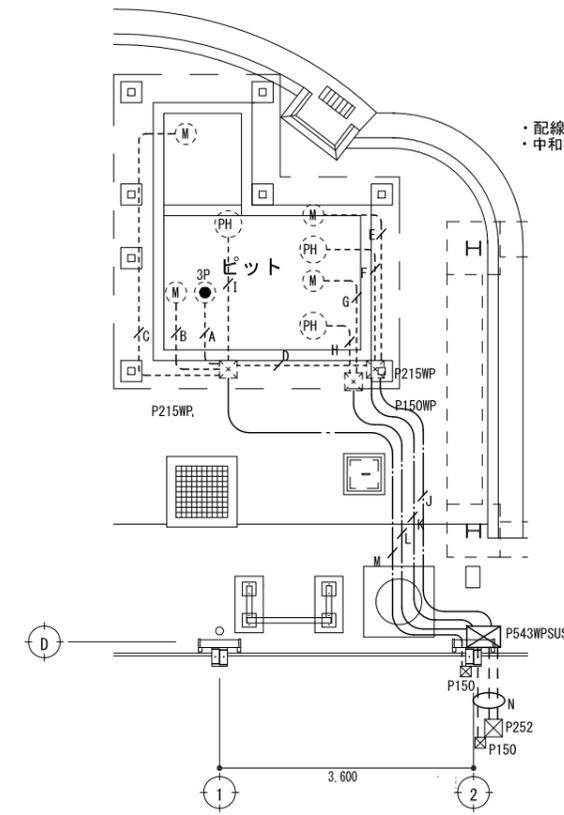


GM	TM	調査	日付	設計	図面	訂正
藤田 聡	上原 仁	近藤 英則	2024/12	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械機室耐震改修工事	248564	
管理技師 棟造 毅一級建築士 第0013号 藤井 章男	担当 坂口 広之	担当 上原 仁	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	詳細図 (改修前)	E-007	

断面詳細1 バスダクト仮設吊材断面詳細 (仮設撤去)

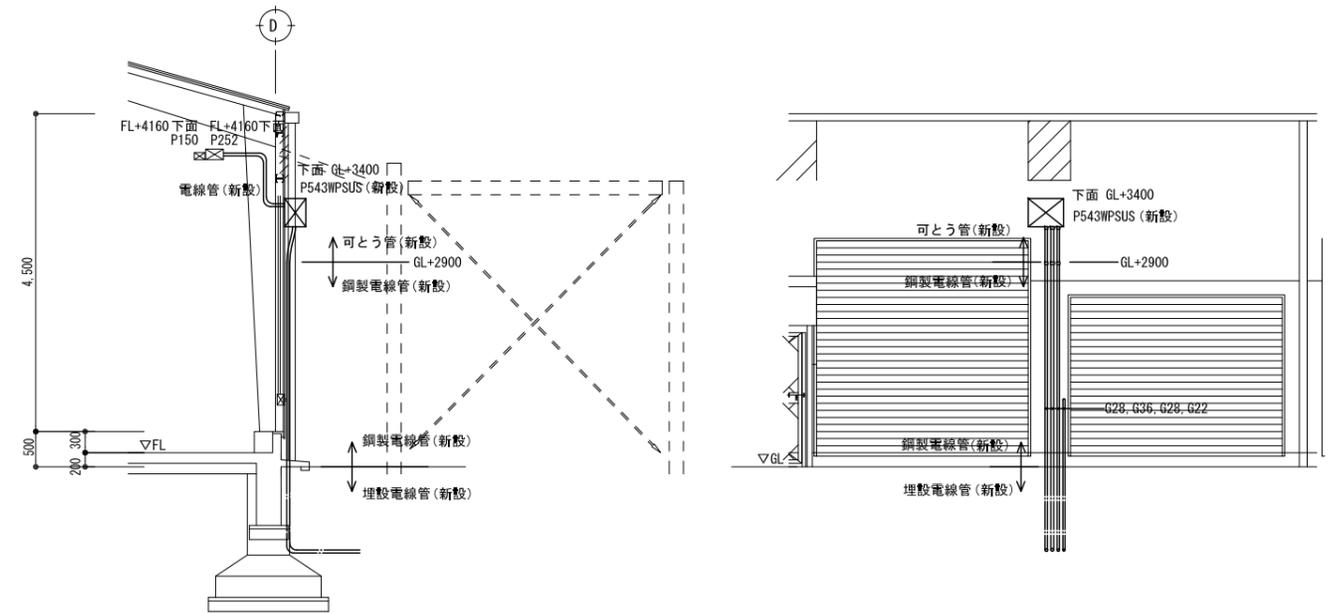


平面詳細1 中和槽関連配管配線詳細 (改修後)



- ・配線凡例は、E-004参照
- ・中和槽配管配線設備の土工事については機械設備工事で行う。

断面詳細2 中和槽関連配管配線外壁部分詳細 (改修後)

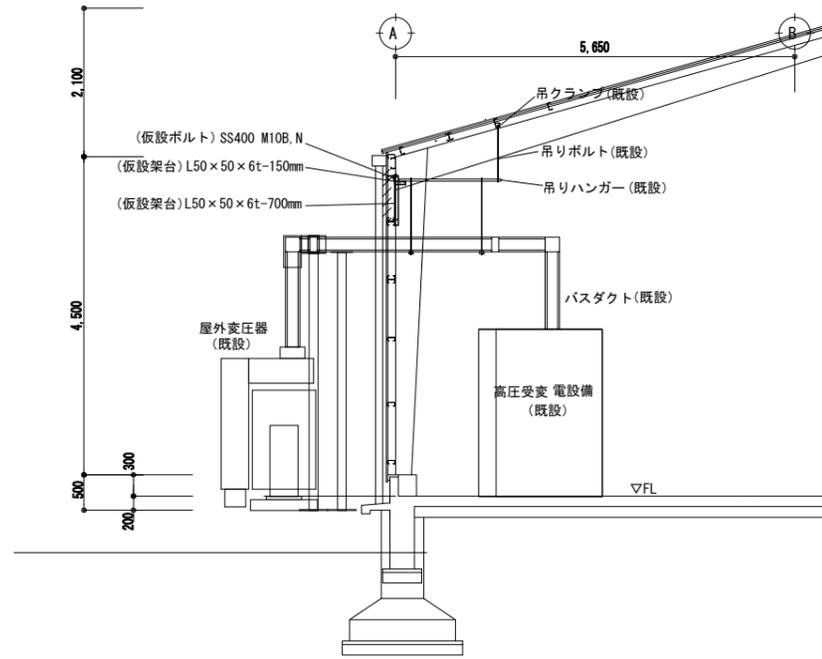


記事				

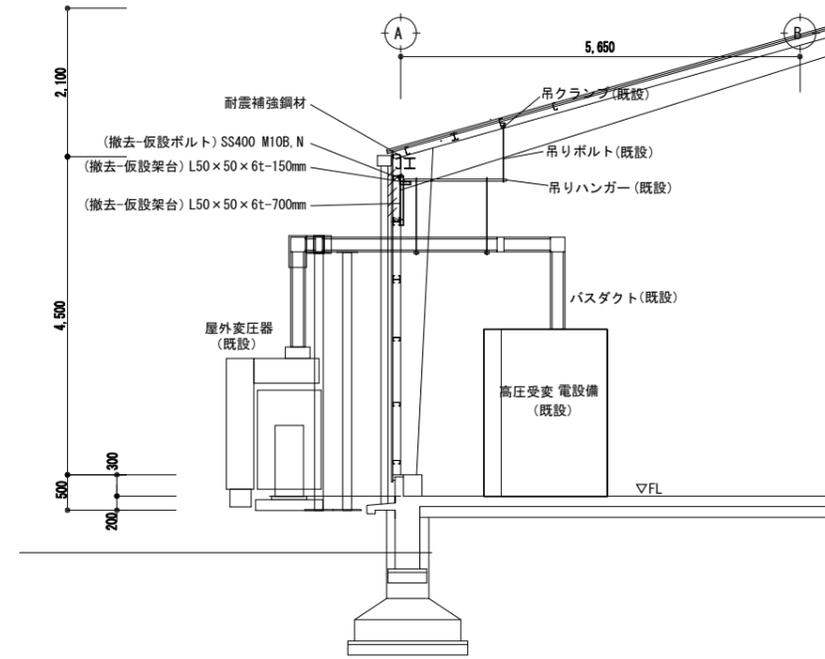
GM	TM	調査	日付	設計	図面	訂正
藤田 聡	上原 仁	近藤 英則	2024/12	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械棟機械室耐震改修工事	248564	
管理技師 棟造 俊一 第0013号	担当 藤井 章男	担当 坂口 広之	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	詳細図 (改修後)	E-008	

仮設備

断面詳細1 バスダクト仮設吊材断面詳細 (仮設時)

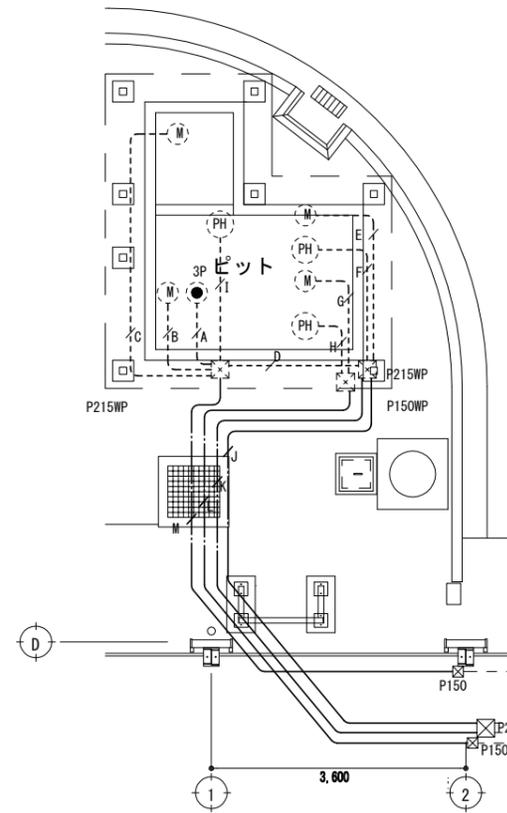


断面詳細2 バスダクト仮設吊材断面詳細 (仮設撤去)



平面詳細1 中和槽関連配管配線詳細 (仮設) ※1

※1: 仮設終了後は仮設撤去を行うこと。 配線凡例は、E-009参照



記事					

NEJEC
株式会社 ニュージェック 一級建築士事務所

GM	TM	照査	日付	設計 番号	248564
藤田 聡	上原 仁	近藤 英剛	2024/12	R7大洗研 廃棄物管理施設 管理機械機械室耐震改修工事	
管理技術者 構造設計一級建築士 第0013号	担当	担当	縮尺	図面 番号	E-011
藤井 章男	坂口 広之	上原 仁	A1: 1/50 A3: 1/100	詳細図 (仮設備)	訂正